

総務企画委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月12日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後3時31分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会の認定について（企画部、出納認定第1号 事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 又吉清義
副委員長 島尻忠明
委員 仲村家治 花城大輔
仲田弘毅 山里将雄
当山勝利 國仲昌二
西銘純恵 渡久地修
當間盛夫 上原快佐

欠席委員

委員 平良昭一

説明した者の職・氏名

企画部長 金城敦
企画調整統括監 武田真
企画振興統括監 谷合誠
企画調整課 S D G s 推進室長 平良秀春
企画調整課副参事 宮城直人
企画調整課主幹 玉城正博
交通政策課長 大嶺寛
交通政策課 公共交通推進室長 比嘉学
県土・跡地利用対策課 跡地利用推進監 池村博康
科学技術振興課長 大城友恵

参事兼デジタル社会推進課長 石川欣吾
情報基盤整備課長 與儀尚
地域・離島課長 高嶺力志
市町村課長 真栄田義泰
市町村課副参事 佐久本愉
会計管理者 名渡山晶子
監査委員事務局長 大城博
人事委員会事務局長 茂太強
議会事務局長 山城貴子

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会認定第1号の決算の調査を議題といたします。

まず初めに、企画部長から企画部関係予算の概要の説明を求めます。

金城敦企画部長。

○金城敦企画部長 皆様おはようございます。

それでは、ただいま通知しました、企画部の令和4年度歳入歳出決算説明資料について御説明いたします。

資料の1ページを御表示ください。

企画部は一般会計のみとなっており、所管の歳入決算総額は、予算現額（A欄）317億4870万5600円に対し、調定額（B欄）252億3626万7644円、収入済額（C欄）252億3558万7444円、不納欠損額（D欄）0円、収入未済額（E欄）68万200円となっております。

款ごとに御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額563万9000円、調定額237万708円で同額収入済みであります。これは主に、行政財産使用許可に係る使用料収入であります。

（款）国庫支出金は、予算現額291億9120万3200円、調定額231億9045万3234円で同額収入済みであります。これは主に、（項）国庫補助金の沖縄振興特別推進交付金や、（項）委託金の参議院議員通常選挙費で

あります。

(款) 財産収入は、予算現額 2 億 4576 万 5000 円、調定額 2 億 4655 万 1659 円で同額収入済みであります。財産収入の主なものは、(項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入における沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料であります。

資料 2 ページを御覧ください。

(款) 繰入金は、予算現額 8 億 8519 万 1000 円、調定額 8 億 6096 万 7401 円で同額収入済みであります。これは主に、沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金からの繰入れであります。

(款) 諸収入は、予算現額 7 億 240 万 7400 円、調定額 6 億 5382 万 4642 円で、収入済額 6 億 5314 万 4442 円で、収入未済額 68 万 200 円となっております。諸収入の主なものは、(項) 貸付金元利収入の地域総合整備資金貸付金元利収入であります。収入未済は、(項) 雑入 (目) 雑入の沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業の交付決定取消しに係る返還金であります。

(款) 県債は、予算現額 7 億 1850 万円、調定額 2 億 8210 万円で同額収入済みであります。これは主に、テレビ放送運営事業費に係る起債であります。

3 ページを御覧ください。

令和 4 年度一般会計歳出決算について御説明申し上げます。

企画部の予算は (款) 総務費に計上されております。

歳出決算総額は、予算現額 (A 欄) 399 億 5267 万 2600 円に対し、支出済額 (B 欄) 325 億 2388 万 3094 円、翌年度繰越額 (C 欄) 57 億 299 万 3460 円、不用額 (D 欄) 17 億 2579 万 6046 円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は 81.4%、繰越額の割合である繰越率は 14.3% であります。

翌年度繰越額 (C 欄) について御説明申し上げます。

(項) 企画費の繰越額 22 億 2860 万 8460 円のうち (目) 企画総務費 1 億 2320 万円は、通信施設改修事業においては、現地調査の結果、当初想定より工事箇所が増加したことにより、年度内の完了が困難となったことによる繰越しであります。

(目) 計画調査費 21 億 540 万 8460 円は、沖縄県交通安全・安心確保支援事業、テレビ放送運営事業費、八重山地区ラジオ中継局強化支援事業、離島地区情報通信基盤高度化事業においては、対象事業者が多いため、検査、補助額の確定等の作業に時間を要することや、世界的な半導体不足等により、物流遅延により製品調達に日数を要することが判明

したことなどにより、年度内に完了することが困難であったことに伴う繰越しであります。

(項) 市町村振興費の繰越しは、(目) 沖縄振興特別推進交付金 34 億 7438 万 5000 円となっており、主な要因としては、実施設計の見直しに伴う事業期間見直し等によるものであります。

不用額 (D 欄) の主なものについて御説明申し上げます。

(項) 総務管理費の不用額 1150 万 3565 円は、主に駐留軍用地跡地利転用促進事業において、追加搭載する図面等データが当初想定していたより少なく、また、データ変換等に係る時間数の削減も図られたことに伴う委託料の執行残、特定駐留軍用地等内土地取得事業における公有財産購入費の執行残によるものであります。

(項) 企画費の不用額 2 億 4198 万 8261 円のうち (目) 企画総務費に係る主なものは、職員費における、人事異動に伴う人件費の執行残によるものであります。

(目) 計画調査費に係る主なものは、石油製品輸送等補助事業費における、石油製品の輸送実績が当初見込みを下回ったことによる補助金の執行残、沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業における委託料の執行残、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業における、新型コロナウイルスの影響により派遣の辞退を申し出た学校があったことによる委託料の執行残などによるものであります。

(項) 市町村振興費の不用額 13 億 4659 万 6202 円は、主に (目) 沖縄振興特別推進交付金において、市町村事業における入札残及び事業計画の変更等による交付金の執行残であります。

(項) 選挙費の不用額 7912 万 9666 円は、主に県知事選挙及び県議会議員補欠選挙費の投開票所等の経費である市町村交付金の実績額が当初予定を下回ったことによる執行残であります。

(項) 統計調査費の不用額 4657 万 8352 円は、主に職員費における人事異動に伴う人件費の執行残であります。

以上で、企画部所管の令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

○名渡山晶子会計管理者 おはようございます。

出納事務局所管の令和 4 年度一般会計歳入歳出決

算の概要につきまして、説明資料に基づき御説明をさせていただきます。

ただいま表示しました令和4年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは資料の1ページを御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

予算現額の計(A)欄は33万円で、(款)使用料及び手数料、(款)財産収入、(款)諸収入の合計となっております。

調定額(B)欄は19億950万2544円で、収入済額(C)欄も同額となっております。

(款)使用料及び手数料の(項)証紙収入については、各部局で予算を計上していることから、予算現額の計(A)欄は0円となっております。

証紙収入の調定額及び収入済額については、出納事務局売りさばき分を計上しております。

次に、資料の2ページの歳出決算状況について御説明いたします。

予算現額の計(A)欄は6億4823万3000円で、内訳は(款)総務費(項)総務管理費となっております。

支出済額(B)欄は5億8612万1252円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は90.4%となっております。

不用額は6211万1748円で、その主なものは、人件費の執行残となっております。

以上で出納事務局の令和4年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

大城博監査委員事務局長。

○大城博監査委員事務局長 委員の皆様おはようございます。

それでは、監査委員事務局所管の令和4年度歳入歳出決算の概要につきまして、令和4年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

初めに、歳入決算の状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和4年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳入総額は、予算現額の(A)欄1万3000円に対し、調定額(B)欄と収入済額(C)欄は同額で1万7588円となっております。その内訳

は、(款)諸収入(項)雑入の会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れであります。

次に、歳出決算の状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和4年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

監査委員事務局の歳出総額は、予算現額(A)欄の1億9027万円に対し、支出済額(B)欄は1億8427万427円で、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は96.8%となっております。不用額は599万9573円で、その主なものは、旅費及び委託料等の執行残となっております。

以上で監査委員事務局所管の令和4年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

茂太強人事委員会事務局長。

○茂太強人事委員会事務局長 おはようございます。

人事委員会事務局所管の令和4年度歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

それでは歳入決算状況について御説明いたします。

ただいまタブレットに表示しました令和4年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

人事委員会事務局の歳入総額は、(款)諸収入、収入済額(C)欄が184万6952円となっております。その主な内容は、公平審査・苦情相談業務の受託経費、警察官採用共同試験の実施に係る経費であります。調定額に対する収入済額の割合は100%となっております。

続きまして歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示しました令和4年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

(款)総務費(項)人事委員会費の歳出総額は、予算現額(A)欄1億8127万6000円に対し、支出済額(B)欄1億6914万4361円、執行率は93.3%となっております。

また、不用額は1213万1639円であり、その主な内容は、人件費及び旅費の執行残であります。

以上で人事委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係決算事項の概要の説明を求めます。

山城貴子議会事務局長。

○山城貴子議会事務局長 おはようございます。

よろしくお願ひいたします。

それでは、議会事務局所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、歳入決算について御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しました令和4年度一般会計歳入決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳入総額は、(B)欄の調定額255万8600円に対し、(C)欄の収入済額が255万8600円で、収入比率は100%となっております。

収入済額のうち、(款)使用料及び手数料41万2494円は、議会棟1階ラウンジ等の建物使用料であります。

(款)諸収入の214万6106円は、1階ラウンジ等の電気代等の雑入であります。

次に、歳出決算について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和4年度一般会計歳出決算状況を御覧ください。

議会事務局の歳出総額は、(A)欄の予算現額14億3477万6000円に対し、(B)欄の支出済額が13億7843万3392円、不用額が5634万2608円で、執行率は96.1%となっております。

不用額の主な内容を(目)別に御説明しますと、(目)議会費の不用額2701万6836円は、旅費等の執行残となっております。

次に、(目)事務局費の不用額2932万5772円は、職員費、役務費等の執行残となっております。

以上が議会事務局所管の歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○又吉清義委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願ひします。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑・答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願ひいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当ページを

表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 お願いします。

企画部のほうの主要事業の成果報告書から少しお聞きします。

まずはバス路線の補助事業についてお聞きしますけれども29ページです。今、皆さんはこの主要施策の報告書を見ますと37系統の路線バスに補助をしたと。その確保維持を図ったというふうにあるんですけども、令和3年度と比較してこの対象路線はどう変わっているのか、増減しているのか。

また、もし分かれば、まだ令和5年度中ではあるんですけども、令和5年度の比較も分かれば教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 補助対象路線については、令和3年度は37系統で、令和4年度も同じ37系統、令和5年度は39系統となっております。

○山里将雄委員 そんなに減ってはいないという感じなんですけれども、運転士不足等々で路線が整理されると新聞にも載っていたんですけども。

最近、この2024年問題というのが、またこれも今ちょっと問題になっているんですけども、まずこの2024年問題というのはどういうことなのか教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 2024年問題につきましては、国において働き方改革の一環として、新たに1日の拘束時間やこの時間外労働時間の上限規制を設けることとして、労働基準法を改正してございまして、2019年4月から施行されております。

その際に、工作物の建設の事業と自動車運転の業務、医療に従事する医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業、この4種については5年の適用猶予がなされておりましたが、2024年4月よりこれらの業務についても、この改正労働基準法が適用されるということになっております。

○山里将雄委員 これについて2024年度からということなんですけれども、既にもう影響が出ていると聞いているんですけど、その辺はどうですか。

○大嶺寛交通政策課長 バス事業者においては、今年4月からこのような上限規制が適用されますので、これに備えて路線ダイヤの改正を現在行っているところでございます。

○山里将雄委員 今、運転士不足が問題になってい

る中で、さらに運転士が不足するということであれば、いわゆる北部等々の住民の足がなかなか確保できないところにとって、非常にゆゆしき問題になってくるんですね。これ、今県としてどんな対応を考えていらっしゃるでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 県としては、やはりおっしゃるように、コロナ前からもう高齢化が進んでいて、運転士不足はいろいろ懸念されておりましたが、コロナによる離職もいろいろございましたので、運転士不足を解消する方向に向けて、バス事業者の二種免許取得の支援であったりとか、求人広報活動、そういったものの支援、そういったところを今は強化しているところでございます。

○山里将雄委員 皆さん今回の補正とかでも、このバスの運転士の確保についていろいろと補助事業の提案もあったんですけども、このバス路線の確保については、本当にこれもう、いわゆる田舎のほうにとっては深刻な問題なので、もう抜本的な何かやらないとこのままではどうしようもないような気がしているんですよ。その辺をしっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。何かその辺はありますか。

○大嶺寛交通政策課長 この辺につきましては、この交通政策に係る法定協議会とかそういったものもいろいろ立ち上げてございまして、このブロックごとに地域の方たち、地元の市町村も含めて地域の方たちと現在意見交換をしているところでございまして、国、県、市町村や交通事業者、道路管理者、そういうふうな方たちと意見交換して、ぜひこの辺のこの路線を適切に維持確保していくことに努めていくというところでございます。

○山里将雄委員 取り残しのないように、知事が常に言っている。しっかりと取り組んでもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次、39ページのマイナンバーカード普及促進事業についてなんですけれども、今回令和4年度の決算ですので、この報告では大規模商業施設や企業等での出張、申請の受付とか、それから広報活動をたくさんやったとか、そういう報告になっているんですけども、御承知のとおり令和5年度において、このマイナンバーカードに係る様々な不祥事と申しますか、発覚しました。

皆さん、この事業は令和5年、今現在も令和4年と同じように普及促進というスタンスは変わっていないわけですか。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

マイナンバー関連のトラブルについては、市町村や県庁内の関係部局と連携して伝達、情報共有を図って対応してきたところであります。昨年12月に開催された政府のマイナンバー情報総点検本部会議においても99.9%の完了が報告されたというところであります。

今後は関係省庁から示される再発防止策を踏まえながら、より適正な情報の管理や制度の運営に努めていきたいと思っております。そもそもマイナンバーカードというのは、确实・安全に本人確認・本人認証ができるデジタル社会の基盤として必要なツールとなっておりますので、オンラインで行政手続きができることのメリットも多々あると認識しており、あと今後は運転免許証との一体化も見込まれるなど、県民の利便性の向上に資するものと考えております。

県としては、より多くの県民の皆様マイナンバーカードをメリットとしていただけるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員 引き続き取り組んでいくということなんだけれども、こういった問題があって、このマイナンバーカードの申請を控えたり、それから返納ということも大分起きて、全国でも沖縄でもそうですけれども。これ今の普及状況というのは数字的に分かりますか。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

令和5年12月末現在の数字がありまして、沖縄県におけるマイナンバーカードの保有枚数率は約61%。ちなみに全国が今73%です。

○山里将雄委員 若干沖縄は少ないような状況があるようですけれども、これ9月には新聞にも載ってましたけれども、政府の個人情報審査会がデジタル庁と国税庁を行政指導したということなんですね。

この件について国から何らかの説明と申しますか、そういうことは県に対してあったのですか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

先ほどのデジタル庁から行政指導を受けたとか、そういうことについては個人情報保護委員会等からも通知等が県に対して出ておりますので、それを市町村にもこういうことがありましたよと配られておりますので、そういったところを周知しながら、我々も今度、総点検後の運用に向けて努力していくことになるかと思っております。

○山里将雄委員 国の省庁が同じ国の機関から行政

指導を受けると、これは本当にゆゆしき問題だというふうに思うんですね。

それから今年ですよ、12月から現行の保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するという、これはもう国は変えない、進めるといふに言っているんですけど、こんな問題が起きている中ではあるんですけども。もう既にマイナ保険証が使えるという状況もあるんですけども、去年11月には7か月連続で利用率が低下したと厚生労働省は発表しているんですよ。こんな問題がやっぱり、マイナンバーカードにはまだまだあるというふうに私は考えているんですけども、これ県民のいわゆる不利益にならないように、県としては、国の指導、指示ですので、やらなきゃいけないとは理解はするんですけども、まず県民を中心に、県民第一に考えていただいて、いま一度この事業について県として考えを整理して取り組んでもらいたい。これは要望として終わりたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今発信させていただきましたシームレスな陸上交通体系構築事業について、まず伺います。成果報告書のほうよろしくお願ひします。

まず最初に、コロナ禍により減少した路線バスの利用者数がいまだに戻っていないとあります。先ほどもありましたけれどもバスの減便なども影響しているかと思いますが、どのようなことで戻っていないのか伺います。

○大嶺寛交通政策課長 令和4年度の沖縄本島の路線バス利用者数は約2100万人となっております、コロナ前の、令和元年度の約2600万人と比較すると約82%の水準となっております。

このバスの減便の影響というところは確認できていないところですが、令和5年度の状況についてバス協会に確認したところ、コロナ前と比較すると90%程度の水準には戻ってきているところですが、10%はまだ戻っていないと。これについてはテレワークとか生活様式の変化、こういったものなどが影響しているのではないかとということでございました。

○当山勝利委員 生活様式とおっしゃいますとどういふことでしょうか。具体的にわかりますか。

○大嶺寛交通政策課長 例えば今までバスを利用していた方がコロナのときに車に乗り換えて、そのまま車を継続されているというふうな、あるいは別の

自転車であったりとか、そういったものに生活様式を変えていったということが想定されるのかなど。

○当山勝利委員 分かりました。理解いたしました。

次に自家用車利用から路線バス等への転換の促進とあります。先ほどは車のほうに移りましたという話だったんですけど、それと同時にモノレール利用者、そちらのほうを増やすという取組はどうなっていますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 県におきましても、やはり渋滞緩和に向けてモノレールと連携した施策に取り組んでいるところでございます。

具体的にはモノレール駅の周辺に県有地がございますので、それを活用したシェアサイクルポート、レンタル自転車を置くようなところ、これの設置の支援であったり、てだこ浦西駅と琉球大学を結ぶ新規バス路線、そういったものの自走化支援を行っておりまして、また土木建築部のほうでもてだこ浦西駅や安里駅でのパーク・アンド・ライド駐車場、そういったものの運用も行っているところでございます。

○当山勝利委員 今ありました、てだこ浦西駅を結ぶ節点とする新規バス路線という説明がありましたけれども、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○大嶺寛交通政策課長 令和4年度の取組としまして、琉球大学病院が西普天間地区に移転するということになってございますので、てだこ浦西駅と西普天間地区、こういったところを結ぶ新規バス路線、これを5ルート程度検討したところでございます。

現在、県と宜野湾市、琉球大学、バス事業者とこの同ルートの運行の可能性についていろいろ意見交換しているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

5ルートということで引き続き検討されていると思うんですけども、大体その検討はいつ頃に終わって、その判断をするのはいつの時期でしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 今年中にいろいろ検討して、採算性も含めていろいろ考えた上で、次年度以降にこういったものの実証事業ができないかというところを検討していきたいというところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

利便性を高めていただくということが大切だと思いますので、しっかり検討していただきたいと思えます。それでさらに利便性を高めるという意味では、モノレール延長部分の駅、具体的に言うと経塚駅であったり前田駅の利用者数は浦西駅よりは少ないというのが分かっています。やはりそこも公共交通網

の結節ということが必要だと思いますが、その取組についてちょっと伺います。

○大嶺寛交通政策課長 今おっしゃった経塚駅とか、浦添前田駅については交通広場が整備されてございますので、今後はこの広場を活用した結節機能というものの強化が重要になってくると考えております。

これらの駅においては既にシェアサイクルポートの設置はされているんですけども、さらなる周辺需要を取り込むことも重要であると考えておまして、今後はこの辺のような取組が必要か、浦添市と土木建築部のほうと意見交換して、効果的なものがないかというのは検討していきたいというふうなところですよ。

○当山勝利委員 結節機能を高めることが何より重要だと思いますし、公共交通機関をそこに結節するというのも大切だと思いますが、具体的に言うとバスとか、そういうのは含まれますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 はい、コミュニティーバスも含めまして、路線バス、そういったものも含めまして検討していきたいと。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

続きまして離島ICT利活用人材等高度化事業について伺います。令和4年度の登録者数と令和元年から3年までの登録者数について伺います。また令和4年度の登録者数について、どのように考えていらっしゃいますか、伺います。

○高嶺力志地域・離島課長 まず令和元年から3年までの登録者数については累計621人となっております。それで令和4年度において新規登録者数は48名となっております。令和4年度は新規の登録者も引き続き確保しつつ、テレワーカーのスキルを高め、高収入化を目指す取組にも重点を置く事業として展開をしておりました。令和4年度単体で見た新規登録者数としては以前ほどの伸びはないんですけども、一定数の登録者確保と併せて、令和4年度は既登録者も含めた希望者に対して高度化に向けた人材育成、研修などを実施して人材育成を行っております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

じゃ、スキルを高めるための年度だったということで、そこで伺います。令和3年度と令和4年度の稼働実績、それから売上高、そして平均売上高について伺います。

○高嶺力志地域・離島課長 まず令和3年度ですが、報酬総額ということで売上げですね、テレワーカーに発注して支払った報酬の総額、これが2767万

8000円、稼働したテレワーカー1人当たりの平均報酬月額が1万5532円となっております。令和4年度が報酬の総額が3605万6000円。これがまた稼働したテレワーカー1人当たりの平均の報酬月額は2万2107円ということで増加はしております。前年度と比べて報酬総額が837万8000円、平均報酬月額が6575円増加となっております。

○当山勝利委員 続きまして、離島ICT利活用人材等高度化事業のテレワークに対して今後の展開ですね、ちょっとその辺をどのように考えていらっしゃるかと伺います。

○高嶺力志地域・離島課長 まず先ほど申し上げましたが報酬のほうは増額をしております。それは離島テレワーカーの数が増えたことによって、発注企業から安定的に受注業務量を確保することができています。それから直接受注ではなくて再委託が多かったんですけども、実績を重ねる中で依頼者からの直接的な受注への移行に努めたことで、仲介手数料等の中間マージンがなくなりまして受注単価が上がっております。それから令和4年度からの高度化に向けた取組によって、動画編集などの報酬の高い業務が稼働しているというようなことで、報酬が増額しているような状況があります。

さらに令和5年度からなんですけれども、今年の11月に宮古島市の宮古島ICT交流センターの中に小規模型BPOセンターといたしまして、これは企業が業務の一部を外部委託するようなアウトソーシング業務、このような業務を受注するようなセキュリティ機能が完備された簡易オフィスを確保しました。それで首都圏の企業などからの単価の高い業務を受注するなど、高単価業務の受注実績を着実に増やしています。

県としては、これまで取り組んできた希望する方が気軽に参加できる業務、隙間の時間などを利用して行うような業務の体制も、そういった業務に対応する体制も維持しつつ、さらなる高度化を目指す方を対象に、高度化の業務に対応できる人材の育成などを行って、テレワーカーがそれぞれの希望する働き方、それからスキルアップを目指せるように取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○当山勝利委員 今までは副業的な感じで、空き時間で、そのスキルを活用しながらお仕事をいただいて収入につなげると。副収入という形だったと思うんですが、今のお話だと専業でやるような方々も増やしていきたいという方向でシフトしているという

感じでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 先ほど申し上げましたが、隙間時間の活用というようなニーズもありますのでそこにも対応しますけれども、当然高度な業務というようなことで、專業というようなことでやっていけるような方たちにも対応できるような方向で対応していきたいと、事業実施していきたいと思っています。

○当山勝利委員 国もICT関係の人材が不足しているということで、リスクリングとかいうのを一生懸命やられているところもありますので、事業はどういうのがあるか分かりませんが、そういうのも活用していただきながら、また高度化に努めていただきたいと思います。

続きましてデジタルトランスフォーメーションの推進について。まずDXアドバイザーチームについて、また支援内容についても伺います。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

県ではデジタル技術に関する専門的な知識、経験を補い、またDX関連施策の効果的な推進を図るために、外部デジタル人材を活用しまして、コアアドバイザー1名、それから生活、産業、行政分野のアドバイザー3名、計4名からなるDXアドバイザーチームを運営しまして各部局への支援を行っているところです。

このチームでは各部局の、例えば新規事業の企画立案のフェーズだったり、それから事業効果の向上だったり、業務効率化に向けたツールの導入などに対するアドバイスを行っております。またDXの機運醸成に向けた勉強会の開催、こういった支援も行っているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 概要的なお話を聞かせていただきましたが、もうちょっと具体的にどういうことをしていますというのがありますか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 例えば事業効果の向上のところできますと観光客の動態調査、これ文化観光スポーツ部のものなんですけれども、より効果的にこのデータを分析したり、事業者への発信等を行うために、例えば仕様書に記載すべき内容だとか、事業の進め方をアドバイスしたり、せんだって行われた美ら島沖縄文化祭の参加団体、イベント来場者を増やすといった目的に対しまして、SNSだとか、ウェブサイトによる効果的な周知方法だとか、そういったところをこのデジタルマーケテ

ィングの視点を取り入れたアドバイスを専門家の方にしていただいております。

○当山勝利委員 次、県庁内のDX化の進捗状況ということ伺いたったのですが、ひょっとして今の内容に含まれていますか。もしほかにあるんだしたらお願いします。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 県庁内の話に移りますと、ここもCDO補佐官だったり、アドバイザーチームの知識、経験を活用しながら行政自らDXを推進していかなければいけませんので、例えばツールを使って業務の効率化をしたり、テレワーク制度の推進だったり、あとその前提となる業務用のパソコンのモバイル化だとか、無線LANのネットワーク整備だとか、電子決裁の導入だとか、そういったところに取り組んでいるところでございます。あと庁内においては、こういう取組に加えて職員のデジタルリテラシー向上による全体の底上げだったり、DXの推進人材の育成の取組として階層別研修のデジタル科目の新設だったり、DX推進のキーパーソン人材への研修等に取り組んでいるところでございます。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

着実に進められているということが分かりました。そこでいつも私が疑問に思うのは、自治体のDXというのは何ですかというのがいつも気になるんですね。ただICT機器を入れてそれを使うことがDX化ではないと思うんですね。

それをいかに効率よく、効果的に使うかということら辺が重要だと思うんですけど、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 委員おっしゃるとおり、デジタルは目的ではなくて手段でありますので、その目的を達するための取組が必要になるものと考えています。自治体で様々な分野、施策に当たって、このデジタル技術を活用することで、効率化だったり、サービス向上だとかにつながる可能性があるものと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 具体的に何というのはなかなか全国の例を見てもまだまだないような状況で、電子、ICT機器を利用して、ちょこちょこやっていかれているようなところがあるんですね。DX化といっても何かセンサーをつけてパソコンをつなげて、こういうことができるようになりましたみたいなのがDXですみたいな、要するに、そういう専門の企業サイドでもそういう提案くらいしかできてなくて、

私としてはトータルにできる、トータルソリューションとよく言いますよね、そういうのができるというなどは思っていますが、これは置いといて次に移ります。

生成A I、今いろいろ代表質問であったり、一般質問で出ていますけれども、そちらの活用についてどうなっていますでしょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 県の取組状況でございますが、現状の生成A Iには不正確な情報を回答するなどの課題がありますが、生成A Iの活用を含むDXの推進は業務効率化につながることから、全国知事会の生成A I利活用検討ワーキングチームに参加し、他県の取組事例などについて情報収集を行っているところです。

今後については、情報漏えいなどの対策を講じた庁内での検証環境整備を進めるとともに、生成A Iの活用により、どのような県の業務が効率化できるのか実証を進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 私もちよっとだけですけども、それを使ったことあるんですが、正しいところと正しくないところがあるというのは事実で、なかなか全てを信じるということはできなくなるので、結局、生成A Iで作ったデータを、今度は何が正しくて何が間違っているかの検証作業をしなきゃいけないので、すぐにぱっと活用できるというものではないので、ぜひそこら辺はいろいろ情報を集めていただきながら、全国には取り組まれているところもありますので、そういうところと連携をしていただきたいなと思いますが、先ほどの答弁でそういうふうにしますということでしたので、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○與儀尚情報基盤整備課長 まさに今委員御指摘のように、使って全てがうまくいくというのではなくて、検証作業で手間がかかったりという課題もありますので、そういった点に留意しながら、そして情報漏えいもよく危惧される場所ですので、そういった外部に情報が出ていかないような仕組みづくりなど、他県の事例を参考にしながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 よろしくお祈いします。

この点については最後になりますけれどもノーコードとあります、このノーコードを利用している都道府県自治体は全国のうち何自治体ありますでしょうか。また沖縄県としては導入する予定があるのか伺います。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えし

ます。

令和4年度に静岡県が実施した調査があるんですけども、その後の情報等を加えた独自集計ではございますが、25の都府県でノーコードまたはローコードのツール、こういったものを部分導入等の取組がされているものと認識しております。

本県においても令和4年度から、東京都だったり、神戸市であったり、多くの自治体で利用されているツール、キントーンというものがございますが、これを試験的に導入してありまして、新型コロナ陽性者登録センター、これの登録システムの構築に活用した実績などがございます。

あと今年度はそれに加えてエクセルのファイル間の転記だとか集約等、これに活用できるE A Iというツールの検証も行っておりまして、保健所で実施している性感染症の検査薬業務など、こういったところで効果の検証を行っているところです。引き続き業務の効率化、県民に対する新たな行政サービスの創出、こういったものにつながるようこのツールの適性だとか、適用の範囲、規模などの検証を行っていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 キントーンなんですけれども、いわゆるノーコードのソフトなんですけれども、ある大学の先生の調査によると、ある企業でノーコードを利用した場合、文系と理系どちらの利用者が多くてどちらが成果を上げているかという文系、事務的な業務、理系じゃなくて文系的な業務の方々が結構利用されている。

要するに直接的にこのコードをぼんぼんぼんぼん貼り付けていくだけで済むので難しいプログラミングが要らないということで、そういう方々のほうが実は多く利用していて、多くの成果を上げていますよというのがありますので、そういう意味では県庁の職員の皆様方にとっては利用しやすいものかなと思います。今実際にやられているということですので、ぜひそこら辺も検証していただきながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

続きまして、沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業について伺います。まず企業ニーズを踏まえた産学連携共同研究支援の実績について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業は継続的なイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築に向けまして、幅広い分野を対象に、

基礎研究から事業化研究まで段階に応じた支援を行っております。このうち企業ニーズを踏まえた産学連携共同研究支援につきましては、令和4年度の支援実績が20件、それから決算額は9106万2000円となっております。実績としましては令和4年度からの事業ですので、前身事業で支援した58件のうち大学発ベンチャー創出に至ったものが4件、事業化に至ったものが13件、国事業への展開など発展的に研究の継続がなされているものが7件などとなっております。

○当山勝利委員 トータルすると24件。半分近いものが引き続き事業化されたり、継続されたりということです。ありがとうございます。

次、事業化に向けた企業の共同研究支援の実績について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 企業の共同研究支援につきましては、産学連携共同研究の成果を活用いたしまして、企業が主体となって行う実用化研究に対し補助を行うものでございます。

令和4年度の補助件数は1件で決算額は1500万円となっております。こちらも前身事業の実績で申しますと、平成27年度から令和3年度まで実施した前身事業で支援した8件のうち、4件が事業化に至っております。

具体的な例として申しますと、例えばシークワサー種子に含まれる機能性成分を活用した食品原料ですとか、研究用の脂肪幹細胞培養キットなどが事業化されております。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

成果を出したものを引き続きやっていらっしゃるということですので、その1件、具体的にはなかなか出せないと思いますけれども、引き続きいい成果が出るようお願いしたいと思います。

続きまして一層の支援が求められている分野の共同研究支援について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 一層の支援が求められている分野の共同研究支援につきましては、産業化に向けて研究機関ですとか、費用を要することから重点的に支援を行っていくということで、先端医療と感染症分野において、将来的な産業化や社会実装に結びつけるための研究開発に支援を行っております。

令和4年度は、最長3年の予定で先端医療分野で2件、感染症分野で2件の研究テーマを採択し、外部有識者などで構成される評価委員会を経まして、当初の計画に沿って令和5年度も引き続き研究が進

められております。

○当山勝利委員 この産業化に向けた先端医療とか感染症、それぞれ2件ずつありますが概要でもいので説明は可能でしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 具体的に申しますと、先端医療分野につきましては、現在2万7000程度の沖縄県民のゲノム情報を収集しております、バイオバンクというのを琉大医学部のほうで構築しております、これにつきましては西普天間跡地で健康医療拠点、琉大医学部附属病院移転に伴う健康医療拠点の構想がございますけれども、国のほうでもこのゲノム活用に伴う産業利用についての事業を実施するなど、ちょっと発展的な展開に進展しております。

○当山勝利委員 感染症のほうもやられているということなんですが、そちらのほうはありますか。

○大城友恵科学技術振興課長 感染症分野においては、沖縄産蚕を使ったアフリカ豚熱の経口ワクチンの開発に資する研究ですとか、高い免疫機能を発揮する新規動物用ワクチンの開発研究に対して支援を行っております。

○当山勝利委員 沖縄は日本の中で感染症の研究に適している地域とも言われていますので、またアフリカ豚熱とかのワクチン等ができることはまた世界的に非常に有用な研究になると思いますし、これが産業化となればまた違うと思いますので、しっかりと対応していただけたらと思います。

次移ります。大学等の共同研究支援についても伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 大学等の共同研究支援につきましては、優れた知見をもたらし、研究成果が様々な研究機関の共同研究につながるなど、今後特に発展する可能性がある大学中心の基礎研究に支援を行っております。

令和4年度は公募により、最長3年の計画で5件の研究を採択しております、外部有識者等で構成される評価委員会による評価を経まして、当初の計画に沿って令和5年度も引き続き研究を支援しております。

また令和5年度には追加で新規1件採択をしております、一例を申しますと、再生医療技術を応用して、ヒトの幹細胞の培養液から有効成分を抽出しまして、それを粉末化する技術が開発されております、これについては合弁会社を設立して、その成果を活用して、県内で製造していくというようなところで今調整を進めているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと予算のほうに行きます。令和8年度までの事業になっていますけれども、予算規模は令和4年度と同程度でずっと推移していかれるのか伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 予算額で申しますと、例えば令和4年度の予算が4億6000万円程度、それから令和5年度が4億1000万円程度と4400万程度の減額にはなっておりますけれども、本事業につきましては本当に質のいい研究をコーディネート、伴走支援をして、それから前身事業で終了した事業につきましてもフォローアップをしていく、他の国の事業への展開ですとか、我々が持っているこの補助メニューへの展開など、横断的に行っていくようなメニューになっておりますので、そういったフォローを含めて進めていきたいと考えております。

また今年度、昨年度、当山委員から御提案のありました外部有識者会議による施策の評価を行っておりまして、それを踏まえて、今後予算が減額になりましたも、集中的に投下していくべき分野について検討を進めているところですので、今後も効率的に進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 一括交付金を使われて予算立てされているところがあります。そういう中にあると、どうしても状況によっては予算が減額されたりということがこれまでありましたので、しっかりとそこら辺は対応していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きましてちょっと主要施策にはないので口頭で聞かせていただきます。ヒト介入試験プラットフォーム構築事業があると思います。まず令和4年度の予算、決算について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業につきましては令和4年度の予算額が3211万2000円、決算額が2979万7000円となっております。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

このヒト介入試験プラットフォームの事業の進捗状況について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業におきましては、県内企業が健康食品の開発に伴い実施する機能的評価に必要なヒト介入試験を、県内で恒常的に利用できる体制を構築することを目的としております。

令和4年度はヒト介入試験を実施する体制を名桜大学と、それから学内に設立されました法人とが連携をしてプラットフォームを構築しておりまして、県内企業の健康食品1品を選定して、実証的に約80名

の被験者に対して約8週間の臨床試験を行っているところでございます。

○当山勝利委員 私これはとても期待していて、県内でこれができるとうござい予算的に安価で、それで機能的食品のデータを取ることができるという事業だと思っていますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、今1件あったと、今後どういう展開でいくのでしょうか。例えば、2件、3件と増やしていくとか、そういう体制に持っていくとか、ちょっと教えていただけますか。

○大城友恵科学技術振興課長 令和4年度につきましては、その体制構築とその実証試験を行いながら、こういった課題があるのかですとか、その試験費をどういうふうに負担軽減できるのかというところを同時並行的に検証していくような事業になっております。

令和4年度につきましてはその体制構築と、それから試験計画の作成ですとか、実施に係るいろんなノウハウ、被験者の募集ですとか、その辺は一定程度培っている。

ただ、今後その試験費用のさらなる削減ですとか、人員負担をどのように——ITツールの活用ですとか、それをどういうふうに軽減していくのかということも具体的に検討事項に含めながら、当面、令和6年度までの事業になっておりますので、そういったところを含めながら検証してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 最終的には自走できるまで持っていくというのが、この事業の最終目的だったと思うんですね。そこはしっかりと取り組んでいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 こちらの事業ではアドバイザーを置いておりまして、先行事例の調査研究ですとか、外部有識者による意見も取り入れながら進めておりますので、自走化に向けていろんな検証を進めていきながらやってまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

では次移ります。大学発SDGs社会課題解決型プロジェクト創出事業というのがあります。令和4年度の予算、決算、それと事業の進捗状況について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業につきましては、令和4年度の予算額が3594万9000円、決算額が2629万2000円となっております。実績としましては、県内大学の研究成果を沖縄の社会課題の解決に活用

することを目的といたしまして、大学等の研究者の社会課題への関心を高めるために、先進事例の周知広報ですとか、社会課題解決に資する可能性の検討、それから小規模実証実験を行う——我々試験的社会課題解決型科学技術プロジェクトと言っていますけれども、それを4件実施しております。

○当山勝利委員 とてもユニークな事業だと私は思っています、その社会課題をいろんな多面的な方向から解決していくところはすごくユニークだとは思いますが、そこら辺大変だと思うんですね、逆に。仕切る側としては。そこら辺の御苦労もあると思うんですが、今出ている課題、もしくはその解決のためにどのような状況なのか、分かるようでしたら教えてください。

○大城友恵科学技術振興課長 委員おっしゃるとおり、本事業は県内大学等の研究成果を活用して、社会課題の解決に方向を向けていただくという新たな試みになっておりますことから、社会課題に関心を持つ大学等の教員の増加がまずは課題と考えておまして、当面の間はこの研究プロジェクトの成果といいますよりも、まずこの教員の社会課題解決に向けた興味、関心を高めていくということも同時並行的に進めていかないと、やはり実質的な、効果的な展開にはならないだろうと考えておりますので、令和6年度も引き続きその方向性で展開を進めていきたいと考えております。

○当山勝利委員 多岐にわたる分野で、多岐にわたるその情報、それを関連づけながら物事を解決していくというのはすごく難しいことだとは思いますが、それこそICTの活用等も考えながらやっていかないとどうしようもないのかなとは思いますが、そこら辺の取組というのはどうなっていますか。

○大城友恵科学技術振興課長 令和5年度に採択された一つの研究テーマで、子供の貧困に係る寄附品、寄附された食品等を効率的に分配できるようなITツールの開発といったものも採択されておまして、今、実際、研究プロジェクトが進んでおりますけれども、そういったところも含めて委員会による採択というところになってくるので、確かにちょっと採択に向けては難しい部分がありますけれども、やはりニーズとか、マーケットとか、その辺も検討しながら、実際に具体的に活用できるような、効果的なプロジェクトとなるように取り組んでまいりたいと思っております。

○当山勝利委員 分かりました。

最後になりますけれども、子ども科学技術人材育

成事業について伺います。これはずっと子供たちに対する興味、関心を高めるための事業としてやられていて、とてもよい事業だと思っています。令和4年度の予算、決算額について伺います。また事業概要ですね、どういうことをやって、どのくらいの参加人数があった等あると思いますので、ちょっと教えていただければと思います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業につきましては、令和4年度の予算額が4000万円、決算額が3967万9000円となっております。

事業の概要ですけれども、本事業につきましては科学技術に対する興味、関心をまず高めるということを目的としたボトムアップ型の科学講座、それから科学技術に対する意欲ですとか、能力の向上を目的としたハイレベル型の科学講座を実施するということと、それから大型の科学イベントを開催しております。

令和4年度につきましては、ボトムアップ型講座を14回、ハイレベル型講座を5回、離島、北部地域などでの出前講座を46回、科学イベントを1回の合計66回の講座等を実施いたしまして、保護者を含め約4200名が参加しております。

○当山勝利委員 多くの方々が参加していただいているということなんですけれども、多分アンケートで感想とか評価とかも取られていると思うんですが、その概要について教えていただければと思います。

○大城友恵科学技術振興課長 お答えいたします。

3か所公募して行っている科学講座では定員を上回る申込みがあるということで、本事業に対するニーズは非常に高いと考えております。

またアンケート結果につきましてはボトムアップ型の参加者の約84%、それからハイレベル型の参加者の100%の方々が科学技術に対する興味、意欲、または知識が向上したと回答しておまして、また保護者の方々からも非常に内容が具体的でよかったというような評価をいただいております。また感想といたしましては、児童生徒からは将来研究者を目指したいですとか、非常にわくわくして楽しかったというような感想もいただいておりますし、離島地域のほうではなかなかこういった出前講座がないということで、継続的な開催に対する要望もございまして、こういったアンケート結果の検証も行いながら、今後、効果的な事業展開を進めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 とても評価が高いということで、いい感想も出ているということで。それと実際に理

系に進む割合が今増えていると、沖縄県ですね。これは実際にデータとして出ています。これが全て寄与しているわけではないんでしょうけれども、少なくともこういうことも関連しながら、関心を持っていただいているので理系に進んでいる人たちも増えている。

また国としては理系の人材を5割に持っていくんだと、それ以上だったかな、というようなことも、何か数字として出すというようなことも出ていますので、沖縄県としてもしっかりボトムアップをしていく必要があると思うんですね。今予算を聞くと予算で4000万、決算が3967万円、ほぼほぼ100%使われている。100%で定員オーバーしているような事業もあったということであれば、やはりもうちょっとそこから辺はしっかりと予算立てを、予算をしっかりと確保するという必要かと思っておりますので、ぜひそこから辺を努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 予算につきましては、なかなかちょっと述べるのが難しいんですが、例えば民間企業のCSR活動でこういった科学体験の活動ですとか、デモンストレーションなどもやっているような会社、企業さんもございますので、そういった企業の方々とも連携したりですとか、いろんな効果的な展開を含めて検討してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 内容にもよるんですけども、やはり科学技術であったり、実験ものであったりというのはリアルにそこで目で見ないと、その感動を覚えられないですよ。どうしてもオンラインであるとかというわけにはいかないと思うんですよ。そうすると離島なんかに行こうと思うと、やはりそれなりの費用がかかると思いますので、先ほども離島で継続的にやってほしいという意見もあったというのであれば、それはそうだろうなと思います。

ぜひそういうことも含めながら、しっかり頑張っていたきたいと思いますが、部長いかがですか。

○金城敦企画部長 沖縄県におきましては、科学技術振興には、将来展開も含めて非常に重要という認識を持っております。だからこそ、そういう予算についてもできるだけ確保するように努めてまいりたいと考えております。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 よろしくお願ひします。

主要施策の32ページ、石油製品輸送等補助事業費について伺います。下のほうの課題で、本島・離島

間の価格差要因分析を進め、引き続き価格差の縮小に向けて取り組んでいくとなっておりますけれども、この今の取組状況について伺います。

○高嶺力志地域・離島課長 まず令和4年度に、揮発油税等の軽減措置が令和6年5月に適用期限を迎えるというようなこともあって、沖縄本島との価格差の状況、それからその要因の分析、それから軽減措置や補助事業が廃止になった場合の影響額の推計、価格差を縮小する方策の検討などを目的として調査を実施しています。

その調査において分かったことですが、価格差の要素としては仕入価格の差とマージン、粗利の差がありまして、まず仕入価格差の要因としては、石油製品販売量の離島平均が本島平均の4割程度というようなことで、仕入価格が割高になるということから、久米島、宮古島、石垣島に油槽所がありますけれども、これはりゅうせき等の販売店、りゅうせき等が設置している油槽所、そういったことの運営経費が仕入価格に上乗せされるということがあります。

これは本島では大手石油元売が運営する油槽所というのがありますけれども、そこからタンクローリーで直接、ガソリンスタンドに輸送するんですけども、離島の場合は本島の油槽所から、その離島にある油槽所を設置して、そこを經由して、またガソリンスタンドに輸送するというようなことがあって、その油槽所を運営する経費がかかっているというようなところがあって、そこが仕入価格に上乗せされているというような状況があります。あとマージンの差として、粗利の差の要因としては、離島においては販売量に限界がある一方で、経営を維持するためには人件費、設備修繕費等の一定の固定費が必要であると。その結果1リットル当たりの粗利の割合を高くせざるを得ないというようなことがあります。それから、さらにそのほかの要因として、沖縄本島に比べまして洗車とか、車検などの石油製品販売以外の収入が少ないということからセルフサービス、セルフの給油所の設置割合が低いのでコストが割高になると。それから価格競争が少ない環境ということで、1つの島に1つのガソリンスタンドしかないというような島が12島あります。それから特に小規模な離島のほうで、タンクローリーの車検とか地下タンク、計量機等、こういう法定検査を受けるときに、その島で検査を受けられないのですから、検査機関があるところまで出張する、あるいは検査員を出張していただく経費、そういっ

たコスト負担があるというようなことがあります。

そのような状況がありまして、その調査結果を踏まえた取組としましては、まず県には揮発油税等の軽減措置があって、それを前提として石油価格調整税を課税しています。それを財源として石油製品輸送費の実費相当額を補助しています。その各離島への補助額の平均が1リットル当たり15円というように、その分の価格の低減効果があるものと考えています。そのため離島における石油製品価格の低減には、輸送費補助を継続することが重要だと考えていますので、その前提となる揮発油税等軽減措置の延長に向けて取り組んできたところです。

それから本島との価格差の縮小については令和4年度の調査結果を踏まえて、市町村や石油販売事業者と意見交換を行って、今後の取組を検討しています。ちなみに意見交換は全市町村合同で行ったのが1回、それから個別に市町村と7回ほど実施して、また石油販売事業者とは16回実施をしています。それからさらに先ほど申し上げた、特に小規模離島などにある離島特有のコストの負担、それについて輸送用のタンクローリーの車検、それから地下タンク、計量機等の法定検査、それから島内で受けられない小規模の離島の給油所への対応ということについては、今検討を行っているところです。

以上です。

○國仲昌二委員 今の説明は昨年度分析した報告書、これマスコミにも出ていたんですけど、それを説明したということなんですけれども、私が言いたいのはこの仕組み的には本島と離島の価格は変わらないはずなんですけれども、実際にはそれが価格差があると。昨年の報告書でもちゃんと今説明があったような分析をしていると。それならばどうしたらその価格差がなくなるのかというのに対して、どういう取組を行っているんですかと私は質問したつもりなんですけれども。その辺の、昨年の報告書でも幾つかまた県のほうで提言したというのも載っていましたよね。ですから、その辺の取組について、今県としてはどういうふうに行っているのかというのが聞きたい部分です。

○高嶺力志地域・離島課長 令和4年度の調査で価格差を縮小する方策としての検討、提言がありました。

一つには揮発油税の軽減措置の補助事業を継続していくこと。それから先ほども申し上げましたが、特に小規模離島におけるタンクローリーの車検とか地下タンク、計量機などの法定検査に係るコスト負

担、これについては今、補助事業のほうでちょっと対応していないんですけども、その分のコスト負担にどう対応するかというようなこと。それからカーボンニュートラルに向けたエネルギー転換、これについてEV車の普及の推進とか、そういったことが提言をされていました。それについて具体的な、それを受けた今年度の取組としては輸送用のタンクローリーの車検、それから地下タンク、計量機等の法定検査が受けられない小規模離島給油所への対応ということで、それにどのようなコストがかかっているかというようなものを、現在調査を行っているところです。それから本島との価格の差の縮小について、今どのような方策が取り得るかということによって、その取組を検討するために、先ほど申し上げましたが離島市町村、それから石油販売事業者と意見交換を重ねているというような状況です。

それで意見交換の中で取組の方向性として、次のようなことを話し合っております。市町村と連携した取組として軽減措置、補助事業制度の住民等への周知徹底、それから本島及び各離島の平均小売価格の共有、住民への周知、それから価格に対する意識を高めていただき、住民目線で価格をモニタリングしていただくことを市町村と連携して取り組みたいというようなことを話し合っています。それから販売事業者に対しては、店頭の見やすい場所で価格表示をしていただけないかというようなことで話し合っています。

その意見交換の結果として、市町村の広報誌による補助事業の周知強化をしていただくというようなことで市町村から了解を得ています。それから宮古島市では、市独自に石油販売事業者と意見交換を行って、価格差縮小に向けての検討も行っているところです。

以上です。

○國仲昌二委員 昨年の県の分析の報告書、私はすごくよかったなと思っています。どういうところが離島のコスト高になっているのか、どういうのが要因として、本島と離島の格差があるのかというのはちゃんと分析されていると思うんですよ。ですから、それをしっかり、じゃどうするかということで、そういう方向でしっかり取り組んでいただきたいなと思っています。これ皆さんが説明する制度上、仕組み的にはこれは本島と離島の格差というのはないはずですよ。でも去年分析したように様々な、例えば離島内の流通経費とか、あるいは離島特有のコストで小売価格に転嫁されているというような、

そういう分析もされているので、ぜひその方向で取り組んでいただきたいと。

2022年度で1リットル当たり平均20円程度、格差が生じているというのが出ていたんですけど、私の実感としては去年の暮れあたりですか、30円程度の格差があるという実感があります。宮古島でもそうですから、多良間村辺りに行くと、35円、40円というような大変厳しい格差になっていると思うんですよ。ですから、その辺いい制度であり、またしっかり分析されていると思うので、そこをしっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

主要施策の24ページ、SDG s 推進事業についてお尋ねします。

最初におきなわSDG sアクションプランの策定・改定を行ったということですが、その概要をお尋ねします。

○平良秀春企画調整課SDG s 推進室長 お答えします。

おきなわSDG sアクションプランということの御質問でございます。こちらはSDG s、御存じのとおり、沖縄県庁以外、企業、市町村、県民の皆様、いろいろな方々に取り組んでいただくということが重要で、全庁、全県的なSDG sの推進というところを目指しているところでございます。その観点で、県民、企業、団体、市町村、そういったところとSDG sをどうやって推進していくか、方向性、目標等をまとめたものとなっております。改定の経緯も含めてちょっと御説明させていただきますと、このアクションプラン、令和4年5月に策定させていただきましたが、その後、御承知のとおり、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画が9月に策定されました、実はこちらとの整合性を取るということも含めて指標等の再整理をさせていただき、令和5年3月に改定をしたという経緯がございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員 沖縄県のような取組をしているほかの都道府県はありますか。

○平良秀春企画調整課SDG s 推進室長 沖縄県のおきなわSDG sアクションプランでございますけれども、他の都道府県の事例で言いますと、例えば10年計画、中長期計画の中でSDG sの要素を取り入れる、そういった取組をされている都道府県は結構ございます。

こちらについては、沖縄県も新・沖縄21世紀ビジョ

ン基本計画のほうにSDG sの要素等を取り入れたという経緯で、同じような取組になっておりますけれども、こういった様々な企業、団体、市町村と連携してSDG sを推進する。こういった観点で、特出しでアクションプラン、こういったプランニングをしているという事例はあまり見かけておりません。

○西銘純恵委員 この県の今のプラン策定について、特別に高く評価されていると思うんですけども、その説明をお願いできますか。

○平良秀春企画調整課SDG s 推進室長 ありがとうございます。

こちらの取組については、例えば沖縄県のSDG sの推進につきましては、有識者会議等の意見、提言等を踏まえながら取り組んでいるところでございます。この有識者の中には、慶應義塾大学の蟹江教授という国内外で活躍されている有識者にも御参加いただいております。例えば蟹江教授は今年度9月に、国連総会のSDG sサミットというところで、SDG sの進捗状況の中間報告がございました。その中間報告を取りまとめた世界の15人の中の研究者の1名として、国連の事務局長から選定されたという非常に素晴らしい先生かなと思っています。当然、政府のSDG s推進についても中心的な有識者として活躍されておりまして、こういった有識者の様々な提言を踏まえながら、先進的な取組を盛り込んで展開しているところでございます。

このアクションプランの策定についてもそういった提言の中の取組でございまして、こういったところが評価されまして、沖縄県もSDG s未来都市、政府のほうから高く評価されて選定されたものと認識しているところでございます。

○西銘純恵委員 先進取組をされているということですが、おきなわSDG sのプラットフォームを創設したということについて、その概要をお尋ねします。

○平良秀春企画調整課SDG s 推進室長 おきなわSDG sプラットフォームについては、先ほど全県的にSDG sを展開するという御説明をさせていただきましたが、そういった県内外の企業とか団体、あとは県内の市町村、県民の皆様がそれぞれSDG sを推進するに当たりまして、各自の取組やニーズ、そういったものを共有していこうと、そういったことを目的に、それぞれ会員登録いただいて、お互いの取組、ニーズを共有いただく、またそういった活動に対して、事務局として様々な支援を展開していく取組を促進する、そういった観点でプラットフォーム

ムを構築しております。

○西銘純恵委員 会員登録されている団体というのはあるのでしょうか。その数をお尋ねします。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 プラットフォーム会員につきましては、県内外の企業、市町村、県民、あと県庁の関係部局も登録させていただいております。令和4年3月時点で1100会員数となっております。

団体登録につきましては、実は令和元年から県内企業の中でSDGsを展開している、実施している企業を登録する登録団体制度、おきなわSDGsパートナーと呼んでおりますけれども、そういった制度がございます。こちらの企業、団体もプラットフォーム会員として登録させていただいているという経緯がございます。この団体数につきましては令和4年3月時点で850団体となっております。

○西銘純恵委員 この登録関係についても、ほかの都道府県で似たような取組はあるのでしょうか。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 こういったSDGsに取り組む企業、団体の登録制度につきましては、沖縄県は他県と比較しまして先行して取り組んだ経緯がございます。

令和元年度からスタートしておりますけれど、その後、国のほうでこういった企業、団体の登録制度というのは、各自治体のほうでも取り組むべきだということでガイドラインを制定した経緯がございます。

現在では、こういったガイドラインに沿いまして全国の市町村、また都道府県で登録制度を展開している状況となっております。

○西銘純恵委員 あとEVカーシェアリング、この実証事業についてお尋ねします。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 EVカーシェアリング実証事業につきましては、SDGs未来都市に選定された際の事業計画の一環として取り組んでおります。こちらは県庁の敷地内にEV自動車を公用利用ということで配置しておりますけれど、土曜日、日曜日等の休日につきましては、一般の皆さんにカーシェアリングということで使用していただく、そういった需要と運用上の課題抽出という一環で実証事業を展開しているところでございます。

○西銘純恵委員 土日の一般利用というのがよく分かりませんが、どういう方法でやっていますか。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 自動車の使用料、リースという形で調達しておりますけれども、例えば月曜日から金曜日までの使用料は県側で

負担する、土曜日、日曜日の休日の部分は、例えばレンタカー業者さんのほうで負担していただいて、その分でその事業者さんのシステムの中で観光客、一般住民の方々が予約をして使用すると。そういった役割分担で1台の車を県庁、あとは企業を通じた一般の方々が活用する、そういった取組の実証事業となっております。

○西銘純恵委員 レンタカー業者とおっしゃったので、これはEV車を普及するという目的ということで受け止めてよろしいですか。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 この取組につきましては、カーシェアリングというところの実証、シェアリングエコノミーというビジネスモデルになりますけれども、1つの資産をいろいろな人たちとシェアリングしていく、それをビジネス化していくというシェアリングビジネスという一環の実証事業ということになります。

一方でおっしゃるとおり、こういった取組をするに当たりまして、SDGsの観点も含めまして地球環境の地球温暖化対策、そういった観点も含めましてEVカーということで実証事業を展開しました。

展開するに当たりましてEVカーを実際に乗っていただく、県庁もそうですけれど一般の方たちも乗っていただくということで、EVカーの普及啓発というところにも貢献する、そういったところも含めて実施したという経緯でございます。

○西銘純恵委員 いろいろ全県的にやっているということですが、最後に県庁全体としてSDGsの総合的な取組というのはやっているのでしょうか。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 ありがとうございます。

まず沖縄県庁が総合的に展開しているかということでございますけれども、御承知のとおり、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、こちらのほうにはSDGsの理念、要素を取り込んでおりまして、そういった基本計画を踏まえながら全庁的に、総合的にSDGsを推進しているということでございます。そういうことではございますが、今回、SDGs推進事業の答弁をさせていただいておりますけれども、この事業とは別に、例えば子供の貧困対策、あと教育、人材育成、環境保全、産業振興、様々な施策が各部局で展開され全庁的な展開につながっていると考えております。

○西銘純恵委員 次に移ります。

28ページのシームレスな陸上交通体系構築事業。
先ほども質問がありましたけれども、てだこ浦西

駅を結節点とする新規バス路線の調査検討について、5ルートということでありましたけれども、具体的な案について説明をお願いします。

○大嶺寛交通政策課長 3つのルートを基本としまして、てだこ浦西駅から琉球大学、それから西普天間に行くというルートがまず一つございます。もう一つは既に走っている既存の路線バスですが、那覇方面からてだこ浦西駅にタッチした形で、現在の琉球大学病院のほうに行くバスでございます。それを西普天間地区のほうに延長する案です。もう一つがてだこ浦西駅から出発しまして沖縄国際大学、琉球大学に行くバスがございますが、その後、西普天間に向かうバス、この3つのルートを基本にして、あとは少し人が多いところを回るような形でルートを変更した、この5つのルートで検討しているところでございます。

○西銘純恵委員 琉大病院が移転をするというところで、その学生、病院の患者さん、全県から患者さんが特別な検査とか治療を要するときに、やっぱり琉大ということは言われているんですね。学生さんなどのニーズ調査というのはやっていますか。

○大嶺寛交通政策課長 学生との調査につきましては、今年度いろいろ意見交換させていただいているところでございまして、その際に現在の琉球大学病院のほうから西普天間のほうにつなぐ路線については、状況的にそういったのも検討が要るんじゃないかということがございましたが、逆にその西普天間のほうから北谷、読谷方面に行くバスが現在ないのではないかという意見もございましたので、その方面の路線バスについてもいろいろ意見交換しながら、今後バス事業者も交えまして意見交換していきたいというところでございます。

○西銘純恵委員 モノレール駅を利用して、結節点に公共交通でつないで、自動車に乗り換えていくということはとても大事だと思うんですけど、浦添市内のモノレール駅の話が今出たものですから、前田駅、経塚駅、先ほども客がそんなにいないという話がありましたけれど、浦添市内全体、コミュニティバスの話も浦添市でやっていかれるということもありましたけれど、西側といいますか、地域によっては古島駅のほうが近いというところもあるんですよ。そこも併せて浦添市とは、ぜひ今後の検討もしていただきたいと思うんですがいかがでしょう。

○大嶺寛交通政策課長 浦添市のほうとは定期的に意見交換させていただいております。この辺は浦添市もいろいろ検討されていますので、そのコミュニ

ティーバスとかデマンド交通、そういったのも含めまして、市の取組としては新たに城間のほうからパルコのほうまでつなぐような新規路線も、事業者と一緒にやりながら自走化ということもできていますので、そういったことも含めて今後いろいろ意見交換していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

次、39ページのマイナンバーカードの普及についてお尋ねします。政府の方針として、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡らせることが掲げられているということで、それで県も4年度、5年度、普及促進をするということでやっていますけれども、政府の方針、これがいつから出されて、政府自身がこのマイナカードの普及でこれまでどれだけの予算が使われてきたのかお尋ねします。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

番号法——行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ですが、法案が平成25年3月に第183回通常国会に提出されております。そして同年5月に成立、公布されまして、その後、平成27年10月に施行、28年1月からマイナンバー制度として運用されているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 そうしますと、これに関連する予算というのはどうなっているんでしょうか。県の当初予算1078万ですか、それで決算で1020万ということになっていますけれど、県が今度つけた財源というのは国から受けているんですか。

○真栄田義泰市町村課長 議員おっしゃるとおり、令和4年度当初予算は1078万2000円、決算額が1020万7000円、そのうち635万6000円分については国庫補助金で充当しております。

以上です。

○西銘純恵委員 これ全国的に都道府県もそうしなさいということで、結局県も持っているわけですよ、予算そのものを。だからそれについてはいかがなものかと私は思うんですけども、マイナカードというのが平成27年に施行されたと言いますが、全国民の何%がカードを持っていますか。

○真栄田義泰市町村課長 マイナンバーカードの取得率、保有枚数率は令和5年度12月末現在で73%、これ全国平均です。本県の場合は61%の保有率となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 人数をお尋ねします。沖縄県だけ

でもいいです。

○真栄田義泰市町村課長 ありがとうございます。
沖縄県民の約149万人のうち91万人になります。
以上です。

○西銘純恵委員 平成27年からと言いましたけれども、このコロナ禍の中で各市町村、とりわけマイナポイントですか、2万円とか、結構予算をかけて支給するといいますか、カードを取得したらポイントをつけるよという、その現金が国民に行くような制度になっていると思うんですけど、このマイナポイントの発行にかかった県内での総額とか、件数とか分かりますか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 9月末までにマイナポイントの申請があった人数は総務省が10月に公表しております。ポイントには3種類、総額最大2万円申請が可能でしたが、ポイント付与、それぞれの申請者についてはカード取得者のキャッシュレス決済のポイント付与が約7556万人、それから健康保険証の利用申込みが約6819万人、そして公金受取口座登録が約6387万人となっております。

ポイントに住所情報がないので都道府県ごとの集計は不可能となっております、あとマイナポイントの総額、これについては公表されておられません。

以上です。

○西銘純恵委員 総額は公表されていないということですけども、大体、市町村で2万円だったかと思うんですよ。単純に今の3種類の7000万を超える、6800万を超える、6300万を超えるという全てこれ一つの申請で2万円だったということですよ。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 申請はそれぞれ別ですので、それぞれによって人数が異なるということになっております。

○西銘純恵委員 金額については公表されていないと言いましたけれども、やっぱり相当な額の税金が使われているということを受け止めたいと思います。

それで健康保険証に使われたというのが6800万人を超えているということですけども、トラブル、健康保険証で医療情報が別のひもづけがあったとか、この全体的なトラブル件数、御存じですか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 ちょっと古い情報で恐縮なのですが、マイナカードと健康保険証のひもづけ誤り、10月末時点の情報で8544件という情報がございます。

以上です。

○西銘純恵委員 県内は分かりますか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 県内についてはちょっと分からない状況です。ごめんなさい、こちらの情報を企画部ではちょっと所管しておりませんので、正確な数字、今持っておりません。

以上です。

○西銘純恵委員 このマイナカード、今の時点でもこれまでに個人情報の保護の観点からいろいろ指摘があったと思うんですが、その指摘というのか、個人情報との関連でどのような問題、指摘があったかお尋ねします。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 昨年来あったようなものですけども、例えば富士通Japan社でシステムの不具合があって、コンビニ交付で他人のものが出たという情報があるとか、あと先ほどのマイナポイントに関連しましてポイントの登録の運用不備があったり、それから委員がおっしゃられたとおり健康保険事業の運営者の中でのトラブル——ひもづけ誤りですね。それから自治体の障害手帳情報などでの誤りが明らかになったのが今回の問題だと認識しております。

以上です。

○西銘純恵委員 政府はこんなトラブルがありながらも健康保険証を廃止するというところでやっているということは、医療や命に関わる問題があるはずっと医療現場からも指摘されていて、私もそのように危惧しているんですけど、政府がこの方針としてマイナカードを普及していくという最終目標の説明はあるんですか、どこまで行おうとしているのか。

○真栄田義泰市町村課長 マイナポイントカードの部分の最終目標というのは具体的にはなくて、令和4年度には政府の方針として、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国に行き渡ることを目指すということ掲げられたところです。国と地方公共団体が一体となって普及を進めてきたところです。

現在では令和6年12月に現行の健康保険証を廃止、マイナンバーカードと一体化を示したりなど、今後の利用範囲の拡大が見込まれているところから、県としては引き続き市町村と連携して普及に取り組んでいくという考えです。

以上です。

○西銘純恵委員 全国に行き渡るということは説明がありましたけれども、これをほかに何とひもづけしていくのか。運転免許証のことは聞いていらっしゃると思うんですけども、結局は税務情報とか財産とかいろんな全てがカード一本に集約をされる、個

人情報が全て政府の、行政といいますか、そこに握られるというところが狙いとしてあるんじゃないかということが、そもそもその問題化している皆さん方からいろいろ出されてはいるんですよ。

少なくとも運転免許証、これについてはまだいつ頃という、そういうほかにも何かカードに一本化するというようなものが政府から何もないですか、ありませんか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 今のところ、運転免許証以外にこれを一体化するだとか、そういうような通知等は受けておりません。

以上です。

○西銘純恵委員 じゃこれまでに何がカードに入れられたのかというのを説明いただけますか。国民健康保険証は分かります、ほかに。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 そのほかにはないものと認識しておりますし、もともとカードに機微情報を入れるものではないので、制度の仕組みとしては、情報は必要なところに分散管理されているという、一まとめになっているものではないということは認識しております。

○西銘純恵委員 マイナカードを平成27年から普及してきて全国民に普及すると。そして健康保険証だけとおっしゃったんですけども、個人情報、カードの番号でやりますから、結局、役所が分かっている住所、氏名、みんなありますよね。そして、例えば課税状況なんかも既に入っていると思うんですよ。だからそこら辺についても、ぜひ保険証以外はないとおっしゃるけれども、ほかに既にその中に情報として入っているものについて、ぜひお尋ねしたいので、後日でいいんですけどもそこをやってほしい。

そしてどこまで目指しているのかというところが明らかになっていないので、私はそこを危惧するわけです。だから県として推進するということについて、普及するということについて、今の時点で明らかになっていないからとおっしゃったけれども、その先、何を政府が目指しているのかということも、ぜひしっかりつかんでほしいということを申し上げて終わりたいと思います。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時20分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 企画部の23ページ、大規模駐留軍用地跡地利用についてお尋ねします。まず、これ私、大変評価しているんですけど、この普天間飛行場跡地利用計画の具体的な利用計画、利用図といふのかな、これを説明してもらえますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 お答えします。

普天間飛行場の跡地利用につきましては、地権者や市民、学識経験者等で構成される委員会での検討内容を踏まえ、県と宜野湾市の共同により、普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた全体計画の中間取りまとめ第2回を令和4年7月に策定しました。

具体的には、大規模公園エリアを含めたネットワーク上の緑地空間の配置、主要幹線道路や公共交通軸を配置するとともに、緑と都市の融合による新たな価値の創造を先導する沖縄振興コアの形成や振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーンなどを機能的に配置した計画となっております。

以上です。

○渡久地修委員 その中で市と県、国の公共施設などの配置計画についてお願いします。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 公共用地の取得状況につきましては、県のほうは道路用地を取得しております。宜野湾市のほうですけども、宜野湾市は学校、幼稚園、児童園、市庁舎等を取得しております。国については公共用地の取得はございません。

○渡久地修委員 県が2013年に基金を設置して先行取得を始めましたけれど、その理由をお聞かせください。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 跡地利用を推進するためには、返還前の早い段階から公共用地を取得する必要があるということから、県も公共用地を取得しております。

○渡久地修委員 それでこの用地の先行取得の実績、県、市、国、目標とこの実績についてお願いします。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 県につきましては道路用地17.15ヘクタールの目標に対しまして、令和4年度末の実績ですけども13.9ヘクタールを取得しております。取得率としましては81.3%。それと、宜野湾市におきましては先ほど申しましたとおり、学校用地等の公共用地を取得しております。普天間飛行場につきましては19.54ヘクタールを目標としまして、現在10.9ヘクタール、取得率は約56%となっております。

○渡久地修委員 国はどうなっていますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

国につきましては先行取得の制度がございませんので、国による先行取得はございません。

○渡久地修委員 県が81.3%、市が約56%、国は制度がないから先行取得ゼロということですよ。

私、2011年12月6日に先行取得してほしいということを提案したんです。このときは仲井眞県政でした。そのとき県は取得ゼロだったのよ。これでは口では返還と言いながら固定化されてしまうと。だから本当にやる気を示すためにも、県の決意を示すためにも、そして返還されたら速やかに跡地利用の整備が進められるように、新都心の教訓も生かして先行取得する必要があるということで、そのときに提起したんですよ。そのとき県は財源がないと言っていたけれど、県債を発行してでもこれはやるべきだということで、当時仲井眞知事も、当時の川上企画部長もぜひ研究したいということで答弁していましたけれど。

2013年に基金が設置されたと。私これ大変評価しているんですけど、そういう意味では、もう絶対固定化は許さないという意味で先行取得、皆さんが一生懸命やってきたというのはとても評価しているんだけど、国がゼロというのは国は本当に普天間返還をやる気があるのかというのが、僕にはこの姿が見えない。

逆に、今思いやり予算で滑走路なんかも補修なんかやっているわけ、税金で。そういう意味ではこれはおかしいと思うんだけど、やっぱり国も皆さん方の計画では大規模公園100ヘクタール、国で整備してほしいという構想を持っていますよね。そういう意味では、ぜひ国にも先行取得をやるべきだということをしっかり要請する必要があると思うんだけど、部長いかがですか。

○谷合誠企画振興統括監 お答えいたします。

今、委員おっしゃるように、県ではこの計画の中で国の大規模プロジェクトとして、大規模公園を求めていくという方針をビジョンの中でも掲げさせていただいています。

この決定に向けては、先ほども申しましたような、地権者や市民、学識経験者等で構成される委員会で合意を得ながら決定していく必要がございますので、これに向けて県の要望が決定されるように努めたいと思います。

また、その段階におきまして、適切な時期に、国に対してどのように求めていくかを検討したいと考えております。

○渡久地修委員 普天間飛行場の早期返還というのは、これはもうみんなの、県民全体の願いなんです。そういう意味では絶対固定化は許さないと。それを皆さんは一生懸命やって、返されたらもうこういう準備を我々はやっていますよということをしっかり進めて、国にも大規模用地の取得を、ぜひ先行でやってくれということを要請することが、市、県、国一体となって返還を求めているんだというのを示すあれがあるんですよ。

アメリカは普天間基地は使いやすいとって返さない気があるという報道もあるからね。そういう意味ではこれはとても大事です。それとその先行用地取得ともう一つしっかりとした構想、計画を立てていく。これは一体でなければならぬ。これももっとスピードアップしていただきたいんですけども、これずっと前から取り上げてかなり時間がたつてまだまとまっていない、早めにまとめてほしいのかがいかがですか。

○谷合誠企画振興統括監 進捗につきましては、令和4年7月にこの全体計画の中間取りまとめを作成して、少しずつですが進んでいるところでございます。なかなか現状ではこの地権者の合意、あるいは学識経験者等の委員会で、スピードアップさせる方法についてもまだまだ議論が必要だと思いますので、今後、加速させるように県も努力して努めてまいりたいと考えます。

○渡久地修委員 いずれにしても大規模用地、国にも先行取得はしっかり早期に求めていくと。これ部長どうですか。

○金城敦企画部長 大規模公園の在り方について、今、地権者、また宜野湾市といろいろ跡地利用について検討を重ねています。この方向性がまとまった段階で国にも求めて、要請等について検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 これはもう最初から議論しているけれども、先行用地取得するのは、返されたら直ちに整備ができるよということ、先行取得というのがあるわけよ。まとまってからやったらもう遅い。その辺はしっかりやって、もう一遍お願いします。

○金城敦企画部長 実際、普天間には国有地が30ヘクタールくらいございますので、それも含めてどういうふうな活用ができるのかも検討して、要請につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員 皆さんの計画は100ヘクタールで相

当大規模だから、その辺しっかりやってください。

次に29ページ、バス路線補助事業。これはまず認識だけれど、公共交通というのは今、沖縄も全国も維持するのが非常に厳しい状況にあると僕は思うんだけど、皆さんの認識を教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 委員のおっしゃるとおり、今、路線バスだけではなくて地方の鉄道も含めて、いろいろ厳しい状況にあるという認識でございます。

○渡久地修委員 12月の新沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会で、この問題の議論になったときに、私は70歳以上の高齢者のバス賃の無料化、これをこれまでも提案してきたけれど、これは福祉の面からだけじゃなくて公共交通を維持するという視点と、それと沖縄の交通渋滞の緩和をするという視点、こういった視点から総合的に見て、これを実現させることが必要じゃないかという提案しました。

それについて皆さんは、ぜひ検討するというようなことを言っていましたけれど、その後の取組、検討状況を教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 先日の特別委員会の中で、いろいろ御提案いただいた高齢者のバス運賃の無料化というところについては、既に沖縄県バス協会と意見交換はスタートさせております。

また、南城市のコミュニティーバスにおいて、65歳以上の住民を対象に運賃を無償化しているということもございますので、今後は南城市に出向いている、どのような効果があるのかとか、逆にどのような課題があるのかということも含めて意見交換を行う予定としております。

○渡久地修委員 実は今朝、テレビのニュースで僕もびっくりしたんだけど、ある県の自治体で、公共交通を守るために、子供たちをあえてバス通学にする取組が始まったということで、子供たちがバスだったかな、鉄道だったか、乗っていくのが流れたんですよ。

だから公共交通を守るというのが非常に大きな課題になってきているわけよ。だから福祉だけの問題ではもうなくなってきているわけ。公共交通を守るというのが、それぞれの自治体の大きな課題に今なっている。だからそういう視点でお年寄りの福祉も含めて、沖縄の公共交通、バス路線を守る、交通渋滞を緩和するという視点で福祉の予算も取ってくる、それから公共交通を維持する予算も全部ひくって、こういったのをやっていくという総合的な視点が今求められている、沖縄県にも。全国的にもそういうことなんだけれど、ぜひこれ進めていただ

きたいんですけど、いかがですか。

○大嶺寛交通政策課長 この辺につきましては行政側、市町村、自治体、企業側も含めまして、公共交通の利用を促進していくということもいろいろ意見交換できますし、この福祉系のものとか、このクロスセクターという考えも生かしながら、いろいろ検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 くだいようですけど、今朝のニュースでは公共交通を守るためというのが最初に来たわけよ。だからそこはしっかりやっていただきたいと思います。

次、32ページ、本島並みのガソリン価格にすることについてずっと議論されてきましたけれども、まず22の離島のガソリンの小売価格について、ちょっとそれぞれ示してください。

○高嶺力志地域・離島課長 1リットル当たりのガソリンの価格、これ令和4年度の平均ですけども、離島の平均が191.1円で、本島の平均が169.5円、差は21.6円となっています。

まず伊平屋島のレギュラーガソリンの小売価格が194.2円、伊是名島が184.3円、伊江島が184.2円、粟国島が180円、渡名喜島が186.5円、座間味島が180.9円、阿嘉島が180.9円、渡嘉敷島が179.7円、久米島が193.4円、北大東島が181.4円、南大東島が180.4円、宮古島が188.1円、多良間島が192.8円、石垣島が189.4円、竹富島が201.1円、西表島が200.7円、小浜島が207.9円、黒島が206.4円、波照間島が205.5円、与那国島が204.0円、鳩間島が208円となっております。

○渡久地修委員 離島ね、小さいところは非常に大変なんだけれど、これ今朝も議論になって、これずっとこの間、十何年も議論してきていますよね。それでもうこれ、僕は思い切った対策を取る必要があるんじゃないかなと思います。

これまでも提起してきたんだけど、部長もうこれを解決するためには、特に小規模離島は各役所、役場、それから業者、農協、郵便局、ガス会社、電力とか、公共インフラを担う部分がある意味では一体となって運営するというところまでやらないと、そういったところまで踏み込まないと、特に小規模離島は解決できないんじゃないかなと思うんですけど、その辺どんなですか、検討したことはありますか。

○高嶺力志地域・離島課長 一般的にガソリンスタンドは自動車の給油のほか、洗車、点検等のいわゆるサービスの提供、家庭への石油製品の配達、販売

など多様なサービスを効率的かつ柔軟に提供しているというような事業を行い、民間事業者によって運営をされています。

その上で、ガソリンスタンドは地域の燃料供給拠点として、重要かつ不可欠な社会インフラであるということ、それで地域におけるガソリンスタンドの存続や価格の安定は離島の産業や住民生活にとって重要なものと考えています。

県では離島市町村を対象とした意見交換会を開催しましたが、その中でもガソリンスタンドの存続に関する計画策定、それから策定した計画に基づく設備整備に対する補助、これは民間事業者に対する補助が可能です。それから地下タンクの入替え大型化等に関する補助、そのような国の石油製品販売事業者が活用できる制度がありますので、そのような情報を提供しました。

今後も引き続き必要な情報の提供、それから各種支援制度の運用、それに関する技術的支援を行いまして、国や市町村と連携して離島地域のガソリンスタンドの存続に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○渡久地修委員 部長、僕が聞いているのはそうじゃないでしょ。僕が聞いているのはそうじゃないですよね。

もう小規模離島などは大変だから、役所、役場とか業者も農協も郵便局も、いろんなところがもう一体となってこれは運営しないとイケないところもあるんじゃないですか、それを検討してはどうですかということを知っているのよ。部長はそこまで踏み込まないといけないんじゃない。

○武田真企画調整統括監 離島地域とか過疎地域において、住民のいわゆるガソリンスタンドも含めてインフラだと思います。今、民間事業者がやって、営利事業として行っているものを少し公的にやるべきじゃないかという御意見だと理解しております。

一部の、内地も含めてなんですけれど、第三セクターであったり、公が整備をして民が管理をするような取組も行われているようです。そういったところも今後、どういった形で公が関われるのかということについては研究してまいりたいと思っています。

○渡久地修委員 ぜひ研究してほしいんだよ。そうしないと、もうこれ解決しない。それと郵便局は各離島も全部あるのよ、多分農協もそれからガス。だから役場とそういったところも含めて、業者も一体となって、どうすれば一番いいのかというのを研究する段階に来ていると思うので、そこをぜひよろし

くお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、この歳出決算の状況の中で17億の不用額が企画部の分であるんですけど、その中で特別推進交付金だけで13億とあるんですが、この13億の不用額の要因というか、理由とか、ちょっとそれをまず聞かせてください。

○武田真企画調整統括監 不用になっている一番の大きな理由は、市町村に対するソフト交付金の不用になっています。

現年分ではなくて令和3年から令和4年に繰り越したものの、そちらのほうの施設整備とかが順調に進まなかったということでの多額の不用につながったという経緯になっております。

○當間盛夫委員 繰り越したけれど、それを使い切れなかったということになるんでしょうけれど、これ那覇でもあったんですけど、どこの市町村、全体的なものがあるの。何か具体的にどこがどのような形になったの。

○佐久本愉市町村課副参事 ただいま御説明いたしましたとおり、令和3年度からの繰り越した事業からの不用が特に大きい状況でございました。

特に大きい市町村名を御説明しますと、うるま市で1事業、石垣市で1事業、浦添市で1事業、那覇市で1事業と。これは施設整備関係事業の繰越事業がございまして、それぞれ不用額が大きかったというのが一番大きな目立った原因でございました。

以上です。

○當間盛夫委員 施設整備ということになると、じゃこの施設は造られなかったという認識なんですか。

○佐久本愉市町村課副参事 複数年をかけた施設整備でございまして、その年度に係る整備の進捗分で不用が出たということでございます。

○當間盛夫委員 じゃそれは完成を見ているという認識でいいのですか。

○佐久本愉市町村課副参事 本年度も事業進行中でございます。

○當間盛夫委員 分かりました。

主要施策のものからいろいろとまた説明させてもらうのですが、まず企画部がいろんな事業をされているんですよ。

私、以前からそうなんですけれど、皆さんが事業をする中で、あまりにもちょっと委託が多過ぎるといふ部分で指摘をさせてもらっているんですけど、企画部においてのこの委託先、委託事業といったも

のはどれくらいあるんですか。

○玉城正博企画調整課主幹 随契ガイドラインに基づいて公表している企画部の委託料は、令和4年度で委託契約件数が104件となっております。委託料の決算額が合計で約19億4000万となっております。

以上です。

○當間盛夫委員 ちょっと細かくと言ったらなんだけれど、令和5年度のこの積算内訳表の部分で振興計画費があるんですよ。振興計画費で約1億1000万あるんだけど、約7700万くらいはこれ委託なんです。その分でのもので、先ほどSDGsの話もあったんですけど、このSDGsの4000万という部分がほぼほぼ委託だけ。

先ほど担当の方がすごいいい答弁されていると思うんだけど、この委託はどういう形で皆さんされて、これがどう県に反映されているのかちょっと教えてください。

○平良秀春企画調整課SDGs推進室長 お答えいたします。

令和4年度の決算ベースでの御説明になります。

事業費の決算額としては総額で3200万、そのうち委託費が2400万という決算になっております。決算の内訳として、特に先ほどの御説明の関連だとプラットフォーム関連の委託費になるかと思っておりますけれども、そちらが2500万くらいの決算となっております。

基本的に委託事業につきましては、プロポーザル、公募で事業者を募集して選定の上で契約をしていると。委託費の実施に当たりましては、この事業に関して委託事業者との定例の打合せを月1回、事業によっては週1回程度、時期時期に応じて情報共有をやりながら県の担当者、委託事業者と情報共有、考え方をすり合わせながら推進しているということでございます。

以上でございます。

○當間盛夫委員 ごめんなさい、表示しているものと全く違う話をされて。

今、委託に関してちょっと全体的に話をさせてもらっていますので、この振興計画費とは別にまた科学技術振興費が約7億近くの予算がある中で、この委託料というのがもうほぼほぼ委託なんです。6億2000万近くいろんな分で、先端技術も含めて一番大きいのが沖縄イノベーション・エコシステムだとか、3億9000万だとか、いろんなものがほぼほぼ委託だけ。これちょっと説明してしてくれないですか。

○大城友恵科学技術振興課長 お答えいたします。

まず外部委託につきましては2通りのパターンが

あるかと思えます。高度または専門的な知識、技能を必要としまして県で直接実施することが困難な場合、それから、外部委託することにより事業の効率化ですとか、コスト削減が図られるなど合理的理由がある場合となっております。

県の場合は、前期の計画からOISTや琉大などの県内大学などを核とした知的産業クラスターの形成と、現計画においても県内の大学などを核としたイノベーション創出拠点、イノベーション・エコシステムの形成ということで、大学等により事業化、産業利用に資する共同研究をしていただくということで、県の委託業務として整理してございます。

以上です。

○當間盛夫委員 それともう2つ、離島活性化特別事業費になるんですが、これもほぼほぼ委託なんですけれど、この状況をちょっと説明してください。

○高嶺力志地域・離島課長 離島活性化推進事業費ですけれども、事業概要としては離島過疎地域の新たな振興予算の仕組みや施策の検討を行うというようなことのために、令和4年度に新たな離島振興計画、実施計画の策定、それから離島振興税制の実態調査、それから本島の生活用品の価格調査というような3つの委託調査を実施しております。

その募集に際しては当然公募をして、その中でプロポーザルで公募をして選定委員会のほうで選定をした上で委託事業者を決定しております。

以上です。

○當間盛夫委員 当たり前に公募かけて選定するというのは当然なんですけれど、部長、この振興計画の部分でいろんな事業をやるわけですよ。それで皆さん、この事業をやる中で公募をかけて委託をやるんですけれど、県に残るものは何なの。県の職員に、皆さんの蓄積として何が残るのかというのが大概言われるんですけれど、ちょっとその辺はどう考えるのですか。

○武田真企画調整統括監 先ほど課長のほうからも答弁がありましたとおり、委託事業というのは一般論で言うと専門性であるとか、巧緻性に着目して事業の委託をしているわけなんです。今委員がおっしゃるのは、仕事の丸投げになっているんじゃないかという観点という御懸念だと考えております。

確かに委託事業の中にはITであるとか情報関係、そういったものについてやっぱり民間のほうが進んでいるというところからいうと、やっぱり県がやらないといけない業務であったとしても、民間に委託せざるを得ないようなものがあります。

一方で科学技術みたいなところについては、平成24年くらいから外部の力も借りながら事業を進めている中で、当初、知的クラスターだったものが今、イノベーション・エコシステムとかそういった形に変わっていています。そういうその知見や見聞が広がることによって、その政策の方向性が変わっていったり、例えば過去でいうと環境であるとか、エネルギー分野に対しても公募したものを止めて、今先端医療とか、感染症とかそういった形で県の職員が見聞、知見を広げる形でそういう戦略についても変わっていている部分もあります。

委員の御懸念がなされている丸投げみたいなことではなく、民間から習うべきことは習って、県もノウハウの取得とかその知見、見聞を深めるような形で委託事業には対応をしていきたいと考えています。

○當間盛夫委員 この委託事業、今県の皆さんの職員のやっていることが、ただ委託先をずっと選定している部分で、じゃそのものが何ていうの、リターンして返ってきて、県職員がそのことをしっかりとまた踏まえて、この事業を進めていくということがあればいいんですけど、本当にじゃ、そういうことになっているのかという懸念をやっぱり抱くわけですよ。

国の担当者からしても、沖縄県の分はもう職員みんなこういう委託に丸投げしているという言われ方をするわけですよ。全く蓄積がされていない。だから自分たちでその事業計画をつくり切れないんだということを県だけではなくて、市町村の担当もそう言われるわけですよ。皆さんがそう思っているわけ。

県の皆さんは市町村に対して、その市町村分の一括交付金をこの市町村の担当たちがつくり切れないということを皆さんもよく言われるわけさ。逆に県は国のほうにそう思われているという懸念はないですか。

○武田真企画調整統括監 委員の懸念は先ほど答弁したとおり、その事業、仕事を丸投げすることによって、何ら知見が残らないのではないかという御懸念だというふうに考えております。

民間からも習うべきところは習った上で、県として職員一人一人がその仕事に対する知見、見聞を深めてノウハウの習得までできるような形で取得をして、また県民にその成果を還元するという形の流れを意識した仕事に臨んでいきたいと思っております。

○當間盛夫委員 振興費も間違いなく、日本全体のこの予算的なものが今は膨らんでいるんですけど、これはどうしてもプライマリーバランス——いろん

な分で圧縮してくるはずでしょうから、しっかりと県でできることはちゃんと県でやるべきだということを指摘をしていきたいと思っています。

表示しているこの鉄軌道に関してなんですけれど、これはもう事業期間、平成24年度からという形になっているんですけど、この間、県が拠出した金額はどれだけですか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

県が鉄軌道導入にかかって、平成24年度からですが、構想段階における計画づくりですとか、あと費用便益の分析、フィーダー交通の検討等を含めまして、令和4年度までの調査費の総額は決算ベースで4億8500万円となっております。

○當間盛夫委員 ちなみに国はどうですか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 お答えします。

内閣府の調査ですが、平成22年度から調査を開始しまして、令和4年度までの調査費用の総額は決算ベースで10億8500万円となっております。

○當間盛夫委員 トータルすると約15億、この調査という部分で税金を使うわけですか。今の段階はどの段階なのか、構想段階なのか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 現在は沖縄鉄軌道の構想の計画を策定して内閣府のほうに提示しているところで、その次は計画段階というふうに早期の移行を目指しているところでございます。

○當間盛夫委員 分かりました。

次、同じく交通政策のもので、先ほどシームレスはありましたので、バス路線の赤字に対しての部分なんですけど、昨日、今日の新聞でもこの路線バスの運賃の値上げという部分が出てきているんですけど、根本的にこれはどう対処しようとしているのですか。

○大嶺寛交通政策課長 バス路線については利用者が減少している中、また運転手も不足しているというところで、厳しい状況にあるところは認識してございます。このため、県としてはこのバス路線の補助もしっかりやっていくんですけども、やっぱりどうしてもこの利用者を増やしていきたいというところで、バスの利用環境の改善にこれまで取り組んできたところでございます。

さらに今バスレーンの延長とか利便性も向上させながら、できるだけ車を活用している方たちを公共交通、バス路線のほうに転換していただくような施策を展開することで、このバス事業を支えていきたいと考えているところです。

○**當間盛夫委員** 皆さん、はじき出しているんだっ
たらちょっと教えてほしいんだけど、例えば那覇
から沖縄市まで行くのに片道どれだけかかりますか。

○**大嶺寛交通政策課長** 申し訳ございません、今手
元ございません。

○**當間盛夫委員** 今回の値上げで、要するに、間違っ
たら片道で1000円以上になるのかな、となってくる
と往復2000円ですよ。日にね、その分で。やはり2000円
かかるとますますバス離れで、本来皆さん自家用車
をバスにということをやろうとするんだけど、結
果的に電気自動車に変えたりだとか、今もうそうい
うハイブリッドがあるわけですから、そういったも
のが安くなるわけですよ。

それを考えると、僕は皆さん、効果的なものを課
題でこれ上げるんだけど根本的なものがなくて、
ただ対症療法しかやっていないとしか見えないわけ
ですよ。その辺はどうですか。

○**谷合誠企画振興統括監** 委員御指摘の点につつま
しては、やはり根本的な対処も必要だということで
考えております。その中で、今年から沖縄総合事務
局と共同で、沖縄総合事務局が事務局ではあるん
ですけれども、県が委員構成に関与する形でリデザ
インという委員会を立ち上げています。

このリデザインというのは、国全体で公共交通を
地域の重要な基盤として、どう維持していくかとい
うことを考えることを国も県も、あるいは交通事業
者も、あるいは経済界も一緒になって合意形成をし
ながら、どういうやり方が望ましいかという議論を
始めているところでございます。

これでパブリックインボルブメントも進めながら、
果たして今委員がおっしゃるように便利なところで
自家用車を使うのがいいのか、地域の足として、や
はり公共交通を維持するのがいいのかというのは、
最適な解が簡単に見つかるものではございませんの
で、この合意形成に向けて総合事務局も一緒になっ
て、今方向性を決めているところでございますので、
こういったことを基に公共交通の在り方を根本的に
考えていくというフェーズに入ってきていると考え
ておりますので、その取組を進めてまいりたいと思
っております。

以上でございます。

○**當間盛夫委員** このフェーズはやっぱり沖縄だか
らもっと進めていかないと駄目だと思うんですよ。

公共交通と言いながら路線バスは民間に任すわけ
ですよ。赤字の路線の赤字補填しか、欠損金しかや
らないわけですよ。

ところが公共事業として路線バスということをや
るのであれば、沖縄だからこそやっていかないとい
けない。国もいろんな整備をしているじゃないです
か、その分では。いろんな形を取っているわけです
から、やっぱりただ鉄軌道のもので上下分離方式と
いうことじゃなくて、この路線バスにおいても公設
をして民営化をしていくという考え方もあると思
うんですよ。その辺はどう考えられているのですか。

○**大嶺寛交通政策課長** 委員おっしゃったような手
法もあるかと思えますけれども今現在、県内はバス
事業者において路線バスの経営努力で維持している
というところ、ダイヤの改正も含めてできるだけバ
ス利用者に影響がなく、いろいろ施策を講じながら
維持しています。

県としてはそういったところを支えながら一緒に
協力してやっていきたいと考えているところでござ
います。

○**當間盛夫委員**僕はもう少し、やっぱり重点的に
皆さん、このことを考えているのであれば、もう地
方のそういう公共交通が成り立たないというのはど
この県でもそうなわけですよ。

ましてや、沖縄は車社会と言われて公共交通が乏
しいという中で、我々は県民所得も低く自動車を維
持管理するだけでも大変な県なのに、この公共交通
という——もう少しやっぱり我々は重点施策として
しっかりと考えていかないといけないと思うんです。

僕が何でそう言うかといったら、先ほどモノレール
の件もあったんですけど、去年F I F Aのバス
ケットがあったときに、この浦西駅から沖縄アリー
ナまでピストンでやったんですよ、便利だなと思っ
たよ、その分では。やっぱりそういったこともしっ
かりと私はこのバス路線をそういう形に、先ほど3路
線だとか、5路線だとかという形があるんだけど、
やっぱりもっとモノレールのこのフィーダーの分
での、沖縄市までの高速を使っての在り方だとかとい
うことをしっかりと自治体も一緒になってやらない
と、私はなかなかこの路線バスに対する県民の足と
いうことにはなっていないだろうなと思っており
ますので、しっかりとこれは県の重点施策として位
置づけて頑張ってもらいたいと思っております。

以上です。

○**又吉清義委員長** 上原快佐委員。

○**上原快佐委員** まず、監査委員事務局からちょっ
と教えていただきたいんですけども、今表示して
います決算審査の意見書の中で、財務に関する事務
についてごめんなさい、ちょっと赤字で入れてしまっ

たんですけれど。

沖縄県の財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られたとあるんですが、これは主なものは下記の特にといいるところから書いてあると思うんですけれども、それ以外でもし何かしら挙げられる事例があるのであれば、教えていただきたいです。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、監査委員事務局長から、上原委員が質疑した内容については決算審査意見書の内容に関するものであり、決算特別委員会で代表監査委員が答弁しているとの説明があった。これを受け、上原委員は質疑を取り下げた。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

上原快佐委員。

○上原快佐委員 企画部のまず公共交通システムの部分からですけれども、先ほど當間盛夫委員からもありました。この平成24年からこの事業をやられています、総額で15億と驚きの数字なんですけれども、これだけかかっててまだなかなか形として見えてこないという部分で、これめどとかですね、これいつまで調査するのかというのもちょっと気になる場所なんですけれども、今後のスケジュール感みたいなものはあるのでしょうか。もし具体的なスケジュール感というものがあれば示していただきたいです。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 先ほどもお答えしましたとおり、沖縄県の鉄軌道の構想を取りまとめまして、これに基づいて国のほうに特例制度ですとか、そういったことを今要請している段階となっております。

今後できましたら、国が主体的に事業を推進するというのを国のほうでも調査しておりまして、その調査結果を踏まえて事業化に向けて判断していただけますと、その次に計画段階ということになります。

この計画段階でさらに具体的な費用便益の分析ですとか、採算性、そういったことをまた具体的に調査しまして、実際事業を進めるかどうか、そういった事業化の判断がなされるということになっております。

これまで県の調査費用をかけて行った内容ですけれども、平成24年度以降県の構想づくりですとか、あと当初、構想段階では県の調査で費用便益比が0.5とか0.6台だったところが、今追加の費用便益を

調査しまして、県の調査では1を超えるというところで、内閣府調査で示されています課題については、県のほうで1を超えるケースを確認していますということで内閣府のほうに提示をしているところです。

○上原快佐委員 ある程度は今の答弁で分かるんですけれども、ただもう既に調査で10年くらいかかっているわけです。あと何年くらいというような具体的なこのスケジュールの、例えば追加の調査にあつて何年くらいかけて、どれくらいで最終的な結論が出るのか、やるのか、やらないのかということも含めて時期的なスケジュールを教えてください。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 この事業化に向けたスケジュールですとか時期については、国のほうでそういった時期についても判断していただきたいと考えているところです。

国のほうでの調査も継続して実施しているところをごさいます、ただ今時点ではまだ費用便益比等でまだ国の調査において課題があるということで、事業化の判断についてはまだ示されていないところであります。

県のほうでも昨年度からまた追加の便益についての調査も開始しておりますけれども、そういった新たな沖縄独自の便益について、少しまた検討しまして、費用便益比の改善、向上につなげて、また引き続き内閣府のほうに提案していくということで今取組を進めているところをごさいます。

○上原快佐委員 理解はできるんですけれども、これ便益を調査しても、今現在の人口動態であつたり事業環境であつたり経済環境であつたりというのは刻々と変化するわけですよ。それを何年もかけてやったとしたら、また調査し直しになりかねないと思うので、そこら辺についてはそういった状況の変化に対して、どういうふうにごさいますか。

○比嘉学交通政策課公共交通推進室長 県の調査については毎年ということではなくて、当初、構想段階の検討において算出した便益、あと平成30年に1を超えるケースを確認するために行った調査で今行っているというところで、できれば内閣府のほうにもその辺、ちょっと慎重に検討を進められているというところをごさいますけれども、少し県のそういった提案もちょっと参考にしながら、柔軟に判断していただけないかなと考えているところをごさいます。

○上原快佐委員 なかなかちょっと思つたような答弁ではないんですけれども県の考え方は分かりました。引き続きなるべく見えるような形で、県民に理

解しやすいような形で調査なり、結論、結果をちょっと出させていただきたいなど。

既にもうこれ10年で15億ですよ、いつまでやるのかと僕たちも聞かれても県民に答えられないわけです。なので、そこはしっかりと見えるような形での効果というものをぜひお願いしたいと思います。

次ですけれどもイノベーション・エコシステムです。午前中からいろいろ質疑がありますけれども、この中で事業内容は分かるんですけれども、主なこの成果というものがあれば教えていただきたいです。

○大城友恵科学技術振興課長 こちらの事業は令和4年度からの事業ですので、平成27年度からの前身事業からの成果で申しますと主に3つに分類されるかと思っています。

研究成果を活用した大学から発生したベンチャー企業の創出、それから実際に商品化、事業化した事例、それから共同研究を契機に県外の企業が沖縄に進出した事例になります。

大学発ベンチャー企業の創出の事例としましては、ラクダ科の動物の抗体を使って創薬に必要な抗体を受託するサービスを実施する企業ですとか、脂肪幹細胞由来の化粧品を開発する企業の創出につながっています。琉大とか高専発のベンチャーの創出につながっています。

事業化の事例としましては、先ほど当山委員からございましたけれども、有用な家畜用動物ワクチンの開発ですとか、再生医療に関しましては成果が出るのが非常に時間がかかるんですけれども、脂肪幹細胞の培養液を活用して化粧品を開発するというような事例ですとか、あと企業誘致に関しましては12月に入所式がありましたけれども、うるま市洲崎地区の研究開発ラボに入所した企業ですと、中分子医薬品を受託製造する企業が共同研究を契機に進出してきた事例等がございます。

○上原快佐委員 前の事業も含めて、着実に成果が出ているということで評価をいたします。この事業の効果、課題の中で、実用化に向けては研究段階に応じた支援が引き続き必要だと書かれてありますけれども、この研究段階に応じた支援というのは具体的にどういった支援になるのでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 一例を申しますと、例えば創薬開発には10年くらいかかってしまって基礎研究から応用研究、実用化研究と非常に長いスパンがかかります。

先ほど言ったように、基礎研究を終わって応用研究に移る段階の支援、企業が立ち上がりますとその

企業に対する補助といったように、支援メニューをちょっと細分化しながら事業スキームを組み立てております。

○上原快佐委員 分かりました。

そういった長期のスキームでの取組というのがあるかとは思いますが、そうであればなおさらですけれども、このような事業規模、今は大体4億2400万くらいですけれども、本来ならそういったものはもっとお金がかかるじゃないですか。県レベルであったり、国レベルであったりするほどお金がかかってくるんですけれども、今のこのような予算規模で十分だと言えますか。

○大城友恵科学技術振興課長 実は国の動向に関しましても、先ほど少しお話ししましたけれども、前期計画ではクラスターの形成ということで企業を集積していこうというような動向でございました。

現在、昨年度からの後期計画になりますとエコシステムということで、産、学、金融がそれぞれ役割分担をして、有機的にそのイノベーションとか、産業を創出していこうという役割的などところも明確に示されておりますので、そういった考え方を強化できるような施策を今有識者会議も踏まえながら検討しているところでございます。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

もちろん県の予算だけじゃなくて、今おっしゃったような金融とか、あと産業界も含めて様々な形でどういうふうに資金を集めて、新たなイノベーションを生み出していくのかというのは大事だと思いますので、今後も引き続き頑張っていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に、離島振興関係をやります。まず離島・過疎コミュニティビジネス支援事業からですけれども、今年度は事業内容で国頭とか、大宜味とかの支援を行ったとあるんですけれども具体的な成果というものを教えてください。どんなことをやったのかということです。

○高嶺力志地域・離島課長 まず事業概要ですけれども、離島や過疎地域における持続的な地域コミュニティの維持再生のため、地域住民の創意工夫によるコミュニティビジネス構築に向けた地域団体の活動に対しその経費を補助する、それから専門家を派遣して助言などの支援を行っています。

事業の成果としましては、まず令和4年度に3地区を支援していますけれども、その補助の支援を行った3区について雇用者数が増加しています。主に共同売店だったり区の活動を支援していますけれども、

各区とも1人ずつ雇用が発生したというようなことです。それから収益の増加ということで、国頭村の与那区、そこに山菜の卸売り、それから大宜味村の謝名城区、そこについてはミカンの卸売りなどの展開を新たに行うことによって、区の収益の増加につながっております。

以上です。

○上原快佐委員 効果というのを具体的に説明していただいて、雇用効果であったり、経済効果が具体的にあったということが理解できました。これ令和元年からやっていますけれども、これは一度支援してそのままずっと継続していく事業なのか、それとも単年度単年度で新たなパートナーを見つけて支援をしていくのか、どちらですか。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業で令和4年度から後継事業としてスタートしています。令和4年度に支援した3区については、引き続き今年度も支援を行っております。基本的に2年間の支援を行うというような事業になっています。

以上です。

○上原快佐委員 2年間ごとでやっているということですが、ただこれは令和元年からやっていますけれど、前の事業に関してもそのまま効果は継続しているのかどうかということは分かりますか。もし手元に資料がなければ大丈夫です。

○高嶺力志地域・離島課長 前身事業、小さな拠点づくり支援事業というのがありました。これについても地域団体の集落の維持、再生につなげる取組を行って、これは毎年度、基本的に1年間、おおむね2か所の支援を行っていました。

あくまでもモデル地区として支援をしていますので、その支援をして、成果については横展開を図るために、これは令和3年度ですけれどもシンポジウムを開催して、類似の市町村と広くその成果を紹介しまして、ノウハウの共有を図ったりというようなことになっています。

それぞれ具体的に、その後どのようなフォローをしたかというような資料がちょっと今手元にないため、お答えできませんので答弁は以上になります。

○上原快佐委員 分かりました。

それでは次、移住定住促進事業ですけれども、具体的には体験ツアーとかコーディネーター設置とか移住フェアとかを行っていますけれども、具体的に移住につながったケースとか、全体の数というのは数字としてありますか。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業に関わること

によって移住をされてきた方というのが平成27年度から令和4年度までの8年間の累計で、この事業に関する移住者というようなことで累計で74人の方が移住してきているということを確認しています。ちなみに令和4年度にこの事業を通じて7人が移住したことを把握しています。

以上です。

○上原快佐委員 もし分かれば、どの島にどれくらい、また移住したはいいいけれども、すぐに離れてしまう方も多分いらっしゃるかと思うので、定着率などももし分かれば教えてください。

○高嶺力志地域・離島課長 移住者の実績についてですけれども、市町村のほうではちょっと個人情報保護の観点から、転入時にいるかどうかという確認が統計的には取れないというようなことで、以前からいろいろと移住数の把握というようなことで努めてはいるのですが、必ずしも統計的な把握は困難となっています。

ただし今年度、離島・過疎地域の21市町村に令和4年度の移住者数について照会を行いました。ただ把握ができないということで回答ができないところが多かったんですが、13市町村からは回答がありまして、これについてはあくまでも市町村が把握できる、把握しているというような方、移住者というようなことのみで回答ありました。

それで合計で言いますと、県外から令和4年度1年間で67人移住者があると。さらに県内からの移住者というのも64人いると、合計で131人の移住者がいるというような回答を受けています。

以上です。

○上原快佐委員 個人情報等の関係でなかなか詳細な説明が難しいということですが、できればせっかくこの事業をやっているのでも、小規模離島とか、まさに人口減少で大変なところとかもありますので、具体的にどの島にどれくらいその移住者がいて、どれくらい定着して、どういった課題があるのかということも含めて、しっかり県として把握をしていただきたいと。

なぜならこういった実情がちょっと分からないと、やみくもにただ移住フェアとか移住の促進をやったとしても、実際行ったはいいいけれども定着しなかったとか、例えば島によって偏りがあったとか、そういった課題とかの整理というのが難しくなってくると思いますので、その部分、もし可能であればですけれども、なるべく情報を取って分析できるような体制でお願いしたいと思います。

次、離島航路補助事業費ですけれども、まず当初予算の10億から最終予算額が7億3000万になっている理由を教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 この減額になっている理由でございますが、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援としまして、国がこの補正予算を、国庫補助金を増額する措置、それを行ったために県の負担分が減額となったという理由でございます。

○上原快佐委員 分かりました。

ちなみにこの補助事業費というのは、離島の各市町村とその事業者に対して負担割合とかがあると思うんですけど、負担割合はどうなっていますか。市町村によってちょっと違うと思うんですけども。

○大嶺寛交通政策課長 県と市町村の負担割合については、県が3分の2、市町村が3分の1となっております。

○上原快佐委員 県が3分の2を出しているとはいえ、昨今のこの原油高で3分の1を負担するのでも小規模な離島にとっては非常に厳しいですよ、財政的にね。そういった中でこのままこの事業を、そのままこのスキームでやっていいのかという課題もあると思うんですけども、そこら辺についてどういうふうに考えていますか。

○大嶺寛交通政策課長 市町村の負担につきましては、8割が特別交付税措置されるということもございまして、また別途、市町村のかさ上げ分につきましては、国のほうにも全国知事会を通して要請しているところでございます。

○上原快佐委員 なるべく、特に小規模離島の市町村の財政的な負担にならないように、ぜひ今後もやっていただければと思います。

あと最後、離島ICTのことですけれども、どの島に何人くらいこういった人材がいるのかというのは把握されていますか。

○高嶺力志地域・離島課長 令和5年も入りますけれども、テレワーカーの登録者数はこれまでの累計で762人、そのうち実際に業務に対応できるような育成者と言っていますけれども、その方が579人となっています。

島ごとの登録者数で言いますと、例えば伊平屋村が18人、伊是名村が18人、伊江村が51人、本部町水納島が1人、津堅島が1人、久高島が3人、粟国村が3人、渡名喜村だけゼロになっています。座間味村が2人、渡嘉敷村が22人、久米島町が87人、北大

東村が2人、南大東村が6人、宮古島市が199人、多良間村が8人、石垣市が270人、それから竹富島が5人、西表島が32人、小浜島が5人、黒島が2人、鳩間島が5人、波照間島が5人、与那国町が13人となっています。

以上です。

○上原快佐委員 今、登録した方の状況を各島ごとに教えていただきましたけれども、もう一つのこの高度化人材を51人育成したとありますけれども、これは各島の状況というのは分かりますか。

○高嶺力志地域・離島課長 すみません、今手元にその高度化人材についてはちょっと島ごとの内訳がありませんので、また後日、提供したいと思います。

○上原快佐委員 分かりました。

そもそもなんですけれども高度化人材とは何ですか。どんなスキルがあれば高度化人材と呼ばれるのでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 令和4年度から行っている高度化人材育成の取組ですけれども、例えば高度化人材としてECサイト支援人材、それから動画編集人材、広告ライター、クリエイティブディレクターといったような、これはこのテレワークをやる上でちょっとスキルが高いような業務、そこに対応できるような技術を要する人材というようなことで51人を育成しております。

以上です。

○上原快佐委員 そういった高度化人材を51人も育成できているということで評価は一定程度はありますけれども、一方で高収入化が課題となっているみたいなんですけれども、今高収入化されていないということですよ、課題として上げているということは。現状はどうなんでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 テレワーカーが実際に単価の高い仕事を今後も安定的に提供していく、獲得をしていただくために、この補助事業者が販路開拓というようなことで、島外だったり首都圏辺りの高度な仕事というようなものを受注して、テレワーカーにさせていただくというような取組をしていますので、そのような取組をさらに強化をしていきたいと考えています。

その一環として、ちょっと午前中に答弁しましたが、宮古島でBPOセンターというようなことを開設して、そこで単価の高い仕事、セキュリティー対策がしっかり取れるようなセンターを開設して、そのほうで仕事をしていただくと。その中で島外から単価の高い業務を受注をして、その中で取り組

んでいくということで高収入化というところにつなげていきたいと考えています。

以上です。

○上原快佐委員 課題もありますので、ぜひ引き続き取り組んでください。ありがとうございます。

○又吉清義委員長 島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 まず、32ページの石油製品。離島の離島力の向上というところの部分なんですけれど、先ほど委員からも質疑があったと思うんですけれど、もうこれ平成24年度からということもあって、皆さんの効果、課題の中にもるる説明がありますが、ちょっと先ほどの答弁に納得いかないものですから、そろそろこの辺は、これ前にも私質疑もしたことがあったんですけれど、もう原因というのは分かっていることじゃないかと僕は思うんですよ。

まず皆さんこれまでもいろいろ御苦労なさったと思いますが、この製品自体はどこからどういうふう

に沖縄に入ってきていますか。

○高嶺力志地域・離島課長 石油製品が県外の保税地区から移出されまして、県内の元売りが、県内のほうで借り受けているタンク、油槽所に一旦入ってきました、離島へはそこからまたタンカー、船で離島の油槽所に一旦、移送されまして、そこからまた陸や船で、小規模離島については海上輸送しないとイケませんし、陸上についてはタンクローリーとか、いろいろコンテナとか、いろんなものでまた輸送するというようなことで供給をされているというような状況です。

○島尻忠明委員 ちなみに、今答弁ありましたけれど、本島にはそういう仮の貯蓄というのが言われたんですけれど、離島には貯蓄する場所がありますか。各離島あるのかどうか、そのキャパも答弁いただきたいと思います。

○高嶺力志地域・離島課長 石垣島、宮古島、あと久米島には大規模な油槽所、タンクがありまして、そこのほうに一旦蓄えられるというようなことになっています。多分、ほかの小規模な島には油槽所のような大規模な施設はないというふうに認識しています。

以上です。

○島尻忠明委員 ですよ、ですからこれはやっぱり沖縄本島から離島に行くというのは、多分そこで事業をなさっている人たちもいろいろ自助努力はしていると思うんですけれど、そういうことがあるんですよ。一歩動くと輸送料もかかるし、またそこから持って行くのもあるし、一旦保管する場所もない

ところもあるし、離島というのは小さいんですよ。ですから台風とかいろんなことがあると、もちろん少し値段が上昇するのはこれ否めないことなんですよ。これ無理して急いで本島から輸送してもらうわけですから、その辺も含めて、企業さんも一緒に頑張っていると思うんですけど、そういうことを考えると価格差となるのはごく当たり前のことなんですよ。

ですから私は、先ほどみんなの答弁ありましたけれど、いろんなことやっている努力は認めますが、やっぱりその現実を見据えて何らか対策をしないと、これあと100年やっても一緒ですよ。だって橋が繋がらないんですから、陸送ができないんですから。その辺も含めて考え方はですね、どんなですか。

どういう方向性で、今までのことを踏まえてこの現実、これ本当にいつまでも変わらないですよ。その辺も含めて考えると、僕はしっかりと方向性を定めたほうが良いと思うんですけれどいかがですか。

○高嶺力志地域・離島課長 御指摘のように、例えば先ほどの離島において、油槽所の運営の経費などはその分のコストがかかって、仕入れ値が高くなるとか、そのような状況は認識しています。

それから、特に小規模離島ですけれど、午前中もちょっと答弁させていただきましたが、小規模離島では輸送用の機材、タンクローリーとか、地下タンク計量器、その辺の法定検査についても島内で対応できずに運んだり輸送したり、検査員に費用を出して出張してもらったりというようなことを行っています。

現在そのような離島の輸送費補助で見えていない部分の経費について、どれくらいの経費がかかっているのかというのを把握するために調査をしています。そのような調査をしながら、また今後の調査の結果を見て、どのような対応ができるかというのはまた検討していきたいと考えています。

○島尻忠明委員 今お話があったとおり、なかなか県外、県内でも厳しいから、九州まで検査に行っているという話も聞きますので、皆さんの努力は重々承知をしておりますので、皆さんがやっぱり課題ということで、これいろんな分析をしているということなんですけれど、やっぱり格差の縮小のためには基となる揮発油税、その辺も含めて皆さんもいろんな協議をしていると思うんです。これもこういことですよということをやっていると思うんですけれど、その辺を強く訴えていかないと、皆さんが頑張っているの分かるんですけれど、なかなかその格差は

埋められないと思いますので、その辺も含めて、どうしてもやっぱり離島県でありますので、今私が言った話を含めてやっぱりその有資格者がいても離島にいたら仕事にならないんですよ、その人も。お仕事としてもできないものですから、どうしてもそれは特殊な部分もありますので、その辺も包含をして、ぜひ訴えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○宮城直人企画調整課副参事 離島の石油輸送費補助ですけど、これは原資が国の揮発油税、そこから1.5円を使ってやっているんですけど、それで一生懸命、輸送費に補助をしてどうにか価格差を縮めようとしています。だけれど委員がおっしゃるように、いろんな課題がそのまま残っているというところでもあります。

この揮発油税ですけど本来、所管は子ども生活福祉部なので、我々としては沖縄関係税制の総括の立場でちょっと答弁をしますけれど、この揮発油税、一応昨年12月に税制改正であと3年延長となりました。そのときに与党の税制改正大綱の中では、沖縄振興策との関係などを踏まえて、その在り方について検討をするという考え方も示されたところです。

そういったことを踏まえて、この揮発油の価格に対して、沖縄の島嶼県という不利性が非常に働いているということも十分考えられることもありますので、沖縄振興策で考えることもちょっと今後検討していかないといけないのかなと考えているところです。

以上です。

○島尻忠明委員 それは十分分かっていて、1.5円の件も。ですからそれはこれまでも従来そういうふうに訴えてきて、これが延長されたのも経緯も分かりますが、私が言いたいのは皆さんが一生懸命努力しているのは分かります。たださっきの答弁では僕は厳しいと思うものですから、その辺も含めてこういった諸般の事情もあります。離島の不利性解消のためにもということも加味して私はやっていただきたいということなんです。今、おさらいの話をしているわけじゃないんですよ。

12月で我々の結果でちょっとよく分かりますので、それはどうですかと私は問いますので、それに対して皆さんも方向性はどうかということをお答えいただきたいんですよ。

○宮城直人企画調整課副参事 3年延長が決まりましたので、次の期限までにそういった在り方をしっかり考えていって、現状で足りなければもっと必要

じゃないかというところも含めて考えていきたいと思っています。

○島尻忠明委員 現状これ実際足りないわけですから、さっきも話をしたんですけど、ここに持ってきて、ここからまた持って行って、そこからまた各離島へ行くんですよ。だから保管する場所も、その離島によって大きさは違うんですけど、ないところもあるわけですから。

しかし、それは法律上、船で行って補強するのいろいろな資格証も要るとかがあるわけですよ。ですからその辺も含めて、ぜひ次回にはやっていかないと、皆さんの御苦労していること、なかなかこれは厳しいと思うものですから、そういう話ですので、ぜひその辺は部長からも答弁をいただいて終わりたいと思います。

○金城敦企画部長 この揮発油税と石油製品輸送費補助は一体となっております。これについて2年くらい、内閣府を通じて財務省と調整しました。財務省では離島についての価格が高いということの認識は非常にございます。でありますので、委員御指摘の点については沖縄振興策の観点から、何らかの方策を今後検討して国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○島尻忠明委員 ありがとうございます。

以上です。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 同じ今の石油製品の件ですけども、皆さんから頂いた資料によりますと、揮発油税とこの補助事業が廃止された場合、65億の影響が出るという資料を頂きました。揮発油税が51億9000万、石油製品輸送等が13億2000万で間違いはないでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 これは令和4年度に軽減措置、それから補助事業が廃止された場合の影響額というようなことで調査をしています。

その結果、軽減措置の廃止分で51.9億円、それから石油製品輸送補助事業の廃止分で13.2億円、合計65.1億円となっています。ちなみに揮発油税軽減措置の51.9億円のうち5億円程度、これは離島分が含まれていますので、その分を足すと離島分の影響額は18億余りとなります。

以上です。

○仲村家治委員 去年の税制改正は、この関係税制に関してとても危機的な状況があったのは部長、御承知のとおりだと思うんですけども、オールジャ

パンの離島振興というのがあって、沖縄振興の中に隠れているんですよ、離島振興の部分が。離島の部分というのは、オールジャパンの法律でやる部分と沖縄振興の部分でやるのというので、大変この辺の難しさが見え隠れしている事実もあるんですね。

例えば有人島が多い長崎県も同じようなのがあるんですけども、長崎県にはこの税制はないんですよ。だから、もしなくなったときに長崎県みたいな形で努力しないといけないという部分が出てくる。その辺の研究というのはしたことがあるのでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 今沖縄県以外の全国の離島についても、本土から島までの輸送費については、これ別の資源エネルギー庁の補助事業で移送費については見られてはおります。

なくなったときの影響というようなことでしたが、今離島地域で廃止されると18.5億円の影響があるというようなことで、あと、さらに石油製品補助事業の財源は揮発油税の軽減措置を前提にしていますので、もし仮に軽減措置が廃止になった場合には、石油製品補助事業の財源に影響を与えると考えております。

以上です。

○仲村家治委員 取りあえず長崎県の件は聞いたんですけど、それ別途あるみたいなのでいいんですけど。この税制改正というのは予算と違って大変難しいところがあって、俗に言う自民党税調がほぼ決めている。そして財務省と直接この税調が交渉してやっていく。ですからとても政治色が強い分野があって、前回の令和4年度の指摘にも原油価格差縮小には本事業の継続が必要であるため、その前提となる揮発油税等の延長に向けて取り組む必要があると指摘されていますけれども、実際にこの指摘があった中でどのような行動を起こしてきたか、お答えいただけますでしょうか。

○金城敦企画部長 揮発油税の延長というのは、復帰特別措置法に基づいて行われております。ほぼ2年から3年くらいで延長を積み重ねてきております。前回は52年、今回は55年ということで、財務省に至っては、これは復帰特別措置の激変緩和措置だということで、廃止をしたいという意向が非常に強かったです。

事務方としてもこれには大変な危機感を持って、これが廃止された場合は県民の暮らし、またあと企業の活動、経済に対する影響が非常に大きいということで、県の経済団体のほうに私は足を運んで、経済団体会議に3回出席して、非常に難しいので連携

して要望、要請をしてほしいというお願いをいたしました。それに基づいていろいろな関係要路に連帯して、また御党のほうにもお願いをして回って、何とかこの継続がなかったと思っているところです。

以上でございます。

○仲村家治委員 11月の本会議でうちの会派長がこの件に触れたんですけども、税調の幹部に知事はお会いしないで副知事が会っているし、大変な危機感を持っているのかなど。

逆に自民党の先生方にお叱りを受けたという話があって、その中でぎりぎりのラインでどうにか土俵で耐えて、延長を勝ち取ったというのは事実なんですけれども。

知事はこの危機感、危機的な状況を認識しているのか疑いたくなる記事が出ていたんですけども。年始に向けて28日の報道各社のインタビュー、この揮発油税の恒久化を目指すという見出しで出ていたんですけども、この特別措置法を恒久法に持っていくってどんなに大変なのか、知事は認識してこれを発言しているか、僕は疑いたくなるくらいなんですよ。

事務方としてもうちちょっと段階を踏んでやっていかないと、この言葉が、逆に税制は終わったばかりで、汗をかいた人たちが何、と思わないとも限らない。ですからとてもデリケートな税制なので、うちちょっと知事はそういう気持ちがあるにしても、段階段階で、タイミングを見て発言していかないと、今まで汗をかいている人たちに対して何だっていう、これは感情的になってしまう可能性があるのであえて言いますけれども、部長も税制改正で汗をかいたのを僕は聞いていますので、知事にはうちちょっと、これをやるにしても慎重に発言してくださいというアドバイスをすべきだと思うんですけどどうですか。

○宮城直人企画調整課副参事 お答えします。

揮発油税の話については、基本的には所管は子ども生活福祉部なので、税制を総括する立場で答弁しますが、これまでも揮発油税、本土復帰の激変緩和措置として復帰特措法で実施されてきました。

一方、昨年12月の与党の税制改正大綱の中の考え方として、沖縄振興策との関係などを踏まえて、その在り方について検討するということが示されました。

そういったことから、知事のほうでも沖縄揮発油税の価格に対して安定的、継続的には措置を行うために激変緩和措置ではなくて、恒久化ということが

必要という発言があったものと考えております。

○仲村家治委員 組織改編でこども未来部は子供、女性に特化するでしょう。この分野は離れるけれど、どこに行くんですか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から組織改編についてはまだ正式な発表はされていないとの説明があり、仲村委員が質疑を取り下げた。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

○仲村家治委員 要は立法化するという言葉を使っているのに並大抵のことじゃないんですよ。だから簡単にこういったのを軽々に言うと、また間違ったメッセージになるということは、事務方の皆さんはしっかりと知事に伝えて——考え方はいいんですよ、だけど親切丁寧に関係議員とか、自民党とか、そういった方にまずはちゃんと——対話を重視している知事なんだから、一方的にこれを出されて面白く思っていない方はいっぱいいるわけ。少なくとも水面下でこういう考えを持っていますというくらいは話していかないと、知事が言う対話じゃないでしょう、これは。

一方通行になっちゃっている部分があるから、気をつけたほうがいいですよということであるので、担当部長じゃないけれど、金城部長にこの辺のコメントを求めたいんですけど、どうですか。

○金城敦企画部長 揮発油税については担当ではないものですから、担当部と連携して、この辺を知事に御説明申し上げたいと思います。

○仲村家治委員 おしゃべりが過ぎるところがあるので、この辺は注意してもらいたいなと思っていますのでぜひお願いします。

あと29ページのバス路線なんですけれども、11月の議会のときに私の質問で、県内のバス、タクシー、ハイヤーの乗務員の減少状況はどうですかと話を聞いたら、コロナ前の2019年と2020年度の比較をして、まずバスは861人いた乗務員が109人、12%減の758人。タクシー、ハイヤーは7374人いたのが974人減、13.2%減の6400人に減少しているという答弁をいただいたんですけども、これはコロナが一番の大きな問題だったと思うんですけども、でもこれは全国的な問題で、乗務員が戻ってこない、採用をかけても応募がないという大変大きな問題になっていると思うんですけども。

この辺は担当の部署としては、バス会社とどのように協議というか、相談しているかお聞かせいただけますか。

○大嶺寛交通政策課長 運転手の不足についてはコロナの前から高齢化ということで減少していたと。コロナでやっぱり離職しているということで、今年度から本格的にバス事業者、タクシー事業者とはいろいろ意見交換をさせていただいているところで、その中でやはり二種免許の取得、この辺を支援していただけないかということがございましたので、今年度の補正の予算で組ませていただいて、支援させていただいている状況でございます。

○仲村家治委員 働き方で大変な2024年問題もあるし、この辺の残業もやっちゃ駄目だとかいっているんな制限がある中で、こういう公共交通の大局的な形で、やっぱり政策的に打ち出さないといけないと、今までの委員の皆さんが言っていたと思うので、例えば新潟市は政令指定都市なんだけれど、去年、会派で視察したときに向こうは1社しかないらしいんですよ。

そうすると路線バスを統廃合して、郊外から来るのは、近隣のところにバスターミナルを造ってそこに集約する、乗換えで市内に入っていくと。それをうまくやっている中で交通渋滞も起こらなくなったと。人員の削減もなかったらしいんです。要はそれだけ便があるから。ちょっと民間事業者であるけれども、この辺の路線の統廃合を含めてニーズがあるところに置き換える。ドル箱だから同じところを走って空気を乗せているような状況ではなくて、確実に人が乗る時刻を刻んで走らせるとか、いろいろなやり方でできると思うので、これはもう民間4社と、この辺をうまく路線の統廃合も含めてやるべきだと思うんですけども、これも調査研究してぜひやっていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 交通事業者の皆様とは定期的に勉強会を開催していろいろ意見交換させていただいておりますので、今委員おっしゃったような内容も含めて、今後いろいろ意見交換していきたいと思っております。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 では最後に28ページのシームレスな陸上交通体系事業。今日は違う意味でバスが一番忙しい日になっているような感じがします。これは公共交通の委員会でもお話ししたことなんですけれども、その後に分かったことがあって、また重要だなと改めて思ったので県民の理解を得て、予算措置も増やして、問題解決に向けていってほしいなというところから質問したいと思います。

昨年なんですけれども、岡山県の方が車椅子で沖

縄観光をして、あるバス停でバスを待っていたら、大分時間がたってバスが到着をして乗ろうと思ったら、このバスは車椅子の方の対応にはなっていませんということで、これはどういうことだということがXか何かにかがって、その友人の方から私に電話がありました。

私も今の現状を把握してなかったことと、あとは車椅子の方がノンステップバスに乗車するときに、非常に乗務員の方が親切丁寧に扱っていたことを思い出したので、そんなことはないと思うんだけどねみたいな話をしていました。

そんなところからちょっと質問させていただきすけれども、ノンステップバスのこれまでの導入実績について紹介してください。

○大嶺寛交通政策課長 ノンステップバスについては、平成24年度からスタートしましてこれまでに223台の導入の支援をしております。

○花城大輔委員 223台とありましたけれども、これはノンステップバスの普及率、パーセントにするとどれくらいになりますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 沖縄県におけるノンステップバスの導入率は、令和3年度末時点で72%となっております。

○花城大輔委員 ここだったんですね、私の勘違いは。ノンステップバスがもう普及して十分に措置されているんだろうというところはあったので、今72%とありましたけれども、これ他府県と比較すると、どのような感じになっていますか。

○大嶺寛交通政策課長 全国平均ですけれども65.5%という数値になっております。

○花城大輔委員 ちなみに沖縄県はこの状態をどのようなところまで持っていこうと考えていますか。期限とパーセンテージで答えていただけると分かりやすいです。

○大嶺寛交通政策課長 県としましては、シームレスな陸上交通体系構築事業を、今年度、新・沖縄21世紀ビジョンの基本計画と併せまして、令和13年度までの計画としておりまして、現時点では74.5%を目標に導入を進めていきたいという計画でございます。

○花城大輔委員 これ先ほどのケースのようなことが今後も起こり得ると考える中で、現在の72%が、あと七、八年かけて2.5%しか上がらないというのは、これどのような感じでそういうことを考えているのですか。

○大嶺寛交通政策課長 この数値につきましては、事業者と意見交換して、事業者の希望する数も含め

てこのような数字を設定しているというところがございます。

○花城大輔委員 やはり先ほど私が紹介したケースのようなことがSNSとかに載ると、大分イメージが悪くなると思うんですね。

実際に私が問合せをもらったときも、沖縄はどうなっているんだというような言い方でありました。なので七、八年かけて2.5%上げるという数値、私はもう一度検討していただきたいなというふうに思っています。これに対しては予算額も多分比例するんでしょうけれども。

そこで私、同じケースが起こらないように、利用者が車椅子の対応ができるバスなのかどうかというのを分かるようにしておかないといけないと思うんですけれども、その辺についてはどうなっていますか。

○大嶺寛交通政策課長 おっしゃるとおり、現時点ではバスロケーションシステムで、その近接情報を検索したときにはノンステップバスとか、ワンステップバスとかという種類というのは書いてございますが、それ以外のところでは、直接、その営業所なり、事務所なりに電話をしないと確認できないような状況ということでございます。

○花城大輔委員 私もネットで少し調べてみましたが、バスロケーションシステムまたは路線図を見たときに、一番これちょっとよくないなと思ったんですけれども、路線図の中でバリアフリー対応ができているかどうか3段階で表示されていますよね。青い車椅子のマークはほぼ全便対応できている。透明の車椅子のマークのものは一部の対応になっていると。表示がないところはバリアフリー対応がされていないと。

そのときに、例えばほぼ全便と書かれているバス停で待って、たまたまそのときに来たバスが対応できないことが可能性としてあるわけですよ。しかも一部の便のみ対応となった場合に、行ってみないと分からないということになります。なので、バス会社によくある質問Q&Aの中でも電話してくださいというふうになっているんですね。この辺も併せて、私は改善しないと、怖くてバスに乗ろうと思わなくなるんじゃないかなと。またはこのようなケースの方が増えていった場合は、沖縄のバスはあまりよくないよねというような悪い風評になりはしないかなというふうに懸念するんですけれども、この辺の改善について少し考え方、聞かせていただけますか。

○大嶺寛交通政策課長 ノンステップバスについて

は路線を選定して、そこに導入するような支援をさせていただいておりますが、最近バス事業者のほうでも、いろいろこのダイヤの改正もございまして、ミックス運行と呼ばれるような、A路線を走っているバスがそのままB路線を走るというケースも増えてきているというふうなところですので、そういったこともあって、ノンステップが本来走るべきところを走っていないケースも出てきているというのは伺っていますので、これにつきましてはバス事業者と引き続き勉強会等を通して意見交換しながら、どのような改善ができるかというふうなところで、いろいろ議論していきたいと考えております。

○花城大輔委員 まずは、今取りあえず、予算措置とか、72%を何%に上げるとかという前に、まず車椅子の利用者がバスに乗ることを考えたときに、ここを見てくださいと一言で完結するようなサイト、必要なんじゃないかなと思っています。

そして、さっき紹介したような内容がもう起こらないように、ちょっと頑張っていたきたいという要望を出して質問を終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 しんがりの仲田でございます。

実は10項目ほど、担当の方、会派室、部屋にも来ていただいて質問通告をいたしましたけれども、ある委員から最後だよという話がありまして、私しんがりだということをやがて忘れていました。

昨日から各委員会において令和4年度の予算、あるいは事業についての決算関連の質疑が行われておりますけれども、事業内容とかあるいは決算等に関する執行率、それから次年度繰越し、不用額等の指摘がたくさんありました。この沖縄振興予算においては、県の各企業団体を含めて国庫要請をたくさんやってきて、その苦労のおかげで獲得、確保されてきた予算が、今後とも不用額を出さないように各部局でしっかりと予算執行をやっていただく、こういったことを要望して、そして質問取りに来られた方々におわびしながら、ちょっと時間は早いんですが終わりたいと思います。

以上です。

よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 以上で、企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、決算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いします。

まず、項目第1、島尻委員のほうからお願いします。

○島尻忠明委員 先日ですか、提起をさせていただきました辺野古関連訴訟の判決結果を踏まえた県の対応と、法治国家としての整合性についてを総括質疑として提供しましたので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○又吉清義委員長 次に仲村委員、よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員 辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢についてよろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 引き続き3番目について、仲村委員、よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員 ワシントン駐在の在り方、今後の方向性、今年のアメリカ大統領選挙を踏まえて共和党、民主党に対してどのような働きかけをするかについて、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 それでは、反対の御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員から、項目1と2は重複するので、1を取り下げたいとの発言があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、1のほうを取り下げて2のほうにまとめて、2と3で決算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、1月16日火曜日正午までに、タブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、1月17日水曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 又 吉 清 義

経済労働委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月12日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後3時33分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会認定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 令和5年第4回議会認定第2号 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第8号 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第9号 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第10号 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 大浜 一郎
副委員長 大城 憲 幸
委員 新垣 新 西 銘 啓史郎
島袋 大 中 川 京 貴
上里 善 清 次呂久 成 崇
仲村 未 央 玉 城 武 光
金城 勉

欠席委員

委員 山内 末子
※決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である山内末子委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

農林水産部長 前門 尚 美
農林水産総務課長 比 嘉 淳
農林水産総務課研究企画監 山 口 悟
流通・加工推進課長 本 永 哲 司
農政経済課長 長 元 司
営農支援課長 能 登 拓
園芸振興課長 長 嶺 和 弥
糖業農産課長 金 城 吉 治
畜産課長 金 城 靖
農地農村整備課長 仲 間 秀 樹
水産課長 平安名 盛 正
漁港漁場課長 仲 地 克 洋
文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉
観光政策課長 久保田 圭
観光振興課長 大 城 清 剛
文化振興課しまくとぅば普及推進室長 翁 長 富士男
空手振興課長 桃 原 直 子
スポーツ振興課長 嘉 数 晃
交流推進課長 仲 村 卓 之

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会をいたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についてに係る令和5年第4回議会認定第1号、同認定第2号、同認定第8号から同認定第10号までの決算5件の調査についてを一括して議題といたします。

それでは、農林水産部長から農林水産部関係決算事項の概要の説明を求めます。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長 おはようございます。

農林水産部関係の令和4年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

本日は、タブレットに掲載されております令和4年度歳入歳出決算説明資料により御説明させていただきます。

それでは、ただいま通知しました農林水産部の令

和4年度歳入歳出決算説明資料をタップし、資料を御覧ください。

説明資料の1ページを御覧ください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額572億5682万200円に対し、調定額406億9383万8032円、収入済額402億9820万1537円、不納欠損額508万1022円、収入未済額3億9055万5473円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99%となっております。

次に、右から左に画面をスクロールしていただきまして、説明資料の2ページを御覧ください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額748億8502万9161円に対し、支出済額525億3625万9915円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は70.2%で、翌年度繰越額189億8846万8839円、不用額33億6030万407円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

同じくスクロールしていただき、3ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額567億210万8200円に対し、調定額393億1299万4637円、収入済額392万9865万496円、不納欠損額0円、収入未済額1434万4141円で、収入比率は99.96%となっております。

歳入科目についてでございますが、(款)分担金及び負担金、(款)使用料及び手数料、(款)国庫支出金、4ページになりますが、(款)財産収入、5ページになりますが、(款)繰入金、(款)諸収入、(款)県債となっております。

収入未済額について御説明いたします。

5ページの表頭の右側のE欄になりますが、(款)諸収入(目)違約金及び延納利息の1434万4141円でございます。

6ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額743億3031万7161円に対し、支出済額520億3209万1843円、執行率70%、翌年度繰越額189億8846万8839円、不用額33億975万6479円となっております。

予算科目の項別に申し上げますと、上から3行目の(項)農業費については、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額186億347万1500円に対し、支出済額159億423万3274円、執行率85.5%、翌年度繰越額14億1707万791円、不用額12億8216万7435円となっております。

次に、下から4行目の(項)畜産業費については、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額47億6774万7810円に対し、支出済額32億1247万9999円、執行率67.4%、翌年度繰越額12億3129万151円、不用額3億2397万7660円となっております。

7ページになりますが、(項)農地費については、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額349億5001万4850円に対し、支出済額234億2453万9964円、執行率67%、翌年度繰越額112億3725万9274円、不用額2億8821万5612円となっております。

次に、表の中段の(項)林業費については、予算現額24億8031万4200円に対し、支出済額18億3915万7894円、執行率74.2%、翌年度繰越額5億5757万7200円、不用額8357万9106円となっております。

8ページになりますが、(項)水産業費については、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額123億6618万5821円に対し、支出済額73億8890万3862円、執行率59.8%、翌年度繰越額42億2742万1323円、不用額7億4986万636円となっております。

次に、(款)災害復旧費の(項)農林水産施設災害復旧費につきましては、予算現額11億6258万2980円に対し、支出済額2億6277万6850円、執行率22.6%、翌年度繰越額3億1785万100円、不用額5億8195万6030円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページを御覧ください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額4621万7000円に対し、調定額4億3430万4748円、収入済額1億1794万2045円、不納欠損額508万1022円、収入未済額3億1128万1681円、収入比率は27.2%となっております。

収入未済額の主なものは、下から4行目の(款)諸収入の(目)農林水産業費貸付金元利収入の2億3289万4176円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

10ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額4621万7000円に対し、支出済額4016万8155円、執行率86.9%、不用額604万8845円となっております。

不用額の主なものは、上から4行目の(目)管理指導事務費の327万3763円で、委託料の執行残等によるものであります。

11ページを御覧ください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額126万6000円に対し、調定額3億4570万2639円、収入済額3億1489万6860円、収入未済額3080万5779円で、収入比率は91.1%となっております。

収入未済額の主なものは、下から3行目の(款)諸収入の(目)農林水産業費貸付金元利収入の3069万2329円で、貸付金の償還が延滞となっていることによるものであります。

12ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額126万6000円に対し、支出済額49万9535円、執行率39.5%、不用額76万6465円となっております。

不用額については、全額が(目)管理指導事務費であり、主に委託料の執行残等によるものであります。

13ページを御覧ください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額4億9142万9000円に対し、調定額4億7434万5643円、収入済額4億6908万4968円、収入未済額526万675円で、収入比率は98.9%となっております。

14ページを御覧ください。

収入未済額の主なものは、(目)雑入の291万2227円で、実費徴収金が延滞となっていることによるものです。

15ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額4億9142万9000円に対し、支出済額4億6330万9202円、執行率94.3%、不用額2811万9798円となっております。

不用額の主なものは、(目)中央卸売市場管理費の2778万5896円で、修繕費の入札残等によるものであります。

16ページを御覧ください。

次に、林業・木材産業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1580万円に対し、調定額1億2649万365円、収入済額9762万7168円、収入未済額2886万3197円で、収入比率は77.2%となっております。

収入未済額の主なものは、一番下の行の(目)違約金及び延納利息の1538万8531円で、違約金が未納となっていることによるものであります。

17ページを御覧ください。

歳出につきましては、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額1580万円に対し、支出済額19万1180円、執行率1.2%、不用額1560万8820円となっております。

不用額の主なものは、一番下の行の(目)貸付事業費の1500万円で、新規貸付がなかったことによるものであります。

以上、農林水産部関係の令和4年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○大浜一郎委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議をいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いを申し上げます。

また、質疑に際して、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、これより直ちに農林水産部関係決算事項に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 歳出のほうで、全体の話になりますが、翌年度繰越が189億8800万円ということで、この内容をちょっと教えていただけますか。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

令和4年度の繰越額189億8846万9000円、そのうちの繰越額の大きな事業として、農地整備事業、補助金の事業なんです。21億2494万8000円、それから

水利施設整備事業の20億2449万5000円となっております。

以上です。

○上里善清委員 これは入札したけど応募がなかったとか、要因としてどのようなものがありますか。

○仲間秀樹農地農村整備課長 入札不調というものも何件かあるんですけど、主な要因としましては、国の経済対策とかによる補正予算とか、あと、長雨による作業の休止とか、あとは国際情勢の影響による半導体関連の資材調達遅れ等による繰越しが起こっているということです。

○上里善清委員 あと、不用額が33億円ありますよね。執行率も70%で低いんですよね。この要因を教えてください。

○比嘉淳農林水産総務課長 不用額令和4年度33億975万6000円のうちの(款)の農林水産業費で27億円、災害復旧費で5億円となっております。

そのうちの不用額の大きな事業については、農林水産物不利性解消事業であったり、漁港漁場災害復旧事業であったり、特殊病害虫特別防除事業だったり、おおむね大きなものはそういう事業となっております。

○上里善清委員 もう一回聞きますね。

不利性解消事業が大きいとか言っておりましたけど、幾らぐらいですか。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

不利性解消事業については、4億9834万9000円となっております。

○上里善清委員 不利性解消事業というのは非常にいい事業ですので、これが不用になるというのはちょっと私は理解できないんですけど。これはなぜこれだけの不用になってしまったのかね。完全に使ってほしいんですけど、どうですか。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

まず、令和4年度の当初予算についてですけども、国との調整により県外等出荷量6万4000トン、予算補助単価を1キロ当たり31円とする約19億7000万円を確保しておりました。

一方、令和4年度の天候については、年間を通した長雨や日照不足による天候不順の影響等により、期待した生産量が確保できず、当初見込みを大幅に下回る県外等出荷量が約5万5000トンとなり、こちらの不用額が約2億7000万円となっております。

また、令和4年度の決算補助単価についても、販売単価に見合った予想方向の選択等により、1キロ当たり28円となり、予算補助単価を3円下回ったた

め、不用額が約1億6000万円となった結果、合わせてまして、輸送費補助にかかる不用額は総額4億3000万円、それ以外のものを含めると4億9000万円の不用となっております。

以上です。

○上里善清委員 理解しました。

これはもう、全体的なことについてちょっとお聞きします。

農業政策というのは、非常に県民の食料に対して安全保障の一面も持っているもので、一般質問でもちょっとやったんですけど、国の方針45%に沿っていききたいという話があったんですがね。

沖縄県は島嶼県で、この前の台風でも明らかになったように、1週間ぐらいスーパーの店舗に食料がないということが出たわけですよ。それからすると、主食の考え方は多分、米だと思っただけど、米は大体国全体としてはこれはもう達成しているだけだ。いざということになった場合、この沖縄は米自体ができる場所はもう限られているので、この米に代わる何かを考えてくれないと困るんですよね。

私の一つの考えとしては、芋も一つの手じゃないかというふうに思いますが、将来的にこの主食を調達する考えとして、どういうことを考えているのか、全体的にちょっと教えていただきたいです。これは部長からよろしくお願いします。

○前門尚美農林水産部長 お答えいたします。

本県の自給率ですけれども、令和3年度の概算値のほうで、カロリーベースで32%、また生産額ベースで52%となっております。

昨今のウクライナ情勢等による資材価格高騰などにより、食料安全保障とか、また、台風とかもあるんですけども、それも合わせて食料自給率の向上の重要性というのは高まっているということは認識しております。

食料自給率の向上については、生産拡大が一番重要なことと考えておまして、県としましては、各種生産振興対策、あと担い手の育成確保、そして経営力強化、生産基盤整備の促進、また耕作放棄地を含む農地の有効活用などをしながら、農林水産物の生産拡大による食料自給率の向上に努めていきたいと思っております。

そしてまた、国の食料農業農村基本法改正の動向もまた注視しながら、本県における生産拡大に必要な対策について、検討を進めていながら、引き続き食料自給率の向上に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○上里善清委員 食料生産というのは一夜でできるわけじゃないのでね。やっぱり今の耕作放棄地をすぐ農地にできるといふ状況も必要だと思いますので、力を入れてください。

主要施策の中から、191ページの沖縄型耐候性園芸施設整備事業なんですけど、これ、島袋大委員もよくしゃべっているんですけど、パイプハウスの事業ですよ。今現在、ハウスが壊れて、直す資金が必要だということ、よくおっしゃっていたんですけどね。66.9%という執行率、ちょっとこれはいただけないんじゃないかと思うんですけど、このお金を修繕費にも回して全部使っていただきたいんですけど、これはどうしてですか。

○長嶺和弥園芸振興課長 この沖縄型耐候性園芸施設整備事業は自然災害ですとか、気候変動に左右されず定時・定量・定品質の出荷に対応する園芸産地を形成するというを目的に一括交付金を活用して、平成24年度から、強化型パイプハウスですとか、平張施設の整備の補助をしております。

先ほどお話のあった、耐用年数を経過した既存の耐候性園芸施設の補強改修の支援も併せて行うということで、施設本来の耐候性を維持させて、被害軽減につなげるという事業となっておりますが、令和4年度については、令和3年度の繰越し分が5地区、それに加えて、令和4年度計画分の9地区、合わせて9市町村14地区で事業のほうを計画しておりました。しかし、計画策定などに時間を要したことなどがありまして、3町村3地区については、次年度に繰越しとなったため、最終的には、6市町村11地区で実施を行いました。

先ほどありました、耐候性園芸施設の補強改修のメニューですが、こちらは、令和5年度からの実施となっておりますので、今回の令和4年度の決算の中には含まれておりません。

あと、御指摘があった執行率が低いことについてですが、要望を取り下げるなどの事業量の減、あと入札残などが発生しました。その予算枠をまた有効に活用するために、要望のあるほかの地区を前倒しで実施するという調整などを行いましたが、それが年度末までに完了できないということなどによるもので、執行率が低いということになっております。

今後の対策としましては、計画段階での一層の精査、執行段階での迅速な対応が必要と考えておりまして、市町村及びJAなどの関係団体との連携体制

をより強化して、事業の早期執行に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○上里善清委員 ぜひよろしくお願いします。

215ページに行きましょうね。

畜産担い手育成総合整備事業ですが、これも非常に執行率が悪いということなんですけど、要因をちょっと教えていただけますか。

○金城靖畜産課長 お答えします。

畜産担い手育成総合整備事業において、事業実施箇所であります、宮古島市及び多良間村において、入札不調や建設業者の人員不足で工事が遅れたため、また石垣市では実施計画の変更によって着手が遅れたため、一部予算を繰越しております。執行率が低くなっております。

以上です。

○上里善清委員 これ、牧草地にするという計画がたしかあったと思うんですけどね。宮古・八重山15ヘクタールですか。本島でも需要はあると思うんですけど、本島のこの15ヘクタールという基準を引き下げるという話が一時ありましたよね。これどうなんでしょうかね。将来にわたって下げる要請を行ってほしいんですけど、これ取組はどうですか。

○金城靖畜産課長 お答えします。

30ヘクタールを15ヘクタールに要件緩和するという要望はあります。畜産担い手総合整備事業につきましては、現在、本島地区の市町村及び関係団体に対し、事業説明会を行って、意見の集約、確認をしているところです。

県としましては、今後も生産者や関係機関と意見交換を行い、要件緩和に係る国への要請等については検討してまいりたいと思っております。

○上里善清委員 ぜひよろしくお願いします。

以上で終わりです。

○大浜一郎委員長 続きまして、次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしくお願いします。

主要施策の205ページ。この農地中間管理機構事業のところでお尋ねしたいんですけども。事業内容でこの農地の借受け600ヘクタール、そして貸付け500ヘクタールということであるんですけど、事業実績としては、この借入面積のほうは117.2ヘクタール、そして貸付実績が156.8ヘクタールということなんですけど、ちょっと数字の乖離があるなと思って、この状況についてお尋ねしたいと思います。

○長元司農政経済課長 お答えします。

今、御指摘のありました、借入面積117ヘクタールに対して、貸付面積156ヘクタールということなんですけども、117がいわゆる離農あるいは規模縮小する農家さんから借り受けた面積になります。それから、貸付けが担い手の方に貸し付けるということなんですけども、ケースによって、一旦借りたものを借受者がバンクのほうに返すということがあって、さらにバンクのほうから再度貸付けするという事で、一筆の圃場を2回貸し付けるというケースがあるものですから、そういった数値の違いになっております。

○次呂久成崇委員 県内にどれだけの農地面積があって、実際に今、休耕地面積はどれぐらいなのかというのは把握されているんでしょうか。

○長元司農政経済課長 お答えします。

県内の農地面積については、直近で約3万5000ヘクタールになっております。耕作放棄地については、令和4年度で約3588ヘクタールとなっております。

○次呂久成崇委員 私も地元の担い手のほうで、やはり今畜産のこの草地不足とか、いろいろ問題があるものですから、ニーズはあると思うんですよね。ですので、今年度までとなっているんですけども、次年度以降というのはどのような事業というんですかね、もう今年度で終わりなのか、ちょっと確認したいと思います。

○長元司農政経済課長 お答えします。

本事業については、継続して実施していくものがあります。

先ほどありました肉用牛関係については、この事業を平成26年度から実施させてもらっておりますが、一番農地の借受けが多いのがサトウキビで約4割。続いて、肉用牛が約26%となっております。それから、地区別で見ますと、八重山地区が最も多くて、これまでに約400ヘクタール転貸させてもらっているところがありますので、そういった点も踏まえながら、今後とも地域との連携を密にしながら、農地の集約を図っていきたいということで考えております。

○次呂久成崇委員 ありがとうございます。

この事業はぜひ継続したほうが良いと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、217ページの全国和牛能力共進会についてちょっとお尋ねしたいと思います。この事業内容が出品に要する経費の補助ということなんですけども、この補助内容についてお聞きしたいと思います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

この予算につきまして、都道府県の負担金とか、輸送費とか、その他経費に利用しております。

以上です。

○次呂久成崇委員 具体的に輸送費というのは、どれぐらいの割合、額、というのまで分かりますか。

○金城靖畜産課長 すみません、今ちょっと細かい数字はないんですけども、農家に負担のないような輸送費ということで計上しております。

○次呂久成崇委員 この出品に要する経費とはこの輸送費だけなんですかね。

例えば、この令和4年度なんですけれども、本県から初めて4席入賞した牛というのは、八重山の黒島のほうから出た牛なんですよね。

この黒島から、実際鹿児島に持っていくときに、輸送費というのは黒島から石垣、石垣から那覇、那覇から鹿児島まで行くんですけども、それを実際にこの共進会に行く何か月も前から、やはり持って行って、そこで餌もあげながらということなんですけれども、輸送費だけなのか、そういう飼料代とかそういうのも入っているのかというのをちょっと確認したいと思います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

今委員がおっしゃった、そういう全ての経費を負担しております。

○次呂久成崇委員 私も実際に共進会のほうに行ったんですけども、やはり沖縄から出品をするというのは、いつもこの輸送費もかかりますし、前は鹿児島で、次は北海道なんですよね。

沖縄の牛というのは、これだけ畜産業が盛んですけども、結局は共進会に出品するためにはかなりの輸送費、そしてまた牛にも負担がかかるということで、実際にこの共進会をするときに体調を整えるというのが、かなり農家さんの負担になっている。いつまで沖縄県は、その負担をずっと強いられるのかということを生産農家のほうからよく聞かれるんですけども、県はこういう共進会出品というのをどのように考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

第12回全国和牛能力共進会終了後、県と関係団体と農家等を含めて、本県開催も含めた話し合いを持っております。本県開催については、肉用牛の生産地のPRもできますけれども、一方、1日当たりの60頭以上の屠畜能力のある食肉処理施設が必要とか、和牛組合の設立条件がなかなか難しいなという意見も出ております。

移動等につきましては、北海道大会に向けて、令和6年度には第13回全国和牛能力共進会北海道大会沖縄県協議会を設立して、上位入賞に向けた取組について協議していくこととしております。その中で、安全で効率的な運搬方法等については、検討していくということで予定しております。

県としましてはまた、生産者や関係団体等と意見交換しながら大会出品に対する支援を行っていきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 次回の北海道のほうは、かなり事前に移動をしてということで農家さんや牛自体にもかなり負担になるかなと思いますので、ぜひ、そこは効率よくお願いしたいなと思うのと、あと、やっぱり私たちずっと会派のほうでもやっていたんですけど、ぜひ、沖縄のほうでも開催してほしいと、誘致をぜひ頑張してほしいなと。ちょうど北海道の次の大会というのが、たしか本土復帰の60年の節目に当たる年になっているかと思っておりますので、ぜひ、ここは大きなPRにもなるかなと思っておりますので、県としては、確かに大変だと思います。ですが、鹿児島大会もあれだけコロナで縮小していて、県の予算はたしか10億余りだったんですけど、経済効果としては60数億あったというふうに聞いておりますので、こういう経済効果も確かにあると思っておりますので、ぜひこの全国和牛能力共進会の沖縄県開催というのを見据えて今後の取組をしっかりとやっていただきたいなと思っております。

次の218ページ。

これ鳥インフルのことでちょっと確認したいんですけども、このモニタリング検査というのは、どのような実施をされているのかお聞きしたいと思います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

環境部では野鳥のモニタリングをしておりますけれども、農林水産部におきましても、各養鶏農家から定期的にピックアップして、そういうウイルスがないかとかいう検査はしております。

○次呂久成崇委員 私もちょうと調べたんですけども、今月11日現在で、この1都1道1府19県で発生が確認されていると。この件数が83件となっております。これは家禽だけじゃなくて、私がいつも懸念しているのは、カンムリワシとか、またヤンバルクイナとかが鳥インフルで一番弱いというふうに言われていますので、このモニタリングをしっかりと、ぜひ、継続して行っていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

次ですね、229ページなんですけども、この鳥獣被害防止総合対策事業についてですが、この整備事業のほうにイノシシの侵入防止柵が8地区とあるんですが、この8地区をちょっと教えていただけますか。

○能登拓営農支援課長 お答えいたします。

侵入防止柵等の整備事業につきましては、基本的には協議会ベースになります。市町村名だけでお答えしますと、国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、宜野座村、金武町、石垣市、竹富町となっております。

○次呂久成崇委員 これは8地区、合計で20.8キロメートルということなんですよ。

石垣のほうでは今年度、イノシシの被害が例年の2倍ということで、かなり被害が大きいということになっているんですけども、これは、協議会でこれだけ整備しますということで申請に基づいての実施ということになっているのでしょうか。

○能登拓営農支援課長 鳥獣被害対策のこの予算につきましては、市町村が策定をします被害防止計画に基づいて、各市町村協議会から要望をいただいて、基本的にその要望に応じて予算措置を行うという流れになってございます。

○次呂久成崇委員 これは当初の計画があって、今年度のように被害がかなり拡大しているという場合は、この計画をさらに変更して、この予算の増額というのも可能なんですか。

○能登拓営農支援課長 本事業の予算を有効に活用する観点から、特に今年度につきましては、年度途中の各協議会の執行状況も踏まえまして、被害が増加傾向にあります八重山地域に対して、追加の予算措置を行ったところでございます。

○次呂久成崇委員 施策のほうには、今カラスの捕獲個体数というのは載っているんですけども、石垣、離島のほうでは、私たちのところでは、クジャクの被害というのがかなり今、深刻になっているんですけども、このクジャクの捕獲の状況とかというのは、数字を持っていらっしゃいますか。

○能登拓営農支援課長 令和4年度におけるクジャクの捕獲羽数になりますが、石垣市において552羽が捕獲されてございます。

○次呂久成崇委員 竹富もありますか。

○能登拓営農支援課長 竹富町については、捕獲はございません。

○次呂久成崇委員 竹富はないんですか。

○能登拓営農支援課長 令和4年度現在、報告をいただいている数字としては、竹富町からは捕獲の報

告はございません。

○次呂久成崇委員 この予算についても増額、補正とかというのは可能なのでしょうか。

○能登拓営農支援課長 各市町村協議会の予算の執行状況によるところではございますが、可能な限り予算の有効活用を図っていきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 以上です。ありがとうございます。

○大浜一郎委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 主要施策の213ページ。製糖、分蜜糖のところでもちょっとお尋ねしたいのですが、主にゆがふ製糖の建て替えの件ですけれども、今、どのような進捗の具合でしょうか。

○金城吉治糖業農産課長 老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、本島地域のサトウキビ生産振興や、製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いと認識しております。

ただし一方、ゆがふ製糖におきましては、現在、国の内閣府の事業を活用しまして、製糖設備の高度化事業に向けた可能性調査等の実証に、令和5年度から令和6年度にかけて取り組むこととしております。

県としましては、本事業の取組成果等も踏まえながら、工場整備に係る早急な課題解決について、引き続き国や市町村等と関係機関と協議を進めてまいります。

○仲村未央委員 要は、建て替えの見通しがあるのか。資金の問題が一番大きなことだと思うんですけども、判断の状況、その見通しについて、もう少し踏み込んでお答えいただけますか。

○金城吉治糖業農産課長 これまでにゆがふ製糖のほうから、工場建設費用につきまして、約300億円という多額の費用が提示されておりましたが、今回の国の調査事業を活用しまして、海外の機械等の調査も行うというふうに聞いております。そういった、海外の安価な機械の導入によって、事業費の圧縮がどれくらい可能なのかというところがみそになってくるのかなと思っておりますが、その事業費を踏まえまして、国のほうと調整していきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 その分蜜も含めてですけど、サトウキビの生産環境についてお尋ねいたします。特に、今年も大きな台風が来ましたので、減産の傾向にあるのかなと思っておりますが、ここ数年来の生産量、特に本島の生産状況というのはいかがでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長 県全体の話もさせていただきますが、約10年前の平成24年産が67万5000トン、平成29年産が76万9000トン、令和4年産が73万7000トンとなっております。

一方で、沖縄本島のサトウキビ生産量につきましては、平成24年産が13万1000トン、平成29年産が15万トン、令和4年産が11万8000トンとなっております。

○仲村未央委員 今期もちなみに、どのような状況ですか。

○金城吉治糖業農産課長 現在のところ、約11万トン前後を見込んでいるところです。

○仲村未央委員 農家数についてはいかがでしょうか。就業人口も含めて、その辺りの傾向はいかがですか。

○金城吉治糖業農産課長 県全体のサトウキビ生産者戸数は、平成24年産が1万6443戸、平成29年産が1万4267戸、令和4年産が1万2426戸となっております。沖縄本島につきましては、平成24年産が7700戸、平成29年産が5851戸、令和4年産が4675戸となっております。

○仲村未央委員 去年、また今期と、大体11万トン生産となっているようですね。今いわゆる、ゆがふの建て替えですから、本島の生産状況というのが非常に、これからの製糖工場の需要も含めて問われるところだと思うんですね。

県の農林水産部としては、このサトウキビの生産量というのは、どれぐらいを計画ベースにおいて、今回のこのゆがふの建て替えの規模に反映させようとするものか、今後の見通しについてのあるべき生産量の姿というのは、どう描いているのかお尋ねいたします。

○金城吉治糖業農産課長 本島の今後の見込みにつきましては、令和4年度に調査事業を実施しまして、その中で約20年後の生産量としましては、10万トンから11万トンということで、今結果を得てはいますが、ただし、これにつきましては、いろんな施策を一定程度実施した上での生産見込みというふうになっております。

○仲村未央委員 将来にわたって、10万トン、11万トンの生産を維持していくという、基本的な皆さんの立ち位置とした場合、製糖工場の300億円オーダーというのは、需要に対しての投資としては、適切な規模であるというふうな理解でよろしいですか。

○金城吉治糖業農産課長 ゆがふ製糖のほうで見積もっていましたが処理能力につきましては、15万トン程度ということでしたので、それについては見直し

をしていただいているというところです。

○仲村未央委員 先ほどの調査を入れて、希望も含めて、今おっしゃるような15万トンの見積り、これを11万トン、あるいは10万トンの維持体制に落としていく、あるいは、導入する機械においても、よりコストのかからないものに変更していくということになると、その圧縮具合というのは、どれぐらいになりそうかということがありますか。例えば、3分の2ぐらいかなとか、そこは全く見当つかないですか。

○金城吉治糖業農産課長 これにつきましては海外メーカーとの調整になりますので、今のところ見通しは立っていない状況です。

○仲村未央委員 それと、その現場の状況をこの委員会でも複数回にわたって見させていただいております。その都度、本当に、はらはらするほどの傷みが見えますし、メンテナンスもままならないような、補修の厳しさも含めて、窮状を正直見ております。雨漏りも含めて、あるいはひび割れ等もですね。

そうなってくると、これがいつまでその見通しを持って、判断の時期というものを皆さんは置いているのか。この年度内なのか、あるいは次年度なのかですね。それから土地の確保についても、今当てにしているところは県有地ですよね。そこがどこまで待てるのか、待たせておくのがよいのか。これは県全体の財産の活用も含めて問われてきますので、そこら辺の判断の時期というのはいつと見ていますか。要はタイムリミットですね。

○金城吉治糖業農産課長 先ほど話ししましたゆがふ製糖が実施しています調査事業が令和5、令和6年まで実施という予定になっていますので、その結果を踏まえまして、令和7年度以降に予算の確保について取り組んでいくことになるのかなというふうに今考えているところです。

○仲村未央委員 その間にも、今の工場の傷みというのは深刻さが増しているというふうにも見えるんですね。皆さん、分蜜工場に対する補修、メンテナンス、改修にかかる補助の支援事業もあると思うんですけども、その執行具合はいかがですか。

○金城吉治糖業農産課長 老朽化した機器等の更新になりますけれども、ゆがふ製糖につきましては、令和元年度に真空設備関係の整備で6558万円の事業を実施しております。あと、令和3年度に、原料入荷設備の整備ということで、これについても、事業費1億1615万円ということで事業を実施しているところです。

○仲村未央委員 今おっしゃるような令和3年度以降、4年、5年にかけては、この改修の執行はないわけですね。

○金城吉治糖業農産課長 はい。

○仲村未央委員 非常に、資金の造成のさなかにあるので、目の前の補修に投資をするべきなのか、これをためて新設工場に回すべきなのかということで、非常に現場はその判断、もうぎりぎりのところで今、改修をむしろせずに、新工場に向けての資金の造成のために手が入られないというような状況も聞こえます。ただ、そうすると、今、だましまし、11万トンの製糖を動かすためにも直さなきゃいけないであろうものも後回しになっちゃったりしているという状況もあると聞いています。

それから、しゅんせつの問題もありましたよね。あれもどうさらっていくのかも含めて、日常的にかかる経費というものを、本当に今ためて新設に向かわせるのか、手前ですることをある意味では部分的なリフォームを通じて、今のものをより動かしていく方向の設備投資に向けるのか、負担をそこに寄せるのかということころは、先ほど令和6年度の調査もあって、7年度以降とおっしゃいましたけれども、そこも含めて本当にこの判断のリミットというのは、そんなに悠長なのかなというのは非常に気になるんですよね。

率直にどう皆さん考えているんですか。

○金城吉治糖業農産課長 整備の緊急性は非常に高いものと認識しておりますが、見積りについて、まず提出していただかないと、国から予算をいただくのもそうですけれども、市町村との負担割合といったものも算出できない状況ですので、調査事業を早め実施していただいた上で、関係機関で協議を行っていきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 ぜひそこは、サトウキビ専業だけでやっているというよりは、むしろ農家のスタイルとしてはいろんな作物を複合的に生産しながらということだと思います。ただ、甘味資源としての沖縄における重要性とか、また、さらには、それを維持する中での、北部製糖もそうですけど、連動して、そこから生産を通じて、あるいは加工も含めて、通して経済活動を回しているというところもありますので、これが本当にうまく立ち行かないと、非常に影響が大きいかなと思います。ですので、ただ、今の工場、本当に何も、少しずつは手を入れていると思いますけど、やっぱりそこに回す投資を待ってでも、今、新設のための造成に資金を傾けている状況

というのは、やっぱり今働くこの環境について非常に厳しいかなというふうに見えますので、そこをどう調整しながら、今のものを維持させるかということも、もう少し県は支援の在り方というものを、手を入れていかないといけないんじゃないかと私は思うんですけども、そこは部長も含めてどう考えているのかですね。ただ、向こうが、なかなか資金計画がまだ上がってこないんでというところでは、なかなか難しいんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○前門尚美農林水産部長 ゆがふ製糖のほうでは、今年度、また来年度にかけて、高度化製糖施設の調査もするんですけども、また副産物の利活用調査も入る予定でございます。また、老朽化というのは本当にもう60年以上たって、厳しい状態がありますけれども、建設費用の圧縮、そしてまた、事業主体の問題、また事業主体の財源確保などの課題がありますので、少しその辺は粘り強く、国とかまた関係市町村とも連携して協議を重ねていきたいと思えます。

以上でございます。

○仲村未央委員 いずれにしても、本島で1つしかない分蜜糖の工場として頑張っているわけですから、そこはぜひスピード感を持って——ずっとこの間、同じような答弁の状況だというふうに見えますので、もう少しスピード感を持って対応していただきたいと思えますので、ぜひ頑張ってください。よろしく願いいたします。

以上です。

○大浜一郎委員 長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 お願いします。

主要施策の197ページ。その農業生産基盤の整備のほうで、優良農地の確保ということでやっているんですが、どのように確保されておりますか。

○仲間秀樹農地農村整備課長 お答えします。

農地整備事業等では、担い手への農地集積という要件がありまして、そこに認定農業者とか、中心経営体とかという担い手を設定しまして、その方々に農地を集めていくような形での体制を取っております。

○玉城武光委員 ここの中に課題として、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画の中の農業産出額の1071億円の達成に向けて優良農地の確保ということを課題として上げているんですが、1071億円の達成に向けて、優良農地の確保といったら何ヘクタールぐらいですか。

○仲間秀樹農地農村整備課長 お答えします。

今、目標として、整備指標で水源整備と、かんがい施設整備と、圃場整備のほうで率を設定しているんですけど、水源整備に関しましては2万4000ヘクタール、かんがい施設に関しては1万9000ヘクタール、圃場整備に関しては2万1000ヘクタール程度を今、目標として設定しております。

○玉城武光委員 ぜひ、この目標達成のために頑張っていたきたいと思えます。

214ページ。農林水産業の振興の中の畜産・酪農収益力強化整備等対策事業で、これ執行率が1%ということなんですが、ほとんど繰越しになっているんですが、それは国の補助事業の中の事業計画の中でいろいろあつてのことだと思うんですが、その1%の要因をちょっとお聞かせください。

○金城靖畜産課長 お答えします。

沖縄県畜産・酪農収益力強化整備等対策事業は、毎年12月の国の補正予算成立に伴い、次年度に実施しております。

令和4年度は1件の事業参加、要望があつたことから、その総事業費に応じた補助金3055万2000円を補正予算として予算化し、令和5年第1回沖縄県議会において可決されております。本事業は、要望調査時点から国の事業採択時期が毎年2月以降となることが示されており、十分な事業実施期間確保のため、増額した補助金額については全額、次年度に繰り越しております。執行率1%については、最終予算額3086万5000円のうち、当初予算として計上されている旅費の執行額30万7000円によるものとなっております。旅費を除いた補助金額3055万2000円は、次年度に全額繰り越しているところであります。

なお、本事業の次年度への予算繰越額については、毎年度における国の補助予算成立時期が年末頃となることから、例年、繰越しを前提とした事業スケジュールとなっております。次年度に予算を繰り越すに当たり、国でも年度内に繰越し事務を行うため、県から国への交付申請手続は年度内に行う必要があり、繰越しはやむを得ないものとなっております。

また、本県と同様に本事業を実施している鹿児島県や長崎県においても同様の手続によって、次年度での事業実施を行っていると同っております。

○玉城武光委員 今、お話を聞いてちょっと分かりましたけども、これは全国的にそういう事業採択の部分が2月頃という話になって、全額ほとんど繰り越すということになっているんですが、しかし、この執行率をもっと上げるように努力していただきたい

と思います。

220ページ。高度衛生管理加工処理施設整備事業。ここも執行率が52%ですよ。その要因をお伺いします。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

高度衛生加工処理施設整備事業は、沖縄県漁業協同組合連合会が事業実施主体となっております、流通加工業者が共同利用するための一次加工処理施設をイマイニ市場に隣接して整備したものとなっております。県は、その整備に対して一部を補助しており、不用額については入札残となっております。

○玉城武光委員 分かりました。

落札で減になったということですね、52%というのはですね。落札でこれだけのものが落ちるんですか。ほかにあるんじゃないですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

令和4年度は電動フォークリフト2台と、令和3年度からの継続の建設工事を行うもので、県漁連からの業者見積りと、基本設計を基に予算を要求し、入札を行っております。予算が過大だったのかということにつきましては、きちんとした基本設計と業者見積りを基にしておりますので、適正に予算要求したものと考えております。

○玉城武光委員 次に225ページのICT導入養殖技術開発事業の成果を聞かせてください。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

ICT導入養殖技術開発事業は、海面養殖業の安定生産に資するためのIoT機器の活用により、漁場環境データの取得や、作柄などの生産状況把握を生産者自らが実施できる仕組みを整備する目的で実施したところであります。

当該事業の成果として、モズク、ヒトエグサ及び魚類養殖場における水温と照度を計測するために、データロガーを設置し、生産者自らによる漁場環境データの長期モニタリングと、リアルタイムでのデータ収集が可能となっております。その点につきましては、事業の成果と考えております。

○玉城武光委員 こういうICTを導入したことによって、生産量は上がっているんですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

ICT機器を導入したからということ、生産量が上がったとかということではなくて、機器を活用して、効率的に漁業者が自分の養殖場を管理することもできるということでのメリットが一つあると考えております。

○玉城武光委員 メリットがあるというのは分かる

んですが、こういうことをやって初めてこれが生産量の拡大につながるというシステムをつくらないと、このICT導入したって、意味がないというんじゃないかと、そういう成果が出るような取組をしていたいただきたいということです。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

ドローンとかデータロガーを活用した形での水温、または塩分等のデータを今後も解析した上で、それを活用して、今後の生産量増大に向けて取り組んでまいりたいということでの事業として活用していきたいと考えております。

○玉城武光委員 ぜひ生産量増につながるようなことをやっていただきたいということです。

次に、226ページ。ここの沖合操業の安全確保事業。これ無線とかいろいろあると思うんですが、安全操業に関して、非常にそういう無線とか、こういう機器の導入というのは非常に大事なことなんですよ。だけどこれ、22.1%の執行率というのはどういう要因があるんですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

沖合操業の安全確保支援事業につきましては、沖合で操業する漁業者の安全操業に資する機器整備への補助を行うことを目的として実施しております。

その内容と執行率につきましては、無線機器の整備費用の補助で、当初予算4200万円、42台の設置計画のところ、41台の設置を完了し、執行率91%となっております。また、令和3年度繰越予算による軽石の異物混入防止機器の整備費用の補助で、明許繰越予算1億3500万円、1000台の設置計画のところ、51台の設置を完了しました。

軽石対策に係る執行率が低い理由としましては、国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業でも、軽石の異物混入防止機器整備費用の補助が可能となったため、同事業の対象となっている浜の活力再生広域プランに参画している漁協や漁業団体は、県の事業の対象外となったことと、国の事業の補助条件に準じた条件にするため、国の補助率が50%以内になったことにより、申請者数が想定よりもかなり少なくなったことがあって、執行率が低くなったと考えております。

○玉城武光委員 今の説明で分かりました。

次に、227ページ。パラオEEZ操業継続支援事業というのですが、操業可能水域の拡大につながっているんですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

パラオEEZ操業継続支援事業は、パラオ水域で

沖縄県のマグロ漁船が操業を行っている重要な漁場ですが、現在、操業可能水域がパラオEEZの2割に制限されておりまして、操業継続のためには、操業可能水域の拡大が必要と考えております。そのため、同国との友好関係の強化が必要であり、令和4年には全庁的な取組としてMOUを締結しました。令和5年8月には、MOUに基づく水産分野ワーキングチームとして、県の水産技術職員及び外部専門家がパラオ共和国を訪れまして、水産現場での視察や技術指導を行うとともに、友好関係継続のための操業可能水域拡大の必要性を訴えてきたところがあります。

県としましては、引き続き同国との友好関係を強固なものとするとともに、国や関係団体と連携し、操業可能水域の拡大に向け取り組んでいきたいと考えております。

○玉城武光委員 ぜひ操業水域の拡大のために頑張っていたきたいということをお願いします。

以上です。

○大浜一郎委員長 玉城武光委員の質問は終わりました。

次に大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

主要施策191ページ、耐候性ハウス。先ほども議論ありましたけれども、この課題の中にもあります資材高騰が続いているということで、農家さんからも非常にこれ、手を挙げる要望は多いんですけども、なかなか野菜価格が上がらない中で資材価格がどんどん上がっている。それでなかなかビー・バイ・シーが出ないという話を聞いています。その辺の状況について、まず実態をお願いします。

○長嶺和弥園芸振興課長 お答えします。

委員おっしゃるように、近年、鋼材、あと農業用ビニールの資材価格の高騰の影響で、耐候性園芸施設等の建設単価が上昇しております。

一方で、農作物の価格転嫁が追いついていないということがありまして、多くの地区で費用対効果の算定において、投資効率が1.0未満、投資額以上の効果がないという状況が見られておりまして、事業要件によって事業の実施ができないケースが増えております。

このような状況を踏まえまして、県において検討した結果、3年間の時限措置ではございますが、費用対効果分析について、特例措置を設定しました。現在、資材価格高騰の影響により、費用対効果がクリアできなかった全地区において、この措置を適用

することによって事業実施が可能となっております。

以上でございます。

○大城憲幸委員 この特例措置はいいと思いますけれども、長い目で見ると、今後というとなかなか厳しいんですね。

対応方針では低コストのものを探すとか言っているけど、なかなか今それも難しいと思うんですけども、今後の方向性としては、さっきもあったように、今までのものの改造というか、強度を増すというようなものにシフトしていくという考えですか。それとも新たな作物を探すとか、費用便益については何かほかにも長い目で方向性を何か持っているんですか。お願いします。

○長嶺和弥園芸振興課長 まず、補強改修については、耐用年数が過ぎた施設の長寿命化を図ろうということの考えによって、今事業のほうを進めているところでございます。

あと、新規で施設の建設をしようという産地の支援としては、事業費を圧縮するというか、特例措置で事業は実施できるようになってはおりますが、事業費そのものは増大していますので、農家の負担というか、生産者側の負担というものはそれに伴って増えている状況がございますので、その分を圧縮するために施設資材の変更ですね。パイプの太さですとか、被覆資材の種類を変更するですとか、あと、付ける装備を簡略化するというような対応についても、生産団体ですとか、市町村と一緒に協議して、その辺の方向を探っているところでございます。あとは、農業研究センターのほうでも、研究として今用いている鋼材を、ハイテン鋼と呼ばれるような軽くて強度の強い鋼材でハウスを造った場合、全体的な鋼材の量が減るので、トータルで低コストな施設ができるかどうかという基礎的な研究にも今着手しているところですので、その辺も含めて総合的に産地が困らないように支援のほうは継続していきたいと考えています。

○大城憲幸委員 産地、困っているんですね。産地によってはもう何年も、何名も順番待ちで、この事業を待っているけれども、ビー・バイ・シーが出なくてなかなか、もう何年も事業が取れていないところがたくさんある。そして決算を見ると、1億近くの不用額を出してしまっている。その辺は今、課長も大変だと思いますけれども、ちょっと不断の努力で何とか、今言う産地の声を聞きながら、何か方法がないか模索してもらいたいと思います。要望でいいです。

次、畜産をお願いします。

216ページ、種豚改良は昭和47年からやってきたわけですが、この種豚の在り方については大きな転換の時期に来ているのかなと思っています。まず状況を説明願います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

県では、種豚改良推進事業において、繁殖性及び産肉性に優れた優良種豚を家畜改良センターが県外から導入して種豚改良して、養豚農家へ供給する取組を実施しております。

令和2年度までは繁殖性の改良のため、ランドレース種の系統造成豚、オキナワアイランドを作出し、養豚農家に供給してきましたが、系統造成豚は限られた種豚内での交配を行うため、近親交配の影響が出てきたことから、増殖を終了し、現在は県外からの精液を導入して繁殖性の改良を進めております。

また、産肉性の改良は、県外から導入したデュロック種の精液を利用して、家畜改良センターで種豚増殖し、養豚農家へ供給していましたが、令和5年度からは新たな取組として、より飼料要求率の改良が進んでいるイギリスから凍結精液を導入しまして、家畜改良センターで種豚を改良する取組を実施しております。

県としましては、今後も農家と意見交換を行いながら、生産現場に合った種豚改良を推進していきたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 昭和の時代からずっと、沖縄独自で暑さに強いとかという部分で種豚改良してきたけれども、もうそうではなくて、世界が本当に進んでいるものですから、県外あるいは海外から種を入れてくると。そういう流れで、これまでもそうすべきというのを私は提言してきたし、そういう流れでいいと思います。

そこで、ただそうはいつでも、このヤンバルの施設が上等だわけさ。あれをそのまま活用しないで持っておくというのも、私はもったいないと思うんだけど、それこそ乳用牛育成センターみたいな感じで農家と相談をして、あるいは県内の畜産業者と相談をして、あの施設の活用というのも考えたほうがいいと思うんですけど、その辺についてはどう考えていますか。

○金城靖畜産課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったような話は生産農家からもよく聞こえてきます。

先ほども申し上げたように、県外から、また海外

から優良種豚を入れて、そこで増殖して、養豚農家へ配布するような仕組みを、今、生産者と話し合いながら模索しているところですので、それを委託にするか、県が運営するかはまだ先の話ですが、それも含めた上で話しながら進めていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 ぜひ、部長答弁はいいですけども、そういうのは頭を軟らかくして、もう今、農林水産部もずっと人も減らされて、そういう研究員もいないわけですから、あの施設を活用して、民間の皆さんに種豚改良を頑張ってもらおうということで取り組みしてもらいたいと思います。

次は水産。主要施策の219ページ。

新市場なんだけれども、執行率が悪いですけどもね、これは翌年度に繰り越したというのがあります。ただ、もう令和5年度で最終年度なんですけれども、これは現状としてどうなの。繰り越した事業も順調に終了したのか、令和5年度終了に向けて順調に事業完了できるのか、まずその辺をお願いします。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

令和4年度の水産新市場整備事業の執行率が低い理由につきましては、沖縄県漁業協同組合連合会が事業実施主体となり、泊漁港にある荷さばき施設を除却するための予算を繰り越したためとなっております。荷さばき施設を除却については、工期が令和5年8月11日から令和6年1月31日までとなっております、工期内での完了予定となっております。

なお、令和5年12月末の工事の進捗率につきましては97%と聞いております。

○大城憲幸委員 あとはもう、新たな施設は稼働して1年を超えたわけですが、直近の取扱量、目標に対してどれぐらいの量なのか、まずお願いします。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

イマイユ市場の令和4年10月11日から令和5年10月10日までの1年間の市場取扱量が3303トン、取扱金額26億3990万円であり、計画当初の5500トンの約60%となっております。

○大城憲幸委員 泊の取扱いはどれぐらいですか、比較して。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

泊における令和4年10月11日から令和5年9月30日までなんですが、水揚げ量4401トン、取扱金額33億9562万円となっております。

○大城憲幸委員 県の施策で、ここにもあるように、

生産者市場は糸満ですよ。消費者市場は泊ですよということで、関係者の皆さんにもいろんな賛否があって、長年かけてこれやっているわけですよ。それで今移って、今回の初競りもいい値段がついたと喜んではいらんですけれども、数字を見るとね、まだまだ泊が多いわけですよ。それで関係者の中にも、いや、我々、県と一緒に移ったけれども、やっぱり泊のほうが有利なのかなというような声も聞こえてくるわけですよ。そういう意味では、これはもうちょっと、その次の事業もそうですけれども、関連施設とか、そういうようなものの執行率も悪いし、取組というのは弱いんじゃない。これ、どうなの、今の、令和4年度60%、この数字というのは今後、着実に伸びていく自信はあるの。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

令和5年度には、1月ですが、専用施設や一次加工処理施設、漁具倉庫等、市場周辺での関連施設の整備はもう進みまして、徐々にではありますが、漁業者の利用も増えておりまして、水揚げ量については増加しているものと考えております。

○大城憲幸委員 やっぱり生活がかかっている人、あるいはそこで仕事をしている人たちからしたら、徐々にでは私は駄目だと思うわけさ。だから、消費者市場、この泊のマグロ何とか施設はいいにしても、やっぱり泊のほうが活気があるんじゃないかなとかってというような、そういう関係者の雰囲気になってしまうと、ちょっと逆にここがまだ伸び悩むというような話にもなりかねないから、今が大事だと思うんですよ。だからこの附帯施設、加工施設でも6区画あるけど、まだ1区画しか決まっていらないわけでしょ。そこはもう稼働したの。そして、残りの5区画については、いつまでにめどをつけるの。お願いします。

○仲地克洋漁港漁場課長 県のほうでは、高度衛生荷さばき場、イマイユ市場の隣接する土地に加工場の貸付けを行っております。今、1社のほうが貸付契約を行っております、建築のほうもこれから行うというふうに話を伺っております。残りの5地区につきましては、昨年11月28日に、イマイユ市場に登録している水産加工業者を対象とした意見交換会とアンケートを行っており、アンケートの中では、必要な面積を——一部いろいろ要望があるというところで話は伺っております。

そういったところを踏まえて、次の公募については、そこら辺の中身を確認しながら、また時期についても適宜確認していきたいと考えております。

○大城憲幸委員 部長、ちょっと最後に。さっきの議論も、次の220ページの事業も関連して、さっきのやり取りでも、しっかりと精査して予算を立てた。しっかりと執行した。だけれども執行率は52%だったよというのはおかしいと思うわけさ。だから、そういうものも含めて、こんな財政が厳しい中で予算措置をして、半分不用額みたいな話というのは、それはなかなか私はさっきのやり取りを聞いても納得できない。だからそれも含めて、何十年の課題でずっと議論して、やっと糸満にあれだけの高度衛生型の施設を造ったわけですよ。

この一、二年というのは本当に大事で、ここでこんな予算の執行の状況とか取組状況では、やっぱり関係者の皆さんも不安になってしまうわけさ。やっぱり取組強化すべきだと思いますので、少しその辺について考えをお願いします。

○前門尚美農林水産部長 委員がおっしゃったように、イマイユ市場ですね、1年過ぎて、今が大事な時期だと思っています。

また、イマイユ市場は中核的な役割を担っていることから、県民のみならず、国民に対して安全・安心な沖縄の豊かな海の恵みを安定的に供給する流通拠点となっておりますので、プロモーション支援事業等も通して、小売業者、また消費者にPRしたりとか、また、衛生的な水産物の取扱いについて、生産者とか量販店にもPRしながら、知名度向上とか水揚げ量の増大に関係者と一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

○大城憲幸委員 ちょっと取組の強化をぜひお願いします。

製糖工場、234ページ。

今日は含蜜糖の議論にしたいと思います。国の協力も得て、黒糖の在庫に対しては関係者みんなで頑張っていると思います。その辺の状況と、今回でも24億円ですか、含蜜糖工場の支援はしているわけですよけれども、なかなか現場からは非常に経営が厳しいという声が聞こえてきますけれども、その辺の、この2つの状況をまず説明願えますか。

○金城吉治糖業農産課長 まず、在庫の状況につきましては、在庫が問題になっていた時点、令和3年12月で工場段階の保管量が約5090トンありましたが、先ほど委員からありました国の事業を活用しまして、一定程度在庫を吐き出した状況になっています。これにつきまして、令和5年11月末時点の工場段階の保管量につきましては、852トンというふうになっております。

各社の経営が厳しいということですが、含蜜糖製造事業者からの聞き取りによりますと、近年の黒糖の販売単価が下降傾向にあることに加えまして、季節工等の労務費及び輸送費、保管料等の販売経費が上昇傾向で推移していることから、製糖事業者によりましては、経営収支が厳しい状況にあるというふう聞いております。

そのため、県としまして、含蜜糖地域のサトウキビ生産者や、含蜜糖製造事業者の経営安定を図るため、引き続き含蜜糖振興対策事業予算の所要額の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 現場からはもう、分蜜糖みたいな感じで買取り制度とか、新たな制度にしないと、今後ますます厳しくなるというような声も聞こえているんですけども、その辺の現場の声は皆さんどう把握をして、今後、国との話とか、県の方針というのは今議論しているの。その辺、再度お願いします。

○金城吉治糖業農産課長 分蜜糖と同様な支援ということは、黒糖の販売単価と粗糖の販売単価が大きく違いまして、今まで積算してきたところ、同じような支援についてはなかなか厳しいものがあるというふうに考えております。

ただ一方、先ほどからある経営が厳しいという状況は認識しておりますので、分蜜糖の制度も研究しながら、今後、製糖事業者とも意見交換も行いながら、支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 分蜜糖の場合は、もう工場は一括交付金で全部建て替えしましたので、老朽化問題はないんですけども、ただ、今の仕組みではなかなか限界だよという声が聞こえますので、ここは検討も大事ですけども、ちょっと具体的に動かないといけない時期なのかなというふうに感じていますからお願いします。

それからもう時間がなくなりましたので、ゆがふ製糖の件はこの場ではもう議論しませんけれども、先ほど仲村委員から指摘があったとおりでと思います。私はもうこの数か月が勝負だと思っていて、4000、5000近くの農家、この沖縄本島のサトウキビをどうするかという勝負がこの数か月だと思っていますから、ぜひまた2月議会ではしっかり議論したいと思いますので、その間にしっかり答弁できるような取組をお願いして終わります。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員の質問を終わりました。

金城勉委員。

○金城勉委員 通告、大体重なってきましたので、私、モズク大使として、モズクの質問に絞っていたします。現在のモズクの生産状況はどうですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

沖縄県もずく養殖業振興協議会によると、令和4年度モズクの生産量は約1万6339トンとなっております。

農林水産統計によると、近年の生産状況として、平成30年から令和3年までの生産量は1万6402トンから2万4223トン、産出額は34億2700万円から49億6600万円の間で推移しております。近年の生産状況としましては、令和元年には養殖開始時期に高水温が続いたこと、また、令和4年には、軽石の影響による養殖開始時期の遅れのほか、長雨や日照不足、台風来襲など、漁場環境などの影響により、不作の年も発生しておりますが、2万トン以上の生産量となる年も増え、供給量は高まってきていると考えております。

○金城勉委員 1万6000トンから2万4000トンの推移ということなんですけども、自然環境の中で影響を受けながらの生産体制になっているんですけど、高水温にも耐えられるような、そういう品種改良というものも皆さん目指しているんですけども、その進捗状況はどうですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監 お答えします。

水産海洋技術センターのほうでは、県内の既存の養殖株、4株の水温特性を明らかにしておるところです。また、天然の海域や、養殖産地から採取した株から高水温耐性を有すると予想される候補株を新たに1株選抜しまして、高水温耐性遺伝子を特定するため、大学への委託により、候補株のゲノム解析にも着手しているところです。

令和5年度には、その候補株を用いまして、県内漁協への委託により、養殖試験を実施しており、高水温時における生産性や品質の検証を行っているところです。

以上です。

○金城勉委員 これは、実用化のめどというのは、見通しはいかがですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監 現段階では漁協での養殖試験をやっていますので、この養殖の結果、漁協さんから意見を聞きまして、今後の展開は相談しながらかなと考えています。

○金城勉委員 ぜひそういうね、今、温暖化の問題もありますし、高水温の耐性のある株の開発というのは求められておりますので、ぜひよろしくお願

いたします。県の水産課の目標は3万トンですよ。そういう意味では、まだ半分からちょっとぐらいの状況ですから、そういう意味では、品質改良というものは早めに求められるところだと思いますので、そういうところもぜひお願いをしたいと思います。

需要もね、皆さんの努力のおかげだと思いますけれども、かなり高まってきているんですけど、この生産者価格、販売価格は今どういう推移ですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

モズクの令和元年度の単価としましては226円、令和2年度で205円、令和3年度で153円、令和4年度で120円、令和5年度で110円という単価で推移しております。

○金城勉委員 これはちょっと意外だな。

令和元年が226円まで行ったのが、ぐっと下がり続けて110円まで今下がっているというのは、どういう原因がありますか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

コロナ禍における消費の低迷とか、令和2年度にはかなりの豊作がありまして、その影響を受けまして、モズクの在庫が急増しまして、漁協や加工業者の冷凍庫が満杯となりまして、空きがないような状況になっておりました。そのために、生産者におけるモズクの単価が下がってしまったというような経緯があります。

○金城勉委員 コロナの経済状況、コロナの影響を受けて、こういう形での、だぶついてしまって、単価も落ちているということですか。

せっかくかなりの努力をして、県外出荷、あるいはまた海外出荷等も増えてきて、いい形で流れができてきたんですけども、コロナの影響を受けてこういう形になっているんですけど、ぜひまたもう一度盛り返していただいて、需要はもうあるわけですから、県外、国外ともにね。むしろ品薄になって、生産者がもっと頑張ってくれという激励をされるぐらいの環境をつくってほしいと思いますね。

それで、あとはもう一つ。最近もモズクが生産者が漁の最中に事故に遭って亡くなるという悲しいことがありました。以前にもそういうケースがあったんですけども、安全操業という意味では——どうしても面をかぶって船から空気を送ってもらって、水中での仕事ということになるんですけども、この安全対策については何か改良、改善すべき点はどうですかね。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

過去には、海面付近でのモズク養殖の手法として、

浮き流し養殖というのがあるんですが、その開発にも取り組んだことがあります。施設コストでありましたり、生産性に課題がありまして、実用化には至らなかった経緯があります。

今後の技術開発については、海上作業の安全性も視野に入れながら、モズク養殖の持続的な発展に資するような新たな技術開発については努めてまいりたいと考えております。

○金城勉委員 これは、その安全対策という意味では、潜って仕事をするという性質だけにね、どういう方法があるのか、素人には分からないんですけども、そういうところは研究したり、あるいはまた、現場の皆さんとの協議をしたりということは、過去にあるんですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

今答弁させていただいた内容で、普及指導員が中心となりまして、漁協と連携しながら、浮き流し養殖ということで、潜らずに海面で養殖した網を船上に引き揚げて、海苔の摘み取り機にかけた形でモズクを収穫するというやり方を試みたんですが、やはり施設コストの問題だったり、生産性の課題があって、実用化には至らなかったという経緯はあります。

○金城勉委員 そういう話じゃなくて、安全面の操業の在り方、あるいはまた技術的な問題、潜って作業する、これは今、課長がおっしゃる水面での流し養殖というのは、どうしても面積が限られてくるしね、わずかなところしかそういう環境にありませんので、どうしてもある程度の水深のあるところで養殖をしなければいけないんですよ。

だから、そういうところでは安全性の確保というものが非常に重要になってくるんだよね。その辺の技術的な開発ということが求められていると思うんですけど、そこをどうかと。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

過去の例としましては、潜水器漁業において、コンプレッサーの整備不良とかによって、潜水している生産者が急性一酸化炭素中毒によって、その後に溺れてしまったというような事故もありました。

県としましても、新たな技術開発というのは非常に厳しいところがあるんですが、漁業団体とも連携しながら、モズク養殖の生産開始時期前とかには、生産者に対してコンプレッサーの定期的な保守点検を促すなど、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○金城勉委員 この件、非常に重要なポイント、人命に関わることですからね。

だから、これまでそんなに議論がなされていないというような状況のようですから、だからそういうところも皆さん目を向けていただいて、ぜひ関係者の皆さんといろいろ協議をしながら、新しい技術開発ができないものかどうか、安全を高めていくような方法を探っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時20分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 ページ数229ページ、鳥獣被害防止総合対策事業。

この件について、毎年イノシシに対する被害、カラスに対する被害、どういうふうに変更に向かったのか、お聞かせ願いたいと思います。令和4年度。

○能登拓営農支援課長 お答えいたします。

鳥獣被害につきましては、平成30年以降、県全体では減少の傾向にあります。

一方で、地域別で見ますと、例えば、八重山地域ではイノシシによるパインの被害などが増加しているというようなことで、引き続き被害対策に取り組む必要があるというところでございます。

○新垣新委員 タイワンシロガシラ、ここ10年物すごい農家の被害があったんですけど、ここ最近、南部においてカラスがたくさん増えたおかげでいなくなって、逆にカラスの被害が南部では増えているという農家の悲鳴があるんですけど、この対策というのは、何らかの防止を図る観点から何かないですか。

○能登拓営農支援課長 委員御指摘のとおり、シロガシラについては、近年かなり減少しております。

カラスにつきましても、全体としては減少傾向にあるところではございますが、一部地域については、今御指摘のように、南部で若干増えたりとかいうようなところがあるかと思えます。南部についてはまだ、カラスの取組が若干遅れているようなところもございまして、引き続き市町村と情報共有を図りながら、しっかり対策に努めてまいりたいと考えております。

○新垣新委員 何かの番組でちょっと見てびっくりしたんですけど、何か超音波で、鳥がいなくなると。そういう対策等というのは沖縄県でもできないのかどうか。

○能登拓営農支援課長 今、委員から御紹介のありました、音波なり超音波なりによる忌避効果などを狙った機材があるといったことについては承知をしております。基本的には、市町村の協議会においてどのような対策を取られるか、検討がなされた上で、予算の要望なりが上がってくるということでございますので、そういった情報につきましても、市町村としっかり情報共有を図りながら、有効な手だてを図っていきたくと考えております。

○新垣新委員 分かりました。ぜひ頑張ってください。

ページ数226ページ。沖合操業の安全確保支援事業に関して、先ほどの執行率の問題を説明いただきました。この問題において、軽石の問題が、非常にお互いが支え合いで助かってきていると思うんですけど、今、この軽石の問題は、もう完全になくなったと現状は理解していいですか。

○仲地克洋漁港漁場課長 沖縄県の県・市町村の管理する漁港関係においては、軽石の漂着状況について、今のところ、この漂着によって漁業活動の影響が出るということはないといった情報を得ております。

○新垣新委員 このページ数226の事業の目的・内容の②、このエンジントラブルを防ぐ混入防止機器整備費用、先ほどの説明では2分の1という情報だったんですけど、間違いないでしょうか。

○平安名盛正水産課長 間違いないです。

○新垣新委員 これ、今後の課題もあると思うんですけど、どこかで地震があったらまた軽石が流れてくることがあるんですけど、なるべくこの高率補助が取れる体制とか、今後、何らかの形で検討していくべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

○平安名盛正水産課長 お答えします。

先ほど、漁港漁場課長のほうからも答弁ありましたが、現在のところ、漁業被害ということは、私のほうもないという認識であります。

まず、軽石が発生した状況において、漁業に被害が出るという可能性が出てきた時点で、また改めて県としては対応していきたいと考えております。

○新垣新委員 了解いたしました。

ページ数221ページ。水産生産基盤整備事業。

この問題において、まず悪天候のときに、6地区の漁港に、災害に遭わないようにとか、休憩ができるようにとか、そういう避難場所みたいな形になっていると思うんですけど、この実績はどうなっていますか。伺います。

○仲地克洋漁港漁場課長 お答えします。

令和4年度の水産生産基盤整備事業は、予算現額で23億7819万4000円と、6地区で、荒天時の漁船の泊地係留や、悪天候上の漁業就労環境の改善等を図るため、事業を実施しております。事業については、予算を地元と調整しながら、必要な予算を確保しながら進めております。

○新垣新委員 分かりました。

この問題において、一応評価を高くしていますので、ぜひ、これ永久的に予算をつけていただきたいということを強くお願いを申し上げます。

続きまして、222ページ、水産流通基盤整備事業。

この事業において、改めて水産業を支える社会基盤である漁港の生産・流通機能の強化は急務であり、引き続き計画性が必要である。この状況において、なぜ60%だったんですか。やるべき課題がたくさんあると思うんですけど、伺います。

○仲地克洋漁港漁場課長 お答えします。

令和4年度の水産流通基盤整備事業は、予算現額で11億9055万円、支出済額で7億1733万円となっており、執行額は、委員のおっしゃったように60.3%となっております。

対前年度比で3.2%低下しておりますが、執行率の低下の主な要因としては、4億5000万円余りの繰越しとなっております。繰越しの主な要因としましては、令和4年度の国の補正予算関連として、1億円計上した予算の繰越し、または、糸満漁港等における工事において、船舶との調整に不測の日数を要したことによる地元との調整等における予算の繰越しとなっております。

○新垣新委員 繰越しも分かりました。

改めて、基盤整備ですから関連しますが、県内各地の違法放置艇、令和4年はどのくらい撤去できたのか、伺います。

○仲地克洋漁港漁場課長 お答えします。

令和4年度の放置艇の状況ですけれども、令和5年度に放置艇の実態調査を行っております。その調査の中で、県管理漁港27漁港で535隻の放置艇を確認しております。前年度に比べると、6隻増加しております。

この現状に対しまして、県としましては、既存の放置艇の処理を進めるとともに、新規に発生した放置艇については、放置した者を速やかに調査し、移動撤去等を求める勧告書及び警告書の貼付等を行っております。

コロナもある程度落ち着いております、各出先

機関を集めた放置艇の会議等も開催しておりますので、放置艇の対策に向けた、お互いの共有を図りながら、また、各出先機関、北部、中部、南部、宮古、八重山を含めて、放置艇に対する意識向上を図っていきたくと考えております。

○新垣新委員 ぜひ、この問題において、法的な手続を早く進めて、この535違法放置艇が処理ができるように、ぜひ頑張っていたいただきたいということを強く期待をしています。

この高度衛生管理型荷さばき、イマイユ市場の整備の問題で、ページ数220と219関連して申し上げますけれども、大型の台風が来た場合や、停電した場合、また、電柱が倒壊した場合など、前々から訴えているんですけど、あの周辺は電線を地中化にすべきではないかと思っているんですけど、もう予算が今9割つくようになってはいるんですけど、今年から。それを活用すべきでないかと改めて提案したいんですが、いかがですか。

○仲地克洋漁港漁業課長 ただいま委員のほうからおっしゃっていただいた電線地中化につきましては、例えば糸満漁港のイマイユのほうの地中化で、私どものほうでも昨年度検討させていただいております。その中で、距離的には200メートル程度の距離ではあるんですけども、金額の見積り等を取った際に、数億程度の予算がかかるというところで、ちょっと金額が高いというところがありまして、それをどのような形で事業に持っていくかというのを、今、関係者も含めながら調整させていただいているところで

○新垣新委員 高級魚がこの荷さばきで冷凍保存されているんですね。損失というのは大きいんですよ。ですから、私が指摘しているのは、早めに。せっかく今年から9割になっていますから、たしか当時は3分の2だったと思うんですけど、9割に上がっていますので、ぜひこれ優先順位を高めていただきたいんですけど、部長どうでしょうか。損失ですよ、これ。

○前門尚美農林水産部長 先ほど仲地課長のほうからもありましたように、関係機関と調整して、また検討してまいりたいと思います。

○新垣新委員 続きまして218ページ。家畜伝染病予防、この時期にたしか金武町で鳥インフルエンザが出ました。県の対応に高く評価をいたします。

今後はどういうふうに再発防止をしていますか、伺います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

令和4年12月16日に県内で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、県は直ちに特定家畜伝染病防疫対策本部を立ち上げ、建設業協会、防疫協定団体等の協力を得て、迅速な防疫措置を行いました。その結果、同年12月21日に防疫措置が完了し、令和5年1月12日には移動制限を解除することができました。また、防疫対策を強化するため、2月7日に、県と養鶏団体とで意見交換を行い、今回の対応等について改めて確認を行ったところです。

県としましては、養鶏関係団体等を対象に、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催や、養鶏農家への異常家禽の早期発見、早期通報の徹底を指導するなど、特定家畜伝染病の侵入防止に向け、引き続き関係機関と連携による危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

○新垣新委員 ぜひ頑張ってください、危機感を持って。

続きまして215ページ。畜産担い手育成総合整備事業。その中で、ちょっと要点だけ申し上げます。このふん尿の堆肥化において、広域でこれ堆肥センター造ってほしいんですけど、本音を言うと。そういう形で、南部、中部、北部とか、沖縄県内の堆肥センターはどうなっていますか、伺います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

堆肥センターについては今、本島内では個人個人の事業者とか、そういうのがメインとなっています。

先般、堆肥センター協議会で話し合いを持ちながら、広域的な堆肥センターが必要なのか、必要ならどの規模で、どの畜種のどのふんを使うのかとか、そういうのを意見交換しながら、広域的なものが必要なかどうかを今検討している最中でございます。

○新垣新委員 非常に、これ広域でやって今、農家が化学肥料とか肥料等々が高騰している中で、やはりこれ、このふん尿がうまく、豚、鶏、牛をきれいに混ぜて、微生物を入れて、それは新たな農家に、経営がよくなるように還元していく。そういう形で農家は非常に期待しているんですよ。その辺に関して、農業団体ともこの協議会やっているんですが、早く結論を出してほしいんですけど、その方向性はいつ頃結論が出ますか、伺います。

○金城靖畜産課長 お答えします。

広域的になると、どの地域に堆肥舎を造るのかとか、そういうのがまた必要になってきますので、関係市町村との連携も必要になってきますので、なるべく早く対応したいと思っております。

○新垣新委員 ぜひ、早い決断をお願いをいたしま

す。期待しています。

続きまして203ページ。農林水産物条件不利性解消事業について。

令和4年から、国からコールドチェーンとか指導・助言を受けて、現場の戸惑いがあるんですけど、今に至ってどういう戸惑い、現場の戸惑い、解消されているのか、していないのか。もう現場は不満が多いです。どうですか、伺います。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

令和5年度の事業執行については、生産者団体をはじめ、補助事業者、北部離島市町村の御理解と御協力により、おおむね順調に推移をしております。

モーダルシフトの促進と持続可能な物流ネットワークの構築に向けた事業者及び離島市町村の取組状況としましては、幹線コールドチェーン実証事業を実施しています。これを沖縄県花卉園芸農業協同組合において、これまで顧客の指定先まで届けていた荷物を、花卉農協が指定するストックポイントまで引取りに来てもらう物流モデルの構築の取組を支援しております。

もう一つ、離島コールドチェーン実証事業では、宮古島市において、宮古島漁協と連携して、これまで廃棄されていたモズクを漏れなく県内外に出荷するコールドチェーンの仕組み等に関する実証事業、それから石垣市においても、八重山漁協と連携し、八重山ブランドであるマグロとモズクのさらなる県内外での消費拡大に向けたコールドチェーンの仕組み等に関する実証事業を展開しております。

○新垣新委員 花卉、飛行機から船で持って行ってくださいとか、花卉農家からもちょっと不満の声を聞いたんですけど、商品が駄目になっていたと、本土に送ったとき。そういう状況等も苦情は上がっていると思うんですけど、いかがですか。

○本永哲流通・加工推進課長 まず、意見交換等もさせていただいているんですけども、そういったお話は伺ってはならず、花卉については特に船舶比率は割と高く、おおむね順調に進んでいるという認識です。

○新垣新委員 伺います。私が聞いている農家の方々は、船よりも飛行機に、元に戻してくれというのが多いんですよ。だから、商品もいい商品でいけないよ。コールドチェーン、コールドチェーンって、非常に国からこういった形でやらされてきているというのに、戸惑いがいまだにあるというのが現状だと思うんですけど、いかがですか。

○本永哲流通・加工推進課長 まず、旧事業につい

て御説明をさせていただきます。平成24年から令和3年度までやっていた旧事業については、県外出荷の量的拡大と県産農林水産物の認知度向上が目的でした。

令和4年度からは、全国の産地と同じように、補助事業者において販売単価に見合う輸送方法を合理的に選択する。それから、物流事業者が全国の流通事業者と連携し、自立的かつ持続可能な物流ネットワークを構築する。農林水産業の稼ぐ力の向上の推進ということで、目的が違うというのがまず一つあります。販売単価に見合った合理的な輸送方法の選択は、全国の産地と同じように、それぞれの地域の生産、流通事情に応じて、事業者自らが自律的な経営判断をして、モーダルシフトの促進を実現していくための実践的な取組と理解しております。

以上です。

○新垣新委員 ちょっと分かりにくいんですけど、各離島から、石垣からも宮古からも不満があるって、よく県議会にも陳情が来たり、県にも要請に来ているんですよ。全然、今かみ合っていないんですけど、どうなんですか。北部もですよ、これ、北部も不満があるんですよ。

○本永哲流通・加工推進課長 まず、6月の参考人招致等における陳情においては、令和3年度まで、旧事業と同じような補助単価の考え方、航空と船舶に分けた補助単価の枠組みの見直しを求められたというのは理解しております。

県としましては、今後も引き続き生産者団体等の組合員など、補助事業者に対して新たな事業への理解を得るための意見交換を図るとともに、全国の産地と同じように、国が進める2024年問題の解決策として、総合物流施策大綱の趣旨、目的を反映した現行事業の円滑な推進をしてみたいと考えています。

陳情の後に2回ほど意見交換もさせていただきました。7月14日にはJ A沖縄、それから花卉農協の方とも意見交換をさせていただきましたし、9月21日には園芸事業意見交換会の中でも、生産者の方とも意見交換をさせていただきました。その中では、そういうお声もありますが、航空単価に戻してくれというのがありますけども、先ほど申し上げたように、事業の目的がそもそも違ふと。できるだけ持続可能な稼ぐ力の向上に向けて今事業をやっているんで、できるだけ船舶を使っていたらという事業かなと思っております。

○新垣新委員 この事業者というのは、沖縄県内の

いろんな地域によって違いますよ。非常にこれがあるから農家の方々も利益になっている、経営がよくなっている、海人の方々もですね。やはり船より飛行機のほうが新鮮、安心という形でね、以前何かトラブルもあったと僕は報告を聞いているんですけど、県に上げているのか、いないのか分からないんですけど、どうにか県としても関係者ともう一度向き合っ、もう一度船から飛行機に変えるという、輸送に変える話どうですか。もう一度頑張ってみませんか。いかがですか。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

船舶輸送については、航空輸送と比較して日数がかかる、これはもちろんそうです。ただし、最近も技術も向上していますので、計画的な販売と輸送による安定的な収益確保とコストの低減化が期待できるというメリットもあると考えています。先ほど言った、花卉だけではないですけども、旧事業においても、もともと船舶費率は56%だったところが、令和3年度までには66%までにはなっているんです。なので、船舶比率を上げるという方向で事業を進めていきたいと考えています。

○新垣新委員 なぜ私、こんなにこだわるか。このコールドチェーンという、冷やして持っていくというのは、鮮度を100%守れるんですか、おいしさを。どうですか。

○本永哲流通・加工推進課長 お答えします。

平成29年度から令和3年度まで、県ではJ A沖縄、それから沖縄協同青果など出荷団体、物流事業者などの関係者の協力によって、鮮度保持技術を活用した農産物の船舶輸送について、実証実験を行っております。おおむね対応可能というのが結論となっております。

○新垣新委員 きちんとしたエビデンスを示してください。根拠。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から瞬間冷凍等の高度冷凍施設がコールドチェーンの仕組みにあるのかとの補足説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

本永哲流通・加工推進課長。

○本永哲流通・加工推進課長 まず、休憩中でしたけど、御質問のありました瞬間冷凍とかというのはなくて、普通の予冷をさせていただいて、船舶で運んでいる。県外の野菜については、それで運んできて、県内の量販店で十分販売されているので、まずそこが1点あります。

先ほど申し上げた実証事業の中では、対象品目、野菜、花卉、果実、それぞれ申し上げたとおり、船舶でも、その品質については特段は問題ないというふうに認識しております。

○新垣新委員 最後にびっくりしました。今、課長の話聞いて。今の発言を聞くと現場とかけ離れています。もう一度JAとか、現場の農家と、県はもっと向き合って寄り添ってほしいです。

部長、もう一回改めて聞きますよ。全然隔たりがありますよ、今の答弁を聞くと。どうですか。

○前門尚美農林水産部長 鮮度保持技術を活用した農産物の船舶輸送についての実証実験は以前行ったところ、おおむね対応可能であるという結論を得てはいるんですけども、現在、生産者団体とか、また出荷団体等との意見交換をさせていただきながら、そういった、例えば、現在影響はないということではあるんですけども、例えばしおれがあるとか、そういう事例があるのかどうかも含めて、引き続き意見交換をしていけたらなと思っています。農家で水揚げして、真空予冷をかけて、そのまま予冷で船舶輸送という流れではあるんですけども、市場についてしおれがどういったものなのかも含めて、引き続き検討、意見交換をしてみたいと思っています。

以上でございます。

○新垣新委員 頑張ってください。期待しています。

以上です。

○大浜一郎委員長 続きまして、西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくお願ひします。

まず最初に、令和4年度のC経費、D経費の予算額及び決算額をお尋ねします。億円単位で結構です。

○比嘉淳農林水産総務課長 それでは、農林水産部の令和4年度のC経費の予算現額が91億円、決算額が57億円。

D1については、予算現額89億円、支出済額が77億円。D2の予算額が136億円、支出済額が93億円になります。

○西銘啓史郎委員 簡単にC経費、D経費の概要だけ説明してもらっていいですか。C経費とは何か、D1、D2とは何か。簡単にでいいです。

○比嘉淳農林水産総務課長 C経費については投資的経費、D経費については投資的経費のうちの一括交付金というふうになっております。

○西銘啓史郎委員 D1がソフトで、D2がハードという理解でいいですか。

○比嘉淳農林水産総務課長 おっしゃるとおりです。

○西銘啓史郎委員 分かりました。

次、農林水産部の総事業数についてお伺いします。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

令和4年度農林水産部一般会計において実施した事業は、年度途中の補正予算として計上した事業も含めて368事業となっております。

○西銘啓史郎委員 なぜこれを聞くかという、予算全体を見ると人件費もいろいろ入っているものから、そういった政策的経費、C、D経費の中で、C経費が幾らぐらい、それから交付金に幾らぐらい、ソフト、ハードにどれぐらい予算を使っているのかを確認したくて、お聞きしました。

それから今、総事業が368ある中で、主要施策には36事業が掲載されています。残り330近くは主要施策に入れないにしても、重要な施策の一つだと私は理解をしております。その中で、先ほど来出ていますけれども、予算の執行率、令和4年度、もちろん繰越額も多いんですけども、県全体の部局で見ても、執行が7割というのは土木建築部と農林水産部だけなんですよね。それ以外はほとんど8割以上、一番高かったのは総務で98とかありますけども、その理由は確かに幾つかあると思うんですけども、私がちょっと気になるのが、先ほどの総事業数368。商工労働部は187事業と言っていました。ですから、事業数と人員がリンクするのかどうか分かりませんが、部長、人の数、先ほど大城委員からありましたけれども、農水が一番最初の資料でいくと、平成元年度の時代では1144人、もちろんいろんなセンターができていたりするんですけど、その後、現在では農林水産部では、令和元年度の定数862人、5年度で841人というところで、適正な人員かどうかというのは、部長、どのように考えていますか。

○前門尚美農林水産部長 お答えいたします。

職員の配置につきましては、各職場の勤務環境に配慮しつつ、効率的な運営を図るとともに、新たなニーズへの対応など、適切な職員配置に努めているところであります。

一方、ウクライナ情勢による燃油や生産資材の高騰等に起因します様々な課題が生じているということでありますので、現在、一つ一つの課題に鋭意取り組んでいるところでありますけれども、緊急的な課題解決と新・沖縄21世紀農業振興計画の目標達成に向けて、しっかりと議論しながら必要な職員配置に努めてまいりたいと思っています。

○西銘啓史郎委員 あと、農林水産部の中には12課

あるんですかね。

あと、センターがあったり、研究所があったり、中央卸売市場、おのおのの部局にぶら下がった組織があると思うんですけど、その辺の連携というのは今どうなっていますか。部局と色々なセンターや研究所がいろいろありますよね。そこと農林水産部との業務のダブリがないか。

要はうまくいっているという理解でよろしいでしょうか。一個一個の組織人員は問いませんが。

○前門尚美農林水産部長 例えば出先長会議ということで、年度初めに一度集まりまして、課題の共有、また進捗、方針等の確認をしております。

また、農業分野で言いますと研究と普及、そしてまた行政ということで、それぞれの協議会等で課題の共有をしております。試験研究で研究された課題は普及に実施するとか、その成果をまた行政の施策に反映するという流れでやっているところです。センター長会議とかも定期的にやっております。

○西銘啓史郎委員 関連する組織も多いようですので、先ほどの人員の話じゃないですけども、事業数と人員がリンクするかどうかは別としても、職員の負担になっていないかというのが非常に気になるところで、特に執行率が悪いのもいろんな理由があると思いますけれども、そこら辺はぜひ農林水産部として見直しも含めて検討いただければと思うんですが、何かあればどうぞ。

○前門尚美農林水産部長 農林水産部の定数は、沖縄県定員数の管理基準方針に基づいて定められているんですけども、農林水産部としては、事務事業の必要性をしっかり検証しまして、政策的な重要度などを勘案して、業務が適正に執行できるよう、関係部局に対して適切に要望を行ってまいりたいと思います。

○西銘啓史郎委員 では、主要施策についていきたいと思えます。

192ページ、新規就農者の育成・確保対策で継続事業ですけども、まずおのおのの事業を見やすくは書いているんですけども、事業の実績のところ、例えば1番の新規就農者支援事業1億6100万円のもので、(1)、(2)、(3)とありますけど、できれば分けられるのであれば分けてほしいんですけど、今、特に数字は問いませんが、見せ方としてこういう御協力をお願いしたい。

私たちが、例えば1億6000万のうち、どの事業に幾ら使われて、どれが執行が低いのかというのが見られるように、この1、2、3の額をできれば書い

てほしいと思います。

その中で、ちょっと確認したいんですけども、幾つかいろんな質問が出ましたので、効果のところで、10年間の新規就農者が3000人を上回る3026人とありました。この次の10年間の目標の新規就農者の数というのがあれば教えてください。

○能登拓営農支援課長 お答えいたします。

新規就農者の確保の目標につきましては、新たな振興計画の中においても、10年間で3000名というふうに設定をしているところでございます。

○西銘啓史郎委員 ということは、この10年間と次の10年間も、3000名を目標にしているという理解でよろしいですか。

○能登拓営農支援課長 はい、そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 課題のところに、就農定着及び経営安定に向けてとありますけども、この前確認して、数字出たかどうか忘れちゃったけど、新規就農者の数はいいけど、5年、10年も継続して就農している方の数というのは把握できていますか。

○能登拓営農支援課長 まず、新規就農者の数につきましては市町村と連携をしまして、毎年ですね、新たに就農した方の数の調査を行っているんですが、全員を対象に継続して追跡調査を実施するというのは、なかなか困難な状況にありまして、現在その全体の数値につきましては把握できていない状況でございます。

一方で、平成24年度以降、この新規就農対策として、就農準備資金や経営開始資金、それから施設機械の導入に対する補助などの制度がかなり充実をしてくれてございます。これらの施策の効果をしっかり検証する必要があるという観点から、これらの補助事業の支援を受けた方につきましては、その後の就農状況を継続して調査を行ってございます。先ほど申しました経営開始資金ですとか、施設機械の導入の補助を受けた方が、平成24年度以降、延べ1554名いらっしゃいまして、令和5年12月現在、営農を継続している方が1509名、定着率は97.1%というふうに把握をしているところでございます。

○西銘啓史郎委員 最後に、193ページの3番の農業次世代人材投資事業の(1)準備型、(2)経営開始型とありますが、おのおのの予算額と決算額が分かれば教えてください。

○能登拓営農支援課長 農業次世代人材投資事業の準備型につきましては、当初予算額が1200万円、最終予算額で900万円、決算額900万円となっております。

す。

それから経営開始型につきましては、当初予算額、約3億9000万円、最終予算額が3億3000万円、決算額が3億2000万円となっております。

○西銘啓史郎委員 最後に、今こういった数字も、1と2のバランス、1200万、3億9000万というのは僕ら分らないですよ、これ聞かない限り。先ほどお願いしたように、できたら(1)、(2)に分けてもらおうと質問も出なくなります。

それから、もう一つやはり、常に思うのは、何度かこの主要施策については提言をして、財政課にフォーマットを変えてもらいましたけれども、ぜひお願いしたいのは今言ったところとか、いろんな事業の明細を質問が出ないでもいいようにしてほしい。

この主要施策の報告書は誰宛てに出しているんですか。

○比嘉淳農林水産総務課長 この報告書については、地方自治法第233条第5項に基づいて施策を報告しているということになっております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から報告書表紙に県議会提出とあるので、県議会に対し、分かりやすい資料としてほしいとの要望があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

比嘉淳農林水産総務課長。

○比嘉淳農林水産総務課長 お答えします。

今、委員がおっしゃったとおり、分かりやすく、丁寧に、今後は理解しやすいような形で検討したいと思えます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 お願いします。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、農林水産部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 委員の皆さん、こんにちは。

文化観光スポーツ部所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

まず初めに、令和4年度の文化観光スポーツ部の取組について、しばらく御説明いたします。

本県は、令和4年度に、本土復帰50周年という大きな節目を迎え、様々な記念事業が執り行われました。文化観光スポーツにおいては、第7回世界のウチナーンチュ大会、美ら島おきなわ文化祭2022、沖縄空手世界大会2022などを開催し、コロナ禍にもかかわらず、国内外から多くの方々に参加していただきました。また、FIBAバスケットボールワールドカップ2023の大会成功に向け、大会受入れ体制の構築やプロモーション活動等、様々な取組を実施してまいりました。

観光分野におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を図るため、おきなわ彩発見キャンペーンをはじめとする旅行需要喚起策を実施しました。また、令和4年10月以降の水際対策の緩和により、国際航空路線やクルーズ船の運航が順次再開され、令和4年度の入域観光客数は677万4600人と、目標値の610万人を上回り、観光収入については試算値7013億円で、平成30年度、令和元年度に次ぐ過去3番目の金額となりました。

そのほか、観光事業者に対する経営支援や、観光人材の育成・確保に対する支援事業を実施し、今年度においても引き続き各種支援を行っているところです。今後とも、観光業界や市町村と連携し、沖縄観光の持続的な発展と質の高い沖縄観光を目指し、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向け取り組んでまいります。

また、文化・スポーツ・交流分野においては、しまくとぅばや沖縄空手などの沖縄文化の保存、継承、創造と、さらなる発展や、FIBAバスケットボールワールドカップ2023のレガシーを活用したスポーツ交流の推進、国際交流や地域外交の中核を担うウチナーネットワークの強化についても、さらなる取組を進めてまいります。

それでは、令和4年度一般会計の歳入歳出決算額について、お手元にお配りしております令和4年度歳入歳出決算説明資料(一般会計)により御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

1ページは、款ごとの歳入決算状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和4年度歳入決算として、予算現額の合計A欄485億4726万2000円に対し、調定額B欄389億5331万

5133円、収入済額C欄389億5331万5133円、同額です。調定額B欄に対する収入済額C欄の割合は100%であります。なお、不納欠損額D欄、収入未済額E欄はございません。

次に、款ごとに御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額C欄を御覧ください。

使用料及び手数料の収入済額は471万8円で、その主な内容は、博物館・美術館における建物使用料等であります。

次に、(款) 国庫支出金の収入済額C欄を御覧ください。

国庫支出金は381億6342万9251円で、その主な内容は、おきなわ彩発見キャンペーンの経費である観光庁補助金となっております。

2ページをお開きください。

(款) 財産収入の収入済額C欄は4041万1617円で、その主な内容は、JICAセンター用地貸付料などあります。

次に、(款) 繰入金の収入済額は1億2672万1472円で、その内容は、沖縄県観光振興基金からの繰入金となっております。

次に、(款) 諸収入の収入済額は2億4594万2785円で、その主な内容は、美ら島おきなわ文化祭2022開催事業収入となっております。

次に、(款) 県債の収入済額は3億7210万円で、その主な内容は、沖縄コンベンションセンター改修工事によるものなどあります。

以上が一般会計歳入決算の概要となります。

続きまして、3ページを御覧ください。

3ページは、一般会計歳出決算の状況となっております。

表の一番上、文化観光スポーツ部の合計欄を御覧ください。

令和4年度歳出決算は、予算現額の合計A欄593億4224万1000円に対し、支出済額B欄483億3442万1292円、執行率81.5%、翌年度繰越額C欄77億9144万3040円、不用額D欄32億1637万6668円となっております。

翌年度繰越額C欄の主な理由について、款ごとに御説明いたします。

翌年度繰越額C欄を御覧ください。

(款) 総務費の翌年度繰越額は312万1000円で、その理由は、ウクライナ避難民に対する県の支援が広く行き渡るよう、支援制度の周知期間や支援金申請期間を十分に確保する必要があったためであります。

次に、(款) 商工費の翌年度繰越額は77億6216万6040円で、その主な理由は、令和4年度に補正予算で計上したおきなわ彩発見キャンペーンNEXTの経費となっており、令和5年4月以降も切れ目なくキャンペーンを実施するためであります。

次に、4ページを御覧ください。

(款) 教育費の翌年度繰越額C欄は2615万6000円で、その理由は、県立芸大の奏楽堂舞台音響・映像設備改修工事において、半導体不足等の影響に伴い工事計画を変更したためであります。

続きまして、不用額D欄の主な内容について款ごとに御説明いたします。

恐縮ですが、3ページに戻っていただき、不用額D欄を御覧ください。

(款) 総務費の不用額は4833万4829円で、その主な内容は、令和4年度に受け入れたウクライナ避難民への扶助費について、当初想定していたリハビリ目的の避難民が来沖しなかったことによる執行残によるものであります。

次に、(款) 商工費の不用額は31億450万7613円で、その主な内容は、おきなわ彩発見キャンペーンの経費となっており、新型コロナウイルス感染症の影響で全国旅行支援の開始日が遅れたことにより、十分な事業期間が確保できなかったためとなっております。

次に、4ページをお開きください。

(款) 教育費の不用額D欄は、6353万4226円で、その主な内容は、競技力維持・向上対策事業費において、国体選手などの派遣費用の航空運賃の競争入札を行ったことによる入札残となっております。

以上で文化観光スポーツ部所管の一般会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○大浜一郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔に要点をまとめ要領よく行い、円滑な委員会運営が図られることに御協力をお願いを申し上げます。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うようにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いを申し上げます。

それでは、文化観光スポーツ部関係決算事項に対

する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 歳出のほうから質問しましょうね。翌年度繰越しが77億9000万円とかなり大きな金額なんですけどね。理由は、主なものでいいですけど、どういふのがありますか。

○久保田圭観光政策課長 令和4年度から令和5年度に繰り越した事業につきましては、全部で10事業ございまして、77億9144万3000円ございまして。その主なものといたしましては、G o T o おきなわキャンペーン事業が52億865万2000円ございまして。また、観光事業者事業継続・経営改善サポート事業が12億9464万9000円。また、観光事業者受入体制再構築緊急支援事業が11億6642万2000円となっております。

以上です。

○上里善清委員 去年5類に移行したんですが、こういった予算というのは、ずっと使えるものなのか、ちょっと私は分からないんですけどね、この繰り越した分は使えるんでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 G o T o トラベルの予算ですね、全国旅行支援の予算については、令和5年度のほうに繰り越しまして、そこで全額使っているという状況でございます。

○上里善清委員 使えるという理解でいいんですね。分かりました。

あと、不用額についても説明できますか、32億ありますが。

○久保田圭観光政策課長 令和4年度の不用額ですけども、金額につきましては今、委員がおっしゃったように32億1637万7000円となっております。その主なものといたしましては、G o T o おきなわキャンペーン事業が22億9878万9000円ございまして。また、地域観光事業支援といったもので3億5088万5000円、観光2次交通等利便性向上体制構築事業で1億4986万円などとなっております。

以上です。

○上里善清委員 ちょっとこれも関連するんですが、このG o T o で二十何億ありますよね。これはもう国にお返しするということになるんでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 こちらは国の予算の中で、繰り越しできるものを先ほど52億と申しましたけれども、繰り越しをして、翌年度に使っておりますが、事故繰越といたしまして、もう繰り越しできないという国の予算がありまして、そちらのほうは不用ということでお返しするということになります。

○上里善清委員 個別でちょっと聞きますけど、全

体的に聞きたいんですけどね。

コロナの5類移行後、観光客も大分増えていると思うんですが、県の目標として、一時1000万人超えた数字もありましたよね。今後どのようにこの入客数の目標を立てているのか、その辺説明できたらお願いします。

○久保田圭観光政策課長 令和5年度の入域観光客数の見込み値ということで公表している数字につきましては、国内客、外国客合わせまして843万人となっております。

○上里善清委員 これは今年の話ですか。

○久保田圭観光政策課長 令和5年度の見込み値になっております。

○上里善清委員 事業は全体的に文化・観光・芸術というふうになっておりますがね、観光にもいろいろあると思うんですけど、これ全体に重きを置いてほしいんですけど、沖縄の観光としたら自然の観光が多分主になると思うんですよ。全体的な考え方を教えてほしいんですけど、どういふふうに入力していくんですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 観光につきましては、一定程度の観光客数を確保しつつ、1人当たり消費額の向上とか、滞在日数の延伸、あるいは観光客の満足度の向上、あるいは社会とか自然とかに与える影響の低減——いわゆる量を一定程度求めながら、沖縄観光の質の向上を求める取組を進めていくこととしております。

具体的には、量というところの部分では、消費者視点に基づいたブランド戦略、多様な市場に対応した効果的な誘客活動の展開を図っていくとともに、満足度の向上等につきましては、自然、歴史、文化などの沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、ワーケーションなど、新たな観光スタイルの普及、県内周遊着地型観光、質の高いクルーズ観光の推進、それからサステナブル、レスポンシブル、ユニバーサル・ツーリズムの推進をして、人や社会、環境などに配慮したやさしいエシカル観光の推進といったものに取り組んでいくこととしています。

○上里善清委員 単発ではなくて、もう一回ウチナーに來たいなという観光に、ぜひしていただきたい。いろんな政策があるはずですから、みんな強化するべきだと思います。

あと個別で、ウチナーグチの事業がありますが、最近、新聞によく載るんですけどね、この事業というのは、本当にウチナーのアイデンティティーを守るためにも重要なんですよ。これは今後どのように進

めていくのか。今の水準だったら、もう消えてしまうという危機感を今持っていると思うんですよね、危機感があるわけよ。どのように進めていくんですか。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長
お答えします。

ただいま、沖縄県としましては、令和4年度までの第1期計画を終わりました、その反省点も踏まえまして、第2期計画を令和5年度から始めているところでございます。

今、上里委員がおっしゃったように、話者の方が減ってきているという現状もありまして、講師養成講座ですとか、そういった若い方々に焦点を当てた形でこの普及継承を図っていければなということで、第2期計画に取り組んでいるところでございます。

○上里善清委員 話者が減っているのはもう間違いありませんのでね。学校で子供たちに教えるときに、わざわざ話者を呼んでというのはもう不可能に近くなり始めているんで、デジタルを使ったやり方もあると思うんですよ。ちゃんとしたウチナーグチをデジタル化できないか、この辺も検討してはどうですか。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長
沖縄県としまして、しまくとぅばアーカイブ事業ということで、ネイティブ話者の御健在なうちに、そういった方々から正確なお言葉を残していこうということで、アーカイブ事業ということをして令和4年度から立ち上げてございます。そちらのほうで記録として、文法ですとか、その地域ごとの言葉ですとか、そういったところを記録した上で、今後の普及継承につなげていけるような材料にしていければということで、今、事業を進めているところでございます。

○上里善清委員 ぜひ強化してもらいたいと思います。

あと、空手のユネスコ登録なんですけど、これは今の取組はどんな状況になっていますか。

○桃原直子空手振興課長 空手のユネスコ登録に向けては、機運醸成のためのシンポジウムの開催と、それと併せて学術連絡会を開催しまして、その中で沖縄の空手の生活文化として、地域の伝統行事などにどれぐらい取り込まれているかというところで、悉皆調査を今行っているところです。

○上里善清委員 かなり厳しい状況だと僕は思うんですよ。

最後に、世界のウチナーンチュの事業も結構ある

んですが、本会議でも、この拠点をどうするかという話がありましたよね。これは今後どういうふうに取り組みますか。

○仲村卓之交流推進課長 お答えします。

県では、人的ネットワークの継承、情報発信と集約、交流促進、それから相談窓口、歴史継承の5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュを、JICA沖縄と連携して、現在運営しているところでございます。

世界のウチナーンチュの交流拠点につきましては、設置を要請している世界ウチナーンチュセンター設置支援委員会と意見交換を行っているところでして、必要な機能を精査した上で、JICA沖縄と関係機関とも連携して、既存施設の活用も含めまして、このコンシェルジュの機能を拡充しつつ、その設置に取り組んでまいりたいと考えております。

○大浜一郎委員長 次に仲村未央委員。

○仲村未央委員 すみません、時間が限られておりますけれども、バス事業のことで聞きたかったんですけれども、昨年度の事業の実績についてお尋ねいたします。

○大城清剛観光振興課長 貸切りバスについては、長引くコロナの影響により稼働率が著しく低下していることなどを踏まえ、沖縄県バス協会と意見交換を行い、令和4年6月議会において、県内の学校、企業、自治会、老人会からの依頼により、貸切りバスを運行する場合、1台当たり最大3万円、バスガイド1人当たり最大1万円を補助する貸切りバス活用支援事業の予算を計上し、利用者の負担軽減及び貸切りバスの利用促進を図ったところであります。本事業は、貸切りバス事業者や学校等の利用者から好評のため、令和4年度の不用額を令和5年度に繰越しを行うとともに、令和5年6月補正及び11月補正において追加の予算を確保しております。

その他の支援としましては、令和4年度当初予算で計上した、観光2次交通機能強化事業において、新しい生活様式への対応として、那覇空港を発着する観光客が利用する路線バスにおけるコンタクトレス決済端末の普及に向けた実証事業のほか、令和4年6月議会において、コロナの影響によりレンタカーが不足したことから、路線バスの利用等を促進するため、運賃を3割軽減する観光2次交通等利便性向上体制構築事業の予算を計上し、観光客の2次交通の確保に努めたところであります。

以上でございます。

○仲村未央委員 実際の3万円の補助ですけれども、

どれぐらい執行されて、総額、どれぐらい使い切ったんですか。

○大城清剛観光振興課長 まず、令和4年度の実績としては、予算額が2億4691万6000円に対して、交付決定額が2億440万9000円、交付率は82.8%、実績額は1億2605万4000円、予算額に対する実績率は61.7%となっております。

本事業、令和5年度に繰越しを行ったため、不用となった予算、1億2000万余りについては、令和5年4月から令和5年9月までの事業で執行されております。

以上でございます。

○仲村未央委員 台数にしてどれぐらいですか。

○大城清剛観光振興課長 令和4年度においては、支援対象バス台数は4239台になります。

○仲村未央委員 実際には、これは好評だったんですかね。要は県民利用、それから事業者にとって——スキームをあれこれ見直しながらではあったと思うんですけれども、その形というのは有効だったんですか、コロナの立ち上がりとして。

○大城清剛観光振興課長 いろいろ学校関係とかがよく使われていまして、例えば部活の移動に非常に便利であるとか、今後も続けてほしいという要望のほうも、うちの課のほうに電話が何回もありましたし、実際にも多数利用していただいていますので、効果があったものと認識しております。

○仲村未央委員 執行額、台数ともに、かなり利用があったとは思いますが、ただ、今この貸切りバス事業、これは路線も含めて、大体の事業者、大きなところは両方合わせて活用しているところはあると思うんですけれども、かなりその台数が足りないということ、あるいは運転手不足ということが非常に深刻な課題になっていると思うんですけれども、実際にはコロナ前と、現状と、バスの保有、その稼働について、どれぐらいの影響状況でしょうか。

○大城清剛観光振興課長 沖縄総合事務局が公表している運輸要覧によりますと、平成30年度の車両台数は1155台、令和4年度の車両台数は919台となります。

○仲村未央委員 もう終わっちゃいました。ありがとうございました。

○大浜一郎委員長 次に玉城武光委員。

○玉城武光委員 よろしくお願いたします。

主要成果のところの295ページ、おきなわ事業者復活支援金。

国の支援金を受けた県内事業者に対する県独自の

支援金ということなんですが、そこに、お聞きしたいのは、売上げが30%以上減少、それから50%以上減少というのがあるんですが、30%以上の減少の方が何件あって、50%以上の減少が何件あってということをお聞かせいただけますか。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

30%以上、もしくは50%以上という内訳をすみません、今私の手元にはないんですけれども、まず県で実施した支給件数の総額としましては1万5094件となっております、給付額につきましては19億2925万7000円となっております。

○玉城武光委員 これは記述されて分かりますけどね。では、30%以上は幾ら、50%以上は幾らというのを、支給額を教えてください。

○久保田圭観光政策課長 いずれも上限額になりますけれども、まず個人事業主の場合は30%以上50%未満の場合は上限額は6万円、50%以上の場合は10万円が上限となっております。

あと、法人については、売上げ規模によって若干変わってくるんですけれども、一番給付額が大きいものとしては30%以上の場合は30万円で、50%以上の場合は50万円となっております。

○玉城武光委員 これ、県独自の支援策ということで、関連の事業者が復活、持ちこたえたと、そういう声があって、非常にいい県の施策だなと評価いたします。

次に296ページ、地域観光事業支援ですが、いろいろキャンペーンがあって、クーポン券とかあって、全体として55億4000万円の事業効果があったということがあるんですね。決算額で76億円で、事業効果は55億というのはちょっと少ないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○大城清剛観光振興課長 今おっしゃるように、決算額は76億でございますけれども、こちらは国の予算としてはG o T oの予算としても使えるというもので、こちら、県民割として、G o T oが始まる前のキャンペーンの予算でして、こちらで使えなかったものは、またG o T oのほうの予算に回すということがありますので、G o T oで使った予算も含めて76億というふうな決算になっているということです。

○玉城武光委員 それで、55億4000万円の経済効果があったと。これ、どういう効果が出たんですか。

○大城清剛観光振興課長 事業効果の55.4億円につきましては、旅行割引及び地域クーポンの発行により、新たな利用につながった取引額の合計でございます。

ます。旅行割引額、地域クーポン利用額、あと利用者の自己負担額の3つの合計が55.4億円というふうに表現をしております。

具体的には、旅行、宿泊に対して17.3億円の割引を実施しております。そちらは44.3万人泊分、45.8億円分の観光需要の創出につながっております。また、観光施設、土産品店などで7.9億円分の地域クーポンが利用されております。これらを合計して55.4億円を事業効果として表現しているというものでございます。

○玉城武光委員 これは県独自の事業ですよ。

○大城清剛観光振興課長 こちらは国から予算をいただいています、もちろん県で実施しているキャンペーン事業でございます。

○玉城武光委員 いろいろ事業効果が出たということで、いい評価をしたいと思います。

次に305ページですね。

沖縄観光ブランドというのがあって、その中にいろいろあって、国内ブランド戦略事業というのがありますが、これの事業の内容をお聞かせください。

306ページの国内ブランド戦略事業。

○大城清剛観光振興課長 こちらは、沖縄観光ブランド、Be. Okinawaの周知を図りまして、これをブランドとして、沖縄の観光を盛り上げるという事業でございます。沖縄県は、沖縄の優位性を生かし、国内外の観光地との差別化を図るため、平成24年度に世界15か国、17地域でマーケティング調査を実施しまして、県民参加のもとで沖縄観光グローバルブランド、Be. Okinawaを策定しております。Beというのは、そこにある、存在を表すと同時に、行動を促す言葉で、Be. Okinawaという言葉は、シンプルで世界中の誰もが認めることができる、様々な国の人々に沖縄スタイルへの憧れ、沖縄来訪意欲の喚起、豊かな自然と人に囲まれて、自分自身を取り戻したいという思いなどの心理的効果を狙っているところでございます。

沖縄県としては、沖縄観光ブランドの認知、浸透により、観光の質を向上させ、リピーター層の確保や、新たな顧客層開拓につなげていきたいと考えております。

○玉城武光委員 次、317ページの沖縄観光グローバル事業の中の事業委託内に人件費とか一般管理費とか消費税とかいろいろあるんですが、その説明をお願いします。

○大城清剛観光振興課長 こちらは委託事業の中で直接人件費であるとか、一般管理費であるとか、そ

ういうものを合計した金額のほうを載せているところでございます。

○玉城武光委員 どこに委託していますか。

○大城清剛観光振興課長 こちらの事業は沖縄観光コンベンションビューローのほうに委託しております。

○玉城武光委員 じゃ、次333ページ。

競技力維持・向上対策事業なんですけど、その中の4番目、向上対策事業を実施したということなんですけど、支援団体の41団体というのは、一律に対策をやっているんですか、支援しているんですか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

41団体競技ですね。これ、国体の競技種目の団体になるんですけど、バレーボールとかバスケットボールとか等々あるんですけど、強化費の配分としては、基本的なまず金額がございまして、基本的な金額プラス過去の成績ですね。得点を取った、入賞したというところに対して加算していくという形で配分を行っているところでございます。

○玉城武光委員 一律と、それから強化をして、競技力が高まっているところには割合が増しているということですね。

以上です。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。成果表の332ページ、1点だけね。

サッカースタジアムをどうするかという話なんですよね。令和4年で調査しましたと、2600万ということですけども、平成23年からいろいろ調査、計画策定等しているわけですよ。これまでの事業費、どのぐらいかかってきたのか、まずお願いします。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

平成23年の基礎調査から、平成24年基本構想、平成29年の基本計画、その後、それぞれの条件、課題の確認をするということで、平成30年から、令和元年、令和2年、令和3年、令和4年と、調査事業を行ってきました。その総額といたしまして1億1308万円となっております。

○大城憲幸委員 年度ごとに分かりますか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

平成23年の基礎調査が855万8000円。平成24年に基本構想の調査が462万円。続きまして、平成29年に策定いたしました基本計画が4007万9000円。その次に、平成30年に複合機能の導入可能性調査ということで1101万6000円。令和元年に民間資金の可能性調査ということで1496万8000円。令和2年に複合施設スタ

ジアムと、隣に建てる複合施設の整備状況の調査ということで960万円。続きまして、令和3年に行ったスタジアムの活用に係る検討とか、経済波及効果の調査が385万6000円。令和4年に行ったスタジアム整備の事業費縮減とか、あと、運営収支改善の検討策が2039万円。トータル1億1308万円となっております。

○大城憲幸委員 これ平成29年に4000万円余りかけてつくったわけですね、基本計画。それで今度は2600万円かけて、これの詳細を検討したということですが、さっと見る限りでは2万人の収容人数を、これを一気にじゃなくて段階的にやろうとかというのを見たんだけど、この辺の令和4年度の調査で分かったこと、ちょっと簡単に、こういう部分が前に進みましたよみたいなものがあればお願いします。

○嘉数晃スポーツ振興課長 まず、スタジアムの整備に関して、例えばスタンドを2階、3階と造っていくんですけど、この勾配を、今まで緩やかな勾配をつけていたんですけど、少し角度をつけて、急斜面というんですか、そういったところで見やすくすることによって、総建築面積が少なくなることが分かりました。しかも角度をつけることによって見やすい、サッカー観戦がしやすいというスタジアムができるということで、整備費の縮減と、観戦しやすいスタジアムができるということと、あと、間切りですね。スタジアムの中に壁を少なくする工法もできることも分かりましたので、そういったところで整備費を縮減することが可能になりました。

もう一つ、どうしてもサッカースタジアムというところは運営収支、なかなか黒字というところは難しいところなんですけど、スタジアムの中でいろんな広告収入、よくネーミングライツとかというところがあるんですけど、例えば座席の中にスポンサーをつけるとか、あとVIPルームのところを何々企業のVIPルームという形でスポンサー広告、あと、壁にデジタルサイネージをつけてスポンサー広告をつけるというところで、広告の中でいろんな収益事業をできるということも分かりました。

そういったところで、できるだけ収益の改善ができるというところが、調査の中で分かりました。

○大城憲幸委員 部長、もう最後にしますけれども、今言ったように、事務方レベルではいろいろ頑張っていて、何とか収支をって言うけれども、前にも話したと思うけれども、この奥武山公園が約30ヘクタール。今回の計画はその何分の1かな、6ヘクタールぐら

いの中で、何とか収支を成り立たそうとしているわけさ。ただ、やっぱりあの立地というのは沖縄の中で、あの一等地で、まとまった30ヘクタール、国有地も私有地もあるからいろいろ簡単じゃないのは分かりますけれども、これ全体という発想でやらないと、なかなか今のペースでやっても、もう13年もずっと計画、調査というのを繰り返しているわけですから、前に進めないのかなと思うんですよ。その辺というのはちょっと根本的に考え方を考える必要もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どう考えていますか、現時点で。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 都市の中にある立地条件が、集客するには条件が整っている場所だというふうには認識しておりますけど、現在、セルラースタジアムであったりとか、その他スポーツ施設が既に集積しているということがありますので、それをどう再配置するのかという部分については、一つ課題なのかなというふうには思っております。

今後の整備に向けた方向性というところではあるんですけど、先ほど説明ありましたように、令和4年度の調査、令和5年度も段階的な整備というところの方向性も選択肢がありますので、そういった段階整備の方向性であるとか、あるいは、併せて今検討しておりますように、都市公園法における建蔽率であるとか、あるいは都市計画法における用途地域というような、そういった法的な課題の部分についての具体的な手続の進め方について、具体的に進めていきたいと思っております。あわせて、民間資金の活用を含めた様々な財源を活用した形で、より効果的で実現性が高いような整備スキームについて、引き続き検討していきたいと思っております。

○大浜一郎委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 それでは、まず最初に、300ページの万国津梁会議の件でお尋ねいたします。

一部、議事録を読ませていただきましたけれども、観光振興に向けてのいろいろなテーマについて議論がなされております。この令和4年の場合には、稼ぐ力の強化、それから観光需要の平準化などについて活発な議論がなされておりますね。そうした議論が行政の取組にどのように取り入れられ、反映されているのか、その辺のところをお聞かせいただけますか。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

令和2年度から3年度に設置されました、稼ぐ力に関する万国津梁会議におきましては、観光需要の年間平準化による稼ぐ力の強化ですとか、観光を基

軸とした経済循環促進等を含む提言がなされております。

こうした提言を受けまして、令和4年度は観光需要の年間平準化に関する万国津梁会議を設置し、オフ期を楽しめるコンテンツ開発の促進ですとか、季節性の異なる市場、コンテンツの戦略的な組合せといった平準化策が提言として示されております。

提言内容等につきましては、関係部局で共有を図るとともに、観光関連産業への影響を考慮しつつ、データに基づいた季節による需要の偏在や、地域による需要の格差を解決するための方策を検討し、ターゲットマーケティングと効率的なプロモーション等に取り組むことで、観光需要の年間平準化を推進することとしております。観光需要の平準化をすることによりまして、従業員の正規雇用化や処遇改善が進むとともに、観光関連事業者の投資促進による質の向上や収益力の向上、観光客の満足度向上が期待されているところになっております。

今年度につきましては、もう一つの提言内容であります観光を基軸とした経済循環の促進に関する万国津梁会議を設置し、観光分野における域内調達、消費を促進するための具体的な方針や施策を検討しているところであり、年度内に知事へ提言書が手交される予定であります。

以上であります。

○金城勉委員 サラナイ読むのでサラナイ過ぎ去っていくんですけども、そうした教科書的なそういう答弁が来ているんですけど、これは具体的に観光業界と、それからビューローと、そして皆さんとで共有されて、そしてこれは具体的にこの現場に落とし込まれて実行をされている、あるいはまたこれからされる、そういう状況は整っておりますか。

○久保田圭観光政策課長 まず、ビューローとの共有という件に関しましては、万国津梁会議の委員の中に観光コンベンションビューローの下地会長も入っていただいて、それで提言をいただいているということになっております。

昨年度の提言につきましては、関係部局の中で、その提言をどう取り組むかといったところを照会をかけて、可能な範囲内で今年度の取組ということになっております。

やはり、提言を受けましたのが昨年度末になりますので、今年度の予算ですぐ実施というところには、全てはいかないと思うんですけども、それは各部局の中で共有を図りまして、施策の中で反映させているという認識でおります。

以上です。

○金城勉委員 ぜひそういう提言を、具体的な施策の中に反映させて、そして具体的に観光産業が魅力あるものになるように、ぜひ頑張っていたきたいなと思います。

一方で、現実には観光産業というのは、魅力ある産業として、特に若者世代に対してのPR力というのはどうですか。

○大城清剛観光振興課長 沖縄観光の魅力を発信する事業というのは県のほうも行ってございまして、様々な観光業界で働く若い人を取り上げて、若いバスの運転手であるとか、各ホテルで働いている従業員の方とか、そのやりがいか、いろんな経験を載せてPRして、とてもお客さんが笑顔で喜んで帰ってもらえるとか、そういうのを見られてとてもやりがいを感じるとか、そういう業界でありますので、私たちもそのような沖縄観光の魅力をアピールして、また、観光業界に働いてくださる方を、たくさん働いてもらえるように働きかけをしていきたいと思っております。

○金城勉委員 大学や専門学校などで、観光を専門とするコースが幾つもあるんですけども、そういうところで学ぶ学生の皆さん方の就職先というのは、ちゃんとそういう現場につながっていますか。

○大城清剛観光振興課長 実際には観光の学科で学んでも金融に行くとか、必ずしも観光のほうだけではないという話は聞いておりますけれども、いろんな分野に行って、観光というのを基軸に、また仕事もできるかと思っておりますので、私たちはより魅力を感じてもらえるように——例えば人材確保の事業でバスツアーを組んで、学生さんとかバスに乗っていただいて、様々な観光の現場を見ていただくというような事業のほうもやっておりますので、その辺でいろいろ働きかけのほうをしていきたいと思っております。

○金城勉委員 これは具体的にデータとして把握されていますか。例えば観光専門のそうしたコースに学ぶ学生たちの就職先が、観光関連の業界である、あるいはまた別の業界であるとか、この辺のデータの情報はつかんでいますか。

○大城清剛観光振興課長 申し訳ありません。今、データのほうを持ち合わせておりません。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 観光学科を卒業した方が、実際、観光業界に就職しているかというデータは今、手元にはないんですけども、人材確保の取組というところで、インターンシップであっ

たりとか、合同説明会であったりとか、バスツアー、それから職場訓練という形でやっています。

その事業をするに当たっては、県外、県内の特に観光学科がある大学との連携をしながら、関心のある方々をそこに誘導しようというような形をやっておりまして、例えば直近の実績で言えば、県内外での合同説明会の参加者が213名、職場の見学バスツアーが65名、職場訓練の申込み者が78名など、延べ356名のマッチングを行っており、そのうち13名が実際、就職につながっております。また、90名が就職したい企業が見つかったというアンケート調査が得られているということで、そういう現場を見ていただいて、そういう具体的にやるということを実感していただく、それでやりがいを感じていただく、それをまたじかに先輩方から聞いていただくというのは、やはり効果があるのかなというふうに思っています。

○金城勉委員 ぜひ頑張っていたきたいですね。

やっぱりそういうリゾートホテルなんか行ってもね、目立つのは県外の人たちであったり、あるいはまた外国の人たちであったりという、働いている人たちの顔ぶれというのが目立つんですね。だから、県内のそういう人材がちゃんと観光の場面で働いて活躍しているかということ、いまいちやっぱり心もとない現実が目につきます。だからそこは今後の課題として、ぜひお願いをしたいと思います。

あと、引き続きしまくとぅばについてお伺いしたいんですけども、ちょっと私もこだわりがあるんですけど、この事業、平成26年からスタートして、もう約10年がたちました。かけてきた予算総額は分かれますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長 お答えします。

しまくとぅば普及継承事業としまして、平成26年度から令和4年度までの決算としまして、6億8000万円でございます。

○金城勉委員 これだけの予算をかけてきて、皆さんが目標とするこの事業の成果はどのように考えていますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長 ただいま令和5年度からの第2期計画が、令和13年度を終期として計画を定めてございますが、その中で、しまくとぅばを挨拶程度以上使う割合としまして60%以上を目標としているところでございます。

内訳としまして、主に使うと共通語と同じくらい使うという合計を合わせました内訳でございますが、

24%を目標としてございます。

○金城勉委員 もうちょっとやっぱり、目標を高く掲げていただきたいですね。挨拶程度60%を目標という程度じゃなくて、やっぱりこのしまくとぅばが沖縄文化の基層をなしているという大きな役割があって、場合によってはその言葉の消滅によっては文化の消滅につながるというぐらい危機感が叫ばれているわけですから、その緊張感でもって、やっぱりこの事業をしていかないと、これまでの事業を見てもね、県民大会で披露したり、あるいは副読本を作ったりと、あるいはまた何らかのイベントに支援金を出すとか、そういうふうなレベルで推移しているわけですよ。

10年間たって、目に見える形の成果というのが見えない。これを今度、13年まで続けていって、何が具体的に成果として上がってくるのかというようなものが見えない。ただもう予算消化というふうな認識、受け止めなんですね。だからそこはね、もっと厳しく反省をして、やっぱり具体的な成果、文化に貢献する、しまくとぅばの復活、普及、そうした視点までやっぱり踏み込んで取組を強化していただきたいなと思います。

ちょっと時間オーバーして、すみません。

○大浜一郎委員長 新垣新委員。

○新垣新委員 ページ数305ページ、Be. Okinawa。簡単に言うと、Wi-Fiのつながりが悪い。観光立県を目指しながら、全然改善されていないですけど、この件に関していかがですか。

○大城清剛観光振興課長 県では、観光客が無料で使えるWi-Fiとして、通信事業者と連携しまして、Be. Okinawa Free Wi-Fiの普及拡大を図っているところです。官民の役割分担、連携を図りながら、効果的な取組を検討、実施してまいりたいと考えております。

県有施設に関するWi-Fi整備は、県の企画部において進められておりまして、平和祈念資料館については今年度中にWi-Fi設置がなされるものと聞いております。

○新垣新委員 平和祈念公園ももちろんですけど、ひめゆりもお願いしたいんですけど、いかがですか。

○大城清剛観光振興課長 ひめゆりも、ひめゆりの施設の中にWi-Fiを設置して、それを観光客の方が拾えるというようなシステムを取ることが本来ならできはずなんですけども、あちら、たしか高速のWi-Fiが、光ファイバーが少し通ってなくて、そういう支障があるというふうに聞いておりま

すので、その辺またいろいろ状況を調べながら検討していききたいと思います。

○**新垣新委員** たくさん観光客が来て、通信が非常に悪いと。ひめゆりも、平和祈念公園も、ぜひ改善をお願いします。

続きまして338ページ。

ウチナンチュ大会です。本当にこの大会は盛大に——成果があると高く評価します。

ちょっと課題があるということで、ウチナンチュとのつながりをつなぐために、センターを築くべきだと。そのセンターにおいて、私は南米に1つ、アメリカ大陸に1つ、そういう感じで、大陸、大陸に一つ一つ築いていくべきだと思うんですけど、見解を伺います。

○**仲村卓之交流推進課長** お答えします。

今年度、令和5年8月に、照屋副知事がブラジルを訪問した際に、ブラジル沖縄県人会から、沖縄県と南米の県人会の相互で情報を共有するための南米連絡事務所の設置に係る要望を受けております。

現在、沖縄と南米との相互のニーズの把握、交流促進や、経済発展につなげる可能性調査の実施を検討しているところでございまして、南米連絡事務所の設置については、庁内の関係部局ですとか、あとJICA沖縄等、関係機関とも連携して、現地の沖縄県人会とも意見交換を重ねて、調査の結果を踏まえて対応を検討してまいりたいと考えております。

その他の地域につきましては、現地からの要望等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○**大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡確認)

○**大浜一郎委員長** 再開いたします。

島袋大委員から質疑時間の3分を西銘啓史郎委員に譲渡したいと申出がありましたので御報告申し上げます。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おきください。

それでは質疑を行います。

西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 最初に、文化観光スポーツ部の令和4年度のC経費、D経費の予算額、決算額をお伺いします。

○**久保田圭観光政策課長** お答えいたします。

令和4年度のC経費の最終予算額につきましては、528億円になります。決算額が420億円になります。

D1経費につきまして予算額が29億円になりまし

て、決算額が28億円となっております。

○**西銘啓史郎委員** 文化観光スポーツ部の総事業数を教えてください。

○**久保田圭観光政策課長** お答えいたします。

繰越しを合わせますと141事業となっております。

○**西銘啓史郎委員** 毎回これを聞く理由は、主要施策に出てくる事業というのは、今回で言えば、文化観光スポーツ部は49事業ですよ。これは重点施策にのっとっているいろんな分野、新時代の到来であったり、いろんなテーマにのっとって文化観光スポーツ部が重要としているんだと思うんですよ。

単純に言うと、141のうち49が主要事業ですけど、残り100近くが、主要には入っていないけど事業としてあるわけですよ。この辺僕らは細かく見えないじゃないですか。毎回見るわけじゃないので、主要成果ぐらいしか決算でも確認できませんし。申し上げたいことは、恐らく文化観光スポーツ部の皆さん、みんな一人一人課があって、そこに事業があって、その事業数と人員がリンクしているかどうかよく見えないんですよ。先ほども農林水産部で言いましたけど。

ですから、事業数と人員がリンクするかどうか分かりませんが、大事なことは、文化観光スポーツ部の人員が適正であって、それが職員にとって負担になっていない、例えば偏りがあるとか、ないとかも部長と統括監が見ればいいと思うんですけど、その辺はどういうふうにも部長は考えていらっしゃるんですか。事業数と今の人員の関係についてですね。例えば繰越ししたり、不用額になったりする理由が幾つかあると思うんですけど、人員の関係でということはないというふうには私は思いたいんですけど、その辺はどうですか、4年度決算で。

○**宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 文化観光スポーツ部は出先を含めて約140名の定数ですけれども、基本的に委員がおっしゃるように、その時々、事業に必要な人員を、次年度の予算の調整と合わせながら定数も調整していきます。

例えば令和4年度であると、ウチナンチュ大会であったり、国民文化祭であったり、大きなイベントがあった場合には特別の部屋をつくって人員を確保して、そこは兼務をかけていただいたりとかという形で必要な人数を確保していただいて、事業が終わればまた兼務は解くというような形で、そういったフレキシブルな組織の体制も整備したりしておりますので、基本的には事業に応じた人の確保という部分は、関係部局と調整しながら、組織と定数につ

いても、それを確保しているというような状況です。

○西銘啓史郎委員 令和4年度の定数は何名でしたか。手元には5年度があるんですけど、この数字が合っているかどうか、これ総務部からもらったんですけど、令和4年度の数字はありますか。持っていないですか。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化観光スポーツ部長から、令和5年度は135名で、令和4年度は事業数も多く、観光事業者等支援課もあったため、それより多いと思うとの回答があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 手元には、経労の管轄する商工労働部と農林水産部の令和5年度の定数があるんですけど、農林水産部841名で、368事業だそうです。商工労働部が255名で、全体事業数が187だそうですね。この141事業で140名ぐらいというのは、どういうリンクなのかあれですけど、気になるところが、本当に適正な人数で適正な事業数が行われていればいいんですけど、先ほど質問したように、できなかった事業の原因がどこにあるのかというときに、いろんなものが先ほど来あると思いますけど、そこら辺はぜひ、部長がさっき言ったように、事業と人数の関係というんですかね、残業も見なきゃならないと思うんですが、定数はそのままだけ残業が増えているとか、そこもまずしっかり見ていただければと、令和5年度以降もしっかりお願いしたいと思います。

それから、執行率に関しては、この主要49事業だけで見ると、90%以上が8割近くあって、経済労働委員会の3部の中ではずば抜けて執行率が高いので評価はしたいんですけども。全体で言うと、593億円の一般会計に対して483億円なので、何割なんですかね。多分、調べたところ81.5%で、一般会計というと低いほうですね。それと、不用額でいうとワースト4に入っているんですよ。これは額ではなくて率です。不用率を出したところ、文化観光スポーツ部は5.4%というところで、ワースト4番目に入っているんで、この辺の不用額を減らす努力も常日頃されているとは思いますが、ぜひ、引き続きいろんな要因があるというのは重々理解しています。ただ、生きたお金、税金ですので、それを無駄なく使うのが行政の務めだと思いますので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

では、主要施策に沿っていききたいと思いますけれ

ども、今、主要施策が49項目ありますけども、その中で公募を行って外部委託をしている事業があれば教えてほしいんですが。番号で1とか5とか。

○久保田圭観光政策課長 主要施策49事業のうち、まず、業務委託を行っている事業につきまして、44事業。

○西銘啓史郎委員 やっていない事業だけ教えてもらっていいですか。44事業ということは、この委託していない事業の番号を言ってもらっていいですか。

○久保田圭観光政策課長 まず、委託していない事業、例えば積立金での負担金になるんですけど、それが5番になります。次は30番、33番、45番、46番の5事業が業務委託を行っていない事業になります。

○西銘啓史郎委員 それ以外は、外部委託をしているというところで、この事業をざっと見て、事務費、直接人件費、外部委託に対する比率があるんですけども、例えば、305ページでいくと、これについては、307ページのところに委託事業内における人件費と、それから事務費とありますけども、この比率を私のほうで調べてみると20.3%なんです。308ページが0.8%、311ページが48.3%、310ページが21.2%、317ページが24.5%の比率になっているんですけど。この考え方——文化観光スポーツ部として、何%が適正かというのは、ちょっとお答えいただいていいですか。

○久保田圭観光政策課長 委託業務における事務費ですとか、直接人件費の割合につきましては、委託業務の内容ですとか量によって、事務経費や人員数が異なることから、県において適正割合を定めていくという、基準を設けているということではございません。各委託業務の目的ですとか実施内容により、対象経費の項目や作業時間数に応じた人員数となっているかを確認し、適切な額を計上しているといったところになっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 となると、例えば、いろいろ公募するときには、管理費は10%ぐらいというのは、私記憶があったんですけど。10%を明らかに超えておりまして。例えば、311ページについては、委託費の比率が48%なわけですね。そのバランスが2割台でいくところと0.8だったりあるんですけど、これは適正だというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○久保田圭観光政策課長 ちょっと先ほどの回答と重複して恐縮なんですけれども、個々の事業によって、事業の中で直接受託者が執行するもの、さらに

再委託するものといったところ等もありますので、割合は変わってくるかと思うんですけども、適切に予算計上されているものというふうに認識しております。

○西銘啓史郎委員 311ページ、312ページですけども、教育旅行に関する部分ですが、総決算額7700万に対して、(8)のところでは3700万が人件費だったわけですね。この辺が何か、委託費の半分近くが人件費に当たっているという、細かくは全部事業の中身見ているわけじゃないんですけど、部としてしっかりこの辺を、観光振興課として見て適正であるというふうに理解したということでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 今、305ページの国内需要安定化事業で、20%ほどで、教育旅行の推進事業311ページのほうで四十数%となっているということで、この違いの件についての御質問と承っておりますけれども、国内需要安定化事業は教育旅行推進事業に比べて、採択する数がどうしても多くなりまして、受託者が事業を直接行う割合が小さい分があると思います。そしてまた、事業費が大きいと、どうしても事業費に占める人件費の割合というのは小さくなるという傾向がありますので、その辺、事業の性質に応じて人件費の割合というのは変わってくるのかなと思っております。

例えば、うちのほうでやっています観光案内所の運營業務については、こちらはやっぱりほとんど人に関する相談を受け付ける方々の人件費に当たりますので、人件費がどうしても7割を越しちゃうとか、そういうものに当たりますので、そのような違いが出ているのかなという理解でございます。

○西銘啓史郎委員 今出た305ページのほうにちょっと質問を移りたいと思います。国内需要安定化事業ですけども、これも平成24年度から実施されている事業ですが、累計の予算額と執行額を教えてください。

○大城清剛観光振興課長 平成24年度からの累計の予算額は約63億7900万円余り、決算額は61億4700万円余りとなっております。

○西銘啓史郎委員 この事業はもう10年来、ずっとやっていて、多分内容的には、ウェブサイトであったり、航空会社のタイアップであったりということで、同じような事業が続いていると思うんですけど、これが令和13年度まで10年間続くんですけども、私、個人的に思うのは、国内の需要というのは、ある程度安定していると思うんですけども、よっぽど何か外変がない限りは。ですから、毎年3億、4億かける

ことを否定するわけじゃないんですけども、以前、この話もさせてもらいました。沖縄ナイトが今月あると思うんですけども、大阪と東京でやってらっしゃいますよね。3000万円ぐらいの予算だったと思います。私は以前、提案をしたんですけども、もう国内の東京、大阪というマーケットは成熟しているんですよ。ですから、沖縄を新たにというよりも、この部分は感謝をして育っているところ。逆に、本当にやらなきゃいけないのは、ほかの直行便、広島、小松だったり、いろんな路線を、100万円でもいいから30か所やるべきだと思っています。そういう時代じゃないかと思っているわけですよ。

要は、Be. Okinawaも、何千万かけてもいいんですけども、本当にこの効果が出るかどうかというのは、国内観光客の入域客者数というのは、私はほぼ安定はしていると思っています。1億円かけたから5万人増えるとか、100万人増えることはないと思っているので、このお金のかけ方についてはぜひ、どこかで検討する時期に来ているんじゃないかなという気がします。国内需要安定化についてです。

続いて今度、国際ビックバン、317ページをお願いします。

これも同じように累計の予算、決算を教えてください。

○大城清剛観光振興課長 平成24年度から令和4年度までの累計の予算額は162億9617万5000円、累計の決算額は169億4397万6000円となります。

○西銘啓史郎委員 これも国際線は、特に外的要因で、コロナの場合はもう全然、観光客が少なかった時代もありましたし、このグローバル事業も私は、そろそろ見直してもいいのかなと。お金のかけ方、海外へ行ってプロモーションに参加するとか、何名か商談会を開いたというのもいいんですけど、本当に実になる形を取るべきだと。

以前、一般質問でも申し上げましたけど、プライベートジェットの動線もぜひ見てほしいです。見たとおっしゃっていましたが、それもぜひ、考え直したほうがいいんじゃないかなと。プライベートジェットの方々の対応をどうするのか。沖縄に落とす経済効果はもう桁違いですので、そこもぜひ見ていただければと思います。

以上で終わりたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 先ほど、沖縄観光グローバル事業の累計の予算額というふうに申し上げて、162億9617万5000円というふうにお答えして、こちら

は当初予算の累計になります。

○西銘啓史郎委員 国内のほうもそう。

○大城清剛観光振興課長 大変申し訳ありません。
国内需要のほうは、こちらは最終予算、補正等も含めたものの。

○西銘啓史郎委員 どちらか統一した数字もらえませんか。

グローバルのほうも最終の予算でもらえませんか。
予算と決算の、当初じゃなくて。後でいいです。

○大城清剛観光振興課長 分かりました。

○大浜一郎委員長 以上で、文化観光スポーツ部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

総括質疑については、昨日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告を申し上げます。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上御発言をお願いをしたいと思います。

何かありますか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結をいたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、1月16日火曜日正午までに、タブレットに格納することにより、決算特別委員会に配付することになっております。

また、決算特別委員会の皆様は、1月17日に総括質疑の方法等について、協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 浜 一 郎

文教厚生委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月12日（金曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後2時57分
場所 第4委員会室

感染症総務課長 高嶺 公子
感染症医療確保課長 古市 実哉
ワクチン・検査推進課長 平良 勝也
衛生薬務課長 久高 潤
衛生薬務課薬務専門監 中村 章弘
国民健康保険課長 與儀 秀行

本日の委員会に付した事件

- 令和5年 令和4年度沖縄県一般会計決算
第4回議会の認定について（保健医療部所
認定第1号 管分）
- 令和5年 令和4年度沖縄県国民健康保険
第4回議会 事業特別会計決算の認定につい
認定第20号 て
- 決算調査報告書記載内容等について

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会
を開会いたします。

本日の説明員として、保健医療部長の出席を求め
ております。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項
の調査について」に係る令和5年第4回議会認定第
1号及び同認定第20号の決算2件の調査についてを
一括して議題といたします。

保健医療部長から、保健医療部関係決算事項の概
要説明を求めます。

○糸数公保健医療部長 おはようございます。

保健医療部所管の令和4年度の決算概要について
御説明申し上げます。

今、通知しました、歳入歳出決算説明資料をタッ
プし、資料を御覧ください。

資料の1ページをお願いいたします。

表の右端の欄には令和4年度沖縄県歳入歳出決算
書のページを記載しておりますので御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について御説
明いたします。

表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額
の計（A欄）822億6421万6802円に対し、調定額（B
欄）は、715億680万1590円、そのうち、収入済額（C
欄）が715億292万6795円、不納欠損額（D欄）は、197万
1128円、収入未済額（E欄）は190万3667円、収入比
率99.99%となっております。

次に、歳入決算について、款ごとに主な内容を御
説明いたします。

欄外に通し番号を振っておりますので、こちらで
御説明をいたします。

まず、通し番号の1、（款）分担金及び負担金の収
入済額（C欄）、3万7891円は、精神障害者措置入院
費負担金となっております。

出席委員

委員長 末松 文信
副委員長 石原 朝子
委員 小渡 良太郎 新垣 淑豊
照屋 大河 比嘉 京子
喜友名 智子 仲宗根 悟
瀬長 美佐雄 玉城 ノブ子

欠席委員

委員 上原 章

※決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である上
原章委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

保健医療部長 糸数 公
保健医療総務課長 山里 武宏
保健医療総務課
看護専門監 沖山 陽子
医療政策課長 古堅 宗一朗
医療政策課
北部医療センター・
医師確保推進室長 川満 孝幸
健康長寿課長 國吉 聡
地域保健課長 新里 逸子

次に、通し番号4、(款) 使用料及び手数料の収入済額257万1114円は、県立看護大学の入学金などとなっております。

通し番号12、(款) 国庫支出金の収入済額644億329万6476円は、新型コロナウイルス感染症対策のための新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金などとなっております。

2ページを御覧ください。

通し番号21、(款) 財産収入の収入済額561万6672円は、健康づくり財団等への土地貸付料などとなっております。

通し番号27、(款) 寄附金の収入済額、1330万6539円は、新型コロナウイルス感染症対策のための、県民等からの県への寄附金となっております。

次に、通し番号30、(款) 繰入金の収入済額14億1591万5728円は、離島や北部地域の医師確保、医療体制整備等に要する経費に充当するため、保健医療部で設置した各基金からの繰入れなどとなっております。

続いて、3ページを御覧ください。

通し番号35、(款) 諸収入の収入済額56億3888万2375円は、令和3年度の一部歳出事業に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の国庫支出金を、令和4年度執行分と合わせて精算し、同年度に受入れを行ったことによる過年度収入などとなっております。

通し番号48、(款) 県債の収入済額2330万円は、看護大学施設整備補助金事業に係る県債となっております。

次に、不納欠損額及び収入未済額について御説明いたしますので、恐れ入りますが、1ページ目にお戻りください。

表の1番上、保健医療部計の右から4列目、不納欠損額(D欄)、197万1128円及び右から3列目の収入済額(E欄)190万3667円について御説明をいたします。

3ページのほうを御覧ください。

通し番号41、(目) 衛生貸付金元利収入のD欄不納欠損額197万1128円は、看護師等修学資金返還金の時効によるものであります。

同じく通し番号41番、E欄収入未済額190万3667円は、同返還金に係る収入未済額となっております。

看護師等修学資金返還金は、看護師免許等を取得後、県内の指定病院に一定期間勤務した場合には返還を免除しておりますが、県外病院への就職、ある

いは看護師等を離職した場合などには返還しなければなりません、この返還が滞り収入未済になっているものであります。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明をいたします。

4ページのほうをお願いいたします。

表の一番上、保健医療部計の欄ですが、予算現額の計(A欄)は1529億7996万6146円に対し、支出済額(B欄)は1317億9980万7309円、翌年度繰越額(C欄)は83億9790万800円、不用額(D欄)は127億8225万8037円、執行率は86.2%となっております。

次に、歳出決算の主な内容について御説明をいたします。

まず、通し番号の1、(款) 民生費の支出額322億4097万5800円は、主に後期高齢者医療広域連合に対する負担金などに要した経費となっております。

次に、通し番号6、(款) 衛生費の支出済額988億1034万6075円は、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、ハンセン病や結核対策、精神保健、母子保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・薬務及び病院事業会計への繰出金に要した経費となっております。

続いて5ページを御覧ください。

通し番号34、(款) 教育費の支出済額7億4848万5434円は、看護大学の管理運営等に要した経費となっております。

次に、翌年度繰越額について御説明をいたします。

恐れ入りますが、また、4ページのほうにお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から4列目、翌年度繰越額(C欄)83億9790万800円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号の9、(目) 予防費については、その中の新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業に係る償還金において、厚生労働省との調整に想定以上の時間を要したことから次年度の償還となったこと、通し番号の13、(目) 母子保健衛生費については、その中の出産・子育て応援補助事業において、国が令和4年度第2次補正予算に計上しており、令和4年4月から令和5年9月まで年度をまたぐ事業となっていることによるものです。

5ページをお願いいたします。

通し番号28、(目) 医務費については、その中の新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業において、厚生労働省の制度改正等に伴い、交付金算出の調整

に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことなどにより、繰越したものであります。

次に、不用額について御説明をいたします。

恐れ入りますが、また4ページへお戻りください。

表の一番上、保健医療部計の右から2列目、不用額(D欄)127億8225万8037円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号1、(款)民生費の不用額7279万200円がありますが、主なものを申し上げますと、通し番号5、(目)国民健康保険指導費において、保険給付費の実績が見込みを下回ったことにより不用が生じたものであります。

次に、通し番号6、(款)衛生費の不用額127億536万4271円ですが、その主なものとしましては、通し番号9、(目)予防費については、その中のワクチン・検査パッケージ等活用促進事業及び新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業において、新型コロナウイルス新規感染者数減少に伴い、検査件数が想定数を下回ったことにより不用が生じたものです。

5ページをお願いいたします。

通し番号28、(目)医務費については、新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業において、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の理由により、見込んでいた2施設の新規開設を行わなかったことや年度後半からの感染者数減少に合わせ施設を閉所したため、宿泊療養施設の運営委託の実績額が見込みを下回ったこと、また、新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業において、上半期の実績やピーク時の入院患者数などを勘案し、年度末までの入院患者を見込んでおりましたが、第7波以降、沖縄県内では急激に入院患者数が減少したことから、重点医療機関における入院患者数が見込みを下回ったこと等により不用が生じたものであります。

続いて、通し番号34、(款)教育費の不用額410万3566円については、主に看護大学施設整備補助金事業において、入札残が生じ、看護大学の実績額が補助金交付決定額を下回ったこと等により不用が生じたものであります。

6ページを御覧ください。

ここからは沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算について御説明等をいたします。

まず、歳入ですが、予算現額の計(A欄)は1631億9613万3000円に対し、調定額(B欄)は1640億3456万7260円、そのうち収入済額(C欄)が1640億3456万7260円、収入比率100%となっております。

6ページ目及び7ページ目は特別会計の歳入決算

の状況を示しておりますが、不納欠損額(D欄)及び収入未済額(E欄)ともに0円、収入比率100%となっておりますので、目別の説明は割愛をさせていただきます。

続いて、8ページを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

予算現額の計(A欄)は1631億9613万3000円に対し、支出済額(B欄)は1631億4167万376円、不用額(D欄)は5446万2624円、執行率は99.97%となっております。

D欄の不用額5446万2624円は、主に通し番号14、(目)保健事業費の中の沖縄県国保ヘルスアップ支援事業において、新型コロナウイルス感染症拡大等により、事業実施を見送ったことにより不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては収入済額と支出済額に差額が生じた場合、決算剰余金として翌年度に繰越しすることとなります。

以上で保健医療部所管の令和4年度歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○末松文信委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたしますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡等を確認)

○末松文信委員長 再開いたします。

それでは、質疑時間の譲渡を報告いたします。

照屋委員から質疑時間の5分を比嘉委員に、そしてまた、石原委員から小渡委員に5分を譲渡するというのでございます。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を

受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願いたいと思います。

それでは、これより直ちに保健医療部関係決算事項に対する質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 よろしくお願ひします。

先ほどの部長の説明もそうですが、決算の資料、様々見ている、令和4年度、コロナの対応で大変な時期だったんだなというふうに改めて感じています。

保健医療部、全庁職員がこれに対応されたと思いますが、その先頭に立ってですね、部長もよく週末もマスコミ対応などでテレビに出られて大変だなというふうなことを感じたことを思い出します。

この主要施策の成果の資料などから質疑をしますが、コロナについてはその効果についても、課題についても、2行とか3行という形でしかこの資料には示されていませんが、実際は非常に多くの取組がなされて、その記録がしっかりと取られて次につないでいかなければいけない、大きな事態だったのかなというふうに思っていますので、特にコロナに対する質疑は通告していませんが、その点だけはまたこういった事態が起きた際にしっかりと対応できるような引継ぎ、そういった点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

そして、通告してあった点について伺います。

159ページです。

こども医療費助成現物給付支援事業について伺いますが、まず、この資料によりますと執行率が45.1%にとどまっているということです。この令和4年における本事業の状況がどうだったのか、何が要因でこういった形での執行率となっているのかという点について説明をお願いします。

○山里武宏保健医療総務課長 お答えします。

こども医療費の助成現物給付支援事業は現物給付に伴い生ずる、その市町村に対する国保の国庫負担金の減額調整措置、いわゆるペナルティーの一部を県が補助するもので、令和4年度からの新規事業となっております。

補助金の年度対象が、実は前年の12月審査分から当年11月審査分までの12か月間であり、令和4年4月からの中学校卒業までの現物給付の影響というのは、令和4年度については、令和4年4月審査分から11月審査分までの8か月分であったことに伴う不用となっております。

○照屋大河委員 令和4年を終えて、今年度も継続

して、この取組をされていると思うんですが、現在の状況を教えていただけますか。

○山里武宏保健医療総務課長 お答えします。

県補助金の年間の対象が、実績把握の関係から前年度の12月から当該年度11月までになっていることから、初年度によっては令和4年度は4月から11月までの8か月分を対象としていたものでありますけれども、令和5年度は12か月分が対象となるものでありますので、県補助額については現在のところ当初予算額のとおり、執行を見込んでいます。

○照屋大河委員 先ほどのペナルティーへの対応ということでお話がありました。国のペナルティー、減額調整措置に対する県の考え方というのは、どのような考え方をお持ちなんですか。

○山里武宏保健医療総務課長 ペナルティーについては、今まで県も全国知事会等を通して、国に対して、廃止の要請をしてきたところでもあります。

それで、6月に国のほうで閣議決定された、こども未来戦略方針で減額措置の廃止が盛り込まれております。

12月25日に発表された令和6年度の国の予算において、令和6年度から高校生までの医療費助成に対する減額措置を廃止するための予算が計上されておりますので、次年度から廃止の方向になるというふうに考えております。

○照屋大河委員 廃止されてですね、医療費の助成制度というのは、新しい形で示されるというふうに受け止めていいんですか。

いわゆる県がこれまで市町村へ、その負担の2分の1を補助しているわけですね。それがなくなる——全国もそうだし、沖縄県の全市町村で統一的に助成制度が実施されていくというふうに受け止めてよろしいんでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 まず、令和6年度からこのペナルティー廃止の方向になるということで、基本的には令和4年度からの新規事業ではありませんけれども、基本的にペナルティー自体がなくなりますので、助成することもなくなるということにはなるんですけども、ただ、今回の令和4年の理由と一致するんですけども、ちょっとその対象の審査月が12月から次年度の11月までというふうにずれているもんですから、令和6年度もこのペナルティー分について4月から廃止ではあるんですけども、ペナルティー分の予算を計上することにはなるのかなというふうに考えているところでございます。

○照屋大河委員 長らく子育てをするお父さん、お母さんたちの大きな願いというか、思いがあり、全国というか県もそうだし、全国的な都道府県、市町村からそういう声が国を動かしたということになると思いますが、ぜひ、この経過もしっかり確認しながら、また、さらに子育ての現場支援に、制度・施策については、拡充、拡大させるような方向性、常にそういう——今、少子化もあります。そういうことも含めて、しっかりと拡充、拡大されるような方向性を部として、担当課として、取組をしていただきたいということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

○末松文信委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、通告してあるものを順番に質疑をさせていただきたいと思います。

私の今回の決算委員会における、質疑の主なラインといいますのは、医師確保についてでございます。

まず、本県は他府県と違って、離島を抱えている大変特殊な県だというふうに位置づけるべきだと思いますが、まず医師確保についてですね。自治医科大学や琉大の地域枠を除いてでいいと思うんですけども、医師を確保するために、令和4年度総額は幾らだったのか、そして決算は幾らだったのか、お聞きをしたいと思います。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

自治医科大学や琉球大学医学部地域枠の修学資金に係る予算を除いた、令和4年度の医師確保に係る当初予算額が18億8475万9000円となっております、決算額は14億8061万4664円となります。

以上となります。

○比嘉京子委員 分かりました。

ちょっと順不同になりますけれども、不用になった4億のことについてもそうですけれども、医師の現在の充足率、4年度の充足率というのはどういう状況でしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

県立病院の医師の充足率でお答えしますが、病院事業局によりますと、令和5年の11月1日時点で県立病院の医師の配置状況としましては定数が454名に対しまして、正職員は420名、欠員が34名となっているとのことでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 こういうことで、時として診療を止めてみたりとか、それから救急を止めてみたりという

ようなことが、これまでも繰り返されてきているわけですけれども、その確保事業の不用額を見ましても、まず、医師確保のために部として、何名の専従職員がいるんでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

沖縄県では医療政策課の中に、北部医療センター・医師確保推進室を設置しております、医師確保の専従職員が3名となります。

北部医療センターに係る業務と兼務とはなるんですが、室長と主幹2名も配置しておりますので、総勢5名体制で医師確保の業務を推進しているところでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 スタッフとしては十分だとお考えでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 医師確保の業務、令和4年度の予算事業で言いますと24事業あるんですね。

先ほど修学資金を除いた額でお答えしましたが、24事業を執行するに当たって専従職員3名で、日々、超勤も多くあるんですが事業推進しているところでございます。

○比嘉京子委員 それで、今、欠員が34名だというお話が現実にはありましたけれども、その獲得がなかなか思うようにいかない、課題はどのようにお考えでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 私のほうで、病院事業局の職員と、あるいは現場の職員と意見交換する機会はあるんですが、そういった中で聞きますと、例えば専攻医という、卒後3年次から5年次をかけて専門医資格を取るための医師がいるんですが、専攻医の医師を確保するに当たっては、平成30年度に専攻医の新専門医制度というのがスタートしたんですが、それに伴って県立病院で医師を確保することにちょっと苦勞する場面だとか、あるいは県立病院の勤務医につきましても、県立病院の使命として、専攻医を養成する、指導するという業務だとか、あるいは自分の専門医以外のジェネラル、総合診療的な業務も担っているところもございまして、そういったところで負担感が多いので、退職してしまう医師もいるというふうなところで、課題があると聞いているところでございます。

○比嘉京子委員 次に専攻医の問題で聞きますけれども、皆さんとしてはこの欠員の状態は専攻医制度

にある意味係っているんだと、そこに十分な人が来ないんだという認識でしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 新専門医制度発足以前に比べますと、現時点におきましては専攻医数について、確保することに課題があるものというふうに認識しているものでございます。

○比嘉京子委員 そこで今兼務になっていて、北部基幹病院の医師確保も皆さん担っておられるんですけど、その見通しについてはどうなんでしょうか。

今の状態を考えると、北部基幹病院が開設されるときに、医師がきちんと必要な量の充足はされるという、一応見通しは持っておられると理解していいんでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 北部医療センターの医師数につきましては、実は今、北部医療センターの運営主体となります——北部医療財団について令和7年度の設立に向けて、その体制づくりを行っているところでございます。

そこが職員の採用をする団体になりますので、令和7年度の財団法人の設立に向けて、医師数の確保につきましても、県立北部病院あるいは北部地区医師会病院、あるいは琉球大学病院などと意見交換を行っているところでございます。

○比嘉京子委員 7年に向けてですけれども、今の時点で何とも言えないというふうな状況なんでしょうか。というのは、基幹病院の設置の問題のときに、例えば北部病院の医師や医療スタッフについて、基幹病院に移る希望者等々を募るといってお話もありましたし、そして琉大における地域枠の問題であるかという話もありました。その中において、琉大の移転もあって混沌としているかとは思いますが、私はこれはある意味で収支のところ非常に影響を及ぼす、当時の議論において医療スタッフがそろるかそろわないかということは、その当時の収支をスタートラインから大きく左右すると、これ大きな問題になるというふうに議論をした経緯があります。そのことを踏まえまして、今、皆さんが見通しについてそこに到達できるかどうか、そこが非常に問われていると思うんですが、部長いかがでしょうか。

○糸数公保健医療部長 委員が御指摘のように、医師の確保、移管によって収支に影響があるというふうな考え方については非常に理解できますが、今私たちが取り組んでいるのは、逆にといいますか、病院

の経営状況が最初から赤字が続くとか、かなり厳しい状況でスタートをすると医療機器がなかなか購入できない。経営がいい循環になるということも、医師の先生方が来るということが一つの要因であると考えていて、病院の建設、あるいはその運営のコストについて、できるだけ負担を最初は軽くするよう様々な財源を調整したりしています。

まだ建設までの時期なのでこういうふうな動きになりますけれども、病院が非常に魅力的で、若い研修医が来たりとか、あるいはここで専門医を取るといふような形になる一つの前提として、非常に最新の医療機器があるとか、指導がしっかりしているとかということがありますので、そういういろんなことを、要は要素を全てキープしていくように、これから取り組んでいきたいと考えています。

○比嘉京子委員 ちょっと話が前に戻っちゃうんですけども、結局現状の34名の欠員があるという実態において、平成30年度からの医師の制度の問題等ということを絡めていましたけれども、もうそこから数えて七、八年になろうかとしているわけですよ。制度の問題ではなくて、この間どういうことに手をつけなければいけなかったかという課題のつけ方には私は危惧しています。そこら辺はいかがでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

我々としましては、先ほども申しましたが、病院事業局とか、あるいは現場の医師と意見交換をしているところでございます。

現在の制度でも、例えば専攻医の勤務環境を整えるという意味では、学会だとか、あるいは県外、国外の研修に行きやすい事業をつくったりとか、あるいはハワイ大学から指導医に来てもらって指導してもらったりとか、そういった取組はやっております。

今、意見交換していく中では、例えば、県立中部病院の専攻医の養成プログラムが最短4年、県立中部病院で2年、診療所で2年、トータル4年勤務したら、総合診療医と新・家庭医療専門医という2つの専門医資格を取れるような最短のプログラムになっているとか、そういったプログラムをもっと広報したらいいんじゃないかとか、アピールしたらいいんじゃないかとか、あるいは指導医の確保をもうちょっと厚くするための方策は何だろうか、どういった方策があるのかといったところを意見交換しておりますので、こういった意見も踏まえまして、どういふふうな対応ができるのかを今後検討していきたい

いというふうに考えているところでございます。

○比嘉京子委員 私、現状で34名の欠員がある中で、北部基幹病院の医師確保が本当にできるんだろうかということを一応危惧をしたという話をしたんですけども、次は、主要施策の成果に関する報告書の161ページの、先ほどから皆さんがおっしゃっています県立病院の専攻医養成事業についてですね。それについて課題とかの話をちょっと質問に上げてありますけど、まず、その内容ですね、3つの事業内容がありますけど、簡潔にその事業内容の説明をお願いしていいですか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

この県立病院専攻医養成事業ですが、県立病院の専門研修1年目及び2年目のですね、専攻医の給与と指導医の海外研修の旅費の一部を一般会計で確保しまして、病院事業局に医師の養成を委託する事業となっております。

養成後は医師の確保が困難な離島・僻地及び本島北部の病院、診療所へ派遣をすることで、その地域の医師不足の解消を図っていくという事業となります。

以上です。

○比嘉京子委員 執行率が——1つ目ですね、離島へ研修医19名を派遣したというのは、ニーズに十分に見合っているという理解でよろしいのでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 今、161ページの主要施策の計画、実績の部分で3つに分かれているかと思いますが、これは単独と交付金というのであります。単独が一般会計で、交付金がソフト交付金を使ったものでございまして、基本的に1つの事業にはなるんですね。

そこだけちょっとすみません、補足をさせていただけますでしょうか。

○比嘉京子委員 それで、ここに19名の医師を派遣したと、離島・僻地に。それで離島の医師の充足はなされているという理解でよろしいでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

離島の医師の充足という御質問ですが、保健医療部における北部、離島地域の基幹病院、あるいは診療所の医師確保を行う施策としましては大きく3つございまして、1つ目が県立病院の専攻医養成事業、もう一つが自治医科大学の医師派遣、もう一つが琉球大学医学部地域枠の養成事業、この3つを中核として医師派遣を行っているところです。例えば診療

所の医師、あるいは中核病院の医師をですね、多くの医師を派遣しておりますが、そういった医師も確保しながら、県立病院においてですね、それ以外の事業も使いながら医師を確保しているものと承知しているところでございます。

○比嘉京子委員 そこはまた県立病院のほうに、病院事業局のほうに聞いてみたいと思います。

それで執行率が73.6%あるんですけども、その理由は何でしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

やっぱり専攻医を多く確保する必要がございまして、厚めに予算を確保しているというところがございます。

以上です。

○比嘉京子委員 先ほど部長もお話しされていたように、やはりここの課題というのをもっと掘り下げないといけないのではないかなと思うんですね。例えば中部病院のほうもハードの面がどうなのかと。私は研修医の控室等や休憩室等が館内にあるかどうかも含めて最低限のハードの問題があるのではないかと。それからやっぱり機器の問題、先ほどおっしゃっていたように。そして、やっぱり研修医が来るという呼び水になるのは、指導者、症例だと思うんですね。

そういう意味で言うと何が足りないのかということをもっと掘り下げて、皆さんが声をかけなくても、どうやれば研修医が集まってくるのかを、私はもっと掘り下げるべきだと思うんですが、部長いかがですか。

○糸数公保健医療部長 今御指摘の点につきましては、県立中部病院の将来構想検討委員会というのが現在立ち上がっております。

病院事業局のほうで外部有識者、それから、県内の医療関係者等を集めて、今委員がおっしゃったように中部病院というのはどういう機能を持つべきで、それについてどういうふうな課題があるかというのを各診療科、分野ごとに部会を設けながら、かなり深く議論しているという状況でございます。

それを踏まえた上で、将来どういうふうな病院であるべきかというふうな病院像についても今後議論をしていくということでございまして、これまで委員会が2回、それから部会が3回開催をされておまして、年度末には将来構想、それから、もう一つその喫緊の課題といいますか、耐震性もまだ十分じゃない病棟があるというところもありますので、その

耐震化の方針を決定するというふうなことで現在関係者で議論しているという状況でございます。

○比嘉京子委員 やっぱこれまでちょっと滞ってきたんじゃないかなと、環境整備といいますかね。やっぱりその魅力が本当にあるのかというようなことも含めてですけれども、中部病院は災害拠点病院にもなっていたと思うんですね。それとハワイ大学との連携というところで、かつては非常に高い倍率で皆さんが集まって養成してきたと認識しています。

そういう意味でいいますと、やっぱり何が執行率の悪さにつながってきているのかということも含めて、やっぱり私は現場ともっと詰めて話し合っほしいなというふうにも思っています。

課題をもう少し掘り下げて、皆さんに検討してほしいと思うんですが、ここの課題についてですね、研修体制を充実させ必要な医師の養成、確保を図る必要があるというふうに書かれています。そこについてももう少し具体的な説明ってできるんでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

我々のほうで、過去に県立病院の初期研修医の2年次に対してアンケート調査を行ったことがあるんですね。例えば専門研修を選ぶ際に重視する点はどういった点ですかということアンケートしたんですが、その際の上位に来ているのが指導医が充実していること、症例数が多いというものが上位に入っております。

県立中部病院は症例数が多い病院でございますので、やはり指導医を強化するということが最重要な課題かなというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 やっぱこの金額はもったいないと思うし、指導医はどうやって呼ぶのかということも含めて、もっと使えたんではないかという思いがあって、この質問をしております。

ニーズが分かっている、それに加えてできたらハードも最低限の環境を整えてほしい。私はコロナ禍において、県立病院を回ったときに中部病院が一番ひどくて、どうやってゾーニングってやるんだろうかと、素人の私でさえ、どこを歩けばいいのかしらと思うほど環境は、決してよくないというふうに思っています。

ですから、どれだけの機能を求めるかということ、それに見合うだけのハードをどうするかという

ことは、私はぜひ喫緊の課題だと思われるので、ぜひ局と一緒に、また、今設置されている委員会や審議会等も含めて、ぜひ早急に解決をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

主要施策の180ページの妊娠期からつながるしくみ体制構築事業についてでございます。

それで、この支援センターの設置状況について、母子健康包括支援センターの設置状況と未設置の市町村の課題について伺います。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

令和5年10月現在、37市町村で母子健康包括支援センターが設置されております。

未設置の4村につきましては、令和5年中に設置予定が2か所、令和6年度に設置予定が2か所となっております。

未設置市町村の課題につきましては、専門職の確保が難しいことや人手不足などが挙げられております。

未設置市町村に対しましては、令和4年度から実施しておりますモデル事業のほうで、指導保健師や助産師などを派遣し、センター機能である相談対応や支援プランの立て方など、センター設置に向けた助言を行っているほか、専門職が少ない地域においては、支援が必要な方に訪問に対応する助産師などの派遣を行うなど、人的支援を実施しているところであります。

以上です。

○比嘉京子委員 今おっしゃったように、6年、7年では、全市町村に設置ができるという見通しだと理解してよろしいでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 設置できるものと見込んでおります。

○比嘉京子委員 37に、あと4、今おっしゃったのが足されていくわけですから、十分に可能かなというふうに思っております。

そこでですけれども、この事業が非常に重要な事業であるという認識は共通しているんだろうと理解していますが、その中において、多くの情報元をここに集めていると思うんですね。初めて妊婦になる方がここに来る。そこでどんな情報をしっかりと伝えていくかということは非常に重要だと思います。

昨日、子ども生活福祉部で多様な母子の受皿という問題がありましたけれども、本当に今、多様化していて、非常に、何といいますか、問題を抱えた、孤立しがちの親たちが増えていきます。その中におい

て、ある意味で、育児に対してのネグレクトであるとか、虐待であるとか、孤立化からくる鬱であるとか、様々な問題をここでジャッジをしてしまうということがあるので、ここをいかに市町村につなげていくかと。困ったときにどこに行けばいいのかという情報をしっかり与えていくということが非常に大事ではないかと思えます。ここの効果のところにあるモデル事業、3村で実施したと書かれていますけれども、モデル事業から何が、今後課題といますか、施策に取り組むときに参考になったことってどういうことがあるのでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 モデル事業を実施した市町村は小規模村になっておりまして、人材のほうは十分ではないということがあります。

それで包括支援センターを立ち上げた際に、相談対応の技術の向上だったり、そういったものが村内で対応が難しいこともありまして、こちらから指導保健師を派遣して、相談対応の技術であったり、支援プランの立て方を細かく指導したほか、また、新生児訪問などで実際にお宅を訪問する際に助産師を派遣して、保健師と助産師がペアで一緒に行くというようなことを実施しております。そういった中で、人材が足りない市町村に対しましては、ワンポイントで、訪問時に専門職を活用するとか、そういった対策でセンター設置が可能ではないかと考えるところもありまして、令和4年度に実施した3村のうち、令和4年度中に北大東村のほうで、令和5年4月に粟国村がセンターを設置し、渡嘉敷村は令和5年度中の設置を今目指しているところです。そういったノウハウを伝えることができたのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 日本型のネウボラといますか、沖縄型のネウボラという、フィンランドのネウボラ制度のようにワンストップでそこがつながっているわけなんですけれども、やっぱり医療も保健も保育も、そこに全ての子供の情報が集積されていて、小学校に上がるときに乳幼児期の情報がいくというような形になっていて、そこをある意味で、国が包括支援という言葉で立ち上げたんだろうというふうに理解をしています。

ですから、やっぱり人材なんですよね。そこにどういう人材がいて、どういうふうな支援があったことによって救われたかということが、潜んでいる問題を包括していると思います。ここは非常に重要なところとして、全市町村に設置することはもちろん重要ですけども、今後その中身をどうするかとい

うような課題についても提案していきたいなと思います。どうぞここにもっと人材の充実のために、ニーズがあったらいつでも派遣するよというような人的な支援も含めて、小規模離島の支援体制も含めて、ぜひ全島に充実——一番、沖縄県がその制度は充実しているんだと言われるくらいの状況になることを願っているんですが、部長、この事業の重要性はもちろん御承知のこととは思いますが、それについて、部長の今後に向けた、充実に向けたお考えがあったら伺って終わりたいと思います。

○糸数公保健医療部長 ありがとうございます。

今、課長のほうからお答えさせていただいたモデル事業というのは、やはり小規模の離島を含む市町村が多い中で、どうやって——まずこのセンターを設置するための人材を、本島のほうから少し送ってという形で、そのステップでやっておりましたが、委員の御指摘のように、じゃ立ち上がったセンターに複雑なケースが来たときに、どうやって必要な関係機関と連携するかという、母子保健コーディネーターの役割も設置した後は、こういう方々が中心になってつないでいくことになると思っています。

これについては、他県でそういう事例を経験している有識者の方、あるいはその自治体の方をお招きして、県内でコーディネーター研修会というのも実施をしております。複雑な症例に対したときに、どういうふうにはほかの機関と連携するか、その際の情報をどう取り扱うかというような、少し具体的な研修も毎年行っております。そういうことで、設置されたセンターの職員の対応能力をまた向上させて、さらにそこを中心として、ネットワークをもっと強化していくというふうな、今はそういう段階だと認識していますので、引き続きこの強化については、保健医療部、それから、子ども生活福祉部、県庁でもいろいろ連携が必要などころはありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

私のほうからは、まず、コロナ関連の予算ですね。

令和4年度は、まだコロナの対策が続いていた時期かと思えます。令和3年度と比較して、令和4年度のコロナ関連予算とそれ以外の予算の割合でどういう変化があったのか、お尋ねいたします。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えいたします。

令和3年度につきましては、コロナ関連予算の決算額は約568億6000万円となっております、保健医療部全体の一般会計の決算額が、約1222億円となっ

ておりますので、コロナの決算額が占める割合は、令和3年度につきましては、46.5%となっております。

令和4年度につきましては、保健医療部全体の一般会計の決算額が1318億円で、新型コロナ関連の決算額は、そのうち約589億8000万円となっております。保健医療部全体に占める割合は44.7%となっております。

以上です。

○喜友名智子委員 予算決算の半分弱がコロナ関連予算だったということで、保健医療部の仕事の内容というものが、やはり対策に大変奔走いただいたということがよく分かります。

また、令和5年度の決算が終わったときには、5類になってからの分でかなり割合は変わってくると思いますけれども、予算の傾向は引き続き見ていきたいなと思ってこの質問をさせていただきました。

次に、同じくコロナ関連なんですけれども、今年度からは5類になっているので、かなり予算も補正予算のほうで、関連予算の振り替えが多かったように思います。その中で、今も続いているコロナ関連予算、事業というものの、どういったものがあるでしょうか。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えいたします。

5月8日の位置づけ変更に伴いまして、一般無料検査でありますとか、自宅療養者支援、宿泊療養施設運営事業、認証制度などは事業が終了しております。

現在も引き続き取り組んでおります事業としましては、発熱コールセンターでありますとか、医療機関への病床確保に要する補助、そして、外来対応医療機関などへの設備整備補助、そして、高齢者施設などの定期・集中検査、コロナ治療薬などの公費負担となっております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

コロナ対策は、国の方針が決まってから内容を、具体的に県のほうでも予算化するというのが基本かと思っておりますけれども、やっぱり県民からすると、県ももっと沖縄の実情に合わせた独自の対策を取ってほしいという声はいまだに受けることがあります。

コロナが5類になってからは、ほかの感染症対策のほうに移りつつあるのかなと思ってはいますが、今後、コロナ禍で取り組んだ様々な事業を今後どういうふうに医療政策に生かしていくのかということについて今お考えでしょうか。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えいたします。

県のほうでは、令和2年2月のコロナ発生から5類移行するまでの間の、県内の感染状況でありますとか、コロナ対策本部が実施してきた取組、そして、その効果や課題などについて整理をして、今、振り返りの作業を行っているところでございます。

これまでの取組を振り返り、今後作業を生かしていきたいというふうに考えておりました。6年度以降につきましては、これまでの経験を踏まえまして、今後の新興感染症などの発生に備えまして、発生時に速やかに対応できるように、平時からの体制整備としまして、医療機関をはじめ関係機関と連携した医療体制の確保でありますとか、保健所を支援する人材の育成などに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次はですね、ちょっと個別の主要施策のほうになりますけれども、180ページの妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業ですね。

先ほども少し関連する質疑がありましたけれども、この体制構築事業の概要からお尋ねいたします。

○新里逸子地域保健課長 県では、妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業において、母子健康包括支援センター未設置の市町村の中からモデル地域を選定し、指導保健師や助産師等の派遣を行い、センター設置に向けた支援を行っているほか、センター機能の充実のため、重要な役割を担う母子保健コーディネーターを対象に、人材育成研修会やメンタルヘルス研修会を開催しております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

先ほどの質疑で、複雑なケースが来たときの支援体制もこれから取り組んでいきたいということがありました。私もこれは、ぜひ進めてほしいと思っています。

その中で、昨年、この文教厚生委員会でベビーミルク支援の陳情を採択した経緯がありました。

今、県内の子供の貧困対策として、子ども食堂はかなり広がってはきていますけれども、ゼロ歳児、乳児についての食事というのはミルクであると。これが行き届いていない家庭があって、特に物価高の中で、赤ちゃんにミルクを薄めて飲ませるといところが、発達や生育に問題があるという現状があります。

今、一部の市町村で、子ども食堂でベビーミルク支援をつなげていこうという検討をしているという情報があつたんですけれども、私はこのベビーミルク

ク支援は母子健康包括支援センターで行うべきことではないかなと思っています。やはりミルクをあげることに苦慮する世帯、親御さんというのは、こちらで支援につなげるべき複雑なケースに当たるのではないかなと思うんです。

ぜひですね、具体的な取組の一つとして検討いただきたいんですけども、ベビーミルク支援について、この中で取り組めないか見解をお尋ねいたします。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

母子健康包括支援センターでのベビーミルクの配付につきましては、設置主体となっております市町村の判断とはなりますが、県内において実際にベビーミルクを配付している自治体がありますことから、そちらからの情報を収集し、他市町村においても同様な取組が推進できないかということで、県のほうとしても情報提供を行っていきたいと考えているところです。

○喜友名智子委員 ベビーミルク支援は、民間がもうほとんどボランティア状態、場合によっては手出しの状態で行っているんですね。

今おっしゃった市町村で対応がしっかりできているというところの情報は、私も聞いておりますけれども、やはり都市部のほうではもっと県がリードをして、自治体と話し合いをしてもらいたいなと思っています。ぜひこれが実現できるように要望をいたします。

すみません、事前の聞き取りのときにはお伝えしていなかったんですけども、1点確認をしたい点があるので、こちらでお聞きします。

185ページのへき地診療所の設備整備補助事業、離島・僻地医療ですね。ほかの委員も様々質問をなさっていますけれども、やはり僻地の診療所の整備、私も島を回っていて、ここを直せないのかなとか、こういう整備をしたいという要望をいろいろお聞きします。こういった僻地の診療所の整備、こういった流れで整備費が確保されるに至るのか、そのプロセスを確認させていただけますか。

○古堅宗一郎医療政策課長 お答えいたします。

委員お尋ねのプロセスということですけども、基本的には補助事業でございますので、各市町村から要望をいただいて、もし予算額の中で複数の市町村が競合というか、かち合ってしまった場合には、優先順位をつけながらということになるかと思っておりますけれども、具体的には要望ベースで各市町村と地元と相談をしながらということになります。

以上です。

○喜友名智子委員 昨年ですね、座間味村の診療所に行ったときに、トイレ改修の要望があったんですね。

ここの診療所は、私が去年行ったときには洋式トイレが2つ、それから、男子用のトイレが1つとなっていて、当然仕切りはありましたけれども、実際今は使えているのがそのうちの便座の1つだけだったんです。車椅子対応もできないので、使っていない便器を2つ取ってですね、便座は1つで間に合っているんで、車椅子が入れるような形で間口を広げるなどの改修がしたいというお話を聞きました。

先ほど市町村から上がってきたときに優先順位をつけて行うという御答弁でしたけれども、この座間味診療所の場合ですと、これも村に上げてから、村から要望を出してもらおうという形になるんですか。親病院である南部医療センターに要望を出して、そこから上がってくるものなのかなと理解はしていたんですが。

○古堅宗一郎医療政策課長 すみません、前提条件として先ほどお尋ねがあった時点で説明すべきだったんですけども、今お尋ねの事業自体は市町村への補助事業ですので、例えば令和4年度で言いますと、この決算の中では大宜味村の診療所をやっているんですけども、各市町村でやっている村立の診療所などの補助の事業なんですね。ですから、今、委員お尋ねのように、県立病院の附属の診療所ということであれば、その整備をしますのは県立病院、病院事業局の予算でやることになりますので、そういうことかというと、この事業の範囲から外れております。

なお、お尋ねのような形で座間味村からそういう要望があれば、直接、病院事業局のほうで調整をされることになるかと考えます。

以上です。

○喜友名智子委員 入り口、出口が幾つかあるということが分かりました。

私もそうなんですけれども、こういったところがまだよく分からないことがあるので、今日、流れが確認できてよかったです。県立病院だと、ここではなくて局のほうになるんですね。分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願ひいたします。

主要施策の中から質疑をしたいと思います。よろしくお願ひします。

158ページ、こども医療費の助成事業ですね、私たちがずっと議会でも、こども医療費の問題をずっと取り上げ続けてきたんですけれども、沖縄の場合、子供の貧困率が全国と比べても2倍ということで、安心して子供を育てる環境をどうつくっていくかというのは政治が果たすべき大きな役割だし、責任だというふうに思います。そういう意味からして、中学校卒業までのこども医療費の無料化をということが非常に多くの県民の皆さん方の中からの要求、要望になっていたんですけれども、それに応えて、県が中学校卒業まで窓口無料化を実現したということは、非常に大きな評価をするものであります。

具体的にこのこども医療費の無料化を実施した、その効果と今後の課題について、お聞かせ願いたいと思います。

○山里武宏保健医療総務課長 お答えします。

まず、こども医療費助成事業の効果としましては、子供の疾病の早期発見、早期治療を促進して、子供の健全な育成が図られるとともに、経済的理由で受診を控えることがあった世帯においても、必要な医療を受けることができるということで、子供の貧困対策にも寄与するものと考えております。

一方、課題なんですけれども、令和4年度から対象年齢を中学まで拡大しております。令和3年度の実績と比較すると、県の補助金ベースですけれども、11億円増となっております。

現在は、さらなる拡大が言われていますけれども、今、市町村の意向とかですね、やはり今後の事業実績とか、県及び市町村の財政状況などの実情を踏まえてですね、協議を行っていききたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 次の課題として、やっぱり高校卒業までの子供の医療費の無料化、18歳までの医療費の無料化というのが今大きな要求、要望として上がってきております。

私たちが直接、国に対してもね、本来であればこども医療費の無料化は国がやるべきものであるということで、直接申入れにも行ってまいりました。

ぜひ今、全国的にも18歳まで医療費を無料にするという都道府県が出てきております。東京都も、18歳までやるという方針を明らかにしたということも聞いております。ですから、ぜひですね、18歳までの子供の医療費の無料化をですね、実施してほしいということが、県民の要求、要望にもなっておりますので、ぜひそれに向けた取組を進めてほしいとい

うふうに思います。

もし18歳までの医療費の無料化を実施するということになると、それに必要な財源というのはどれぐらいになりますでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 今、現段階の令和5年度の実績で、医療費助成に係る全体の費用としては約66億円で、県補助金としては約33億円、見込んでいるところでございます。

今、委員おっしゃったように18歳まで拡大すると、全体として10億円の増が見込まれております。

県負担金として、その半分の5億円増ということで、総額で38億円というようなことが一応見込まれているところでございます。

○玉城ノブ子委員 今、少子高齢化と言われている中において、安心して子供を育てられる環境を整備していくことは非常に重要な課題になっておりますので、これについては、ぜひ18歳までの拡大に向けて頑張りたいと思います。

それと同時に国に対しても、今、少子高齢化ということで大きな問題になっているわけですから、国がやっぱりこども医療費についても責任を持って無料にしていくということが必要だと思いますので、国に対してもしっかりと要求していくことが必要だと思います。いかがでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 先ほど委員がおっしゃったように、全国の市区町村の約7割が、18歳までの助成対象という形で、こども家庭庁の調査ではそういう数字も出ています。ですので、全国的ということもありますので、沖縄県も全国一律の制度設立について、全国知事会、また、全国衛生部長会を通して、国に引き続き要請していききたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願いたします。

あと、159ページ、先ほども質疑がちょっとございましたけれども、このこども医療費の無料化助成制度、現物給付支援事業ですね、これをずっと県がやってきているわけなんですけれども、まず効果と課題についてお願いします。

○山里武宏保健医療総務課長 現物給付の効果と課題ですが、国民健康保険の減額措置に対して県が補助することですね、こども医療費助成をしていくのと一緒にあるんですけども、疾病の早期発見、早期治療につなげることができているものと考えております。

課題としては、市町村において、国保のペナルテ

イーがあるため、現物給付を確実に実施して、安定した事業継続ですね、そのために県が補助する必要があるということで令和4年度から実施しております。

○玉城ノブ子委員 これについては、私たち共産党県議団、国に対しても直接ね、このペナルティー制度はおかしいじゃないかということで、これを早急に廃止するよう、求めてきました。

それで先ほども、国のほうとしても、ペナルティーについては廃止をする方向であるということが答弁ありましたけれども、どうでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、令和6年度の国の予算案において、令和6年度から廃止するというようになっております。予算計上もされているところでございます。

ただ一方、県の予算も本来だったら6年度のペナルティーの補助もなくなるというような形が普通ですけれども、先ほどもちょっと話したんですが、この補助対象の年月にちょっとずれがあるものですから、なので一部、令和5年度の12月から3月までの4か月分のペナルティーの補助をしなければいけないというのがありますので、令和6年度はその分を計上しないとイケないなと考えているところでございます。

○玉城ノブ子委員 国がペナルティーを課すということそのものが私は問題だというふうに思いますので、廃止をするという方向になったということは非常によかったというふうに思います。

皆さん方もこれまでいろいろ国に対して御尽力をされてきたと思いますので、どうもありがとうございました。

次に、165ページの県内の民間立看護師養成所の運営費に対してなんですけれども、先ほど医師不足の話もございましたけれども、看護師不足もですね、かなり深刻な状況になっているというふうに聞いております。看護師養成所は県内に何か所、想定数は何名なんですか。

看護師養成所への支援の内容についてもお聞かせください。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 お答えします。

県内には民間立の看護師養成所が5校設置されておりまして、1学年の定員数の合計は480名となっております。

看護師養成所は3年課程で養成しておりますので、

在校生数の合計は、令和4年5月時点で1505名となっております。

また、看護師養成所運営補助金の事業内容についてですが、本事業は県内の民間立の看護師養成所に対し運営費を補助することで、看護職者の養成の強化を図る事業です。

この5か所の養成所に対して、令和5年度は1億4959万7000円を補助しております。

補助金の使途につきましては、教員及び事務職員の給与等、それから、外部講師への謝金、そして、学生の教材費、臨床実習の経費等となっております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 看護師不足ということが今言われていますけれども、現状はどういうふうになっていきますでしょうか。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 お答えします。

看護職の採用率についてですが、県のナースセンターのほうに事業調査を委託していますが、その調査によりますと、令和4年4月時点の各医療機関における看護職員の採用計画2132名に対して、令和4年6月1日までに採用できた人数は1442名となりまして、採用率は67.6%となっております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 そういう現状からすると、やっぱり看護師不足が大変厳しいという状況になっていると思うんですけれども、皆さん方としては、現状のこの看護師を増やしていくため、看護師不足を解消していくための取組、課題としてどういうものがあるのでしょうか。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 お答えします。

看護師確保対策としましては、今26事業を実施しておりますが、看護師を確保するためには新規養成と、それから資質の向上等も必要と考えておりますので、新規養成事業と復職支援、そして、定着促進、資質の向上をするということで離職を防止し、定着促進するというこの3つの柱で、26事業を実施しております。

○玉城ノブ子委員 私がお聞きしたいのは、具体的にこの今の看護師不足を解消していくために、皆さんとしてはこういう課題が挙げられると。そのために県としてはどのような取組をしていきたいという、具体的な取組についてお伺いをしたいんですけれども。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 先ほどの

3つの柱、新規養成、復職支援、離職防止、定着促進の事業というふうにお答えしましたが、具体的には、新規養成事業としましては、修学支援として看護師等修学資金の貸与事業、あと、県内の准看護師の進学支援事業、それから、養成支援としまして、看護師等養成所運営補助事業、それから、その養成所の教育環境を整備します整備事業、あと、復職支援としまして、先ほどの調査によりますと看護師は、ライフサイクル、例えば妊娠・出産や、あと、家族の介護等で離職するというふうなこともありますので、看護師免許を持っている方が復職——仕事をやめてその後、復職できるための事業としまして、就労支援の事業も実施しております。

それから、一旦離れた方については、復職のためのトレーニングとして、潜在看護師の再就職支援事業としまして、研修事業も実施しているところです。

それから、離職防止、定着促進としましては、就職した看護師が、いろんなそういうライフサイクルで辞めることを選択することもあるかと思いますが、就労環境改善をすることで離職を防止するというふうなことも事業として実施しております。

それから、定着促進の中の資質向上事業としましては、例えば新卒の看護師が定着できるように新人看護職員の研修事業を実施しております。

新人看護職員の質の向上を目的に、新人の看護師研修ガイドラインというのがありまして、それに沿った研修を実施する医療機関に対して補助を行っております。

また、自施設で研修体制が整っていない医療機関向けには、他施設合同研修等も委託して実施しております。引き続き看護師確保対策を努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 どうもありがとうございます。

皆さん方が様々な努力をなさって、看護師確保をしているということは分かりました。

ぜひですね、今はまだ看護師不足で大変厳しい、現場が厳しい状況になっているということを聞いておりますので、県民の命や安全を守る大変大事な現場ですので、しっかりと対応することができるように頑張っていたいただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

次に、180ページの母子健康包括支援センター、全ての市町村に支援センターを設置することが非常に大事であると思っておりますので、ぜひ、その実現のために頑張っていたいただきたいのですが、いかがで

しょうか。確認だけしておきたいと思います。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

母子健康包括支援センターにつきましては、今現在37市町村のほうに設置されており、今後、4村のほうにも設置の予定があるところでございます。

全市町村が設置できたとしても、センターの機能として十分な対応ができるように、今後も引き続き事例検討やコーディネーターの研修などに努めてまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひですね、要望されている事業ですので、それにまた応えていくことができるように頑張っていたきたいと思います。

国民健康保険の特別会計について質問いたします。

沖縄県の国民健康保険の前期高齢者交付金と、他の都道府県との比較についてお伺いいたします。

○與儀秀行国民健康保険課長 お答えします。

本県の前期高齢者交付金につきましては、1人当たりで全国比較をしておりますので、そのほうでお答えさせていただきたいと思いますが、本県の1人当たりの交付額につきましては、令和3年度では全国平均の50.8%で、約半分程度というふうになっております。

○玉城ノブ子委員 他の都道府県と比較して少ない要因についてもお伺いいたします。

○與儀秀行国民健康保険課長 前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の加入割合に応じて交付されるということになっておりまして、本県は全国に比べて前期高齢者の割合が低いということから、前期高齢者交付金の1人当たりの交付額というのが、全国平均の半分程度というふうになっております。

また、本県は子供が多いというのは非常にいいことなんですけども、全国に比べても、かなり多いということです。このことが前期高齢者の加入割合を押し下げているという要因にもなっております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 国民健康保険制度の保険料が協会けんぽ等と比べても、重い負担になっているというのは、やっぱり構造的なものがあるというふうに思うんですね。そういう意味では全国知事会が要求している、1兆円のこういう負担を国に対してもしっかりと要求していくということが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○與儀秀行国民健康保険課長 県では、これまでも国に対して、沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援ということで要請を行っております。

今年度につきましても、8月、それから、去る11月

にも要請を行っておりまして、県では、沖縄県だけではなく、市長会とか町村会、そういった県内6団体と連名で国に対し要請を行っているところであります。

その要請の中にも、先ほど申し上げました前期高齢者のことについて、具体的に、市町村の国保の赤字の大きな要因というのは、前期高齢者の加入割合に応じて交付される前期交付金が少ないということが要因であるということ述べて、国に対して、沖縄の特殊事情に配慮した形の財政支援の拡充、継続をよろしく願いますということ、これまでやっております。

県としては、今後も市町村と連携しながら、要請のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ありがとうございます。

ぜひですね、この前期高齢者の問題、国民健康保険制度の構造的な問題、これも含めて今、国保税が高くて払えないという県民がたくさん出ておりますので、そうするとやっぱり県民の命、安全が脅かされるという事態になってきますので、しっかりと国に対して要請もやっていただきたいと思います。

あと、今マイナンバーと保険証を一本化して、紙の保険証をなくしていこうというのが国の制度として出ておりますけれども、今、そういうことになると、十分に命や安全を守ることができない、紙の保険証は残しておくべきだという要求、要望が非常に大きく広がっておりますけれども、ぜひこれについても、私は国に対してしっかりと、県民の声を受けて、要求していく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか、部長。

○與儀秀行国民健康保険課長 確かに、委員おっしゃるとおり、マイナンバーと保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証ですね。いろいろな不安とかそういうのがあるということは当然、我々としても承知しております、これについては前も申し上げましたけれども、全国知事会等を通して、安全、それから、安定的な運用が図られるよう要望をしております。

県としましては、医療を必要とする人が必要な医療を受けられるということが非常に大切だろうというふうに考えておりますので、今後とも国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ぜひこれについては、しっかりと国に対して、県民の声を受けて県としても、要求、

要望を受けて、申入れをしていただきたいと思いますということをお願いいたしまして、終わります。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 では、お願いします。

成果の報告書から、ページ143から144にまたがって、コロナ感染症PCR強化事業があります。

エッセンシャルワーカー等に対するPCR検査等の実績や評価について伺います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

まず、令和4年度のエッセンシャルワーカー定期検査の実績についてですけれども、高齢者施設等従業員ら約6万人を対象に延べ83万9498名分のPCR検査を実施し、4304名の陽性者を確認しております。

そのほか、抗原定性検査キットを活用した検査も実施しております、希望する施設宛て約84万キット配布し、延べ26万6597名分の検査報告がございまして、1021名の陽性者を確認しております。

事業の評価ですけれども、定期検査の実施によりまして、無症状の陽性者を早期に発見し療養につなげることで、施設内の感染拡大に対し一定の抑止力になったと考えております。

また、抗原定性検査においては、体調に不安がある場合と、出勤前に使用するといった活用もされており、施設内の感染拡大防止に貢献することができたというふうに考えております。

ただ一方、定期検査の対象施設からの申込みが約5割程度にとどまっていたことが課題として挙げられます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 エッセンシャルワーカーの定期検査ということで、とてもいい事業だったと思うんですね、先ほどの効果もあります。

これは全国的にも取り組まれたということなのか、県独自のなのか、それについてちょっと確認いたします。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 この事業につきまして、全国の状況をまとめた公表資料がないため、全国との比較はできませんけれども、令和4年8月25日付、国通知において、令和4年8月24日時点で実施していた都道府県は、27都道府県となっております。

○瀬長美佐雄委員 次は145ページ、146ページにかけてですが、コロナ感染症検査体制確保事業があります。

細事業数が5つあるようですが、明細がないので、

もし可能であれば、決算的なので言うと幾らずつなのかというのを確認したいと思います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業における各検査事業の当初予算につきましては、まず、行政検査委託事業が1億8599万7000円、2番目に、保険診療公費負担が4億2184万円、3番目に、PCR検査センター運営委託事業が2億5234万6000円、4番目として、学校・保育PCR検査支援委託が5304万9000円、それから最後5番目に、衛生環境研究所における変異株スクリーニング検査及び全ゲノム解析が2694万9000円で、合計9億4018万1000円となっております。

なお、令和4年度当初予算は、4月から6月末までの3か月分の積算となっております。その後の検査需要の増大に伴う補正等によりまして、各検査事業の最終予算額は合計で61億3058万円となっております。

○瀬長美佐雄委員 PCR検査センターの運営委託に係るPCR検査体制の確保事業の実績について確認いたします。評価についても併せてお願いします。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

PCR検査センター運営委託事業では、本島中南部及び宮古島市内、それから、石垣市内に接触者PCR検査センター及び臨時検査センターを設置しております。

実績としまして、合計16万1190名分の濃厚接触者に対し検査を実施し、3万5769名の陽性者を確認し、療養につなげております。

評価といたしましては、本検査センターの設置によりまして、無症状の濃厚接触者等が検査を受けやすい環境を整え、陽性者の早期発見、感染拡大防止に努めたと考えております。

また、無症状の濃厚接触者等が医療機関に殺到することを抑制し、医療現場の負担軽減を図ることができたというふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 PCR検査数においては、1日でどれだけ検査できるのかという能力も問われたり、全国的には検査数の多い県だったと思うのですが、これ全国比とか、比較があるのであれば伺いたいと思います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

PCR検査体制の確保につきましては、国が公表

した資料によりまして、令和4年11月14日時点におきまして、沖縄県は1日当たり約2万5000件のPCR検査体制を確保しており、10万人当たりの検査可能数は全国で1位となっております。

○瀬長美佐雄委員 学校や保育所でもPCR検査を取り組まれたという点についての実績等、これ全国で取り組まれたのか、沖縄県独自のものの確認です。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

学校・保育PCR検査支援事業の実績ですけれども、延べ5万1975名分のPCR検査を実施し、1194名の陽性者を確認し、療養へつなげております。

本事業によりまして、学校等で陽性者が発生した場合、クラス単位等で接触者を対象としたPCR検査を迅速に行うことで、学校現場の感染拡大防止と学校活動の早期再開に資することができたというふうに考えております。

一方で、令和4年の7月、8月の感染拡大時期には、学校・保育PCRの対応で5日以上要するなど、検査に遅れが生じたため、抗原定性検査キット配布事業に移行したというふうな経緯がございます。

それから、全国比ですが、本事業につきましては県独自の取組ですので、全国との比較はできておりません。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

続きまして148ページ、コロナ感染症に係る保健所体制の強化事業についてですが、コロナ感染症拡大防止に係る保健所業務の取組、体制強化も図ったという上での効果、課題について伺いたいと思いますが、実際、追跡調査などの実態としての効果の検証も含めて、どう取り組まれたのか伺います。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えいたします。

保健所では、新型コロナの感染拡大防止のため、県民、事業者などからの電話相談の対応や、積極的疫学調査、濃厚接触者等の行政検査、入院勧告等の法定事務に取り組んでまいりました。

令和3年度までは、保健所に県職員の動員や、市町村、看護学校などの関係機関の職員を派遣しまして、保健所の業務支援を行ってまいりましたが、感染者の増加により保健所業務が逼迫したことから、令和4年度に、保健師を12名、事務職7名、指定感染症対応支援員9名の増員配置をしたほか、外部委託で、看護師を1日当たり最大23名、事務職80名の派遣を行いまして、保健所の体制強化を図ったところ です。

体制強化により、積極的疫学調査による感染連鎖

の抑え込みなどに取り組みましたが、オミクロン株の変異株 B A. 5 への置き換わりが進み、感染が爆発的に拡大し、感染の連鎖が追えなくなったため、重症化率の低いオミクロン株の特性を踏まえまして、積極的疫学調査の対象を重症化リスクの高い高齢者施設などでのクラスターなどに重点を置いたほか、保健所業務のデジタル化の推進のような業務の効率化にも取り組みまして、感染者の入院勧告や就業制限などの保健所業務の適切な実施に努めてきたところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 151ページ、コロナ感染症の宿泊療養施設運営についてですが、宿泊療養施設の確保、地区ごとの実績、食事配付とか様々な課題に対応されたかなと思います。それについて伺います。

○古市実哉感染症医療確保課長 宿泊療養施設運営事業ということですが、地区ごとの確保実績、それから食事配付作業ということですが、宿泊療養施設につきましては、可能な限り多くの方を受け入れることができるよう、この間、その確保に努めてきたところでございます。

最大で、令和4年度に、北部地域に1施設60室、それから、中部地域に1施設100室、また、南部地域に6施設888室、宮古地域に1施設77室、八重山地域に1施設55室、合計で10施設1180室を確保しております。

入所者の実績ということで見ますと、北部地域でこの間、約1万1000人、中部地域で約2万4000人、南部で約17万5000人、宮古で約1万人、八重山で約1万人、合計で約23万人の入所者の累計実績がございます。こういった方々に宿泊療養施設で、弁当ですとか、飲料等を提供してきたところでございます。

また、台風時におきましては、あらかじめ非常食を確保しておくですとか、あと、食物アレルギーのある方ですとか、幼児、それから、宗教上の理由により食材が限定される入所者もございましたので、そういった方々には、ニーズを踏まえ手配を行ってきたところでございます。

また、入所者の要望等を考慮して、家族向けフロアの準備ですとか、洗濯機、電子レンジの設置をしたほか、療養者の方の心のケアを図り、入所中の不安を解消するために、公認心理師協会と連携をしながら、より利用しやすい環境を提供するなど、改善を図ってきたところでございます。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 この事業ではないかと思えます

が、医療従事者を専用にするような宿泊施設等の確保事業もあったかと思えます。

それについての実績や評価、どれぐらい確保されたのか、利用状況とか、全国比とかあるのであれば確認します。

○古市実哉感染症医療確保課長 医療従事者の皆様への宿泊施設の確保ということですが、この感染症に対応する医療従事者の所属する医療機関におきまして、指定している宿泊施設を利用した場合に、宿泊に要した経費の全部、または一部を支援してきたところでございます。

実績としましては、令和2年4月から令和5年5月までの医療従事者用の宿泊療養施設としまして、延べ宿泊日数で6万2670泊、人数ですと延べ4564人が利用してございました。

なお、全国の統計データはないということですが、この事業を実施することで、医療従事者に対する宿泊費の支援をして、医療従事者の経済的、そして精神的な負担軽減を図るということで、医療提供体制の確保に寄与したものではないかというふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして154ページ、155ページにかけて、新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療機関等の設備について。

当初予算と決算の額の開きについて、5つの事業のそれぞれの予算、決算がないので、執行状況も併せて、ちょっと明細についても伺います。

○古市実哉感染症医療確保課長 入院医療機関等設備整備事業ということですが、確かに当初予算と決算額、開きがございます。

その理由としましては、感染症対応医療機関ということで、令和2年度からこの事業を実施しておりますので、この事業が令和2年、3年度、過去2年間で実施してきた中で、一定の設備の整備が進んだということもあって、令和4年度においては、その分、新たな申請が、当初の見込みを下回ったことになったというふうに理解しております。

ただ一方で、マスク、ガウン、グローブなどの個人防護具などですとか、あと、簡易ベッド、そういった設備の補助もございましたので、その分の実績があったということになります。

5つの医療機関ごとのメニューということになっておりますが、この事業としてはプールで活用しているの、まず、全体として、当初予算額が約23億1000万円で、最終予算額が8億7500万円程度

ということです。14億円ぐらいは別事業への流用財源ということで振り替え、最終予算額として約8億7000万円、それに対して決算額が7億3600万円ということで、執行率は84.1%というふうになってございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 E C M Oであるとか、人工呼吸器等機器整備について、結構な機器の整備が図られたのかなと思います。

これについて、もし主立った機器でいいんですが、状況はどれぐらい整備されたのかを伺います。

○古市実哉感染症医療確保課長 この事業で整備した主な機器として、まず、人工呼吸器ですと、リースも含む形にはなりますけれども、延べ446台、これまで整備をしております。また、E C M O、それから附帯する備品につきましては、16台を整備しているところです。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 コロナ感染症は今、少し落ちついています、やっぱり総括して教訓を引き出すことは大事だと思います。

この観点で何点か伺いますが、一つは、対策本部を設置して一元管理をしたということで全国からも評価されましたが、その一元管理をやった効果、あるいはまた、課題等々について伺います。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えします。

沖縄県では、対策本部の設置による一元管理を行ってございまして、感染拡大により保健所の業務逼迫が課題となる中、本県では入院調整や自宅療養者の健康観察、宿泊療養に係る調整、高齢者施設等のクラスター対応等の保健所業務を対策本部に一元化をしまして、保健所の業務逼迫の軽減に取り組んだところです。

対策本部への一元化により保健所は、積極的疫学調査でありますとか、就業制限、行政検査などの業務に対応できるように整理をしたところですが、オミクロン株への置き換わりにより、感染拡大のスピード、数ともに想定を上回り、保健所業務が逼迫したため積極的疫学調査の重点化でありますとか、デジタル化の取組の推進など、業務の効率化にも取り組んだところであります。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 国が主に決めますが、感染拡大に伴って、フェーズというか、規制とか取組について、県内でその対応に対する分析や教訓というのはどのようになっているのか伺います。

○高嶺公子感染症総務課長 お答えします。

コロナ禍におきましては、新規陽性者数でありますとか、病床使用率などを基に感染状況に応じて、警戒レベルを判断し、県民、事業者に対して、感染対策などの要請を行ってまいりました。

感染拡大時におきましては、入院待機施設の機能拡充や社会福祉施設の支援、ワクチン接種の推進など課題に応じた措置を適宜講ずるとともに、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置に対し、県民や事業者からの協力を得られたことで乗り越えることができたものと考えております。

現在、国において新型コロナ対応における課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けて作業が進められているところであり、国の動向も注視しながら、県としましても、今後発生する新興感染症に備えて、これまでの経験や取組を生かして、平時からの体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 入院待機ステーションも設置して対応されたと思います。

それについての効果や、全国でもそういった設置がされたのか、そこら辺の掌握についても確認します。

○古市実哉感染症医療確保課長 入院待機施設ということでございますけれども、この間、入院待機ステーションとして、令和3年6月3日以降、令和5年の5月7日まで2036人を受け入れたところです。

また、令和5年5月8日からの5類感染症への位置づけ変更後は高齢者専用宿泊療養施設ですとか、新型コロナ感染者ケアステーションとして運用しながら、11月30日までに195人を受け入れております。合計しますと、この間、2231人を受け入れているところになります。

この間のこの入院待機施設の運営によりまして、病床が逼迫して入院調整が厳しい状況下にあったときにおいても、自宅療養者等の急変時の対応ができたということですか、コロナ受入れ医療機関の負担軽減につながったりですか、救急隊の現場待機時間を短縮するというに寄与するといったことなど、医療提供体制の確保が図られたというふうに考えております。

あと、全国の設置状況ということでございますけれども、これは国の調査がございまして、臨時の医療施設なども含めまして令和4年の11月9日時点で、

全国で108施設、4225人分が確保されているということであり、この時点で本県においては、1施設100床の確保をしていたということになります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 コロナ感染症に対応する医師や看護師確保の取組も重要だったかと思えます。

県立中部病院の院長が、総括的な教訓として、感染管理認定看護師等々が圧倒的に不足しているという指摘もありました。

それについて、どういうふうに取り組むのかというの併せて伺いたいと思えます。

○古市実哉感染症医療確保課長 新型コロナウイルス感染症対策については、瀬長委員御指摘のとおり、やはりどうしても医療機関ですとか、そういったところでの看護師の役割が非常に大きかったということでやはり人材の確保は重要な課題であったと思えます。

確かに認定看護師の養成とかということも、研修制度を活用しながらやっているところですけども、そういったものは地道に養成を続けていくことになるかと思えます。加えまして、やはり人材確保ということですので、この間、コロナ対策の関係では国ですとか、全国知事会、県看護協会等を通じて応援派遣を実施してきたところですよ。

加えまして、訪問看護事業所ですとか、潜在看護師への協力依頼などをしながら、看護人材の確保を行ってきたところでございます。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 あとクラスターが発生した際に、福祉施設への医師派遣等々も対策されたこと、これ自体も効果があったのかと思えますが、その実績、あるいは教訓について伺います。

○古市実哉感染症医療確保課長 クラスター発生施設への医師派遣等ということでございますけれども、実績としましては令和3年度で263施設に延べ1552人を派遣しています。

また、令和4年度におきましては、229施設に延べ1063人の派遣を行ってきたところであり、この感染症対策専門家が実際に感染症が発生した施設に赴きまして、感染制御ですとかゾーニング指導を実施してきたところでございます。それによりまして、施設従事者等の感染症対策への取組強化、それから感染対策への意識向上が図られたと考えております。実際、それによって事前対策ですとか、発症時に適切な対応が可能になって、感染症受入れ医療機関への負担軽減につながったのではないかというふう

考えているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 先ほど国も今後にも備えるという点で教訓化を調査中だとのことでした。

県として、先日県立病院の院長から各病院における教訓も伺いました。協力された重点医療機関というか、協力機関を含めて、県内で今後備えるということからも、やっぱりアンケートで意見を集約するとか、次の感染に備えるという点での準備に課題もあろうかと思えます。教訓化をまとめるという課題も含めて、どのような対応をされるのか伺います。

○古市実哉感染症医療確保課長 瀬長委員から今後ということでしたけれども、この間コロナ対策を実施する中では、国の対応とか方針も含めて、様々な感染状況の程度とか施策の変遷を踏まえながら、事業を実施してきたところでありまして。

その際にやはりどうしても制度変更とか、個別具体的に医療機関での対応とかも聞きながらやっていく必要があるということで、この間、医療機関からの御意見につきましては、例えば病院長会議での意見交換を行うですとか、あとは県医師会、福祉会の事務所を通しながら、意見の聞き取りを行ってきたところで、そういったその都度の実情を踏まえた、実効性があるニーズを踏まえながら、施策を展開していくことになろうかと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きましてワクチンの接種の関係で、156ページになりますが、これについて予算と決算の開きがあるという状況もありますので、まずそこから伺います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

沖縄県ワクチン接種促進事業についてですけども、令和4年度の予算と決算の状況ですが、まず予算額が8億8635万3000円、決算額としまして5億5956万2623円、執行率は63.1%となっております。

○瀬長美佐雄委員 その理由は。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 失礼しました。

不用額の理由といたしましては、市町村によるワクチン接種を補完し、ワクチン接種を加速するために沖縄県広域ワクチン接種センターを設置していただきましたけれども、接種希望者が減少傾向になった中、常設会場設置数及び稼働日数が当初想定よりも少なくなったため不用額が生じております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 次の事業は157ページ、あわせて、ワクチン個別接種・職域接種事業となっております。

このワクチン接種に係る広域ワクチン接種センターにおける実績や、それぞれ医療機関で取り組まれた実績、全体に占める沖縄県の接種が果たした実績等々について伺います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

ワクチン接種の実績ですけれども、まず医療機関の接種実績につきましては、当該医療機関が所在する市町村の実績に含まれますので、県全体における広域ワクチン接種センターと市町村の累計の接種回数と割合でお答えしたいと思います。

令和5年3月13日時点における県全体の累計の接種回数は352万5746回、そのうち県広域ワクチン接種センターの累計接種回数は23万9677回、県全体の6.8%となっています。市町村につきましては、328万6069回、県全体の93.2%となっております。なお、全国における大規模接種会場の全体に占める割合の平均は2.4%となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 全国比でいうと、沖縄県の比率は高いと見られるのかどうか、どうなっていますか。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

県全体では6.8%、全国では2.4%ですので約3倍近い。全国に比べるとかなり広域としては頑張っていたほうじゃないかなと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ワクチン接種については、全国比にすると低いという状況があったかと思えます。

そこら辺、相対的に低いのがなぜなんだろうと、人によってはこの感染症、後遺症のおそれとかを含めた心配ということもありました。

実際、死者数であるとか後遺症の患者とか、そこら辺に関する情報について、どう集約されているのか、あるいは情報を発信しているのかをちょっと確認させてください。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 ワクチン接種後の副反応等の状況について、お答えしたいと思います。

医療機関の医師または開設者が接種後の副反応が疑われる症状について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて、厚生労働省に報告する副反応報告制度というのがございまして、これによって本県の死亡報告はこれまで15件報告をされております。

報告の内容としましては国の審議会において、医学的、医薬学的観点から、ワクチン接種と副反応の高い事象の因果関係の評価が行われ、本県の死亡報告に関し、ワクチン接種に因果関係があると判断された事例は今のところはありません。

厚生労働省から提供がありました、本県の副反応疑い報告書については、本県ホームページで公表しております。

さらに、ワクチンの接種後の副反応に関する制度には、もう一つ予防接種健康被害救済制度というのがございます。

この制度につきましては、健康被害が予防接種によるものであると厚生労働省が認定した方は、予防接種法の救済が受けられることとなっており、本人または家族が、市町村窓口申請して手続きすることとなっております。

県では、救済制度の情報について、県ホームページ等で周知をしているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、在宅療養者非常用電源確保や障害者等に係る日常生活器具の給付事業があるようですが、それについて災害に備える観点からも日頃からの市町村との連携も重要な事業かと思えます。

この事業の概要と、予算と執行状況、申請者数の一——ニーズに応える決算になっているのかどうか、併せて伺います。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

保健医療部で実施しております、在宅療養者非常用電源確保についてお答えします。

県では在宅で療養する人工呼吸器を装着した、指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の停電時における安全確保のため、バッテリーや自家発電機を無償で貸与する、難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業を実施しております。

本事業の実施主体は、難病相談支援センターアンビシャス等となっており、県では実施機関が支出する経費に対して、予算の範囲内で補助金を支出しております。

貸与の対象者は、指定難病医療費助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者証をお持ちの方で人工呼吸器を装着して、在宅で療養している方となっております。

貸与の流れとしましては、各保健所などの支援機関を通して、対象者へ本事業を周知し、申請した方に対して実施機関が無償で貸与しております。

申請が多数の場合は、抽せんにて決定しているところです。

予算と執行状況に関しましては、事業について県の実施要綱は1つであります、予算の事業としては3つに分かれております。

それぞれについて、令和4年度の予算と執行状況について御説明いたします。

まず1つ目に、(目)特定疾患対策費の難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業では、指定難病患者を対象にバッテリーを貸与しており、予算額は補助金として110万1000円、決算額は110万1000円となっております。

2つ目に、同じく(目)特定疾患対策費の難病医療提供体制整備事業では指定難病患者を対象に、発電機を貸与しており、予算額は補助金として21万2000円、決算額も21万2000円となっております。

3つ目に、(目)小児慢性特定疾患等対策費の在宅療養を支える環境づくり事業では、小児慢性特定疾病児童等を対象にバッテリー及び発電機等を貸与しており、予算額は補助金として220万8000円で、決算額220万8000円となっております。

申請者数と貸与の状況なのですが、指定難病のほうがバッテリーを申請者7名全員に貸与しており、発電機は申請者5名に対して1名の貸与となっております。

小児慢性特定疾病児童等は、バッテリーは申請者20名に対して7名に貸与しており、発電機等は申請者22名に対して7名の貸与となっております。

本事業の課題としまして、防災意識の高まりなどから申請件数が増加しているところですが、申請者全員に貸与ができていない状況となっております。そのため、指定難病に対する予算では令和4年度及び令和5年度において、事業間変更により予算額を増額し、対応しております。

小児慢性におきましては、当初予算を令和4年度の220万8000円から令和5年度が360万1000円に増額し、対応しているところです。

県としましては、希望する方へ貸与ができるよう引き続き予算の確保に努めてまいります。

以上となります。

○瀬長美佐雄委員 先ほど答えられたように、予算額は全て使い切っていると、要するにニーズに応えられていないだろうと思われるような決算だと。それで今年度も増額したという回答だったかと思いますが、実は長期停電を昨年経験して、本当にこの重要性は明らかになったと、利用されている皆さん含めてとても心配な日々を送られたという事態が発生しました。ですから、今ニーズに応じてというよりも必要な方には漏れなく貸与であるとか、できるような予算化、確保が必要じゃないのかなと思います。それについて改めて伺います。

○新里逸子地域保健課長 委員のおっしゃるとおり、希望者全員に貸与できていないという状況が続いております。

災害等がいつ発生するか分からない状況におきまして、皆さんが地域で安全に生活できるように、予算の確保を今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後1時46分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 関連も含めて、幾つか確認をさせていただきます。

まず最初に、主要施策の中でも様々な事業がやられたコロナの件について、ほかの委員からもいろいろ質疑があったと思うので、私からは、コロナの総括という部分で、組織体制のこととか、あと、いろんな形で、他部局も含めて御苦労なさって何とか乗り越えてきたというような状況と思うんですけども、いろいろ課題点、反省点というのも出てきていると思います。同じような形で、また感染症が広がったときに、同じように混乱をしないために総括をして、いろいろと洗い出し作業もしていると思いますので、この組織という観点で、例えば庁舎の大講堂に本部を設けて、いろんな形で連携を今回は行ったんですけども、場所が適当だったかとか、または、ほかの部局とも連携をしていく中で、いろんなやり方をそのとき考えて結論を出して、意思決定をして、事に当たるということについて、是非を問うものではないんですけども、もう少しこういうところをこうやったほうがよかったなとかというのがあれば教えていただきたいなと思います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

まず、コロナ感染症に備えた組織体制についてお答えしたいと思います。

県では、新型コロナへの対応のため、これまで感染症総務課、それから感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課の3課体制でコロナ対策に取り組んできましたが、5類移行に伴う各種対策の終了に伴い、令和6年度からは3課を統合し、新型コロナを含む感染症対策全般を所管する1課体制とする方向で今検討しているところでございます。

保健所につきましては、コロナ対応のため増員した保健師数を令和6年度も維持し、平時においては、

施設等への感染対策の推進及び関係機関との連携体制の強化を行うこととしております。

それから、令和5年度、県衛生環境研究所内に設置した感染症研究センターにつきましては、室長を配置し、試験検査等の体制整備や、感染症の疫学調査及び疫学解析能力の向上、それから、感染症関連の人材育成に向けて調整を進めているところでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員 様々な事業もやられたと思います。

例えば今言った感染症に対する対応だけじゃなくて、市中がロックダウンしてましたから、給付金、協力金を配るといった事業もありました。

様々な――3課で基本的にやって、それ以外の部分も、ほかの部署等にもお願いをしながら対応したというところがあると思うんですけども、そういった部分、中枢は今の答弁いただいた分でもいいんですけども、看護師が足りなくなったから派遣を要請するとか、様々なことをやられたと思います。

特に、経済対策という部分については、メインはほかの部署がやっていたとしても、それに対する保健医療部としての、もう少しこういうことがあったらよかったとか、またはこういうところをしっかりとやれて、次も同じようにできるように頑張りたいとかというのがあったら、これも併せて教えていただきたいと思います。

○糸数公保健医療部長 お答えいたします。

今回はコロナが発生して対策本部を立ち上げました。

対策本部というのは全部局長からなる決定機関ではあるんですけども、そこの補佐をする部局として総括情報部というのを設けて、総括情報部は今回、保健医療部が中心になって当たりましたので、こちらのほうでいろいろ対策本部の準備等を行っていました。

保健医療部が主にやるのは感染拡大防止と医療提供の確保、検査という、保健医療に特化した仕事が多いという中で、今、委員が御指摘したように、経済対策もやらないといけないとか、あるいは観光等もやらないといけないとかで、患者さんが増えてきた令和4年ぐらいには、福祉だったり、教育だったり、いろんなところとコミュニケーションを取りながらやらないといけないようになっていたんですけども、総括情報部が持っている対策本部はやはり主に感染症対策を行っていきながら、商工労働部のほうはま

た経済の対策本部というのを実は立ち上げている時期もあったので、県庁の中でミッションごとに少し本部が別々にあるということもありました。

他県の状況をお話すると、危機管理部門が一括して、最初から全庁的に取り組んでいるというようなところと、私たちのように保健医療部が中心になって回したところという2パターン、大体あるということがありました。どっちがいいか悪いかというのはあれなんですけども、そういうふうな比較をしながら、メリット、デメリットなどは整理していく必要があるかと思っています。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

令和4年が、一応は最終の年度という形になって、今、令和5年なんですけれども、いろんな形で3年間、苦労に苦労を重ねた経験というのをしっかり引き継いで、同じようなことがあっても、次は前よりもいい対応ができるという、知識、経験の継承をぜひ、もちろん当たり前前にやっていると思うんですけども、私からも重ねてお願いをして、次の質疑に移りたいと思います。

この医師、看護師の不足に対する対応に関して、これも今、主要施策の部分を見ているんですけども、ちょっとどこに該当するか分からないので、関連してという形で少し聞かせていただきたいんですが、これも、まずは実績ですね。令和4年の医師、看護師確保に関する事業の実績と、あと、やった上での課題と、見えてきた課題というのを教えてください。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

令和4年度の医師確保施策の実績になりますが、沖縄県では様々な医師確保施策を実施しているんですけども、令和4年度は延べで言いますと153.3人の医師を確保することができました。

そのうち、離島・僻地の医療機関への派遣が、延べ133.9人となっております。これは実績ということになるかと思います。

一方で、今年度、医師確保計画というものを策定しております。その中で、その課題等についても把握しているところではあるんですが、全県的な医師数につきましては確保できているというところではあります。引き続き北部・離島地域での医師偏在がまだあるということと、特定の診療科、特に小児科とかにつきましては医師数も減少傾向にありますし、そういった特定の診療科については、医師がまだまだ足りないというところでございます。

以上です。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 看護師の確保に係る事業に関しましてお答えいたします。

看護師確保につきましては、26事業で総額14億986万7000円の実績額となっております。

看護師等の確保の柱としまして、新規養成、あと、復職支援、離職防止及び定着促進に取り組んでおります。

課題としましては、本県の人口10万人当たりの看護師従事者数は、令和2年12月末時点で1149人となっております。全国平均を上回ってはいますが、圏域別では宮古と八重山が全国平均を下回っており、地域偏在が課題となっております。

県としましては、引き続き宮古・八重山を含む離島の医療提供体制を維持確保するため、看護師等の養成、離職防止などに取り組むとともに、令和5年度からは新規事業としまして、看護師等誘致事業も含めて、地域偏在の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

沖縄県は離島県ですから、どうしても地域偏在が生じるというのは、これはもう、やむを得ないことだとは思いますが、これに對しても、しっかり令和4年度、対応していただいているということがよく分かりました。

離島医療を支える上で、沖縄が今まで培ってきた仕組み、研修医も含めて委員会でも議論されていると思うんですが、沖縄が研修先として非常にもてはやされているという時期が少しずつ過ぎようとしているというような気もして、研修ということについてもしっかり、いま一度、このタイミングで、力を入れて、医師確保、全体として確保していくところも、必要になってくるんじゃないかなと思います。令和4年の実績を確認をさせていただきました。

看護師について、もう少し聞かせいただきたいんですけども、一応全国平均は上回っているという話がありました。

新規、復職等で事業をやっているとあったんですけども、県内幾つか看護学校等はあるんですが、新規人材の輩出という部分において、今の現状の体制が、ある程度、十分な形で運営はされていると思うんですが、沖縄県域内でそれが今充足できているのかどうか、あと、もし把握しているのであれば、直近でも構わないですから、将来の予測という部分も含めて答弁をいただきたいなと思います。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 看護師の養成状況ですけれども、3大学、そして、5つの養成校で年間700名の定員で養成をしまして、大体7割ですかね、500名近くが県内で就職をしております。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小渡委員より需要予測の答弁がないとの指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監 お答えします。

令和7年における看護職員の需給推計について御説明いたします。

国が設置しました医療従事者の需給に関する検討会、看護職員需給分科会におきまして、県が策定しました地域医療構想や、医師の需要推計方法との整合性を図りながら、平成31年1月の看護職員の令和7年の需給推計方法が取りまとめられました。

国が定めました全国共通の推計ツールで、令和7年時点の本県における看護職員数の需要と、あと供給見込み数を算出しております。

推計の結果、沖縄県は、2025年時点の看護職員の数ですけれども、需要が2万3158人に対しまして、供給数としましては2万3240人と推計されております。

推計の結果、地域医療構想が実現した場合の供給数が、需要数を82人上回り、充足率は100.4%になると推計されております。

また、国が都道府県の推計結果を踏まえて、看護職員の勤務環境が改善された場合の想定もして、3つのシナリオで推計して公表されております。

国が公表しています調査では、シナリオ2では、残業が10時間以内で、有給休暇10日以上で見た場合、2025年の沖縄県の看護職員の需給推計は、充足率が94.8%で、1263人の不足が見込まれております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

看護師については、私、今期の一つのテーマとして、4年間ずっと雇用政策というところを取り上げて一般質問等でもやっているんですけども、この看護師の部分については、他業種と比べて非常に難しいものがあるなというのを感じています。資格を持っているけど職に就かないという割合が、多分ほかの資格に比べて突出して高い部分がありますし、

また、新卒人材というところを捉えても、他の業界と比べて年齢が一定じゃない。ほかのところだと、どうしても18歳、大学だったら22歳という形になるんですが、いろいろ経験をされて30代で看護師を目指すという方々、40代でという方々もいらっしゃいますので、年齢もなかなか一定じゃないというところもあって、また、復職率もなかなか、頑張っているんですけども、これは全国的な問題ではあるんですが、伸びないというところもあります。その中で、今ある程度充足、悪いシナリオでも94%以上はしっかり確保できているという部分については、近い未来まで考えて、少しは安心できるのかなという形で今の答弁いただきました。

ただ、日本全体で少子化にもう転じて進んでおりますし、沖縄はまだ少子化に転じていないという話はあるんですけども、どこで頂上が見えるかというような話も最近よくされる中で、沖縄は今のところ、域内ではある程度確保できるという状況があって、例えば高い給料とか、いろんな条件つけて県外から引っ張られるという未来も、ある程度は想定できるのかなというふうに考えます。ですから、今やっている事業が、近い未来まで、ある程度充足できるという部分はともかくとして、今後そういう社会情勢の変化とか、ある程度、そういったものを含めて国が推計しているとは思っています。確保できているからこそ、人材の流出を防ぐ手だてと、沖縄県内で働いていただける環境を早めから整えていくということも重要なのかなというふうに感じます。47都道府県、どの県もですが、よそに出て我が県に戻ってきてほしいと。できれば出ていかないで地元で就職してほしいという形で、努力して、いろんな施策を打っているのが今の日本の現状ですから、沖縄は、やっていないというわけじゃないんですけども、そういった意識が少し欠けているというふうに常々感じますので、看護は県民生活の安心・安全に直結する人材でもありますから、できるだけ域内でとどまって就職をしていただくという環境を今後も、今指摘した点を留意しながら、しっかり進めていっていただきたいなと要望をしているんですが、部長の答弁をいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○系数公保健医療部長 ありがとうございます。

3つの柱ということで新規養成、それから潜在看護師等の復職支援、そして、就職した人の定着促進、離職防止ですね、この3つで取り組んでいるということで、今、各種事業を行っているところでござい

ます。

地域医療構想の話が出ましたけれども、沖縄県は、将来的にまだ病床を増やさないといけない、すなわち看護師の需要が増えるというようなところでありますので、今の仕組みの中で計画的に増やしていくというところと、コロナのときにも経験したのは、全てのステージで看護師が足りないというところで、様々な全国の力を借りながら、県内の潜在看護師にも呼びかけていましたが、やっけていて非常に感じたのは、看護師という一つの言葉があっても、重症の感染症病床で働く看護師さんから、それ以外の一般病棟、外来、それから、もう長らく仕事に復帰していないからということできないう人もいらっしゃったんですけども、今回は自宅療養者もたくさん出ましたので、そこに看護師の専門性を生かして電話をかけるということも募集して、また来てもらったりとかということで、急な需要が発生したときに、具体的な職種を示しながら呼びかけをするということも大事ななということが分かりましたので、こういう経験を踏まえながら、沖縄県でしっかりと医療を提供できるように、看護師の確保に努めたいと思います。

離島に関して、先ほど地域偏在で宮古・石垣が少ないというのがありましたので、特に新規事業として、宮古、それから八重山のほうに、県外から来てくれる看護師さんに対する費用の助成というのを——地元で養成するのがもちろん原則ではあるんですけども、そういった外から来ていただく方についても、支援を併せて行って、この需要のとおりキープできるように進めていきたいと思ひます。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

先ほど雇用政策ずっとやってきたと話をしたんですが、少子化に転ずる東京を除いて45道府県ある中で、沖縄だけ人口が自然増しているという現状はあまねく知れ渡っていて、それで、人材確保のために、取りあえず沖縄に人材を求めるとというのが、あるいは群がっているという状況になっていると言っても過言じゃないと。特に高校、大学等の新卒の求人とかを見ていると、それを強く感じます。

専門人材こそ、せっかく育成したのに違うところというののは、働くのは自由ではあるんですけども、ぜひこの地元にとどまっていたくような施策も、今すぐに必要があるかどうかというのとはともかくとして、それを踏まえた上で、医師、看護師の確保を進めていっていただきたいなと、重ねてなんですけども、要望して、次に移ります。

がん医療に関して、177ページ等に関連するんですけども、がん医療に関連する政策について、幾つか事業はあると思うんですが、それぞれの実績と効果、また、令和4年度事業をやって見えてきた課題等を教えてください。

○**國吉聡健康長寿課長** お答えします。

本県のがん対策につきましては、県のがん対策推進計画に基づいて、3つの分野、3つの観点で事業、取組を行っております。

1つは、がんの予防、早期発見。これは生活習慣の改善であるとか、がん検診の受診勧奨などといった予防、早期発見に関するもの。それから、2つ目が、がん医療のほう、診療連携拠点病院を中心として専門的ながん医療を提供するというもの。それから、3つ目に、患者支援という観点から、相談支援体制であるとか、社会生活支援の整備というものを行っております。

委員御指摘のあった175ページは患者支援のところの主になっているんですけども、主要施策の175ページから177ページにかけて、この3つの分野ごとに取組を行っております。

まず、175ページのがん検診充実強化促進事業につきましては、これは市町村が実施する対策型のがん検診の充実、それから体制強化を目的に、検診機関に対して実施体制の実態把握を行って、改善に向けた助言を行うとともに、検診従事者の人材育成であるとか、検診の普及啓発を実施しております。効果として、市町村においては、検診効果が科学的に証明された国の指針に基づいた検診の受診率が改善されてきているということがあります。課題としましては、検診機関と市町村との間で、精密検査受診状況等の情報共有体制の構築が必要だと考えております。

それから176ページのほう、これは医療のほうに係ってくるんですけども、地域がん診療拠点病院機能強化事業、この事業のほうでは、がん診療連携拠点病院等に指定された県内の5つの病院において実施する医療従事者の研修、それから緩和ケアの研修であるとか、相談支援等に係る経費等を補助しております。効果としましては、医療機関間の連携及び質の高いがん医療の提供の整備、維持が図られていると考えております。

それから3つ目、177ページのほうで、患者支援のところになるんですけども、がん医療連携体制推進事業では、琉球大学病院のほうに委託しております地域統括相談支援センターにおいて、ピアサポーターで

すね、がんの経験者による相談支援であるとか、がんサポートハンドブックの作成・配布によって、がんの療養情報の提供を行って、患者の立場に立った相談支援が図られているものと考えております。課題としましては、がん相談支援センター、それからピアサポートの相談室など、認知度がまだ十分でないことから、その周知を図る必要があると考えております。

以上です。

○**小渡良太郎委員** ありがとうございます。

まず、この175ページの部分で、この検診の受診率というのが、令和4年度どうなっているか教えてください。

○**國吉聡健康長寿課長** 検診の受診率、今ちょっと、大腸がん検診のものが手元にありますので、そちらのほうを御紹介したいと思います。

国民生活基礎調査によりますと、大腸がん検診の受診率、少しずつ上がってきているんですけども、全国平均には及んでいない状況です。

具体的には、令和4年、沖縄県38.4%、全国のほうが45.9%という状況になっております。

以上です。

○**小渡良太郎委員** ありがとうございます。

私も会社で年に1回、この健康診断を受けるんですけども、がん検診が、例えばオプションだったりして、面倒くさいからやらないとか、私自身もちょっと反省しないとイケないかなど。今回質問の聞き取りをやりながら感じたところではあるんですけども、沖縄県民の死亡率の、そんなに無視できない高い割合をがんが占めているという部分もあって、本来であれば、事業を行う中で、受診率をもっと上げていかないとイケないのかなど、私自身受けていない点も含めて感じるんですが、この受診率アップに関しては、基本的に市町村の事業ですから、市町村がそれぞれやっていると思うんですけども、全県的に低いのであれば、県としても、やっぱり一受診率アップのためのCMとかを拝見したことがあるんですけども、今のやり方のままで現状のものしか得られないというところも言えるかなと思いますので、県民の意識啓発という部分について、取組はされていると思うので、課題点とか、もう少しこうしたほうが上がるんじゃないかというようなアイデア等もあれば、それも含めて見解を教えてください。

○**國吉聡健康長寿課長** ありがとうございます。

確かに、がん検診の周知、啓発の不足がまだある

のかなと思っています。

具体的に言いますと、やっぱり検診の重要性というのが、まだ十分伝わっていないのかなと思っています。

部位別で見ますと、沖縄県で一番多いのが大腸がんでありますし、男性では一番多い、女性も2番目に多いというような状況。

それから、検診方法は内視鏡とかまでではなくて、検便だけで大丈夫だよというような、検診方法などもしっかり周知して行って、受診を勧奨していくことが必要なのかなと思っています。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

昼も終わっているので話せるかなと思いますが、検便についても、2日に分けて2回、2日に分ける必要はないかもしれないんですけど、2回に分けてやらないといけないというのが手間と言う方もいます。

検査の精度を上げるためにどうしても必要というのは分かるんですけども、そういう点も含めて、検診の必要性、それだけ多く亡くなっているからぜひ早く——早期発見できればこうなるんだということを、今以上に充実強化をして、令和6年度以降図っていただきたいと考えておりますので、私もしっかり受けるようにしますから、事業展開をお願いしたいと思います。

最後、不妊治療に関してですね。これは事業があるわけではないんですけども、令和4年度に不妊治療が保険適用になったと思います。令和3年度まで、不妊治療に関するいろいろな事業をやられたと思うんですけども、行った分の予算が、どう変化をしたのか教えていただきたいと思います。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

令和4年の4月1日から不妊治療が保険適用となったことから、特定不妊治療費助成事業については、令和4年度は経過措置として、年度をまたぐ治療について1回のみ助成を行い、終了いたしました。

また、保険適用外となった不妊治療のうち、厚生労働省より先進医療として告示されている治療につきましては、令和4年度に先進医療不妊治療費助成事業を新設し、費用の一部助成を行うことで、子供を望む夫婦の経済的な負担軽減を図っております。

令和4年度の先進医療費の不妊治療の実績といたしましては、助成件数が456件、助成額が908万3000円となっております。

以上です。

○小渡良太郎委員 この不妊治療に関しても、私も最近3人目が生まれたんですけども、3人とも不妊治療で授かった子ということで、しっかりね、沖縄は一番充実しているんだというような県にしていきたいなという個人的な思いもあります。

保険適用になって取り組みやすくなったという部分はあるんですけども、やはり、高齢でも望んでいられる方は、保険適用になっている部分では不十分という声もよく聞かれます。

今お話しいただいた先進医療に関してしっかり助成をしているというところはあるんですけども、認知があまり広がっていないなど。産院とかでも、その話を聞いたという——これはあくまで肌感覚なんですけれども、知っているよという方もいれば、知らないから詳しく教えてくれというふうに、逆に聞かれることもあったりします。

令和4年度でやったということなので、今度は周知の部分で、産院だけに任せるんじゃなくて、もう少しこういうのもやっているからぜひ活用してくださいという形での、これも啓発をお願いをしたいと思うんですが、最後、答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○新里逸子地域保健課長 先進医療不妊治療費助成事業につきましては、事業開始時にホームページ等で事業を公開し、周知も行っております。

また、リーフレットやポスターなどを作成して、先進医療の不妊治療の実施医療機関や各保健所、不妊・不育専門相談支援センター、市町村などに配布をしております。

また、年度末には、申請に締切りがございますので、それも併せて、年度内に申請漏れが起きないようにということで周知を行っているところです。

引き続き周知徹底を図ってまいります。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

では、主要施策の143ページから157ページまでで、コロナを含む感染症についての対処について、今日の新聞にも感染症対策課の3課が統合というようなお話もありましたけれども、今後、コロナを通して、例えば設置をされた感染症研究センターであったりとか、感染症情報センターとかいうのは、どのような運用をされていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

令和5年4月1日付で衛生環境研究所内に感染症

研究センターが設置されております。

感染症研究センターは室長の下、研究主幹を配置し、疫学情報グループ2名と、それから、病原体解析グループ7名で構成されております。

さらに、病原体グループはウイルスチームと細菌チームに分かれて構成をされております。

また、感染症の詳細を把握するために、これまで衛生環境研究所内で別々だったその疫学情報分野と検査分野を統合して、今、相互連携を図っているところです。

また、次世代シーケンサー等を用いた高度技術による病原体解析を実施しているところでございます。

さらに、公衆衛生人材の育成のために、国立感染症研究所が令和5年度から一部の協力自治体において研修を展開する実地疫学専門家養成コース、FETPと申しますけれども、その拠点を沖縄県と大阪府で今本格的に運用を開始しており、感染症研究センターではこの研修制度と連携をしているところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今、その感染症ということに関して言うと、コロナであったりとかインフルエンザであったりとか、こういったものも含めていろいろなものへの取組をするという認識でよろしいでしょうか。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 新型コロナの経験を踏まえまして、今後新たな感染症も発生することも想定されます。

将来的な新興感染症等の発生及び蔓延に備えまして、令和4年12月に改正された感染症法に基づいて、今県では連携協議会というものを設置をしております。そこで既存に代わる沖縄県感染症予防計画の見直し作業を行っているところです。

この計画の中で保健所設置市の那覇市とか、あと沖縄県医師会、それから、医療機関、薬剤師会とか、いろんな関係機関との連携を強化するとともに、今、先ほど申し上げました感染症研究センター内の設置もしていますので、そういったところと連携をしながら、新しい感染症に対する体制も整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員 とてもありがたいなと思っておりますが、先ほど大体10人ぐらいの配置がなされるのかなという感触ですけど、例えばこの人的なものとの交流というのがあるじゃないですか。例えば県の職員

で、行政職であれば、いろんなどころに異動すると思うんですけど、例えば、ほかの課とか、ほかの部局、もしくは民間であったりとか、例えば病院事業局であったりとかですね、こういったところとの交流というのなされていくものなんでしょうか、人材的にです。

○糸数公保健医療部長 新しい感染症研究センターですけれども、その検査能力、それから疫学調査についてしっかりとした専門的な研修を東京の国立感染症研究所と連携しながら進める体制が今つくられています。

今後の展開ですけれども、今回のコロナで各保健所ごとにその感染症対応能力が、やはりもっと強化されるべきだろうということで、例えば保健師さんのような技術職の方は、今保健所を異動していますけれども、感染症研究センターのほうにもいてもらって、そこで少しトレーニングを受けた人がまた保健所に戻るというふうな、今の時点では県の機関の中でのローテーションというのは必要ではないかという議論をしているところです。

それから、実地疫学専門家の研修という2年間のコースで、これは国がしっかり定めたトレーニングコースを沖縄県の衛生研究所でもできるようにしているんですけども、そこでの募集は医療機関、県立病院の先生だったりとか、民間病院の看護師さんだったりとか、外からの研修をするということも可能ですので、人材育成について外にも開いた形で、なおかつ県内全体の感染症対応の力をもっと上げるための拠点のようなセンターになることを期待しています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

多分このコロナもそうですけど、ほかの感染症に関しても、特に沖縄、南の県ということもありますので、ぜひ沖縄が本当に主たるところとなつてですね、いろんなどころに人材を派遣する、そういったセンターになったらいいなというふうに感じました。

よろしくお願いします。

感染症と言えば、最近ちょっと気になっているのが性感染症ですけれども、これはよく報道でも非常に多い数を取り沙汰されていますけれども、その予防に関しての取組ですね。

それとあと、県民へのアナウンス、これはすみません、保健医療部だけではなくて、多分学校教育等々にも関わってくると思うんですけども、この辺はどのように行われているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

性感染症の予防の周知につきましては、まず、令和5年6月1日から7日までのH I V検査及び検査普及週間及び12月1日の世界エイズデーに合わせて、各保健所では、商業施設やそれから大学にてパネル展示、ポスター掲示、それから、パンフレットの配布等のH I V等性感染症に関する啓発活動を実施しております。

また、県で作成したH I V等性感染症の感染防止等啓発に関するリーフレット及びポスターを高等学校、大学、それから、医療機関等、今年は234か所に配布して、周知をしているところでございます。

それから、県ではそういった週間とか、エイズデーとかの行事に合わせて、県内の性感染症の状況をプレスリリースを行ったりして、マスコミを通して県民へ周知を図っているところでございます。

また、県ホームページと、それから、令和5年12月1日からR I C C Aも活用して、情報を掲載して、県民のほうに周知を行っているところでございます。

学校に関しても、こちらでつくったリーフレット等を配布して、そちらのほうから各教育現場に配布するよという依頼はしているところでございます。

○新垣淑豊委員 もちろんですね、かからないというのが一番いいと思うんですけど、病気はどういうところであつるか分からないものですから、そこは確率を減らすためにも、まずは、学校、中学校、高校、こういったところのお話も、ぜひ取り組んでいただきたいなということで、これは教育委員会がやることかもしれませんが、これも横の連携ということでお願いをしたいと思います。

ありがとうございます。

次ですね、161から165ページと182から185ページなんですけど、僻地・離島の医療についてなんですけど、大体こういう課題があるよねというのは多分これまでもあったかと思いますが、例えばこの令和4年度、もう令和5年度も半ばを過ぎていますが、何か新しい課題だとか、もしあればお聞かせいただきたいなと思っています。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

離島・僻地に限ったことではないかもしれませんが、今年度ですね、医師確保の計画の改定年度でございます、その改定作業を行っていく中で医師確保の課題としましては、地域偏在は継続していると

いうことがありますし、特に小児科の医師につきましては、実数としてちょっと減少しているということもありますので、そこについては大きな課題だというふうな形で認識しているところでございます。以上です。

○新垣淑豊委員 今ちょっと小児科というお話がありましたけど、例えば島によっては出産がなかなかできないよというところも増えているかと思いますが、そこもちょっと今どうい状況なのか。例えば、この辺からはどうしても本島に行かなくやいけないとかですね、大きな離島ですね、宮古島だったりとか、石垣島とか、そういったところに行かないといけないという環境って今どうなっているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○古堅宗一朗医療政策課長 今、委員お尋ねのお答えになるかどうかですけど、今おっしゃるように、基本的に大きい離島、宮古、八重山、県立病院があるようなところとですね、本来ならば久米島のほうも公立の病院がありますけど今、いろんな要因で止まっているようですけども、大きいところはそういう対応で、小さな離島については本島の大きいクリニック、病院等へ来ていただくような形になっているかと思いますが、個別のケース、ちょっと細かいところまでは、すみません。

以上です。

○新垣淑豊委員 たしか民間病院でも産婦人科の減少というのも結構な課題になると思うんですね。

沖縄県内での大きな課題は医療人材の確保ということで、この辺りをしっかりと確保するために、例えば先ほどおっしゃっていた小児科、産科、こういったところを確保するために何か施策は打たれているのか。そのような施策があれば教えていただきたいと思います。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

沖縄県の小児科医を育成する施策としましては、琉球大学医学部のほうに一般枠で入学した学生も含めて、小児科の学部でいうと5年生、6年生のときに小児科を専攻する医師に対しては、修学資金の貸付けを行っております。

また、特定診療科医師ということで専攻医の課程について、小児科の医師を希望する専攻医の地域枠の医師につきましても、修学資金の貸付けを行いまして、小児科の医師の確保を行っているところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 今の貸付けというお話でしたけど、これは何か、例えば就業するとなると、返済が不要とかということになるのでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

指定医療機関がございまして、北部、離島の25の病院と離島診療所について、貸与期間に応じて勤務を行っていただきますと、返済が免除になるというところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

あとは、これはどうやって差をつけたらいいのかというのが分かりませんが、例えば重点的に必要なところに関しては、人材確保というのは、基本的に給与であったりとか、そういうのも出てくるのかなと思っています。この辺も、今後、多分しっかりと話をして議論していかなければいけないことなのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、さっき午前中ですね、比嘉委員からもありましたけども、やはり沖縄県内の医療人材の輩出体制というのは、県立病院、特に中部病院は非常に重要だということは、もう今までもいろんな委員もお話ししていますし、多分当局の皆さんも共有しているお話だと思うんですけども、これは、保健医療部なので、県立病院のことはちょっとなかなか触れられない、大枠でしかお話できないというところがあると思いますが、やはり人材の輩出という点での中部病院の在り方、あと、中部圏域、例えばこれから高齢化をしていく、その中でやっぱり医療が必要になってくるという方々もいらっしゃるかなと思うんですね。それも含めて、11月議会でも少し触れたんですけども、中部病院の建て替えのお話とか、こういったこともしっかりと全体の計画も含めて、やっていただきたいなというふうに思っています。沖縄の過疎地域であったり、離島の問題というのも、多分共通すると思うんですね。一度、人が離れてしまうと、そこに人をまた招く、そこに住んでいただく、そこに勤めていただくというのは、私はもうとても苦勞するし、何倍ものお金がかかると思うんですね。だから、今のうちにしっかりと計画を立てていただく、ある程度の予算確保をしていただくというところは、とても重要なことだと思っております。

これはぜひ保健医療部として、この県立病院の在り方というのも、一緒にまた今後もちょうと議論を

させていただけたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○末松文信委員長 石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、よろしくお伺いいたします。

沖縄振興特別推進交付金を令和4年度も活用した事業は多くなさっていると思いますけれども、その事業総数と総予算額、また、執行額、不用額、執行率並びに令和5年度の総事業数と予算総額と執行状況、また、令和6年度の事業数、予算確保の見込み、新規の事業等も検討されているのか、お伺いいたします。

○山里武宏保健医療総務課長 お答えします。

令和4年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した事業は、県立病院医師確保支援事業など11事業を実施しており、予算の総額は11億3278万7000円、執行額10億1603万3904円、不用額1億1675万3096円、執行率は89.7%となっております。

令和5年度では10事業を実施して、11月末時点においては、予算の総額11億9553万円、執行状況については、契約額及び交付決定額ベースで10億8311万3458円、執行率90.6%となっております。

令和6年度については、要求額を今精査中ですが、所要額の確保に向けて、今、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 新しい、また新規事業等は検討されていないのでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長 まだ、それも含めて検討中でございます。

すみません。

○石原朝子委員 執行率については90%、令和4年度が89.7%、5年度が90%、高い執行率だと思いますけれども、なるべく執行率をもっと高くしていただいて、予算確保は難しい現状ですので、この交付金を使ってしっかりと住民サービスに充てていただきたいなと思っております。

関連して、主要施策の事業の中にもこの交付金を活用した事業がございまして、この主要施策に載っていない事業で、交付金を活用した離島診療所代診医支援事業というのがあるかと思っておりますけれども、その事業の実績と効果、課題等について答弁をお願いいたします。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

まず、事業の概要から説明させていただきます。

この離島診療所代診医支援事業でございますが、これは離島の医療体制を確保するために診療所に配置された医師が研修とかに参加することで、不在となる期間に医療政策課のほうで配置をした2名の代診医を派遣する事業となっております。

令和4年度の予算額が3671万円に対しまして、決算額が3647万7000円、不用額が23万3000円となります。

事業効果でございますが、12診療所において147日の代診を行い、医師が不在となる期間が生じないような形で医療提供体制を確保しているところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 代替医師2名ですけれども、この2名の医師で十分、この12か所を回すことが、今現在できているのでしょうか。

○川満孝幸医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長 お答えいたします。

実は代診業務はこの2名の医師とは別に、へき地医療拠点病院、これは県立の、例えば北部・中部・南部・宮古・八重山、全部で5病院なんですけど、これとか、あと、琉球大学病院とか、浦添総合病院、そこでも代診業務を行っております。

もう一つが、へき地医療支援機構に委託を行って代診業務を行っておりますので、その3つの機関を複合的に活用することによって、離島診療所における医療提供体制を確保しているところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。

ありがとうございます。

では、続きに入りますけれども、ハブ咬症治療体制整備事業というのが、令和3年から令和4年の予算が倍増されていた事業なんですけれども、この事業実績、効果、課題等をお聞かせ願えますか。

○中村章弘衛生薬務課薬務専門監 お答えします。

まず、予算のほうですけれども、令和4年度のハブ咬症治療体制整備事業の予算額は2811万5000円で、決算額は2776万6897円、執行率は98.8%となっております。

令和4年度の事業実績としましては、ハブ抗毒素を67本を購入しまして、県内25の医療機関に定数として118本を配備しております。

また、蛇にかまれた際にハブ毒の有無と種別を判別する、迅速ハブ毒判定キットの開発に係る研究を実施しています。

課題としましては、ハブ抗毒素は沖縄県と鹿児島県のみで使用される需要の少ない不採算医薬品であることから、単価が平成28年度の8万8691円から、令和4年度は19万7693円と2倍以上に高騰していることが挙げられます。そのため、期限切れによる廃棄本数の抑制を図るために、医療機関への配備本数の見直しや、これまで各保健所で備蓄管理していた予備在庫を卸業者の委託管理に変更するなどして、効率的な配備に取り組んでおります。

以上です。

○石原朝子委員 ちなみに、このハブの咬症、ハブにかまれた事故というのは現在ありますでしょうか。

○中村章弘衛生薬務課薬務専門監 お答えします。

直近の3年間のハブによる咬症被害者数につきましては、令和2年が54名、令和3年が49名、令和4年が66名となっております。

以上です。

○石原朝子委員 これは増えた理由とかというの、原因等、どういうふうに捉えていますでしょうか。令和3年が49名、令和4年が66名と。

○中村章弘衛生薬務課薬務専門監 過去10年の、ハブの咬症被害の発生状況を見ますと、おおむね49名から70名台というところで推移しております。この範囲内でありまして、殊さらに増えたというよりは、この咬症件数がこの人数内では推移しているというような状況でございます。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。

ぜひ、またこの予防についても広報活動、周知徹底していただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、令和4年度11月補正で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業というのがあったかと思えます。

医療施設等の事業を継続する、支援するための経費があったかと思えますけれども、その事業の実績、効果と課題等がありましたら、答弁をお願いいたします。

○古堅宗一朗医療政策課長 お答えいたします。

令和4年度のこの事業の実績ですけれども、補助対象施設2753施設、そのうち1211施設に対して補助金を交付いたしました。

補助金の補助総額としましては、3億1446万2000円となっております。

効果としましては、医療施設の経営負担が一定程度軽減されたという声も聞いておりますし、我々もそのように考えております。

ただ、課題としまして、今説明しましたとおり、執行率が若干71.4%ということでございまして、この原因等を確認しましたところ関係機関のほうからは、申請方法が簡素化できないかとかですね、そういう改善点等もありました。

これ、今、令和4年度の事業の実績として説明いたしましたけど、その後、令和5年度の事業の実施の際には生かすように、フィードバックできるようにということで事業を進める参考にしております。

以上でございます。

○石原朝子委員 執行率が71.7%、申請した数が1200施設、残りの施設に関しては令和5年度で申請し、実施されているということでしょうか。

○古堅宗一郎医療政策課長 まずは、すみません。71.7%ではなく71.4%です。

今お尋ねのその後、令和5年度のほうで拾ったのかというような意味合いのことでしたけど、これは令和4年度事業としては恐らくといいますか、申請をしてこなかったところは対象となっておりますので、この数になっていると。ここは一因としましては、同時に市町村からの補助事業もあったものですから、こちらのほうで同時申請、同時交付はできないので、市町村の事業をやったところについては、それを選択された施設もあると聞いております。あとはいろいろな要因が考えられますけれども、手続が煩雑で申請しなかったところも一部あったようにも聞いております。

その上で、令和5年度は、基本的にはほぼ同じ対象施設で、令和5年度に入ってから負担分についての補助ということになっておりますので、そういう意味で別の事業ということになります。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。

では、令和5年度は令和4年度の課題を踏まえた上で、しっかりと執行率を上げていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○久高潤衛生業務課長 すみません、もう1点、重点支援地方交付金を活用した事業がありますので、その説明をしたいと思います。

衛生業務課が所管する事業でございます。

令和4年度に生活衛生事業者支援事業を実施しております。これは、いわゆる銭湯と呼ばれる普通公衆浴場に対して、燃料高騰分について支援を行ったほか、クリーニング、美容理容関係団体が行う物価高騰対策への支援を行いました。

この事業実績ですけれども、1施設3団体に対し248万6000円を補助し、予算執行率は補助額ベースで67%となっております。

事業の実施により、普通公衆浴場に対しては燃料代の負担軽減になりました。また、クリーニング、美容理容事業者に対しては、物価上昇に伴う支援策の周知、これは既存の支援制度がありまして、融資制度とか経理、税務の相談窓口があるんですけども、そちらの活用促進に効果があったと考えております。

課題といたしましては、普通公衆浴場につきましては、物価統制令がありまして価格転嫁が困難であることから、令和5年度においても、引き続き補助を行う予定です。

○石原朝子委員 分かりました。

令和5年度はしっかりと執行率を上げていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○末松文信委員長 以上で、保健医療部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等について議題といたします。

総括質疑については、昨日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、1月16日火曜日、正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっております。

また、決算特別委員の皆様は、1月17日水曜日に総括質疑の方法等についての協議を行う予定となっ

ております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

土木環境委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月12日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後3時7分
場所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和5年 令和4年度沖縄県一般会計決算
第4回議会の認定について（環境部所管分）
認定第1号
- 2 決算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	呉屋 宏
副委員長	下地 康教
委員	仲里 全孝 座波 一
	玉城 健一郎 瑞慶覧 功
	新垣 光栄 崎山 嗣幸
	島袋 恵祐 比嘉 瑞己
	赤嶺 昇 照屋 守之

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

環境部長	多良間 一弘
環境政策課長	仲地 健次
環境政策課副参事	小川 均
環境保全課長	知念 宏忠
環境保全課基地環境対策監	横田 恵次郎
環境整備課長	久高 直治
自然保護課長	出井 航
自然保護課 生物多様性推進監	東盛 舞子
環境再生課長	與那嶺 正人

○呉屋宏委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長の出席を求めています。

まず初めに、「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会認定第1号の決算事項調査についてを議題といたします。

環境部長から環境部関係決算事項の概要説明を求めます。

多良間一弘環境部長。

○多良間一弘環境部長 それでは、環境部の令和4年度一般会計決算の概要について、ただいま表示しております令和4年度歳入歳出決算説明資料（環境部）に基づいて御説明いたします。

まず初めに、歳入決算の状況につきまして御説明いたします。

ただいま表示しました1ページ目を御覧ください。

環境部所管の歳入は、使用料及び手数料、国庫支出金、それから2ページ目の財産収入、繰入金、諸収入、県債の6つの款からなっております。

1ページ目、1行目の予算現額の欄を御覧ください。

環境部所管の歳入の合計額は、予算現額（A）は30億8321万8000円、調定額（B）は27億3838万8151円、うち収入済額（C）は26億5477万8207円であり、収入未済額（E）は、8360万9944円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、96.9%となっております。

次に、款ごとの歳入について御説明いたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額3593万3000円に対し、収入済額は5119円であり、動物愛護管理センター等に係る土地使用料であります。

その3行下の（項）証紙収入につきましては、予算現額3592万9000円に対し、収入済額が0円となっておりますが、実際の収入済額は3587万3100円となっており、これにつきましては、出納事務局におきまして取りまとめ計上されることとなっております。

次に、（款）国庫支出金は、予算現額27億1113万円に対し、収入済額は23億590万7465円であり、主なものは、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る地域環境保全対策費補助金及び外来種対策事業や、世界自然遺産保全・適正利用推進事業などに係る沖縄振興特別推進交付金であります。

次に、ただいま表示しました2ページを御覧ください。

さい。

(款) 財産収入は、予算現額1万6000円に対し、収入済額は1万5904円であり、その内容は、環境保全基金利子及び産業廃棄物税基金利子の財産運用収入であります。

(款) 繰入金は、予算現額1億3652万円に対し、収入済額は1億2937万9111円であり、その内容は、産業廃棄物税基金繰入金及び、環境保全基金繰入金であります。

(款) 諸収入は、予算現額701万9000円に対し、調定額は1億228万552円、収入済額は3927万608円あります。

収入未済額が8360万9944円となっておりますが、その内容は、西原町及び読谷村内における産業廃棄物の不適正保管に係る行政代執行による撤去・処理を行ったことに対する求償費用の収入未済額であります。

次に、(款) 県債は、予算現額1億9260万円に対し、収入済額は1億8020万円であり、その内訳は、動物収容・譲渡拠点施設整備事業、自然公園施設整備費及び電動車転換促進事業であります。

次に、歳出決算状況について御説明いたします。

ただいま表示しました3ページを御覧ください。

令和4年度の環境部所管の歳出は(款) 衛生費からとなっております。

1行目の予算現額(A)欄を御覧ください。

予算現額(A)は52億3155万3961円、うち、支出済額(B)は44億6918万1225円、翌年度への繰越額(C)は0円、不用額(D)は7億6237万2736円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は、85.4%となっております。

次に、不用額7億6237万2736円のうち、(目)で主なものについて御説明いたします。

不用額(D)欄の上から4行目になります。(目) 環境衛生指導費の不用額5億8120万6228円は、主に海岸漂着物等地域対策推進事業において、軽石の回収量が想定を下回ったことによる執行残となっております。

下から2行目になりますが、(目)の環境保全費の不用額5531万5074円は、主に電動車転換促進事業における電動車調達の入札残及び充電設備設置工事の執行残によるものであります。

一番下の行になりますが、(目) 自然保護費の不用額、8470万6444円は、主に外来生物侵入防止事業費において、公有水面埋立事業における埋立用材に係

る外来生物の侵入防止に関する条例、通称、土砂条例とっておりますけれども、これに基づく届出がなかったことによるものであります。

以上をもちまして、令和4年度の環境部一般会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○**呉屋宏委員長** 環境部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願ひます。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱いについては、昨日と同様に行うこととし、本人の質疑時間中に総括質疑の提起を行ってください。

本日の質疑終了後に協議を行います。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩します。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の申出があった。)

○**呉屋宏委員長** 再開します。

島袋委員から質疑時間の全てを比嘉瑞己委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は、着席をする必要がありますので、御承知おきください。

それでは、これより直ちに環境部関係の決算事項に関する質疑を行います。

玉城健一郎委員。

○**玉城健一郎委員** よろしくお願ひします。

主要施策のところから質疑させていただきます。

主要施策の一番初めのところですが、基地周辺環境対策推進事業についてですけれども、こちら説明のところでは返還予定の基地周辺15地点での地下水調査を行ったということですが、この調査の状況と評価項目をお伺ひいたします。

○**横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** お答えいたします。

県では、米軍基地が返還された際に、国内で使用等が禁止されているものの基準値等がない化学物質等による環境保全が懸念されることから、米軍基地

環境調査ガイドラインを策定し、国に対し、跡地利用推進法で対象としていない化学物質について調査を実施し、汚染が確認された場合は、支障除去の対象とするよう提案しているところであります。

そのため、米軍基地が返還された際に、国に対し、調査を求める化学物質について検討するためのデータを蓄積する必要があることから、返還予定の4つの基地周辺14地点と、対象区として、既に返還された地点1地点、合計15地点で水質調査を実施しております。

令和4年度は専門家の意見を踏まえ、現在、国内で使用が禁止されている国内法使用禁止等物質、化審法の第一種特定化学物質になるのですが、これらのうちの14物質について調査をしており、ディルドリン、ヘキサクロルが15地点全てにおいて検出されております。

次いで、クロルデン、 β -ヘキサクロシクロヘキサンが14地点で検出されるなど、多くの地点で農薬成分等が検出されております。

また、米軍基地内で国内の地域と比べて相当量が使用されていることが懸念されている基地内相当量使用物質等のうち、専門家ヒアリングで注目すべき7物質について調査を実施しており、弾薬成分であるRDXのみが4地点で確認されております。

返還予定の基地周辺における湧水等においては、土地利用推進法で対象となっていない化学物質等が検出されていることから、地下水の調査を継続して、データの蓄積を図り、基地の返還時には返還跡地の適正かつ円滑な浄化につながるよう、これらの調査結果を示しながら国に対応を求めていくこととしております。

なお、ガイドラインでは、国内法使用禁止物質等については、汚染の可能性があるとした化学物質の有害性情報に関する既往の研究結果を収集整理し、管理目標を策定した上で対応することを提案しております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

基地周辺での跡地を返還された後の利用も踏まえた上で、今の汚染状況どういったものがあるのかということを探りながら、その中で跡地、支障除去の中で規定されていないものを県として検出して調べていて、それを国に対して、これを今後、検出されたものに対しては対象にするようにということと今やっているということですが、今何項目か検出されていると思うんですが、これを踏まえた上で、国に対して要請は、相手側はどのような

対応なのでしょう。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

以前に検出されたDDTですけれども、そういった事例があったことから、返還跡地において、国に対して調査をすることを求めたところ、実際にその調査項目として調査を行ったという事例がございます。

○玉城健一郎委員 引き続きこの対策を行ってほしいのと、PFASも今のところ支障除去の項目に入っていないというふうに認識しているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 現在、支障除去の対象物質とはなっておりません。

○玉城健一郎委員 この説明の中ではPFASは入っていませんけれども、今後このPFAS自体も世界的に大きな問題になっている状況の中で、PFASも支障除去の項目の1つに入れるべきだと思いますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 PFAS等につきましても、土壌汚染が確認された場合は、支障除去の対象として求めていく必要があると考えておりますので、基地が返還された場合は基地周辺の水質調査等の結果を踏まえて、意見を出したいと思っております。

○玉城健一郎委員 では、引き続きよろしくお願いたします。

続きまして、普天間飛行場周辺でのボーリング調査を行ったということですが、このボーリング調査の状況いかがでしたでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

普天間飛行場周辺の湧水等で有機フッ素化合物が検出されていることから、県では令和3年度に専門家会議を立ち上げ、汚染源特定のための検討を開始しております。

令和4年度は地下水流向等を把握するため、普天間飛行場の上流側2地点と下流側の2地点の計4地点でボーリングコアの土質等について調査を実施するとともに、ボーリング孔を観測井戸として利用し、地下水及び水質を調査しております。

土質等の調査では、地質の分布状況を把握するとともに、有機フッ素化合物の特性から、有機物に付着しやすいが石灰等におけるデータがないので、地下水面以深の石灰岩について付着状況を確認する必要があるとの専門家の意見を踏まえてボーリングコ

アの分析をしたところ、4地点においてPFOS等は検出されず、石灰岩等への吸着は確認されませんでした。

水質調査については、下流側1地点においてPFOS、PFOAの合計が最大で1000ナノグラムパーリッターの値が検出されております。

上流側2地点及び下流側1地点では、いずれも暫定指針値50ナノグラムパーリッター以下でありました。

県では、引き続き専門家の意見を伺いながら、有機フッ素化合物の汚染源特定に向けて努めてまいります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

こちらPFOSのボーリング調査ということで伺いましたけれども、1地点では1000を超えるPFOS数値が出ていて、残り3地点では50ナノグラム以下だということですが、下流側では50ナノグラム以下が1か所と、上流側でのPFOSの検出状況はいかがでしょうか。

どのような状況になっておりますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

普天間飛行場の上流側の地下水等につきましては、ほとんどの地点で暫定指針値以下となっております。

○玉城健一郎委員 暫定指針値以下なのですから、実際どれぐらいの数値なのかというのを、もし分かったら教えてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 ボーリング地点での調査結果といたしましては、上流側の1番目が最大で37ナノグラムパーリッター、2か所目が6.1ナノグラムパーリッター、下流側の1地点につきましては最大で15ナノグラムパーリッターとなっております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

恐らくこの状況というのが、この普天間の地下水の水脈の状況によっていろいろ分布が変わってきていると思うので、その辺り、今回4地点ボーリング調査をしたということですが、しっかりと詳しく調べていただいて、どういう状況なのかというのは宜野湾市とも連携しながらやっていただきたいと思います。

続きまして、同項目の中で行政職員向けの研修会の内容と対象者をお伺いいたします。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

本県では、沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン

で、返還跡地における支障除去等に向けて住民参画が重要であると提案していることから、国、県及び市町村の環境部門、基地渉外部門等の職員を対象にリスクコミュニケーションを開催しております。

研修内容は、返還跡地の支障除去に向けた住民参画の重要性について座学で学び、返還跡地等において環境汚染が確認された場合を想定して、住民参画を企画する際の考え方や住民説明会等の広報などをロールプレイングで学ぶものとなっております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

ということは、この返還跡地の項目のレクチャーということですね。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、項目を移ります。世界自然遺産保全・適正利用推進事業ですね。こちら北部のほうでの世界自然遺産の保護の部分の項目だと思います。そこで少しお尋ねいたしますけれども、本島北部及び西表島でのオーブツーリズムというのがいろいろ課題になっていると思いますけれども、その辺りの対策はどのように行っておりますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えいたします。

西表島では、世界遺産委員会からの要請事項であります観光管理に対応するため、令和2年1月に策定しました持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画を改定し、令和5年3月に世界自然遺産地域連絡会議西表島部会において西表島観光管理計画を策定しております。

この計画では、観光管理の全体目標や各主体の責務と行動指針、遺産地域内外におけるそれぞれの管理方針と管理項目などを定めております。

具体的には、西表島における持続可能な観光を実現するため、関係機関における遺産地域内ではエコツーリズム推進全体構想におけるフィールドの利用制限や特定自然観光資源の指定による立入制限の実施、あと遺産地域外では、西表島への入域観光客を年間33万人、1日当たり1200人と設定して、入域観光客数の平準化に向けて情報発信などをし、利用集中を緩和する取組等を進めているところでございます。

一方、沖縄島北部では自然環境の保全と地域活性化の両立を図るため、令和2年2月に世界自然遺産地域連絡会議沖縄島北部部会において、沖縄島北部における持続的観光マスタープランを策定しております。

この計画では、沖縄島北部における持続的観光の

目標、また目標達成に向けた5つの基本方針や主な取組について定めており、関係機関は、同計画に基づいて遺産登録が地域経済の持続的発展へ寄与する仕組みづくりや遺産周辺地域への計画的誘導などに取り組んでいるところです。

○玉城健一郎委員 御説明ありがとうございます。

西表のほうでは、この総数だったり、そういったところ、オーバーツーリズム対策を行っているということで、北部のほうはこういったこの数的なものというよりも、その保全とかっていう部分では、数的な規制というのは考えていないという認識でよろしいでしょうか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 北部については、陸続きというところもあって、全体の入域観光客がなかなか把握できないというところがあります。

そこで、今現在はちょっとその数というところは設定していないところでございます。

○玉城健一郎委員 いずれにせよ、やはりこの世界自然遺産になると、観光客とかが増えてきていて、やはりいろんな方たちが入ってくるっていうのは当然のことだと思いますので、しっかり注視しながら、西表は入ってくるところで、出入口が一緒なので管理はしやすいと思うのですが、特にヤンバルの場合はなかなか難しいってところはもちろんあると思うのですが、やはり注視しながらやっていただきたいと思います。

次に移ります。ジュゴン保護対策事業費に行きます。こちらのジュゴンの保護、北部のほうでのジュゴンのことになるのですが、ジュゴンの生息状況の調査っていうのをやっていると思いますけれど、この調査はどのような状況でしょうか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 本事業では、沖縄周辺海域に生息するジュゴンの保護を目的として、平成28年度からジュゴンの生息状況調査や保護対策の検討、普及啓発を実施しているところです。

ジュゴンの生息状況調査については、県は主に沖縄島周辺海域で実施しております。なお、環境省は主に先島諸島周辺海域で実施しております。県の令和4年度調査では、令和4年9月に伊是名島周辺海域、同年11月に古宇利島、屋我地島周辺海域の海草藻場においてジュゴンのはみ跡が確認されております。また、令和4年6月に伊良部島、同年7月に名護市久志の沿岸において採取された大型海産草食動物のふんからジュゴンのDNAが検知されております。

す。

このように沖縄島及び先島諸島の周辺海域でジュゴンの生息を示すはみ跡やふんが確認されておりますが、ジュゴンの生息は不明な点が多いことから、生息状況調査を継続して情報を蓄積する必要があると考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

こちら、よく環境団体の方とかが言っている、この環境DNA、水だったりとか土壌とかから個別的なジュゴンの生息とかそういったものを調べる手法などがあるんですけど、それは取られているという認識でよろしいでしょうか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 過去に海水からのDNA調査を行ったのですが、何も検出できなかったという結果がございました。

それで令和4年度から海水のDNA調査はしておらず、ふんが採取されましたので、ふんのDNA検査というところを行ったところです。

○玉城健一郎委員 分かりました、ありがとうございます。では、次に移ります。

最後、動物救護事業ですけれども、こちら、新しい施設での年間の施設利用者数をお伺いいたします。

○出井航自然保護課長 令和4年10月からこちらの譲渡推進棟になりますけれども、10月から稼働しておりまして、10月から令和5年3月までの施設利用者数は819名、月平均で約136名となっております。

なお、今年度につきましてはSNSなどを活用した情報発信、それから日曜日を開所日として設定したということから、令和5年4月から令和5年12月までの利用者数は2251名、月平均約250名と増加しているところです。

○玉城健一郎委員 結構この中心地から離れている地域にあったので、利用者数っていうのが少し気になっていたのですが、ある程度の利用者が出ています。

ここで施設利用者とか愛護団体からの声とかって、アンケートは取っていますか。もしアンケートを取っているなら、どのような要望があるのか御紹介いただければお願いいたします。

○出井航自然保護課長 こちらのハピアニおきなわ譲渡推進棟のほうでは、特にアンケート調査というものは実施しておりませんが、例えば動物愛護管理センターでは登録ボランティアの皆さんと毎年、定期的な会議を実施して意見交換を行っております。また、相談についても随時受け付けているところです。

昨年度の実績を踏まえ今年度あった要望として、例えば昨年度は土曜日、日曜日は開けていなかったものですから、そちらも開けてもらいたいという要望もあったことから、今年度少し試験的に日曜日のほうを開けたりというようなことですか、あとは、例えばこの譲渡推進棟に関するものではないのですが、今現在県のほうで取り組んでいる様々なボランティアさんに対する支援事業に対してこういうメニューができないとか、そういうものを随時意見として承って、反映できるものは反映しているということでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。

施設、特に愛護団体の皆様にすごい助けられてこういった施策っていうのは支えられていると思いますので、ぜひしっかり話を聞いてほしいということが1点と、また、条例の制定の件もありますので、しっかりこういったところと密に連絡を取りながら、また彼らはかなり当事者意識も高いですので、ぜひともよりいい政策になるように私たちも応援していますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○呉屋宏委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 今データを送りましたので、よろしく願いいたします。

私のほうは令和4年度の主要施策のほうから質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、自然保護課が所管しております世界遺産の保全と適正利用の推進事業からお願いいたします。先ほども玉城委員からありましたので、その内容については皆さんの取組、観光管理の計画とかいろいろな取組に従事されて、本当に感謝申し上げます。それだけ今、この自然の保全というのが今、県民が一番望んでいる施策だと思っております。貧困対策もあるんですけども、次が、県民の意識調査の中では沖縄の自然を守っていただきたいという思いが沖縄県民は強くて、今この世界遺産を活用しながら経済を推進すると、相反することを同時にやっていくっていうことは大変なことだと思っておりますので、皆さん苦勞されていると思いますけれども、しかし、これを推進していかないと沖縄の発展はないと思っております。

そういった中で、先ほども説明があった、この自然を保護する立場で、私の立場からするともうこれ以上ホテルとか自然を壊すような開発許可とかっていうのは、もうある程度入域の制限とかはあったのですが、もうそろそろ制限したほうがいいのではな

いかなと思っているんですけども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○出井航自然保護課長 環境部では、従来その大規模な開発などについては環境影響評価法、それから赤土等流出防止条例などに基づくその適正な審査、そういったものを行っておりますし、また、他部局が所管する公有水面埋立法に基づくその申請に係る照会などがあった場合には、環境部として意見を述べたりしながら無秩序な開発の抑制、それから環境の保全というものに取り組んでいるところです。

また、自然保護課のほうにおいては自然環境の保全や風景の保護、それから鳥獣などの保護のために、その目的に応じ地域指定などを行い、開発行為というものを抑制するというところで自然環境への影響をできるだけ小さくするというようなことに取り組んでいるところです。

○新垣光栄委員 今、このオーバーツーリズムがあるのでですけど、入域の制限とかいろいろな問題がこれ以上ヤンバル地域、沖縄県は世界遺産の周辺というのはバッファゾーンが狭いもんですから、守るべきところですね。海外ではもう土地が広いもんですから、バッファゾーンを大きく持つことによってある程度世界遺産、自然遺産も確保できると思うんですけども、沖縄の場合自然遺産というのはバッファゾーンが狭いもんだからすぐ世界遺産、自然遺産に影響すると思います。

そういった意味でも、もう今はホテル業界でも、もうこれ以上ホテルは造らせないほうがいいのではないかという意見も一部ではあるわけですよ。どんどん造らせることによって制限なしに、既存の届出、法律の下でやると、どんどん増えていくわけですよ。そろそろ沖縄県全体としてある程度の制限、今、入域制限を皆さんがやっているように、この開発の制限もそろそろ必要ではないかなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○出井航自然保護課長 先ほどお答えしたことと多少重なる部分もありますけれども、以前からその法に基づくそういう審査等により、ある程度その開発行為の抑制というのは図っているところです。

例えば、県独自では、法律以外でも赤土等の流出防止条例、それから環境影響評価条例など、そういったものを独自で整備して、そういった法を補完しながら、やはりその開発行為による環境への影響をできるだけ小さくしようというようなことに取り組んでいるところです。

ただ、一方で現行の国内法体系におきましては、

法律の規制を超えるような条例の制定というものは難しい部分ありますので、そこについてはやはり現行法令の適切な運用等を図りつつ、本県の自然環境保全というのを引き続き図ってまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

そういった意味でも法を超えられないので、法の範囲内で現行法を活用しながら守っていくってことは、真っ当だと思います。

それをまたしっかり取り組んでいただきたいと思いますとともに、今、沖縄の観光の状況で今度は予算的に結構相反することを——経済活動をさせながら自然を守っていく、相反することをやっているの、その相反する経済活動の活性化によって得た利益を還元して、また自然環境の保護に使っていただくという考え方の中で観光宿泊税が導入されると思っていますので、もちろん環境部としてもですね、観光宿泊税の中に、そういった自然環境を保護することでさらに経済発展させるために自然保護が必要だという思いの、この観光税導入に対して、しっかり活用していただけるように、そういった意見をこの観光税導入の使途のほうにしっかり盛り込んでほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○仲地健次環境政策課長 今、委員が御指摘の観光目的税ですか、これは今、庁内であったり観光部局のほうで検討しているところで、今後この税の使途というのが定まっていくと思いますが、今、庁内の中でも環境関連で使いたいという声は上げておりますので、これが実現できるように、また声を上げていきたいと思ひます。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、次、55ページと56ページの緑化のほうに行きたいと思ひております。

今、全島緑化県民運動推進事業、そして緑化木保全等で取り組んでいただいております。花に関しては、農林高校やいろいろなお花の——これから花のカーニバルも1月に実施されますので、取り組んでいただいております。地域にも花の配布とかがあって、大変助かっております。

そういった中で、今このデイゴ、アカギの被害が発生していて、デイゴに関しても、もう何十年となっていると思ひます。ハウオウボク、アカギに対しても外来の害虫処理ができていないということで、デイゴに関しては樹幹注入をやっているのですけれども、私は一時的に農薬を使って抑えたほうが、環境の影響も考えながら、住民の理解も得ながら一時的

に抑えたほうが、この環境負荷も少ないし住民の理解も得られると思ひているのですけれども、そのようなこの農薬の使用についての説明をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

国内で新たに確認された緑化木の病虫害被害については、対策を行うものにより、樹木や病虫害の種族に対して、農薬取締法の規定に基づき、既に登録された薬剤があるかどうか検討が行われます。

既存の薬剤が使用できずに新たに登録が必要な場合には、都道府県の試験研究機関等において被害状況や年間の発消長を踏まえた薬剤効果試験を行い、その結果に基づき薬剤の適用拡大等の申請を農林水産省の機関に行うことから、効果検証から登録に至るまで2年以上の時間を要することが一般的であります。

令和元年に県内で初めて確認された害虫アカギヒメヨコバイについても県等の関係機関が協力して同様の手続を行い、令和3年12月に、樹幹打設型の薬剤、令和5年7月に散布型の薬剤が登録され、薬剤による防除が可能となりました。

以上のように、農薬登録には一定の時間を要しますが、新たな病虫害が確認された際には、関係機関や農林水産部の森林資源研究センターとも連携し早期に対応していきたいと思ひております。

○新垣光栄委員 今の説明で、薬剤を使うときにはある程度の期間がかかって、即効性、早急な対応ができないということをお聞きして、そういった横断的な会議の中で人材は足りているのか、この申請するときに、そういった現状はどのようになっているか説明できますか。

○與那嶺正人環境再生課長 県としまして、県単で予算を取って、委託事業として専門のコンサル業者に効果検証やこの申請の補助をお願いしておりますし、先ほど説明しました農林水産部の森林資源研究センター、そことも連携しながら取り組んでいるところであります。

○新垣光栄委員 今後こういう外来の害虫というのが入ってくると思ひます。ぜひ、そういったものに早期に対応しないと、せっかくつくった景観だったり樹形をまたぶつ切りにしてゼロに戻す。そういったことがないように、シンガポールだったり台湾だったり、他府県——仙台だったり、地域によって同じような状況があると思ひますので、そういった事例も参考にしながら、せっかくつくった景観を——これからは見せる景観を構築していくということで次

年度の予算に組み込まれていますので、せつかくつ
くったこの見せる景観をそういう病害虫によってま
たぶつ切りにして失うことになっていくと思います
ので、しっかりこの外来の害虫対策を早期に行える
ように、横断的に環境部が主導的な立場になって農
林水産部だったり土木建築部だったりと一緒に協働
してやっていただきたいと思いますので、部長、そ
の辺の決意を一言いただいて終わりたいと思います。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

緑化木等に対する病害虫対策につきましては、今、
御指摘のとおり、街路樹とか公園を管理している土
木建築部における対応でありますとか、あるいは森
林に対する農林水産部の対応でありますとか、いろ
いろ部局がまたがって対応しております。

そういったものに対しては庁内におきましてマト
リックス組織というのを設けて情報交換しながら対
応していきますので、我々としてもとにかくその辺
りを関係部署と連携しながら病害虫対策についても
早期に、先ほど農薬登録の話もありましたけれども、
早期にですね、こういったものも対応できるように
取り組んでいきたいというふうに思っております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

ぜひ、人員も増やして対応してください。お願い
します。

○呉屋宏委員長 進めます。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 では、よろしく申し上げます。

主要施策のほうから質問をしたいと思いますが、
49ページのジュゴン保護対策事業から聞きたいと思
います。

先ほど、玉城健一郎委員からもありましたが、県
はジュゴンの生息状況調査を実施したということで、
はみ跡が古宇利と伊是名で見つかって、大浦湾の近
くの久志と伊良部でふんが発見されたということで
私は聞いたのですが、それは先ほどそう言っていま
したが、そのとおりでよろしいですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 そのとお
りです。

○崎山嗣幸委員 今の生息状況では、はみ跡とふん
が発見されたということは、生存するということだ
と思うのですが、これまで北部で3頭か、防衛局も
生存を認めてきましたが、19年3月に今帰仁で1頭
が死体となって、残り2頭は不明ということとなっ
ていましたが、今、県の調査では大浦湾近辺でふん
が見つかったということと、それからはみ跡が見つ
かったという意味では、残る2個体については生存

しているという可能性は想定できますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えい
たします。

令和4年度調査においては、名護市久志の沿岸で
ジュゴンのふんが確認されたことは、ジュゴンの生
息を示す強い証拠であり、ふんの採取前に採取場所
周辺海域にジュゴンが存在していたことを示すもの
と考えております。

ただし、沖縄防衛局の調査で確認され、その後消
息不明となっている2頭のジュゴンのDNA情報が
ないことから、これら2頭との今回発見されたふん
との関係は不明であります。

なお、本事業で実施した分析手法では、個体の識
別まではできておりません。

○崎山嗣幸委員 確かに、国が言っているのは、ジュ
ゴンは大浦湾は使っていないと、だから基地建設に
影響しないということで結論づけて、はみ跡も目視
も確認できないと繰り返し国は言っているのですが、
今、県は、言われているようにはみ跡とふんが見つ
かったということで意見が違っていると私は思うの
ですが、これを理由に、県は防衛局の調査は不十分
だということで承認取消と撤回の原因にもしてきた
んですよね。

であるならば、今言われていることが、県の独自
の調査ではみ跡とふんが見つかったということにつ
いての正当性を立証しないと、この見解は分かれた
ままいくと思うのですが、これから先どういうふう
に実証していくのかを教えてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 今回のふ
んの確認だけではジュゴンが名護市久志沿岸海域な
どをどのように利用しているかなどは不明なことか
ら、沖縄防衛局に対しても普天間飛行場代替施設建
設事業に係る事後調査においてジュゴンの生息状況
の拡充を検討するように求めるとともに、県におい
てもはみ跡調査など生息状況調査を実施して、そう
いった情報を蓄積しながら実態の把握に努めてまい
りたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 防衛局にもそれを求めていくとい
うことですが、どちらにしても、そういうふんとは
み跡が見つかったということの意味では、絶滅危惧
種、国の天然記念物でもあるから保全するという重
要な役割があると思うので、防衛局と県の調査を含
めて、存在の確定をぜひやってもらいたいと思いま
すが、これは具体的に国にこの保全措置要求とい
うこともするのかをおっしゃってください。

○小川均環境政策課副参事 お答えいたします。

沖縄防衛局は、同局が作成しました環境影響評価書に基づき工事に係る事後調査を現在行っておりまして、その結果を取りまとめた事後調査報告書が、毎年県に提出されております。

令和4年度の工事に関する事後調査報告書が、令和5年9月末に県に提出されておりまして、現在、同報告書に対する保全措置の要求の内容について、県審査会における質疑等を踏まえて検討中でございます。

以上です。

○崎山嗣幸委員 次に行きます。

同じく主要施策資料から、53ページのサンゴ礁保全・再生総合対策事業について伺います。

サンゴの生態系保全再生事業ですが、大浦湾埋立区域内の約8万4000群体、小型サンゴ礁とショウガサンゴ8群体、大型サンゴ21群体の移植を県に申請しているのですが、この区域内のサンゴ礁が成長して倍増しているということで、小さなサンゴとか白化現象があるのかどうかを含めて、それから区域外に被度の高いサンゴ礁群落が確認されたということは防衛局も言っているのですが、この種類と保全策、どうするかを聞かせてもらいたいと思います。

○小川均環境政策課副参事 お答えいたします。

沖縄防衛局が平成24年12月に作成しました環境影響評価書によりますと、大浦湾側の埋立区域内にはハマサンゴ属やキクメイシ属などのサンゴ類の生息が確認されておりまして、同区域内の被度5%以上のサンゴ類の生息範囲は6.9ヘクタールとされております。

また、沖縄防衛局が平成27年7月に作成しましたサンゴ類に関する環境保全措置（サンゴ類の移植・移築計画）について、県土木建築部から提供を受けておりまして、当計画によりますと大浦湾側の埋立区域内に生息する移植対象となる小型サンゴ類とキクメイシ属、ハマサンゴ属、アナサンゴ属等のサンゴ類が確認されており、その群体数は3万5340群体とされております。

大浦湾側の埋立区域内に生息する移植対象となる小型サンゴ類の群体数につきましては、沖縄防衛局のホームページに掲載されている環境監視等委員会の資料によりますと、同局が令和4年4月9日から同年6月4日にかけて調査を行ったところ、約8万4000群体に増加していたことを確認したというふうにされております。

以上でございます。

○崎山嗣幸委員 おっしゃるように、3万5000群体

がこの七、八年で一気に8万というのか、倍増していたということについては、この海域、大浦湾の海域が極めて良好な状態だというふうに理解するのですが、最近、環境団体もこの海域が、すごい深い起伏があったり複雑な地形にサンゴ礁が広がっているということで、この場所が足りないということで、極めて貴重な大浦湾だということを言っているのですが、ここは現在においてもこの白化現象もなく成長が著しくて、極めてこの海域の良好さというのがあるということの認識でよろしいですか。

○出井航自然保護課長 辺野古大浦湾は、県の自然環境保全に関する指針においても評価ランク1位及び2位と評価されていることや、国が日本の重要湿地500、それから重要海域に選定していることなどからも、自然環境豊かな重要な海域というふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 これだけの8万4000群体を移しても、生存する可能性は極めて低いと思うわけ、これまでの事例からしてもね。やはりここは皆さんとしてサンゴ礁を守るという役割からするならば、ここを守るべきだと私は思うのです。これだけの貴重な環境、地形をね。だから、そこは明確に言っていないと、先ほどから言っているように、こういったことを保全するというのを約束しながらできないということを含めて、重要な問題ではないかなと私は思うのです。

それで、最近も、代執行の判決が出たのだけれど、これはサンゴを移植する前に向こうを着工ということは、これ死んでしまうのではないかとされているわけよね。

だから今、これだけの貴重なサンゴ群落を移植しない前にもう工事着手しているということを含めて、影響を受けると思うのですが、それは皆さんの役割として、今言われた大浦湾の水域を工事着手しているんだけど、影響はないと思ってはいるんですか。

○小川均環境政策課副参事 お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重複するところがあるのですが、工事に関する周辺環境に与える影響につきましては、今現在、沖縄防衛局のほうで工事中の事後調査を行っております。

その調査報告書については毎年県のほうに提出されておりますので、その内容を審査しまして必要な意見のほうを求める必要があるというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 防衛局が支障がないと言っているということに対して御意見を求めていくということ

ですけれども、前に県は立入調査していると思うのですが、環境部としてこの大浦湾の埋立区域内のサンゴの実態調査をするということは可能でありますか。

○出井航自然保護課長 大浦湾の海域につきましては、2014年の7月から臨時制限区域に指定されておりまして、工事対策として常時立入りが禁止されているというような状況であることから、現時点において県が独自にサンゴ調査を実施することは困難だというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 この臨時制限区域は全面的に禁止されているわけではなくて、一定程度の制限があつて、船舶の航行とか、ある程度の制限区域はあると思うのですが、これは立入調査をするものまで臨時制限区域の中で規制されているのですか。県が調査できないということは決められているのですか。決められていないと思うのですが。どこで決めているのか、臨時制限区域でできないというのは。

皆さんの領域でなければ、領域ではないで僕はいいと思うのだけれど、どこで決めたの、これ、臨時制限区域ではできないというのは。

○多良間一弘環境部長 この臨時制限区域につきましては、埋立てが許可された後、その施工区域の同じ範囲を、日米合同委員会だったと思いますけれども、そこの中で臨時制限区域という形で定められて、それで今言ったように工事関係者以外の立入りとかが制限されているというような状況になっていたというふうに記憶しております。

その中で、我々としましてはこの立入りが制限されている中におきまして、入れない以上はサンゴの調査というようなものも困難だろうというふうに考えているというところでございます。

おっしゃるようなこの調査につきましては、先ほどアセスの関係で答弁がありましたけれども、事業者におきまして、事後調査という形でそのあたりについては実施されるというふうに認識しておりますので、そういった中においてサンゴの状況とかそういったのも調査結果が示されてくるというふうに考えているところでございます。

○崎山嗣幸委員 臨時制限区域は、勝手に今、臨時制限を敷いているのだけれども、埋立区域内ではないわけだからね、ここ含めて。

重要な問題をはらんでいると思いますが、ここは皆さんの領域ではないところもあるので、次に行きます。

では、これは埋立区域外であるなら、埋立区域外

の拠点に重要なサンゴ礁の群落が見つかったってことは防衛局が発表しているのですよね、貴重なサンゴが。そうであるならば、埋立区域外のこのサンゴ礁については、将来もここは制限が残ったら、この環境はそのまま移植もしないし、このサンゴ礁群落は残るわけですよ。このサンゴ礁群落が残り続けているものについて、皆さんは、これは埋立区域外のところの調査もできないとなると、防衛局頼みの調査だけで済むのかということなのですが、この埋立区域外の臨時制限区域内のサンゴ礁群落についての保全はどういうふうに考えているのですか。

これは前にも調査していると思うのですが、区域は3から6ですよ。

○出井航自然保護課長 委員おっしゃるとおり、県環境部は平成21年度から23年度にかけてこの全県的なサンゴ礁の状況、そういったものを把握して、基礎資料として整理することを目的として、全県調査でき得る範囲の沿岸域のサンゴ礁の状況について調査したことがございます。

その調査を実施した時期から10年以上経過していることから、今、状況がどういふふうになっているかということ把握するということは自然環境の保全を図る上でも参考になるというふうに考えているところです。

県としましては、県の調査以外でも、国がモニタリング1000というような形で毎年調査を実施しておりますし、そういうふうな調査結果を踏まえながら専門家の意見も聞いて、全県を対象にしたサンゴ調査の必要性についてはまた今後検討課題としていきたいと思っています。

○崎山嗣幸委員 今、言われている埋立区域外、防衛局が貴重な被度の高いサンゴ礁群落が発見されたということを行っているので、3から6の、私は前も示したのですが、そのサンゴ礁群落は、皆さんモニタリングで確認したというのですが、どういふ状況になっているのですか。

やはりそこも、極めて成長が著しいのか、良好なのかということについて現状ですよ、現状が分からないと、これ将来は残るんですよ。埋立てできないのです。

残るものについての、サンゴ礁が、将来、工事によって死んでいるのか生きていのか分からない状態ではいけないと思う。現状がどうなっているかについては、現状把握はできているのですかと私は聞きたいです。

○出井航自然保護課長 環境部のほうではそういっ

た調査を行っておりませんので、現状のほうは把握しておりません。

○**崎山嗣幸委員** 環境部で調査しないというと、ここについてのサンゴ礁群落、埋立てされないのですよ。今、分からない状態で、将来はどうなっているかについて、どういうふうに把握するのですか、将来。

例えば、これが白化現象があつて温暖化があつて死滅してと。これは、工事によってそうなったのかね、自然現象なのか、どうなったのか分からないではないですか。

だから、今、聞いているのは、この制限区域内の埋立てされないサンゴ礁が残っているのは防衛局も貴重だと言っているわけよ。そこのサンゴ礁の現状を確認しないと、後々になってから、工事で死んだのか、白化現象が起こったのか、温暖化なのか分からない状態が残るから、確認すべきじゃないかと私は聞いているのです。だから、皆さん、これを今、防衛局に聞きますと、防衛局の言っていることが確かなのかどうかの確認も必要だと私は思うのですが、それを皆さんどうですかと聞いているわけですよ。

○**小川均環境政策課副参事** お答えいたします。

埋立区域外のサンゴの生息状況につきましては、沖縄防衛局が事後調査のほうで行っておりますので、その生息状況につきましても毎年県のほうに報告されることになっております。

○**崎山嗣幸委員** 終わります。

終わりますが、どっちにしても、防衛局と皆さんと見解が違うのだから、防衛局頼みでやるのかと言っている。これ埋立区域内ではないのですよ。区域外で脈々とこれから残っていくサンゴ礁を将来、工事によって破滅されているのか、自然現象か分からない、これは……。

だから、防衛局の言うとおりですということ、しようがないのではないかと私は言っている。だから、これはよくないので、しっかり県の主体性を持って、調査をすることを含めて検討してください。

要望して終わります。

○**呉屋宏委員長** 比嘉瑞己委員。

○**比嘉瑞己委員** よろしくお願ひします。

主要施策でやりたいと思います。最初に、地球温暖化対策事業、44ページです。

今、沖縄県がこの第2次地球温暖化対策実行計画を実施しているところだと思いますが、その達成状況、特に中期の目標に照らしてどういう状況でしょうか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 県では、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減することを中期目標として掲げています。

最新の統計値である2020年度の県内の温室効果ガス排出量は1143万トンで、基準年度である2013年度から9.3%減少している状況にあります。

県としましては、同計画で掲げた各種施策を着実に推進することで、中期目標の達成を目指してまいります。

以上です。

○**比嘉瑞己委員** 2030年度という、もうあと本当に数えるぐらいになっていて、9.3%は削減されていると言うけれども、本当に達成できるかというところで心配であります。

一方で、実際にこの温室効果ガスを出している部門別、この排出割合があると思うのですが、沖縄県の排出割合は部門別でどうなっているのでしょうか。

○**與那嶺正人環境再生課長** 本県における部門別の二酸化炭素排出量は、運輸部門からの排出量が最も高く、次に、民生業務部門、次に、民生家庭部門の順となっております。

モノレール以外の軌道系交通がないため、自動車への依存度が高いことや、島嶼県であるため、物資の輸送や人の移動で航空機や船舶に頼らざるを得ないなどの理由から、運輸部門の割合が高くなっております。

そのため、県としましては、運輸部門への取組が重要だと考えておりますが、航空機や船舶について県で直接削減対策を講じることは困難であることから、特に陸上交通における二酸化炭素排出削減対策を推し進めていきたいと考えております。

以上です。

○**比嘉瑞己委員** この運輸部門の割合、パーセントを教えてくださいたいのと全国と比較するとどういうパーセントですか。

○**與那嶺正人環境再生課長** お答えいたします。

沖縄県における運輸部門の排出割合は2020年度で30.4%となっており、国の運輸部門については17.7%となっております。

○**比嘉瑞己委員** 他の都道府県では産業の部門が大きくて、運輸はその次ですけれども、沖縄の場合は逆になっていて、3割がこの運輸ということで、ここへの対策は本当に大切だと思います。

それで、飛行機と船舶は県では、なかなかできないので、陸上のほうをやっているということですが、その対策についてお聞かせください。

○與那嶺正人環境再生課長 県では、運輸部門における対策として、これまでエコドライブの促進や次世代自動車の普及促進を行ってきたほか、令和3年度から県の公用車を率先して電動車に転換する事業を実施しており、令和4年度末までに累計75台の公用車を電動車に転換しております。

なお、令和5年度からは、県内で運行する路線バス及び観光バス等の電動車への転換及び充電設備導入に係る補助事業を実施しており、国が行っている既存の補助事業に県が補助金を上乘せし、購入費の5割程度を補助することで、一般的なディーゼルバスと比較して安価に導入できるようにするものとなっております。

引き続き運輸部門の対策を行ってまいります。

○比嘉瑞己委員 公用車やバスへのEVバスとかの導入というのはどれも大切ではあるんですけど、ただ、この目標に照らすと、これだけの取組では十分ではないと思うのです。やはり全県挙げて、県民みんなが動かないと、この目標は達成できないと思います。

皆さん計画を持ってはいるのですけれども、これが本当に実効性あるものになっているのかというのをずっと注目をしているところですが、これは環境部だけではなくて、やはり公共交通であれば企画部とかの分野にもなってくると思うのですけれども、この全県的、全庁的な取組にするために、皆さんどういったことをされていますか。

○與那嶺正人環境再生課長 県では、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に掲げる施策の進捗管理や課題等の検討協議を行うため、毎年度、学識経験者、事業者、関係機関等から成る地球温暖化対策実行計画協議会を開催し、意見を取り入れるとともに、当該協議会の審議を経て作成した進捗管理報告書を関係部局に提供し、情報共有を図ることで取組を推進しているところです。

また、同計画では、庁内の推進体制として、施策の実施のために部局間の連携が必要な場合には、上位計画である環境基本計画の進行管理を行う副知事を会長とし、各部局長が出席する環境基本計画推進会議を活用し、部局間調整を行いながら計画を推進することとしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 計画に基づいて進捗管理を行っている。その状況について部局に紹介している、情報共有はしているということは分かるのですが、では、その後、それぞれの分野のところはどういったふう

に行っているのかというのがなかなか見えないのです。

今の説明もってもらいたいと思うのですが、こういった現状をどうフィードバックさせて、じゃ、どういうふうな事業を各部署やっているのかというような詰めというんですかね、各部署がそれぐらいの意識を持って取り組まないといけないと思うのですけれど、その点についてどう思いますか。

○與那嶺正人環境再生課長 この地球温暖化対策実行計画では、計画の中で各部局における施策の実施状況を把握し、取組が進んでいない場合には、その理由等を把握し、情報提供や解決策等の検討を行い、各部の取組を円滑に進めることとしております。

現在のところ、同計画の進捗管理において、重点施策の管理指標に大幅な遅れは生じていないため、現在、協議等を行っていないところもあるのですが、今後、その進捗を見ながら部局間調整を行いながら、計画を推進していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 この問題も最後に部長にお聞きしたいのですが、似たようなパターンで赤土の問題も思うんですよね。

環境部が計画とか持っているけれども、実際はこの農林の分野に原因がある。だけれど、そこが本当にやっているかということと、皆さんもじくじたる思いがあると思うのです。

この地球温暖化についてももっと環境部がイニシアチブを持って、各部局に進捗を迫っていく。そういった権限も必要だと思うのですが、今は順調に行っているということですが、そうは言っても、31%達成できるのかと不安ですけれども、部長はどのように考えますか。

○多良間一弘環境部長 地球温暖化対策につきましては、県が策定しております実行計画におきまして、各部局にわたる約150の施策を定めまして、それで取り組んできているところですが、そうした施策の取組の実施状況につきましては、法に基づいてその実施状況を把握して公表することになっております。

そういった中において、その進捗状況を――先ほど課長からもありましたけれども、把握しまして、もしこの取組が遅れているというようなことであれば、その課題等を検討して解決策に導くというようなことを全庁的な会議の中でやったり、あるいは民間も含めた有識者も含めた協議会の中で議論しているところになっております。

確かに、それぞれの部局でやっていくものですか

ら、進捗がそれぞればらばらになるという部分はあると思いますけれども、我々環境部としまして、ここを率先してやっていくという部分で、こういった全庁的な会議、あるいは協議会の場で、しっかり各部局に対して働きかけもやりながら、連携を図りながら、この温暖化対策に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 頑張ってくださいと思います。150の施策でその実施状況を公表しているということなので、ぜひ後で資料としてお願いしたいと思います。

続いて、世界自然遺産保全・適正利用推進事業、46ページ、お願いします。

この事業の中に、ヤンバルのノネコ等対策事業も入っていると思います。ノネコ等対策事業の予算の内訳と概要をまず教えてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 令和4年度のノネコ等対策事業の予算額は7000万円となっており、決算額も同額となっております。内容に関しては、委託費となっております。

本事業はヤンバル地域の希少野生動物を保護し、生物多様性豊かな生態系の保全を図ることを目的に、沖縄島北部の森林域における野猫等の現状調査及び捕獲、捕獲した猫のけがの治療や寄生虫駆除などの処置、捕獲した猫の周知、周知期間中における猫の収容管理や譲渡のほか、事業の効果検証を図るためヤンバルクイナやオキナワトゲネズミ等、希少種の回復状況調査を行いました。

○比嘉瑞己委員 このノネコ等対策事業ですね、これまで何年取り組んできていますか。これまでの捕獲数、そして返還、譲渡数、殺処分があったのかどうか、実績をお聞かせください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ノネコ等対策事業は平成28年度からノイヌ・ノネコ対策事業として開始し、翌29年度から野猫の捕獲を行っております。平成29年度から令和4年度までの6年間で捕獲した猫の合計は162頭、そのうち返還・譲渡は161頭となっております。

なお、これまで同事業において捕獲した猫について殺処分は行っておりません。

○比嘉瑞己委員 野猫と言えどもですね、実際、野猫と野良猫の区別ってなかなかできないと思うんですね。そういった中で皆さんが殺処分を行ってこなかったということは評価したいと思います。

この希少種にとって脅威となっている野猫ですけ

れども、なぜ発生するのでしょうか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 沖縄島北部の野猫については他地域からの遺棄や、集落内飼い主不明猫の森林域への入り込みが発生の要因と考えられます。また、そういった猫たちによる繁殖も一つの要因と考えられます。

○比嘉瑞己委員 純粋な野猫というのは少ないと思うのです。やはり捨てに来たりとか、近隣の飼い猫が迷っている。そういった意味で、問題となっている捨て猫ですね。

見聞きすること、聞いたこともあるのですが、実際、この他地域からヤンバルの森林の捨て猫の実態というのは皆さん把握していますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 他地域から沖縄島北部森林域の捨て猫の実態を把握することは困難となっております。

なお、ノネコ等対策事業において森林域に設置した自動撮影カメラで確認できた猫を個体識別して、最低確認頭数を集計しております。

直近の最低確認頭数は、令和4年度で47頭となっており、47頭のうち令和3年度からの継続確認個体数が11頭、新規確認個体数は36頭となっております。

○比嘉瑞己委員 すみません、ちょっと今の専門的で分からない。どういった猫を何とか猫。もう一度詳しく教えていただけますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 継続確認個体数というのは、令和3年度にも確認されていて令和4年度にもまた確認された猫のことを継続確認個体数と言っております。新規確認個体数というのは、令和4年度に初めて確認されたものとなっております。

○比嘉瑞己委員 継続して確認されるというのは、一度は返還されたのにまた来たという意味ですか。それとも、捕まえていない、継続されている、どちらですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 返還された猫も入っておりますが、捕獲されていない猫も含まれております。

○比嘉瑞己委員 こうした実際の飼い猫への対策が、やはりこのヤンバルの野猫と呼ばれている猫たちの実際の対策としては飼い猫対策だと思うのですよね。

そういった意味で、皆さんこれまで取り組んできて、今回アクションプランという形でもう既に実施されているのですかね。

このアクションプランではどういったことに取り組んでいくのですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ずっとやんばるずっとうちネコアクションプランですが、希少種の生息状況の改善を図ることを主な目的として、沖縄島北部の生態系保全、公衆衛生の維持向上及び猫の安全の確保、健康の維持に寄与するため、沖縄県、国頭村、大宜味村、東村、環境省の5者が連携して迅速に猫の対策を進めるものとなっております。

具体的には、森林域における野猫の現状調査、捕獲及び譲渡等により森林域において猫が確認されなくなることを。

3村条例に基づく飼い猫の管理及び飼い主不明猫の対策により、沖縄島北部の全ての飼い猫が適正飼養され、飼い主不明猫がいなくなることで、沖縄島全域における猫の適正飼養と遺棄防止の周知、普及啓発等により沖縄島北部以外から猫が流入しない状態とすることに向けて、県、環境省、3村が連携して取り組むこととしております。

○比嘉瑞己委員 この問題さんざんやってきたので繰り返しませんけれども、決して殺処分が目的ではなくて、適正飼養をきちんとやってもらうための取組だと期待をします。

そのためにも、実際捕獲した猫のその後が大切だと思うんですよ。

先ほどもこの6年間で162頭捕獲して、161頭はちゃんと返還・譲渡につながっている。だけれど、これを行っているのは沖縄県ではなくて、皆さんからお願いをしたこのボランティア団体の皆さんがほとんどやっている。

この人たち、この保護猫への避妊・去勢手術への補助とか、その譲渡活動に対して大変お金がかかるのです。こういったことに対してしっかりと支援をしないと、なかなかこのボランティア団体の皆さん頼みでは続かないと思うのです。この捕まえるだけではなくて、向こうではTNRのように返すことはできないわけですよね。

だから、必ず避妊手術をして適正飼育に努めてくださいというようなことを、県と市町村もしっかりと力を合わせてやるべきだと思うのですが、どう思いますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 県では、ノネコ等対策事業で捕獲した猫を譲渡するために、ワクチン接種、ウイルス等の検査、不妊去勢手術、外部・内部寄生虫の駆除を行った上で引渡しを行っております。

また、捕獲した猫が周知期間中に譲渡につながらない場合は、動物愛護管理センターや活動に協力で

きる方々とも連携して周知期間後も譲渡に向けて取り組んでおります。

今年度からは、譲渡機会を拡大するため、沖縄県獣医師会とも連携して取り組むことができないか調整を始めたところです。

○比嘉瑞己委員 捕獲した猫に対しての対応はやっているということなので、今後は捕獲した猫だけではなくて、北部地域の自治体がちゃんと避妊手術を飼い猫についてもやるときに、どうやってそういった支援ができるかというところが課題になると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

もう一つ、捨て猫対策ですけれども、皆さんこれ7000万円という大変大きな予算を使って頑張っているのですが、これ啓発活動だけではなく、もっと別の取組も必要だと思うのです。

どういった取組ができるか検討はされていますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 県では、犬猫の遺棄防止や適正飼養の普及啓発を図るため、一生うちの子プロジェクトとして普及啓発イベントや啓発用ポスターの作成、テレビやラジオのCMなど各種啓発媒体を活用し普及啓発を実施しております。

今年度はコロナ禍で中断していた教育現場と連携した取組でありますペットの適正飼養を伝える小学校等への出前講座を行っているところです。

また、これまで北部を中心に行ってきた普及啓発イベントを南部でも開催しており、引き続き有効な対策について検討してまいりたいと思います。

○比嘉瑞己委員 人間のせいでもうやって希少種も脅威にさらされているというところを少しでも改善できるように頑張ってくださいと思います。

野猫は終わりまして、この世界自然遺産を守るという意味で、米軍の北部訓練場の返還跡地、ここでの廃棄物について度々報道もあります。

返還後のこの米軍の廃棄物の現状について、県はどのように把握していますか。

○久高直治環境整備課長 北部訓練場跡地の廃棄物の回収などの状況につきましては、沖縄防衛局が実施しています廃棄物回収業務の結果として、沖縄防衛局から説明を受けておりまして、必要に応じて現地確認を行うなどによって把握しております。

○比嘉瑞己委員 北部訓練場4000ヘクタールという大変巨大な返還跡地です。

防衛局は実際の調査や回収は、どこまで進んでいますか。

○久高直治環境整備課長 防衛局が平成29年8月か

ら12月までに行った支障除去に係る廃棄物の調査面積は、約500ヘクタールと聞いております。

沖縄防衛局のこれまでの説明によりますと、平成28年12月の返還後から、令和5年3月末までの北部訓練場跡地で沖縄防衛局が回収した廃棄物の量は、大型鉄板が263枚、1万4000キログラム、空砲類が5万2000発、混合ごみが1万7000キロと把握しております。

○比嘉瑞己委員 4000ヘクタールのうち500ヘクタール、十分ではないのにもかかわらずそれでもそれだけの廃棄物が確認されているようであります。

もうあそこも、世界自然遺産として登録されていて、この原状回復が大変重要だと思うのですが、この原状回復義務はどこにあるのですか。

○久高直治環境整備課長 返還地の引渡し前における廃棄物の回収等の原状回復につきましては、跡地利用推進法に基づき国の責任において行われております。

その後、引渡し後の北部訓練場返還跡地で発見された米軍由来の廃棄物につきましては、返還時に沖縄防衛局が策定しました返還実施計画に対する県知事意見及び森林管理者と締結した、返還後の取扱いに関する協定に基づき、沖縄防衛局が撤去等の原状回復を行っているとは承知しております。

○比嘉瑞己委員 防衛局が責任持って最後まで、この跡地の原状回復をやるべきだと思うのです。

今、報告書だけだと、500ヘクタールしかやっていないように聞こえたのですが、ちゃんとこの4000ヘクタール全てやっていくように県として求めるべきではないですか。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、執行部より答弁訂正の申出があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

先ほど、比嘉瑞己委員の質疑に対する答弁で環境整備課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

久高直治環境整備課長。

○久高直治環境整備課長 すみません、先ほど5ヘクタールのところを500ヘクタールと間違えて説明して、申し訳ありませんでした。訂正しておわびいたします。

それで県のこれについての対応ですけれども、委員がおっしゃるように、この北部訓練場跡地では米軍由来の廃棄物がやはり度々発見されていることから、県では世界自然遺産登録後もその価値が損なわ

れずに、環境保全が図られるよう、令和3年5月14日付で沖縄防衛局長に対して要請を行い、北部訓練場返還跡地の十分な廃棄物の調査の実施、廃棄物が確認された場合の適正な処理などを求めてきているところでございます。

○比嘉瑞己委員 5ヘクタールしかやっていないのですね。

もう全然、変えていないです。この姿勢が発見された場合には調査をして、回収しますっていうスタンスだから駄目だと思うのですよ。きちんと全部調査をした上で、ちゃんと責任を持ってやっていくっていうところが、やはり国に足りないと思うのですよね。

やはりそこを皆さんとしてもきちんと求めていくべきだし、県もちゃんとやっているか、定期的に見に行くべきだと思いますよ。どうですか。

○久高直治環境整備課長 おっしゃるように、引渡し後の廃棄物の回収、状況などにつきましては、沖縄防衛局のほうから今、報告を受けているところですので、県としましては廃棄物の回収などについて、適切に防衛局のほうで対応がなされているか確認をしていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 部長、これ大変大切なところだと思います。

これ、定期的に防衛局とどうなっているのか、ちゃんと協議を開く、そういう仕組みをつくるべきだと思いますよ。部長いかがですか。

○多良間一弘環境部長 まず北部訓練場返還跡地の調査につきましては、返還跡地利用推進法に基づいて、まず引渡し前に、返還実施計画がつくられまして、その中で、廃棄物の調査というものも入ってまして、全域を一応、資料等調査をやった上で、その上で、米軍廃棄物の蓋然性が高いという区域の5ヘクタールについて、やられてきたものというふうに認識しております。

その上で、その後も度々米軍由来の廃棄物がいろいろ確認されておりますので、先ほど課長からも答弁のあったとおり、我々としては令和3年にいろいろこの廃棄物処理に関する要請等を行ってきております。

そういった状況を見ながら、沖縄防衛局の調査が出た際には、いろいろその辺りのものをしっかり確認していきたいと思えますし、また、必要なものについては、沖縄防衛局に対して求めるなど、随時、今、御指摘のように、意見交換がどこまでできるかというの踏まえながら、我々としてもこの廃棄物

の状況については確認していきたいと考えております。

昨年の7月頃だったか、世界自然遺産区域につきましては、米軍との共同でやっていくというような環境省の申合せ、そういったものも発表されておりますので、そういった場におきましても、こういったものを取り上げるなどして、廃棄物問題ともしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ国任せにせずに、県も一緒に入っていくぐらいの取組を期待したいと思います。

続いてマングースの対策です。これ、説明の中で行動計画の話がありますが、これまでの成果を教えてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 沖縄県の生態系を保全するため、沖縄県外来種対策行動計画に基づき、外来種対策に関する県民への普及啓発や捕獲技術の開発など、対策基盤の整備、新たな外来種の侵入防止、フィリマングース等重点対策種等の防除の推進に取り組んでおります。

計画の成果としましては、令和4年度は、ヤンバル地域や西表島など重要区域への拡散防止や、外来種早期発見に向けたモニタリング体制の強化が図られるとともに、外来種シンポジウム等の開催により、外来種に関する県民の理解が深まったものと考えております。

○比嘉瑞己委員 報道でもありますけれども、ヤンバルクイナが名護でも生息が確認されたということで、県民もすごく喜んだと思います。

今おっしゃったようにマングースで、その他の外来種対策っていうのもやっているみたいですが、かなり県内には外来種が来ていて、その中でも重点対策種っていうのがあるというふうに書かれているのですが、どういったものなのか。

このマングース以外で、この重点対策で何か成果があった取組がありましたら教えてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 県では沖縄県対策外来種リストを作成し、県内に定着し、生態系の影響が大きいことから重点的に駆除を行う必要がある外来種を重点対策種として位置づけております。

指定された種は、フィリマングースのほか、タイワンハブや、ニホンイタチ、インドクジャクなどの、令和4年度は15種となっております。

マングース以外の重点対策種についての対応と効果についてですが、ニホンイタチについて少し御説

明させていただきます。

ニホンイタチについてですが、ネズミ類による農業被害への対策として導入されて、導入された地域では爬虫類などが大きく減少して、生態系の被害が大きいことが知られており、特に宮古諸島では絶滅危惧種のミヤコカナヘビやキシノウエトカゲ、ミヤコヒメヘビなどへの影響が懸念されているところで

す。県では平成28年度からニホンイタチの駆除を実施しておりますが、その推定生息数は減少傾向にあり、また、絶滅危惧種のトカゲ類の確認情報もあることから、希少種の回復状況を確認するため、下地島及び伊良部島にて、令和5年度からトカゲ類の生息調査を開始したところで

○比嘉瑞己委員 うれしいニュースだと思います。次呂久議員も、クジャクのことを、しょっちゅうやっていますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

次の海岸ごみ対策事業、60ページお願いします。

この決算で、軽石のことがこの年度でした。大変お疲れさまです。この軽石対策、皆さん大変苦労されたと思いますが、この総括をまずお聞かせください。

○久高直治環境整備課長 福徳岡ノ場、海底火山噴火により本県に多数の軽石が漂流し、被害をもたらしております。

県では、全庁体制の沖縄県軽石問題対策会議を設置しまして、対応するとともに、海岸管理者、市町村、ボランティア団体などの協力を得ながら、回収処理等の対応を講じてきたところであります。

○比嘉瑞己委員 この量について書かれているのですけれど、5000立方メートルですか、これがどれくらいの量なのか、またその軽石の再利用についての成果もお聞かせください。

○久高直治環境整備課長 軽石の回収量としまして、最終的にトータルで言いますと11万454立方メートルであります。

以前、委員から御質問があったように、プールなどで換算したらどうかという話がありましたので、日本水泳連盟の一般プールの25メートルの規定のものですと大体205杯分の量となっております。

県としましては、回収した軽石につきましては、鉱山跡地への埋め戻しとか、一般の方への譲渡などに活用させていただいているところでございます。

○比嘉瑞己委員 大変御苦労さまでした。

続いて、この軽石以外の海岸漂着ごみについてお

聞きしたいのですが、特に離島に流れ着いているごみの量は、令和4年度は幾らでしたか。

○久高直治環境整備課長 すみません、離島につきましては、宮古、八重山地域というところでの集計はできておりますが、数々ありますそれ以外の離島については、集計ができておりませんで、今分かる範囲で申し上げますと、宮古地域では、体積にして約702立方メートル、八重山地域では体積にして約2348立方メートルを回収しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 これ毎年、皆さん回収しているけれども、どんどん来るっていう話を聞いています。

過去5年間のこの回収実績で、環境へどういった影響が出ているのか教えてください。

○久高直治環境整備課長 過去5年間の実績としましては、県全体では2万541立方メートル、宮古では3601立方メートル、八重山では9264立方メートルを回収しております。

○比嘉瑞己委員 全体の中でもこの八重山と宮古だけでも半分ぐらいが占めているっていう状況だと思います。

特に宮古、八重山、離島の海岸漂着ごみ、これ毎年やっているけれど、これだけ来る。この課題は何があるのですか。

○久高直治環境整備課長 委員おっしゃいますように、この海岸漂着物は離島地域による回収、処理体制の確保のほか、海外を発生元とするものが多くて、毎年、際限なく漂着するため、県内を含めた発生元対策として、継続的な回収や処理が課題となっております。

○比嘉瑞己委員 海外が多いということなので、どれぐらいの割合かを教えてほしいのと、国会でも議論とかいろいろされていて、法律も改正されたんですよ。

それで、かなりこの対策が進むと期待されているのですが、これだけ外国からのごみが多いことについて、国や自治体の役割というのはどういうふうになっているのですか。

○久高直治環境整備課長 まず、海外の割合ですけれども、ペットボトルを基に調査をしているのですが、6割ほどが海外のものとなっております。

もう一つの役割についてですけれども、国は海岸漂着物処理推進法第9条に基づいて、同法の基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し及び実施する責務を有しているほか、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための

基本方針を定めることや国際的な連携の確保、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならないなどの役割があります。

県につきましては、同法第10条において、同法の基本理念にのっとり、区域内の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有しているほか、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための地域計画を作成し、計画に基づき取り組むなどの役割があります。

また、市町村の役割としましては、海外漂着物などの処理に関して、必要に応じて海岸管理者に協力するものとなっております。

○比嘉瑞己委員 部長に聞きたいのですが、今、県内、日本全国の皆さんの意識も変わってきて、ペットボトルとかもかなり分別とか、使わないような動きがあっても、結局海外から流れ着いてくるっていう、この問題についてはなかなか自治体レベルでは難しいと思うのですよね。

やはり国がしっかりと外交の場で、この問題をどうにかしてくれというふうな対策が必要だと思うのです。そのためにも、こういった実態を示しながら、ちゃんと国にこういう状況なので、しっかりと対応を求めてくださいという、こういったアクションが必要だと思うのですけれども、いかがですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

先ほど答弁あったとおり、本県に流れ着く海岸漂着物については、約6割が海外由来だというふうに推計されているところですが、こういったものについては、県としてもいろいろNPOレベルでは連携を図るといって、意見交換をするということもやってきたりはしたのですが、根本的には委員がおっしゃるように、国においていろいろ国際的な働きかけが必要だというふうに考えております。

県としましては、全国知事会でありますとか、九州ブロック会議とか、そういったものを通じて、国に対してこういった国際的な働きかけというのを求めているところです。

今般、先ほど説明がありましたけれども、海岸漂着物処理推進法、そこにおきましても、国の役割として国際的な連携の確保というものが位置づけられているということもありますので、国における取組というのをこれからも引き続き求めていきたいというふうに思います。

○比嘉瑞己委員 ぜひ実態をしっかりと示して求めていただきたいと思います。

続いて、ジュゴンの保護対策について、私からも

お願いします。

久志で、ふんが発見されて、生息が認められると思うのですが、この件に対して防衛省はどういった見解を持っているのか、何か対応はしたのでしょうか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えいたします。

防衛省から見解は今のところ出ておりませんが、本件の調査結果について、今現在、沖縄防衛局とやり取りをしているところでございます。

○比嘉瑞己委員 環境監視等委員会もあると思うのですが、そこは何かの見解や検討というのはあったのですか。

○小川均環境政策課副参事 お答えいたします。

環境監視等委員会につきましては、沖縄防衛局のほうで設置している委員会になっておりますので、その委員会の具体的な検討状況については、環境部のほうでは詳しくは把握しておりません。

○比嘉瑞己委員 先ほど崎山委員とのやり取りの中で、辺野古の工事については事後調査報告書が出ている。去年の9月にも出ているという話ですが、その報告書では久志のことについての事後調査というのは行われているのですか。

○小川均環境政策課副参事 お答えいたします。

沖縄防衛局のほうでジュゴンに関する調査のほうが行われているわけですが、ヘリコプター等の上空からの調査の関連で、久志沖についても調査のほうは行われております。

○比嘉瑞己委員 ヘリから見ただけなんですよね。やはり詳しい調査をやっていないと思うんですよね。防衛省は見解も示さない、環境監視等委員会でも議論されているかどうか分からない、こういう中で黙ってはいけないと思うのです。

先ほどから繰り返し言っているように、県がその実態も分かっているわけなのだから、それを示して、どうなんだと迫っていく姿勢が足りないのではないかと思います。

環境部の調査報告書を防衛局にちゃんと説明しに行く。そして、見解を聞くし、その対応を求めていくというのが皆さんの役割だと思いますけれど、これは部長どうですか。

○多良間一弘環境部長 ジュゴンにつきましては、名護市久志におきまして、ふんからジュゴンのDNAが確認されたということで、そういった結果をもちまして、先ほど来答弁しているとおおり、我々は沖縄防衛局に対して調査の拡大を求めているところで

す。

今、事後調査というか、範囲では大浦湾周辺の限られた施工区域の周辺とかいう形しか沖縄防衛局もやっております。

今言ったように、名護市久志の部分につきましては、航空機調査という形でしかやられていませんので、令和5年4月付で求めた調査拡大の中身は、この航空機調査等による調査の回数の増加、それから久志地域において調査員を拡大させてはみ跡調査、そういったものをやるように今求めているところで

す。これにつきましては、まだ、沖縄防衛局とのやり取りが続いている段階ですので、しっかりこのあたりを我々も今後求めていきたいと思っておりますし、また、今後出されるアセスに関する事後調査、そういった中身についても環境影響審査会等の専門家に意見を聞きながら、また、必要な意見も言って、こういった調査についてもまた、今後も引き続き求めていきたいというふうに思います。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ぜひ頑張ってください。

防衛局は防衛局でやってもらうのですが、県としてもジュゴン対策でやっていくべきだと思います。

今回の久志での発見は、沖縄県ではなくて、県民からの情報提供だったんですよね。皆さん、漁民の皆さんにも呼びかけているそうですけれども、ほかにもそういった情報提供はあったのか。

その後、皆さんも引き続き今度から久志も調べていくってような答弁があったと思うのですが、その後の調査の結果等があれば教えてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ジュゴンについてですが、今年度もふんの提供、一般の県民の方からふんの提供があったところなのですが、そちらからは特にジュゴンのDNAは検出されておられません。

あと、はみ跡調査も、今現在、久志のほうでは、はみ跡は確認できておりませんというところでは

○比嘉瑞己委員 分かりました。継続してお願いしたいと思います。

最後に、緑化木保全対策事業、56ページをお願いします。

これ、デイゴ、アカギが書かれているのですが、この間、久米島に行って、松くい虫の状況がかなり深刻だなんて感じたのですが、この事業では久米島の松くい虫被害は対策は取らないのですか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えいたします。

松くい虫については、森林病虫害対策として、農林水産部で対応しているという状況になっております。

○比嘉瑞己委員 この事業では取り組むことはできないのですか。

○與那嶺正人環境再生課長 松くい虫については、森林病虫害等防除法という法律で森林病虫害として指定されていますので、国からの補助金も一部あるというふうに聞いていますけれども、それに基づいて農林水産部で対応している状況になっております。

○比嘉瑞己委員 分かりました。

聞くと、やはり久米島町の財政負担がかなり大きいということだったので、この事業も活用できないのかなというふうに思いました。

そういう、向こうは向こうであるかもしれないですけど、ここでも活用できないかどうかぜひ検討していただきたいのですが、その余地はないのですか。

○與那嶺正人環境再生課長 現在のところ、環境部のほうとしましては、新たに病虫害が発見されて、現在登録されている農薬で対策できないとか、そういった際に、農薬の効果検証等を行うのですけれども、実際に松くい虫については、既に防除方法自体を確立していますので、それをもって、この緑化木、もしくは森林で、管理者のほうにおいて対策を行っていただくというような流れになっております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

そうは言っても課題としてはずっとあるわけですから、研究を進めていただいて、もっと広くできる、この事業が駄目だったら新たな事業をつくらうとか、もっと積極的な役割を果たしていただきたいと思えます。

終わります。ありがとうございました。

○呉屋宏委員長 休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時15分再開

○呉屋宏委員長 再開します。

午前に引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 よろしくお願ひします。

成果報告書の41ページです。

基地周辺環境対策推進事業、新規ということですが、4年度から13年度、10年間にわたっていただきますけれども、この返還予定基地周辺における化学物質情報の収集や、基地環境問題に関わる人材育成、有機フッ素化合物対策を実施するとありますけれども

も、これができた経緯と——私はこれ、基地周辺だけではなく沖縄県全体のものを行政でやるんだっただらやるべきだと思いますけれども、その基地周辺返還予定地にこだわってやるという、そこも含めて説明をお願いできますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

基地周辺環境対策推進事業につきましては、現在、普天間飛行場周辺の湧水等から出ているP F O S等の関係で、汚染原因を特定するためのボーリング調査とかを実施している事業と、あと、県民や、行政職員向けの住民参画の必要性とかを説明するセミナーや講習会を開いております。

また、返還予定地が返ってきたときに、その返還地において使用されているであろうと思われる化学物質について調査をしているところであります。

委員がおっしゃっている返還予定地というところにつきましては、この事業で行っているところでありまして、現在、令和5年度から全県的な土壌と水の調査を実施しているところでございます。

○照屋守之委員 そうであれば、基地周辺というふうにしないで、これをやらないと、じゃ、キャンプ・キンザーもやるのですか。那覇軍港もやるのですか。普天間西地区はやったのですか、これ。

どうですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 この事業では、キャンプ・キンザーですとか、キャンプ瑞慶覧周辺も測定しております。

○照屋守之委員 西地区はやったのですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 西地区というか喜舎場のウフカーというところを測定はしております。近くの湧水で測定はしております。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、呉屋委員長から、質疑中の西地区とは西普天間地区を指しているのか確認があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

横田恵次郎環境保全課基地環境対策監。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 その中ではないのですが、その下流域というか、近くの喜舎場のウフカーというところの湧水を測定はしております。

○照屋守之委員 部長これ環境部として、今、P F O Sの問題が、基地周辺のものも含めて、今クローズアップしてそれを重点的にやっているみたいですが、県庁の地下にも保管されているし、沖縄県

全体のPFOSとかそういうふうな状況をまず調べて、それがどうなっていくか、そこを対策するという、環境部は、それがまず先ではないですか。

これ、書いてあるように、米国における閉鎖基地の化学物質に係る情報収集とかいうのだけど、沖縄で日本の、今の沖縄の基地以外のPFOSの実態、それを今、そういう状況であるのに、そこをきちっと整理しないで、これは米国、米軍関係のものということは、これは県民からしてもおかしいですよ。

本当にあの、これはどういう形で有害なのかという根拠も含めて示しながら、今の沖縄県の実態はこうなっています。これは、早めにこういうふうに対処しますとかっていうふうなもののためにこういう調査、対策事業をやるのであって、この米軍基地の返還の部分のところだけやるというのは、どうですか、おかしくないですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

PFOS等につきましては現在、使用等が禁止されておりますけれども、PFOS等につきましては、泡消火薬剤等で、現在、市中に存在しているものについては、その使用が禁止されていないという状況がございます。

そのため、環境部といたしましては、総務部と連名で県内にある民間施設も含めて、PFOS等を含む泡消火薬剤を所有している施設に対して適正な管理と切替えについて周知をしたところでございます。

○照屋守之委員 今PFOSの使用は禁止されていないのですか。じゃ、何で今、みんな騒いでいるのか。使用が禁止されていないのですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

PFOS等につきましては製造、使用、輸入が禁止されております。ただ、一方で、現在泡消火薬剤として市中に出回っている——つまり、現在泡消火薬剤として、消火器、消火施設の中に保管されているPFOSを含む泡消火薬剤につきましては、適正な使用、消火活動に使うということについては、記載がないという状況でございます。

○照屋守之委員 環境部はそういう説明をきちんとしないと、今、米軍基地由来のPFOSの問題が指摘されて、それは基地の中で立入調査をしようという形でやっても、なかなか米軍の理解が得られなくて、できていないわけでしょう。

その部分については問題視して、今のよう、泡消火薬剤については、それは、そういう規制がな

いみたいな言い方をされると、じゃ、これ別に問題ないのですねということにしかないのではないかな。

何でこれだけ、地域住民も含めて県民がPFOS、PFOSと言って、懸念するという。そういうことに対して、行政として説明できないでしょう、そうなると。

使用が禁止されています。今、そういうふうなものについても、本来は問題があるかどうか、この辺も少しあれだけ、ただ県としたら、もう、このことについては使わないように。また今あるものについては、現状を把握して、しっかり回収して処分できるような、それをいつまでにやりますとかという、まずそこから先ではないですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 先ほども少し説明させていただいたのですけれども、現在、民間施設を含め消火施設に設置されているPFOSを含む泡消火薬剤については、その消火活動という適正のところで使用する分には法の規制がないというところがございます。

一方、PFOSを含む泡消火薬剤が消火活動等々で使われて、自然界に流出することによって、PFOSが増えることが懸念されますので、抜本的な問題を解決するためには、そのPFOSを含む泡消火薬剤を取り替える必要があると考えております。

そのため、先ほども申し上げましたけれども、総務部と連名で、県内にあるPFOS含有の泡消火薬剤を含む施設を利用する方々に切替えを推進することを通知したところでございます。

○照屋守之委員 今は県内の民間、公共施設も含めて、PFOS泡消火薬剤を使っているというものは把握をして——今どの段階ですか。これいつまでにやるのですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 繰り返しの説明で申し訳ございませんけれども、現在、そのPFOS等が含まれている泡消火薬剤につきましては、規定がないという状況がございます。

一方、泡消火薬剤の耐用年数が、10年から十数年と言われて、そのPFOS等の使用が禁止になった時期からしても、ちょうど切替え時期には当たっているということもございます。

そういったところを踏まえて、民間の施設も含めて、県内にあるPFOS等を含む泡消火薬剤を保有する施設の保有者に対して、切替えの通知を行ったところでございます。

すみません、先ほど総務部と連名でと言いました

けれども、知事公室の間違いでした。

すみません、修正させていただきます。

○照屋守之委員 環境部長、こんなことしたら県民に対して失礼ですよ。

だって泡消火薬剤を使うようなもののそういう規定がない。基準もないと言われたら、では、何ををもって米軍に対して、その周辺を調べるのか。

自分たちで、我々は——日本はこうしていますよ、沖縄はこうしていますよ。規定がないのだけど、我々条例をつくってでもそういう決まり事をつくりますよ。基準はこうですよという、そういうふうなものを示さないで、泡消火薬剤を使うことに対して規定がないと言われたら、じゃ向こうに行ったら、我々も規定がないよと言われた、それまでですよ。

何を根拠に皆さん方はそういう予算を使って、10年もかけて、こういうことをやるのですか。

この4700万というのは、これ、補助事業ですか。一般財源ですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 国の8割負担の一括交付金になっております。

○照屋守之委員 8割負担、国の負担。

それをやるのであれば、県もそういうふうな実態を——沖縄県はこういうふうになっています。規定はないのだけど、我々はこういうふうな規定をつくりました。県内はそういうふうな部分があるから、こういう調査事業をやりますというふうなものがないと、国から8割補助をもらって、10年間やって、これ、おかしくないですか。

だって泡消火薬剤、規定がないとはっきり言い切ったら、では我々はどうするのですかという話ですよ、県民は。

今みんな、アメリカの情報といろいろな情報聞いて、県民もそういうふうな不安視しているわけでしょう。企業局の水だって、そういうこといろいろ懸念したりというのがあるわけでしょう。

皆さん方、泡消火薬剤は規定がないと言われたら、PFOS対策は本当に取れるのですか。

どうですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 基準値というのはないのですが、水につきましては——公共用水域につきましては50ナノグラムパーリットルという、暫定ですけども指針値があるという形にはなっております。

○照屋守之委員 だから50ナノグラムパーリットルで問題がなければ、問題ないのですかって話ですよ。

県民は、その不安じゃないでしょう。PFOSは

今沖縄でどうなっているのですか。水、この泡消火薬剤も含めた、そこも含めてですよ、PFOSに関連するものは。そういう懸念があるから皆さん方はこういう予算を組んでやる。言っているのは泡消火薬剤についてはその規定がない。

そう言われて、調べてどう指導するのですか。どういうふうな根拠があるのですか。その条例か何かで決まり事つくって、それを基にやるんだっらない。

国に求めたら国はまだそういうふうなものはないわけでしょう。国は今その基準の改正とか何か、そういうことを動いているのですか。まだ動いていないのではないですか。

だから、私の理解は、沖縄県は国に先駆けていろんなものを調査をしながら、逆に沖縄が先駆けてそういうふうなものを国に訴えて、新たな仕組みができれば、この日本全体にとってもいいなという思いがあるわけですよ。

皆さん方の説明では、規定がないとかそういうふう言われたら、民間の受ける側でも、いやいや別にそれは規定はありませんから、我々こういうふうなことですから、大丈夫ですよということにしかないでしょう。

いずれにしても部長、とにかくこういうものを補助事業をもらって、10年かけてやるということであれば、沖縄県の環境部として県の考え方として、そういうふうな今の泡消火薬剤とかPFOS関連のものについての県の独自の決まり事をつくって、その決まり事に基づいて、我々は、民間も調査する、あるいは米軍も調査したいという、そういう根拠をしつかりつくってもらえませんか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

まず、米軍基地周辺におけるPFOS等調査につきましては、平成28年度に全県調査した際に、基地周辺の値が高かったということ踏まえて、これの汚染源がどこなのかということで、基地のほうの可能性が高いということで、周辺の調査を始めてきているというようなところがあります。

そういった調査結果をもちまして、いろいろ国のほうにも要請しまして、暫定的な水質基準50ナノグラムパーリットルというのが定められてきたというような経緯もあるかと思っております。

一方で土壌とかにつきましては、まだまだ基準がないという部分があります。これについては今年の5か所について暫定的に調査したところ、いろいろ基地周辺以外のところでも出たものですから、これ

についても全県的にまず把握する必要があるだろうということで、今年度から土壌についても全県的な調査を始めたところですし、水質についても改めて、もう一度全県的に調査を試みようということで、やってくるというところがございます。そういったことを踏まえながら、国に対して土壌に関する基準も設けておこうというところがあります。

先ほど来あります既存の市中における泡消火薬剤のPFOS等については使用、製造が禁止されているのですが、もう出回ってしまったものについては、一応消火活動とかに限って認められているという状況があるというところがございます。

ですから、そういったものについても、ただ、早期に切替えていかないといけないという部分がありますので、我々としましては関係部局ともいろいろ調整しながら、民間における業者——把握しているPFOSの保有業者、そういった事業者さんに対して、PFOSの切替えを通知しているというところがございます。

そういったところも踏まえながら、今後も基地周辺とかの状況、それから全県的な調査で出てくるであろうPFOSの調査結果を踏まえながら、また、国に対しても働きかけをやっていくし、我々としても関係機関と連携しながら、PFOSについて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○照屋守之委員 これをはっきりさせてください。沖縄県の考え方として、PFOSをどうするか。ある程度皆様方の基準を持たないと、決まり事を持たないと、それに沿って、今出回っているものについてはいつまでに回収して、あるいは切替えてくださいという期限も決めながら、それをぜひやってくださいよ。そうしないと、米軍云々だけではこのPFOS問題、県民の不安は払拭できませんよ。

お願いします。以上です。

○呉屋宏委員長 続けます。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 お疲れさんです。

まず、成果表のほうから何点か質疑を行います。

61ページをお開きください。

漂着軽石への対応について、午前中も何点かあったのですが、広域仮置場の管理状況は今どうなっていますか。

○久高直治環境整備課長 広域仮置場につきましては、保管していた軽石は全て鉾山跡地などへの埋め戻しや希望者へ譲渡を行いまして、埋め戻しについては令和5年3月末までに、無償譲渡については令

和5年4月までに完了したところであります。

○仲里全孝委員 軽石に関しては全て処分されているという認識でよろしいでしょうか。

○久高直治環境整備課長 仮置場に入っているものは、全て譲渡や利活用に使われているというところがございます。

○仲里全孝委員 この軽石に関して、沖縄県の軽石は離島も含めて全て回収されていますか。

○久高直治環境整備課長 まず、港湾インフラの部分とか、そういったものについては、国や県の管理者から支障のない程度にというふう聞いておりますが、ただ、委員がおっしゃるように、全てかといいますと、やはり海岸沿いに行きますと、多少、軽石——自然現象でありますので、残っている部分はありますけれども、支障という意味で市町村から要望などについては、回収が終了しているというところがございます。

○仲里全孝委員 いや、まだあるんですよ、課長。だから、これどういうふうに対策しているのかなど。私も離島から呼ばれて、これ確認したら、まだあるんですよ。

今後その対策をどういうふうに考えていますか。

○久高直治環境整備課長 生活環境保全上で支障を来すような、前回のような福德、小笠原のほうの海底火山の爆発のようなものがあって、支障が生じるようなことがあれば、環境省も追加して補助金を出す用意はありますというふうにお話を伺っていますので、状況を注視しながら、また、こういった支障が出るようでしたら、環境省にも要望しながら取り組んでいきたいと思っております。

○仲里全孝委員 だから、置場も整理して、今もう閉めていると。

今、実際に、まだまだあるんですよ。実態調査されていると思う。確認も取れていると思う。

だから、それを市町村と連携を取って、どういうふう処理していくか、取り組んでください。

あと1点、そこに平成29年度から補助金要望額の5割から6割程度の交付となっており——どういう意味ですか、これ、同じ61ページの。

○久高直治環境整備課長 補助金につきまして、要望額の6割程度という内示しか出ていないというようなことだと思いますけれども、これにつきましては、平成28年度の頃は、県から全体で約1億円の要望をしているところで、ほぼ全額、国の内示を受けている状況でありましたが、やはり沖縄県内の状況を鑑みまして、強化する必要があるだろうと。それ

だけではないですので——この1億円で収まる程度ではないので、市町村にも呼びかけまして、それを要望したところ、約2億円に膨らんだというところで、やはり国のほうも財政の事情もあるかと思えますけれども、それで今、約6割の補助になっているというような状況になっております。

○仲里全孝委員 皆さんの要望額の4割は、まだ補助を受けていないという理解でよろしいですか。

○久高直治環境整備課長 必要なまた追加の要望ができる際は、積極的に国に働きかけて、追加内示がある場合もあるのですが、基本的にはそのような理解でよろしいかと思えます。

○仲里全孝委員 引き続き調整してください。

59ページの赤土等流出防止対策事業について、何点か確認させてください。

その成果表の中で、届出・通知された開発行為の事業337件に実施をして、うち91件の指導を行ったというふうにありますけれども、この内容を教えてください。

○知念宏忠環境保全課長 赤土等流出防止条例に基づき、届出のあった事業行為で、事業現場の赤土等流出防止対策事業の確認が必要と判断した場合や、保健所の監視パトロールで赤土等の流出が確認された場合には、同条例に基づいて保健所等が立入調査を行っております。

令和4年度に監視を行った現場数が274件であって、延べ監視件数は337件となっております。そのうち指導を行ったのが91件でありまして、主な指導内容といたしましては、赤土等流出防止条例に基づく事業行為の届出や、変更届出が無届けだった場合は届出を出すようにという指導を行ったり、届出が出されている事業現場について対策が不十分だったような現場については小堤工とか、あと、沈殿池の設置の不備などの赤土等流出防止対策に関する指導を行ったということでございます。

○仲里全孝委員 課長、少し確認させてください。

事務手続のミスだとか、それは理解できますけれども、現場での皆さんの指導が何かありましたか。

現場の不備、対策の不備。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

今届出とか、無届けの現場に対する指導も行っているとお答えしたところでございますけれども、小堤工とか、沈殿池の設置の不備というのは、実際に現地に入ってから、当初の計画どおりにされていないというところで指導を行ったということでございます。

○仲里全孝委員 課長、皆さんが届出を出されたら、

現場の確認はしないのですか。

○知念宏忠環境保全課長 今、お答えしているのは、届出があって、我々のほうとしては、この計画の中では施設基準とかを満たしているというところで確認済通知書というものを出すのですが、出した事業現場に対して実際に現地調査を行って、その現場に、先ほど申し上げましたように小堤工とか、沈殿池とかというところの設置の不備を現地で確認しているんですよ。

なので、実際に現地に入って確認をして指導をしているということでございます。

○仲里全孝委員 皆さんが許可する前に現場に行って確認して、もろもろの不備があったものを指導したということですか。

○知念宏忠環境保全課長 この届出の前ではなくて、届出があった後に審査を行いまして、図面上では流出の対策が取られているだろうというところで、確認済書とかというのを発行するのですけれども、実際に現地に行きますと、そういう対策が取られていないというような現場もございますので、保健所と併せて、先ほど申し上げましたように、延べ337件の現地確認を行っているということでございます。

その中で91件の指導を行ったということでございます。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、仲里委員から質疑内容について補足説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

知念宏忠環境保全課長。

○知念宏忠環境保全課長 失礼いたしました。

届出の前に実際現場に行くということは、ほとんど行っておりません。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、仲里委員から質疑内容について補足説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

知念宏忠環境保全課長。

○知念宏忠環境保全課長 失礼いたしました。

先ほどの監視件数については、届出があった事業に対してですけれども、届出をされてこの確認済通知書を出すまでの間、例えばこの対策とか事業現場の状況がよく分からなかった場合については、この届出された事業者さんから現場の状況の聞き取り、もしくは写真を提出していただいて、実際にここから水が出ないのかというようなことは確認しております。

○仲里全孝委員 そこですよ、みんな確認が取られていますよ。そうじゃないと、現場はスタートしないですよ。皆さん許可をもらってからやっているのですよ。

その許可を下ろしたにもかかわらず、91件あったのかなと、そう見えるのですよ、これは。

届出通知がされていない事業者というのは、どういった事業者ですか。

○知念宏忠環境保全課長 未届けの業者については、小規模なところであったり、個人的な事業で面積が1000を超えているかどうか分らなかったというようなところであったりするのですけれども、変更申請の届出が出されていなかったところについては、公共事業についてもあるというところでございます。

○仲里全孝委員 ちょっと確認するのですけれども、届出が必要にもかかわらず、届出はしていないと、事業はスタートしていると。

だから、その内容を教えてもらえないですか。どういった事業で、どういった指導をしたのですかということ。

○知念宏忠環境保全課長 すみません、どういう事業が無届けであったかというところまでは細かく資料がございませんので、把握していないところでございます。

○仲里全孝委員 何で把握しないのに——立入調査や監視パトロールを強化する必要があるって書いているじゃない。

何かあったから、こう入れているのでしょうか。何かあったのですよ。例えば、届出が必要であるにもかかわらず、やらないとか、もろもろあった。

だから、ある事例を教えてもらえないですかということ。

だからこれ、強化しないといけないという必要性が出ているのですよ、皆さん。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

先ほどの91件の指導の中で、実際に届出が行われていなかったものがありますとか、変更届出が出されていなかったというところが確認された現場については、そういう届出を出すようにという指導を行っている。

○仲里全孝委員 それ何件あったの。

○知念宏忠環境保全課長 無届けについては、そのうち37件となっております。

○仲里全孝委員 37件。

どういった事業者ですか。

○知念宏忠環境保全課長 申し訳ございません、そ

こまで細かい資料で整理していないものですから、どういう事業者が無届けだったというところまでは、整理していないところでございます。

○仲里全孝委員 課長、赤土問題は沖縄県全部シビアになっている。海が汚れている。これ、皆さんの対策不足なんですよ。

ドローンを使って、確認しましょう。皆さん裸地エリアを把握することができたのか。

それを教えてください。

○知念宏忠環境保全課長 県が行っている人工衛星画像の取組ですけれども、令和4年度につきましては梅雨前、梅雨後、冬季の年3回の人工衛星画像を入手して沿岸域の赤土等堆積量の推計方法検討とか陸域の裸地状況の調査を行っております。

沿岸域の赤土等堆積状況調査についてですけれども、こちらは赤土等の堆積に伴って、海域の色合いが——分光反射特性といいますけれども、このデータを処理すると色によってこのバンドが違わらしく、それによって抽出したバンド値をこのRSI値——赤土等の堆積指標と呼んでおりますけれども、そちらを算出して堆積分布図を作成して、SPSSに換算するというようなことを行っております。

また、この人工衛星画像から農地の裸地の検出を行っておりますけれども、その中では県内農地における赤土等対策が、梅雨時期だけではなくて、作物の種類や収穫時期等を踏まえて、年間を通して重点的に対策を行う時期を把握して対策を講じる必要があるというようなことを示されたので、そういう形でこの裸地状況とか、沿岸域の赤土の堆積状況を確認しているというところでございます。

○仲里全孝委員 それが基で、県全体の赤土流出量の約8割が農地であるというふうな把握ができたのでしょうか。

○知念宏忠環境保全課長 そのような形も踏まえながら、陸域からの流出量というものにつきましては土壌流出予測式——USLE式というものをを用いて算出して、流出量を出しているというところでございます。

○仲里全孝委員 私ヤンバル出身でありますので、これは私も現場確認を行っております。

ただ、農家の皆さん、土地改良、グリーンベルトとか勾配修正だとかいろいろなことやっているんですよ。

そこに沈砂池があるでしょう、沈砂池もあるんですよ。問題は、そこから河川を通して海に流れている。海に流れている、そこが問題なんですよ。

私が皆さんに資料をあげた砂防ダムの件、検証されましたか。どうですか。

○知念宏忠環境保全課長 委員からは、資料を頂きましてありがとうございます。

この資料を確認したところ——委員から頂いているのでよく御存じだと思うのですが、この防衛費を使って、恐らく基地内に造られた砂防ダムの資料だと思われるので、この基地の中の砂防ダムというのがなかなか検証ができませんので、我々としては、土木建築部が所有している砂防ダムについては調査等を行ったというところでございます。

○仲里全孝委員 課長、ぜひ、もう少し検証してください。

砂防ダムを設置しているのは、河川から赤土が海に流れていません。それを確認してください。

49ページお願いします。

ジュゴン保護対策事業について何点か確認します。この事業目的をお願いします。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 本事業は、沖縄周辺海域に生息するジュゴンの保護を目的として、平成28年度からジュゴンの生息状況調査などを実施しております。

○仲里全孝委員 生息は分かるのですけれど、生息しているのか、状況を調査するとなっていますよね。ジュゴンの保護対策をする検討となっておりますよね。それでよろしいですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 そのとおりです。生息状況調査、保護対策の検討、普及啓発というところになっております。

○仲里全孝委員 今回、執行率99.3%になっています。783万7000円、主な内容を教えてください。更新料だけですか、ホームページの。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 令和4年度の委託事業ですけれども、まず生息状況調査としまして、県内で5か所調査を実施しております。

伊是名村周辺、古宇利島・屋我地島周辺、大浦湾周辺、与那城照間沖、糸満市北中の5か所をやっているところですよ。

そのほか、目撃情報の収集、また、ふんの分析、あと生息状況個体数の推定、それからジュゴンポータルサイトの構築などを行っているところですよ。

○仲里全孝委員 そこでのふんの状況って、ふんは誰が、先ほどの答弁で、DNA鑑定とかふんの調査を行ったと。どういうふうに行っていたのか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ジュゴンのふんについては漁業者などから提供がありまして、

そのふんからミトコンドリアDNAというものを取り出しての分析となりました。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、仲里委員から質疑内容について補足の説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

東盛舞子自然保護課生物多様性推進監。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ふんは、一般県民の方からの提供となっております。

○仲里全孝委員 このふんはどこから持ってきたのか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ふんについては、伊良部島、それから名護市久志、屋那覇島の3か所から提供がありました。

○仲里全孝委員 この県民が、漁業者が皆さんに提供するのではなくて、皆さん自らジュゴンに対して調査しないといけなんでしょう。

ここにジュゴンの生息を示すはみ跡やふんを確認することができたと、これ皆さんが確認しないといけなよ。本当にこれ、ジュゴンのふんだったのか。皆さんこれ、この事業はそうなっているでしょう。そうならないか、この事業は。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 そのとおりでございます。ふんについては、提供はありましたが、実際の分析のほうは県のほうで行っております。その際に、ちゃんとジュゴンのDNAを検出しております。

○仲里全孝委員 県のほうが、確認取って調査していますって、県が現場に行き取って来て調査しないといけなんでしょう。提供しないと、皆さん何もしないのか。これ、平成28年からこの事業は取り組んでいるのでしょうか。

ジュゴン絶滅の危険性が最も高いと言われていて、これ事実なのか。誰がこれ決めたのか。世界的にこう決めたのか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ジュゴンについてはワシントン条約のほうでも、最も絶滅が危惧され商業目的の国際取引が禁止されておりまして、国内法でも水産資源法、それから文化財保護法、鳥獣保護法、種の保存法などでその重要性が守られているところですよ。

○仲里全孝委員 国が取り組むべきですよ、世界を網羅しているから。皆さん同じ5か所しか調べていないでしょう。我々の金武町字金武、きれいな海を調べていますか。

生息状況調査を行ったとあるが、実態をお願いし

ます。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 4年度の生息状況の調査としましては、先ほどの5か所でのみ跡調査、あと、ふんのDNA分析のほうを実施しております。

調査結果としましては、令和4年9月に伊是名島周辺海域、同年11月に古宇利島・屋我地島周辺海域の海草藻場においてジュゴンのみ跡が確認されております。

また、令和4年6月に伊良部島、同年7月に名護市久志の沿岸において採取された大型海産草食動物のふんからジュゴンのDNAが検知されたところで

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、仲里委員から質疑内容については補足の説明があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

東盛舞子自然保護課生物多様性推進監。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 令和4年度の調査で生息個体数の推定というものを行っております。

この推定についてなのですが、これまでに寄せられた目撃情報ですとか、海水温度、水深などの各種データのほうを基に7年代に分けてジュゴンの分布推定を行ったところでは

その分布推定のほうから、県全体としては年代ごとに分布域は減少なのですが、宮古島、八重山においては増となっております。

また、年代ごとの分布の特定回数が多かったのは、古宇利島・屋我地島海域、伊計島の西部、西表島北西部及び南部の一部などとなっております。

○仲里全孝委員 何でそこに——今話した宮古島とかそういったもろもろ言っているんだけど、何で向こうにいるのかね。何で本島のほうに来ないのか、水質が悪いのか。

だから、その辺を皆さん調査する必要があるのではないのかと。どうですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ジュゴンについては、やはりその希少性からかなり生態が不明なところが多いですので、引き続き調査を継続して、そういったもののデータを蓄積した上で実際のその分布の把握など、そういったものを調査してまいります。

○仲里全孝委員 ぜひお願いします。

これ、環境省とも連携取って皆さん取り組むべきだと思いますよ。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 申し伝えましたジュゴンの調査についてはですね、沖縄本島周辺は県のほうが行っておりまして、先島諸島は環境省のほうで生息状況調査などを行っております。

○仲里全孝委員 次に42ページお願いします。

先ほども基地周辺環境対策推進事業の中でのPFOの話が出ました。

そこで、42ページの中で専門家会議を3回開催したとありますけれども、内容を教えてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

3回、専門家会議を開催しておりまして、これは普天間飛行場周辺のボーリング調査の結果やその水質調査等々から、普天間飛行場の周辺で有機フッ素化合物が検出されていることについて、その汚染源の特定を検討するための会議となっております。

○仲里全孝委員 どういった専門家ですか、内容を教えてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 地下水理学ですとか、地盤工学、あと応用地質ですとか環境科学、そういった専門家の方となっております。

○仲里全孝委員 この専門家会議、メンバー体制は何名なのか、その全てのこの専門家の技術的なことを教えてください、実際どういった専門家なのか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 和歌山大学の平田先生が環境水理学、地下水動態学となっております。和歌山大学の江種先生という方が地下水工学、地盤工学となっております。琉球大学の元名誉教授であります黒田先生が応用地質学、環境情報科学となっております。東北大学の駒井先生が環境リスク評価、資源工学、国立環境研究所の名誉教授であります柴田先生が環境科学でありますとか環境動態学の解析という形となっております。

○仲里全孝委員 この課題の中で、引き続き化学物質に係る情報を収集し整理する、地下水調査を継続し化学物質の実態を把握する必要があると、そうなっていますよね。

今のメンバーの中で、化学物質に対しての管理専門家だとか作業環境管理専門家など含んでいないよね。含んでいないですよ、今の説明すると。これ専門家って言えますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

この事業については3つの細事業がございまして、返還基地周辺の地下水を調査する調査、そして基地が返還された場合を想定して、住民参画の必要性で

すとか、そういったことを学ぶための行政職員や県民を対象とした研修会ですとかセミナー、あと、先ほども言いました普天間飛行場周辺で有機フッ素が検出されていることから、その汚染源を特定するための専門家会議を設置している事業の、この3つの事業となっております、先ほど専門家会議と言ったところは、普天間飛行場周辺で有機フッ素化合物が検出されていることの汚染源を特定するための事業となっております。

○仲里全孝委員 課長、私が確認しているのは、このメンバーが化学物質の実態を把握することができる専門家ですかっていうのを今聞きたいのです。

書いているではないですか、化学物質の実態を把握する必要がありますと。何で、地下水の分析をする専門家が分析するんでしょう。

だから、午前中もね、先ほどもPFOSの件がかみ合わないんですよ。PFOSは有害物質でしょう、違うのですか。人体に影響するのですか、しないのですか。

そういうメンバーが集まって、どうあるべきか取り組まないといけないというのが専門家会議でしょう。どうでしょうか。

終わります。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 繰り返しになって申し訳ございませんけれども、先ほども申しました専門家会議というものは、普天間飛行場周辺で有機フッ素化合物が検出されていることを受けて、その汚染源を調査するための専門家会議となっております。

一方、課題の上段に書かれております化学物質の地下水の調査というものは、返還される予定の基地が返還された際に、法律で使用とかが禁止されているながら基準値等がない化学物質について、それでその返還跡地が汚染されている可能性がある懸念がされるものですから、それを事前に調査して、その状況を把握するための調査ということになっております。

ですから、目的は別となっております。

○仲里全孝委員 別じゃないですよ。

○呉屋宏委員長 質問は終わりました。

○仲里全孝委員 別じゃない。

課長、私もちゃんと化学物質専門家と言えどもあるよ。例えば、今までアスベストとかあってありましたよね、PCBとか、いろいろなことあったんですよ。そういう専門家で会議をしないと、対策できないじゃないですか。だから我々議会と皆さん

とかみ合わないんですよ、これ。

大変なことになりますよ、沖縄県は。

○呉屋宏委員長 続けます。

下地康教委員。

○下地康教委員 48ページ国立自然史博物館の誘致事業ですけれども、その中には、国立沖縄自然史博物館の誘致推進事業の中で事業推進会議というのが設置してありますよというところですけども、その会議の開催状況というのを少し教えていただきたいと思います。

○出井航自然保護課長 事業推進会議につきましては、誘致に関する課題や今後の誘致の方向性について意見交換を行い、効果的な誘致に関する取組を検討するという目的で経済団体、市長会、町村会との事務局長レベルで構成するものでございます。

令和4年度につきましては、11月と3月の2回開催しております。

○下地康教委員 その結果はどうか、その2回開催された内容といいますか、議論された内容はどうか。

○出井航自然保護課長 今手元にあるのが直近、今年度の推進会議の内容になりますので、昨年度の実績とは異なるのですけれども、今年度については、国を動かしていくためにはやはりその経済団体——経済界のほうではまだ機運醸成が十分ではないので、そういったところに対するその働きかけ、そういったものが必要じゃないかと、県がもっと前に立って引っ張っていくべきじゃないかと、そういうような意見もあったところでございます。

○下地康教委員 要するに、国立自然史博物館の誘致というのは、博物館というのはこれ国立ですから、要するに国の事業として立ち上がってくるものですから、それを沖縄でやろうとしているものだよね。

その沖縄のやろうとしている意気込み、そういった体制づくり、そういったものがどうもよく見えてこない。

呉屋委員長がずっと指摘をしてきております、今までね。

もう、いらいらしているところもあると思うのですけれども、その辺りが全然見えてこないということですね。

それで、そのスケジュール感というのはどうですか。県民に対して、どういうふうにして皆さん方はやりたいのですか。その意気込みを含めて聞いてみたいですね。

○出井航自然保護課長 これまでも度々答弁等を

行っているところではありますけれども、この令和13年度までの21世紀ビジョンの基本計画の中においても、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていくということにしており、その計画期間内での開館を目指すべきであるというような意見、要望があることは十分承知しております。

県としては、そのような意見も踏まえて、早期の設立実現に向けて関係者、県民、経済団体、そういったものが一丸となった取組を推進していきたいというふうに考えているところでございまして、次年度は、そういった皆さん——関係者が共有できるような県としての基本方針、そういったものを策定する必要があるのではないかとということで、今検討を進めているところでございます。

○下地康教委員 皆さん方の説明では、何をやるかとしているのかよく伝わってこないですね。

今回は令和4年度の決算ということですが、その決算の事業の中でやらなければならないというのが僕は1つあると思うのです。

要するに県民に対して、国立博物館というのはどういうものなのかということ、やはりその県民の意識を醸成させるためにプッシュしていかないといけない。

その1つとしては、例えばイメージビデオの制作とかそういったものを県民に対してイメージづくりしていかないと、これは幾ら文書で書いていようが、推進会議をやっているいろいろな問題を議論していようが、なかなか県民に伝わらない。

まずはそういったことを、視覚的に県民に伝えるような、その行動を起こしていただきたいというふうに思って、次の質問に移ります。

赤土等流出防止対策事業、57ページです。

立入調査や監視パトロールをしたということですが、回数云々というのはちょっと答弁で聞いたと思いますが、その監視の内容というのを具体的に分かりやすく説明していただけますか。

○知念宏忠環境保全課長 先ほど申し上げましたように、この届出が出た後に、確認済通知書等を交付するわけですが、実際の事業現場において、この計画どおりに赤土の流出防止対策が実際に取られているか。例えば、小堤工であったり沈砂池が設置されているかというような対策がしっかりと取られているものなのかというものを確認していくということにしております。

○下地康教委員 赤土の流出は、8割が農地であるというところですね。

原因の大きいところから潰していく、そういったものが一番必要だというふうに思います。

工事とか事業とか、そうやってやっているものは、逆に言えば2割程度ですということですよ、全体の赤土の流出の量にすればですね。

だから、その農地に関する赤土の防止のパトロール、監視、それはどうなっていますか。

○知念宏忠環境保全課長 先ほど、延べ監視数が337件ということでお答えしておりますけれども、そのうち農地に対する監視指導数は延べ12件となっております、その内容といたしましては、圃場整備時における小堤工の未設置とか、沈殿池の容量不足などの赤土等流出防止対策の不備について指導を行ったというところでございます。

○下地康教委員 皆さん、捉え方がちょっと違うのではないかなと思うのです。

というのは、農地からの流出というのは、例えば土地改良でやっている場合、あれは農地からの流出であるのですが、これ工事ですよ、工事で流出しているのです。

だから、そういう意味では、農地からの流出というふうな、私はそういう概念ではないと思うんですね。つまり、今使っている農地が——土地改良の工事以外ですよ、その農地からの流出が8割だというふうに理解しているのです。

これはどうですか。合っていますか、私の理解は。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

この時期にもよるのですけれども、圃場整備についても、農地からの流出という形で含まれているところもありますし、工事現場等で含まれているところもありますので、そのこの区分けは時期によって異なってくるのですけれども、おっしゃるとおり今、実際に営農が行われているところの農地からの流出は多いものということで考えております。

○下地康教委員 であるならば、やはり営農されている農地の赤土等流出防止対策をしっかりとやらなければならないのではないですか。

要するに、工事をやっているとかそういったものではなく——もちろんそれは大事ですよ。だけれど、その流れている量の多い部分も、その原因の多い部分をどういうふうにして抑え込んでいくか、そういう対策を取っていくか、それが全く見えない。

農地からの流出というのはなかなか防ぎにくい、防ぎにくいけれども、それをどういうふうにして抑えていくか、そのパーセンテージもしっかりと示していかないと、どういうふうにして対策が取られて

いるのかよく分からない。

また、ずっと今までそういう課題がつきまといていると思うのですけれども、それがなかなか、具体的に解決の道が見えていない、それが現状だと思うんですね。それをしっかりとやっていただきたい。

それとやはり農地からのあれですから、土地改良されている農地というのは、沈砂池がありますよね。その報告の中でも言っていますけれども、沈砂池をしっかりと整備する、それでしゅんせつをする。そのしゅんせつ土砂の活用をどうしているのかというような調査はどうなっていますか、皆さん方のほうでは。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

令和4年度に行った既存施設の実態調査でございますけれども、そちらは沈砂池の維持管理状況とかについて市町村にヒアリングを実施するとともに、沈砂池90基の目視調査を行っております。

その結果、多くの沈砂池で雑草が繁茂し、貯水や堆積状況が目視で確認できない状態でありますとか、土砂等が満杯で降雨後に堆積した土砂が巻き上がってしまって赤土等の流出元になっている状態ということが確認されております。

○下地康教委員 皆さんはその調査をした結果を自治体に対してどういうふうに指導を行っているんですか。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

この沈砂池等を管理している市町村、もしくは土地改良区に対して、こういう結果がありますということはフィードバックしているというところでございます。

○下地康教委員 調査の結果を報告して終わりという形になるのですか。それは赤土対策になりますか。

要するに、調査をした、どういう改善が必要ですよと、この指導までやらないといけないのではないのですか。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

満砂状態にある沈砂池ですとか、そういうものの管理状況が悪いところにつきましては、環境部において機能強化事業というのをに入れておまして、この沈砂池の中のしゅんせつを環境部で実際に行って、それによってこの沈砂池の機能がどのように回復するかというところを含めて今、実証実験を行っております。

その結果を、先ほど委員からもフィードバックというお話がありましたけれども、農林水産部が土地改良区にフィードバックして、こういう維持管理を

行えば沈砂池の機能は回復して赤土等の流出が止まるのだということは示していきたいということを考えております。

○下地康教委員 いや、そのフィードバックの作業は、皆さんのほうとしては——指導する側としてはいいと思うのですけれども、だけれど、これあくまでも実証ですよ。

だから、皆さんのほうでは実証実験をしてそのデータを持ってという話ですけれども、これ全ての沈砂池でそれができるわけではない、実証実験っていうのはそうではないですよ。

なので、自治体また土地改良区においてそういう不適切な管理状況であればそれをしっかりと指導する、その指導するところまで行かなきゃいけないのではないのですかと僕は言っているのですよ。

○知念宏忠環境保全課長 お答えいたします。

この指導をする際にこういう対策を取れば機能は回復しますというような対策の状況も併せて示す必要があると考えておまして、そのために先ほど申し上げました機能強化事業というのを入れて、おっしゃるように全ての沈砂池で実証実験を行うわけはありませんが、実証実験を行ったことによって沈砂池はこういう形で機能が回復しますと、また、赤土の流出も止まりますというところの結果を示して、この土地改良区であるとか市町村等が管理している沈砂池に対してこの機能強化を図っていただきたいというような指導と対策を含めて行っていきたいということを考えております。

○下地康教委員 赤土防止については、次に質問をする座波委員にその後依頼をしたいと思っておりますので、私は次の質問に移ります。

動物救護事業です。

まず、宮古地区においてこの野犬の問題が非常に大きいと、問題になっているということなのです。

皆さん方は、その野犬に対する対策というのはどのようなものがありますか。

○出井航自然保護課長 野犬につきましては、狂犬病予防法という法律がありまして、基本的には保健医療部のほうが所管し、そういう徘徊している野犬などを、その狂犬病予防法に基づき捕獲するというようなことが行われております。

我々環境部のほうでは、動物愛護管理法を所管する立場から、飼い犬の適正飼養ということでその所有者の責務としてしっかりと係留して、適正に飼育を行ってくださいというような指導を行っております。

○下地康教委員 宮古島のほうにおいては、具体的

に野犬の被害が出ているのが、実を言いますと家畜なんですよ。

子牛がかみ殺されている、そういう事案が発生しているんですね。子牛は今、競りの価格が——少し値が落ちているんですけども、いいときでは50万、60万、70万というふうに競り落とされていました。そういった農家の方々が、精魂込めて子牛を育てている中で、徘徊をしている野犬にかみ殺される事案が発生しているのです、これは、環境部としては、それに対する考えられるような対策、環境部としてです、保健医療部という話ではなくて、皆さんのほうで考えられるような対策というのは、今のところどういふものがあるか少しお聞きしたいと思います。

○出井航自然保護課長 環境部といたしましては、やはりこの野良犬を増やさない取組が重要ということを考えておまして、それに対しては、やはりその飼い主がしっかりと責任を持って適切に飼養するということが重要になりますので、この飼い主に対する普及啓発、そういったものを引き続き実施していきたいというふうに考えています。

○下地康教委員 それと飼い主から離れてしまっただけで野犬化してしまう、そういったものもあると思います。そういったものに対する、要するに、飼い主に対するその啓蒙を——例えばヨーロッパ辺りでは、犬を飼う場合は少なくとも何か月かドッグトレーニングをしっかりと受けた後に飼うとか、そういった仕組みがあるというふうに聞いてはいるのですが、そういったものは、皆さん方のほうで考えられるようなことは、対策はどうなのですか。

○出井航自然保護課長 環境部のほうでは、例えば収容された犬——これは保健所におきましては同じですけども、そういう犬を、もともとの飼い主が見つからなくて新たな飼い主に譲渡する場合には、講習会とかを実施してしっかりと飼い方等の指導を行っております。

ただ、一方で、もともとペットショップとかそういったところから購入される飼い主さんにつきましては、我々のほうは、これまではやはり全体的な普及啓発ということで、例えば一生うちの子プロジェクトというような事業を銘打って、その飼い主の適正飼養、遺棄とかの防止、そういったことを働きかけているところではございますけれども、そういう課題があると。今、宮古ではやはり野犬が問題化しているということですので、そこはやはり関係者が、今後またどういふ取組ができるかっていうことは協議しながら、環境部局とも情報共有して一応取組は

検討していきたいと考えております。

○下地康教委員 これは社会的な問題になっていすので、環境部、それと保健医療部、それと地元の医療関係を含めて、しっかりと連携を取ってその対策を練っていただきたいというふうに要望して、私は終わります。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

座波一委員。

○座波一委員 決算ではありますが、特に環境部においては、執行率が悪いとか、そういう問題にはならないような感じがしますね。というのは、事業数の対象が少なく、予算がはつきり言ってあまりないのではないかと感じがするのですよ。

時代の流れで、この環境における役割というのは非常に大きいのです。先ほどから議論を聞いていると、世界規模の問題であり、また我々に身近な問題でもあるということから言うと、環境部の予算が少ないのではないかと思います、部長、最初にどう思いますか。

○仲地健次環境政策課長 お答えします。環境部の決算のほうから少し説明したいのですが、令和4年度の一般会計における県全体の決算額、支出済額ですが、9414億171万4999円のうち環境部関連の支出済額は44億6918万1225円であり、県全体に占める環境部の割合は0.47%となっております。

少ないのではないかと御意見もあります。環境部は100人程度の小規模の所帯でして、部局によっては、人数の多いところにおかれましては人件費とかがかさむとあります。また、業務内容によりますね、土木とか農林であればハード整備ということでも、それはそれなりにまた事業費がかさむというところがあります。

環境部は環境部で、必要なものを要求してそれを執行していくというところで、要望しているものについてきているものだと考えております。

○座波一委員 そういうことを聞いているのではなく、環境部が置かれた立場というのはますます重要性を増しているということはずいぶん認識した中で、予算を要求して事業を組み立てなければいけませんよということを行っているのです。

部長、どうですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

環境部の予算、先ほど答弁があったとおり県全体の予算の枠から見るとかなり小さいのですけれども、それは先ほども言ったとおりハード事業とかそういったものがなくて、どちらかというと我々は規制

する側、守っていく側、あるいは対策を取ってもらうという、実際はほかの部局さんにやってもらうという部分が多いものですから、結局そういう形になるのですけれども、今般のいろいろな、PFOSの問題とかそういうのも含めまして、我々としましては、環境問題というのは昭和40年代の公害から、ずっとかなり重要性を増してきているという認識の下で、しっかりと環境基本法あるいは沖縄県におきましては環境基本条例、こういったものに基づいて定めてきた施策、これをしっかりできるように、必要な予算の確保にはこれからもぜひ引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○座波一委員 もう規制とか啓蒙する側だけではなくて、積極的に環境対策を取るという立場に立たないと、予算を伴う事業をしないといけないと思ってそういう質問をしています。

最初に、地球温暖化対策事業の——先ほどからありますとおりですがね、このZEBという、このネット・ゼロ・エネルギーの件です。建物からのエネルギーをなくすという取組。

これの沖縄県内での取組をした市町村を把握していますか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えいたします。

ZEB Readyという基準一次エネルギーから50%以上のエネルギーを削減したZEB Readyについては、竹富町役場、南風原町役場、北中消防署、中城出張所、宜野座村役場、北中城村役場が導入していると把握しております。

○座波一委員 役場としての施設をZEBに取り組んだというところは県内に4か所あるのです、そこは分かりませんか。

○與那嶺正人環境再生課長 先ほどお答えした竹富町役場、南風原町役場、宜野座村役場、北中村役場の4つとなっております。

○座波一委員 そこで沖縄県は1つもやっていないわけです。これはなぜですかね。

○與那嶺正人環境再生課長 我々としまして、土木建築部の施設建築課と情報をやり取りしながら調整しているところですが、建て替えのタイミングとか、なかなかタイミングが合わないところもあるのですけれども、県庁のこの敷地内に今後建設を予定している防災危機管理センター、そこでZEB基準を取り入れるということで情報を伺っております。

○座波一委員 沖縄県がこんな取組では駄目だと思いますよ。もっと率先して、この地球温暖化に取り

組んでいるということを示さなければいけない。国はそれを推奨していて、これは3分の2の補助金も出すわけです。

これ、沖縄県がやらなければ駄目ですよ、ぜひそれをやってほしい。そして、また同時に工夫して太陽電池等々を入れれば、さらに効率がよくなっていくという取組ですから、こういったものに取り組みなければ駄目だと思いますけれど、どうでしょうかね。

○與那嶺正人環境再生課長 公共施設への太陽光発電の導入につきましては、例えば第三者所有モデルということで、沖縄電力も借りられるということで、初期投資なしで、使った電気代分だけ払うことで設置できるという方法も推奨されていますけれど、それについて今後導入できないかというところで、管財課も一緒になって検討をしているところであります、それが活用できるのであれば、今後、さらに増やしていきたいと考えております。

○座波一委員 次に、国立自然史博物館の誘致の件、令和4年度の誘致の成果はどんな感じですか。

○出井航自然保護課長 令和4年度につきましては、この国立自然史博物館誘致推進事業全体を復帰50周年記念事業として位置づけて、県内5圏域での企画展や一般向けのシンポジウム、あとお子さん向けのシンポジウムの開催に加えて、リーフレットやのぼり旗などの周知啓発用ツールの作成とその配布、それからSNSやラジオなどを利用した広報の実施により県民の機運醸成を図ってきたところです。

また、国内、国外の博物館の視察を実施し、他の国立博物館の設立経緯や現代における標本収集の課題など、今後の取組における情報を収集してきたところでございます。

○座波一委員 沖縄誘致への手応えという意味での質問ですが、その手応えありますか。

我々にとってはまだ助走にしか見えないけれど。

○出井航自然保護課長 国のほうではまだ所管省庁も決まっておられませんし、そういう意味におきましては、まだ本当に助走段階というものかもしれませんけれども、県としては国会議員、あるいは国への働きかけ等を引き続き行っていきたいというふうに考えておまして、今年度も沖縄担当の大臣や、衆議院か参議院かちょっと忘れてしまいましたけれども、そちらの特別委員会の委員長などに対して要請等を行っておりますし、あとは、いわゆるその骨太の方針などの作成時に知事などを筆頭にして働きかけ等を行ってきているところです。

○座波一委員 国がまだ担当省庁が決まらないという話もあるけれども、これは実際に誘致すると決めてもう動いているわけですから、我々もその勉強会の中でこういうことを指摘されているんです。

こういう大型のその地域の誘致事業は隣県——近県との連携も必要だと、この博物館誘致も、この九州地域の協力が必要ではないかという指摘があったわけ。

他県や隣県とのそういった連携とか情報交換をやっていますか。

○出井航自然保護課長 委員御指摘のとおり、九州国立博物館の設立時などには、福岡県だけではなく九州各県選出の国会議員による議員連盟の発足など、あとは誘致推進本部における九州各県の博物館館長がそういうふうな会合に集まるというような組織体ができるなど、九州各県の理解、支援があったというふうに伺っております。

沖縄県としましても、そのような九州をはじめ、国全体による理解や支援は大変重要というふうに考えているところでございまして、令和4年度には九州国立博物館や北九州市立博物館等の視察を行って、当時関わった方々からお話を伺い、その際にも国を動かすためには行政だけでなく民間による設立誘致が大きな力になることや、標本などの収蔵品はゼロからのスタートになるためその確保が課題であることなど、当時を振り返っていただきながらいろいろな情報を収集したところです。

また、今年度は県外での認知度向上を図るため、8月に開催された山の日の全国大会の式典会場入り口でブースを設け、全国から参加いただいた方々にPRを行ったところです。

また、1月——今月には東京で開催予定の観光感謝の集いにおいても、同様のPRを行うこととしております。

また、3月には東京でもシンポジウムの開催を予定しているということで、やはり県外の機運醸成、そういったものと認知度向上を図る取組は重要だというふうに感じております。

また、今年度、県外の自然史博物館とのネットワークの構築・連携を図る必要があるということで、8月に西日本自然史系博物館ネットワークの事務局、こちら大阪市にありますけれども、こういったところとも意見交換を行ってきたところです。

○座波一委員 PRは分かるのですが、政策的にこれを決めていくためには、先ほど言ったこの九州各県との連携、要するに九州地域に国立博物館を持っ

てこようじゃないかという意気込みをまとめるとか、あるいは全国的に、日本にそういったものが必要じゃないかという大きな取組ってというのが欠けているんです。

これは党の政策調整会議で、この九州国立博物館の話題なんか出ませんよ。沖縄は提案をしているんだけど、全く聞いてもいないと。

そういうもので、誘致していると言えないのではないかなと思う。

本当にもう、これまだ序章の段階。そして、またPRももっと、例えば県出身の有名人を使って——芸能人とか、あるいはスポーツ界の有名人を使ってPRさせればいいですよ、全国にそういったものを宣伝するにはですね。

そういうものでこそ本気に誘致しているんだなという感じがするのだけど、今はまだまだ浸透しないのではないかという気がします。

そこら辺どうですか。

○出井航自然保護課長 委員御指摘のとおり、機運醸成は大変重要な取組だというふうに考えております。

特に、県内はもとより、県外への働きかけ、理解をしてもらう取組、そういったものも重要だというふうに考えておりますので、次年度も引き続きそういう機運醸成を図るための取組というのは実施していくことにしておりますので、そういった中身を検討する際には、今、御提案いただいたような内容も踏まえて、どういったものがより効果的な取組になるかということは検討してまいりたいというふうに考えております。

○座波一委員 続きまして、先ほどから議論がありましたジュゴンの件ですけれども、ジュゴンはいたかもしれない、いるかもしれないというまだこの状況ですけれども、これはジュゴンがすめる環境をつくるというのが目的でもあると思うのです。ジュゴンがすめる環境、これをどのようにつくろうかと。

今、ただ、ジュゴンがすんでいました、いる可能性があります、これで止まっているのです。

これは基地問題の材料にしか使っていないんじゃないかなと。ここで止まるようだったら。本気でジュゴンがすめるようなところをつくるんだったら、こんなもんじゃ駄目でしょう。

どうですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 ジュゴンが生息しやすい必要な環境を守るような取組というところですが、まず、保護対策として、ジュ

ゴンの生態が不明な点が多いことから、今現在も生息状況調査を継続して、実態把握しているところがございます。

現在、県のほうでジュゴンの保護対策の普及啓発の取組として、まず、ジュゴンそのものを守るために混獲防止対策に係る普及啓発、県民に対しては船舶等の潜航の際の注意、また、藻場を守るための赤土流出防止対策、生活排水対策等の取組について県のホームページへの掲載により、協力をお願いしているところがございます。

○座波一委員 これは基地問題と切り離して、ジュゴンの生息環境を守る、そういった意味では赤土対策も非常に大きな対策なのです。

サンゴを守る、そして草を守るというのは赤土の影響が非常にあるのだということはもう分かっている。そういう意味から言うと、ジュゴン対策というのは赤土対策でもあると私は思っています。

だから、そういう具体的にジュゴンが住めるような環境をつくるのだということ、方針を打ち出して取り組まなければ説得力は全くないですよ、これは。

いるかもしれない、いないかもしれない、こればかりで止まっているじゃない、いつまでも。

そこをもう少し、一歩進むようなこの事業ができないのかと思っています。果たしてもう沖縄にジュゴンはすめないのかという問題ですよ。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 繰り返しとなりますが、その保護対策検討のためにも、まず、今現在その生息状況の調査を継続するというところと、あとやはりその藻場をどうやって守っていくか。やはりジュゴンの餌場となる海草、そういったものを保全していくことが必要だと思いますので、この事業の中でそこもぜひ検討してまいりたいと思っています。

○座波一委員 後で聞かぬ。

サンゴ保全の問題とそういったジュゴンの問題は赤土と関連していませんか。これだけ確認させてください。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えいたします。

赤土とジュゴンの関係についてですけれども、直接赤土がジュゴンに影響があるかというところは把握できておりませんが、ただ、赤土などの土砂が海に出ることによって、海草藻場というところへの影響はあるものと考えております。

また、ジュゴンの生息に影響を及ぼす要因としては、赤土等の流出だけではなくて、漁網への混

獲、工場排水、生活排水、除草剤による影響、また航空機・船舶の往来や埋立て・しゅんせつ工事に起因する騒音振動による影響など、様々なものがあると考えられております。

○座波一委員 様々な要因はありますけれど、ただ、赤土の問題というのは関連しているということだけは、ぜひ認識をしてほしいと思っています。

続きまして、外来種対策事業で、県内中南部でタイワンハブとか、タイワンスジオですか、ハブ類が多いですよ。その駆除というのは今やっていますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 環境部では、外来種対策としまして、令和3年度からタイワンハブの防除対策を開始しておりまして、ヤンバル地域への拡散を防止するため、名護市、大宜味村及び東村において捕獲を実施し、捕獲数は令和3年度3匹、令和4年度719匹、令和5年12月末時点で629匹となっております。

○座波一委員 この駆除方法はどんな方法でやっていますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 わなによる捕獲となっております。わなによる捕獲と、あと防蛇柵を設置しておりまして、そこから北部地域への進入を防止しているところがございます。

○座波一委員 以前、この民間人の捕獲者に対しての奨励金とか、そういったのは今やっていないですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 県ではタイワンハブの買取りはこれまで行ったことがございませんが、タイワンスジオについては、平成30年度、令和元年度、それから令和4年度に買取りを実施しております。

タイワンスジオについては、県においてわなによる捕獲を行っておりますが、わなの設置が主に分布の北限である恩納村で行っていたため、その他の地域における分布状況を把握するために補足調査としての買取りを行ったところがございます。

なお、令和4年度の調査において、タイワンスジオの分布状況が確認できたことから現在は買取りを実施しておりません。

○座波一委員 生息状況を把握したけれど、買取りを実施しない。必要ないと考えているわけですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 令和4年度の調査で分布状況が確認できましたので、現在はやっております。

○座波一委員 今後の必要性はどうかということ。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 買取りについてですが、タイワンスジオですとか、タイワンハブなどの外来種の買取りですが、環境省のホームページにもありますように、人が到達しにくく、防除しにくい場所での防除が進まない。

また、実際防除する従事者の方に、お金のために外来種を持続的に確保したいという心理ですとか、自分だけの秘密の採取地というのを確保したいという心理が生じるというデメリットもあることから、実施に当たっては市町村、国、専門家の意見も踏まえて慎重に検討する必要があるものと考えております。

○座波一委員 じゃ、一般的に、民間の方々の力を借りて駆除を進めていくという方法は、ほかにありますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 一般の方々の駆除としましては、植物に関する外来種については協力をお願い……。

○座波一委員 いや、ハブよ。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 すみません、ハブですね。

ハブについては、実際その捕獲というところではなくて、目撃情報の提供ですとか、そういったところでの協力をお願いしていきたいと考えております。

○座波一委員 いや、そこら辺は異常なぐらい繁殖しているという情報もありますから、非常にこれはゆゆしき問題ですよ。

南部一帯も増えてきています。ぜひそれを考えるべきだと思っています。ある意味よこしまな考えで駆除を仕事にするということを防ぐ方法を探せばいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 そこについては、すみません。

先ほども御説明したとおりデメリットもありますので、慎重に少し検討が必要だと考えております。

○座波一委員 最後です。先ほどのサンゴの問題と赤土の関係ですが、やはりこれは関係性を位置づけて、しっかり取り組む中で、やはり農林水産部と土木建築部、環境部の連携、これは絶対欠かせないというのが、今議論の中でどんどん分かってきています。沈砂池の必要性、あるいは砂防ダムの必要性。

川から流れてくるということが一般的に多いと分かっていますから。その調査方法——前回の議会でもやりましたが、赤土流出の調査方法についても見直しをすべきではないかと。陸地側の河川において、どの辺から出ているというをもっと調査すべきでは

ないかと思うのですが、畑地も含めてね。

どうですか。

○知念宏忠環境保全課長 陸域からの流出量につきましては、先ほどもお答えしましたけれども、農用地とかいうところの勾配等も含めましてU S L E式というところで流出量を算出しております。

河川における濁度の測定については、いつ雨が降るか分からないというところもありまして、また、雨が降ってから終わるまでの期間をずっと測定し続ける必要があったりですね。例えば、この雨がいつ降るか、いつまでずっと降り続けるかというところもあります。

また、連続測定器という機械を設置しますと、かなり高額になりますので、この県全体の流出量を測定していくというところについては難しい問題があるというところで、この赤土の状態が落ち着いてからですね——濁った水が海域に流出しますと沈んで堆積するものですから、これを調査いたしまして、SPSSというところで堆積指標を調査しているというところがございます。

○座波一委員 先ほどから申し上げているとおり、この赤土、あるいはその他の土類の流出というのは沖縄の産業にも影響しているし、非常に重要な問題ですので、環境部の調査結果というのは非常に重要です。

だから、そこはしっかり予算をつけてやるべきだと。この河川から出ているんだったら、この河川に通じている用水路はどこなのだと。畑地がこの辺から来ているというのを全部把握していて、マスタープランみたいなことをつくって、将来に備えた対策をするべきだと思います。

最後に、座間味でも赤土問題が起こっているんですよね。外来種のイノシシが繁殖して、赤土を掘って、草を食べたり、いろいろやっているものだから、雨で相当このダムとか、海岸にも流れているのです。そういった現状を把握していますか。

座間味だけではない、あの辺の島々どんどん増えているらしい。

○知念宏忠環境保全課長 大変申し訳ございませんが、そちらは把握しておりません。

○座波一委員 把握していない。

前、企業局の水道問題で、ダムに赤土が入って大変だという話もあったのですよ。だから、これ結構大きな問題ですので、少し調査してみてください。これ外来種と赤土問題になってきているから。お願いします。

以上です。

○**呉屋宏委員長** 以上で、環境部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**呉屋宏委員長** 再開いたします。

次に、決算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

総括質疑については、昨日、本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告申し上げます。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上で御発言を願いたいと思います。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○**呉屋宏委員長** 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りします。

これまでの調査における決算調査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**呉屋宏委員長** 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、決算調査報告書は、1月16日正午までにタブレットに格納することにより、決算特別委員に配付することになっています。

また、決算特別委員の皆様は、1月17日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 吳 屋 宏

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月17日（水曜日）
開会 午前10時0分
散会 午前10時16分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	國 仲 昌 二			
副委員長	大 城 憲 幸			
委員	島 尻 忠 明	新 垣	新	
	下 地 康 教	仲 村 家 治		
	又 吉 清 義	末 松 文 信		
	玉 城 健一郎	山 里 将 雄		
	当 山 勝 利	次 呂 久 成 崇		
	平 良 昭 一	瀬 長 美 佐 雄		
	玉 城 武 光	西 銘 純 恵		
	金 城 勉			

欠席委員

なし

○國仲昌二委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員長からの決算調査報告書につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットへ掲載しております。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑事項等について、事務局より説明）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

（休憩中に、理事会開催）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

まず、総括質疑事項については、今回挙がっている2件といたします。

質疑事項に対し出席を求める者は、知事といたします。

質疑方法及び時間ですけれども、質疑時間はトータルで40分、これは2時間をめどにした場合の質疑時間ということで、40分ということになります。一問一答方式で行います。質疑時間40分を各会派に割り振りますと、沖縄・自民党14分、ていだ平和ネット7分、おきなわ新風7分、日本共産党沖縄県議団7分、維新・無所属の会3分、公明党3分となります。

次に、会派間の質疑時間の譲渡はできないということです。

質疑順序については、多数会派順とします。

次に、重複する質疑は避ける。

質疑については、通告書様式3により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載して通告書を提出する。

質疑通告期限は、明日1月18日木曜日の正午といたします。

この実施方法については、理事会で全会一致で決定いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、1月19日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 國 仲 昌 二

決算特別委員会記録（第3号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月19日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午前11時36分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- | | |
|---|--|
| <p>1 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県一般会計決算認定第1号</p> <p>2 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について</p> <p>3 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について</p> <p>4 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について</p> <p>5 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について</p> <p>6 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について</p> <p>7 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について</p> <p>8 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について</p> <p>9 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について</p> <p>10 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について</p> <p>11 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について</p> | <p>12 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について</p> <p>13 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について</p> <p>14 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について</p> <p>15 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について</p> <p>16 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について</p> <p>17 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について</p> <p>18 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について</p> <p>19 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について</p> <p>20 令和5年第4回議会 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について</p> |
|---|--|

出席委員

委員長	國 仲 昌 二				
副委員長	大 城 憲 幸				
委員	島 尻 忠 明	新 垣	新		
	下 地 康 教	仲 村	家 治		
	又 吉 清 義	末 松	文 信		
	玉 城 健一郎	山 里	将 雄		
	当 山 勝 利	次 呂 久	成 崇		
	平 良 昭 一	瀬 長	美 佐 雄		
	玉 城 武 光	西 銘	純 恵		
	金 城 勉				

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事	玉城	デニー
副知事	池田	竹州
知事公室長	溜	政仁
土木建築部長	前川	智宏

○**國仲昌二委員長** ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として知事の出席を求めています。

なお、1月17日の決算特別委員会において決定しました、総括質疑の実施方法等につきましては、タブレットへ掲載しております。

それではこれより直ちに総括質疑を行います。

末松文信委員。

○**末松文信委員** おはようございます。

委員長からの御指名がありますので、沖縄・自民党会派、末松文信、総括質疑を行います。それでは知事よろしくお願ひします。

私のほうからは、1の辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢について、伺いたいと思います。

そもそも辺野古関連訴訟は、平成27年、2015年10月に、翁長前知事が仲井眞弘多元知事の埋立承認に瑕疵があるなどとして、恣意的に承認を取り消したことから始まっております。翁長前知事は自らの不作為により敗訴し、自ら取り消した埋立承認取消の取消しを行い、工事が再開して、進められてまいりました。さらに玉城デニー知事のサンゴの特別採捕や、岩礁破碎等の国の関与取消に係る訴訟、そして設計変更申請の不承認関連訴訟など、約10年にわたる訴訟で何一つ県が勝訴した事実はありません。その一連の訴訟の目的は、翁長、玉城両知事の選挙公約で、辺野古地先における普天間飛行場代替施設建設を阻止することにあつたものと理解しております。

そこでまず、(1)知事はこの間14件の訴訟を提起し、約2億4000万円の一般財源を充当してきましたけれども、所期の目的を達成されたのか、伺います。

○**玉城デニー知事** 皆様、おはようございます。

末松文信委員の質問にお答えさせていただきます。

私は、かねてから辺野古新基地建設問題は、対話によって解決を求めていくということが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上

げ、問題点を指摘しながらも必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えております。

辺野古新基地建設に係るこれまでの一連の裁判は、公有水面埋立法や漁業調整規則に基づく許認可等の法的な問題について、訴訟を通じて提起をし、または応訴する必要があると判断したものであります。

沖縄県としては政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えるとともに、今後も国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンや、国際社会への情報発信など、様々な取組を通して、辺野古新基地建設問題の解決、そして、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいりたいと思います。

以上です。

○**末松文信委員** それでは事実上ですね、知事。この知事の選挙公約は実現できない状況にあると思います。なぜなら国の代執行で工事は着実に進められ、現実的に阻止できる状況にはありません。そのような状況の中で、実現できない場合の知事の責任について伺いたいと思います。

○**玉城デニー知事** 基地問題に関しましては、非常に時間のかかることであり、また対話によってその問題点をしっかりと明示をしながら、双方が問題解決に向けた努力はこれからも重ねていかなければならないものというように思料いたします。

○**末松文信委員** それでは次に(2)設計変更承認申請の不承認に係る訴訟について、昨年、令和5年12月4日に最高裁の判決により県の敗訴が確定した結果、知事は承認する義務を負うことになりました。行政庁の長である知事は、その義務を果たす必要があつたかと思ひますけれども、果たされましたか、伺います。

○**玉城デニー知事** お答えいたします。

最高裁判所は、昨年9月4日沖縄県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何らの判断も示さず、沖縄県の訴えを退けたことから、沖縄県としてどのような対応が取れるか検討をしておりました。

そのような中、国は沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認せよ、との判決を求める代執行訴訟を提起したことから、沖縄県は応訴することといたしました。福岡高等裁判所那覇支部は、昨年12月20日、沖縄県に対して同年12月25日までに承認することを命ずる判決を言い渡しました。

沖縄県としましては、県の主張を退けた高裁判決に不服があるとして、同月27日、上告受理申立てを

行ったところであり、今後最高裁判所において、高裁判決の問題点を明らかにし、多くの県民の願いをしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○末松文信委員 法治国家の中で、最高裁の判決というのは最終的な判断だと思いますけれども、それに何か疑義があるというのはどういうことですか。

○玉城デニー知事 憲法の専門家や行政法の専門家の意見の中には、是正の指示の取消請求を棄却する判決が確定した場合、地方自治法は是正の指示の判決を最終的なものとせず、同当該義務の履行を負担させるためには、代執行等関与を行うことを予定しているということで、法定受託事務についての是正の指示の作為についても、直ちに代執行することはできず、最終局面まで地方公共団体に自主的な判断の余地を認めているというように指摘されています。

○末松文信委員 今の件は事実上、現実的ではないと思いますが、どうなんですか。

○玉城デニー知事 地方自治法上、国が代執行訴訟を提起した場合には、地方自治体としてそれに応訴することができるというようにされているところがあります。

○末松文信委員 それは応訴することはできるかもしれませんが、その結果、どういうふうになると思えますか。

○玉城デニー知事 現在、その対応中でありまして、結果についてはお答えを差し控えたいと思います。

○末松文信委員 そこでやはり法治国家において、当然のこととして判決を遵守する義務があると思えますけれども、そのことについて知事はどうお考えですか。

○溜政仁知事公室長 先ほど知事も答弁されたところなんですけれども、先般の最高裁判決では沖縄県に対して承認処分を求める国土交通大臣による是正の指示について適法と判示されたところでございます。

その上で、最高裁判決の内容を精査し、沖縄県としての対応を検討する必要があること、あるいは県民、行政法学者、議員の方々などから様々な意見が寄せられていることなどを踏まえ、県政の安定的な運営を図る上で、意見の分析を行う必要があったことから、弁護士や行政法学者の助言をいただきながら、検討してきたところでございます。

その間、国は沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認せよとの判決を求める代執行訴訟を提起したことから、沖縄県は応訴することとしたというところがございます。

以上です。

○末松文信委員 知事のこれまでの発言等からすると、知事はその義務を果たす必要はないというふうを考えておられますか。

○玉城デニー知事 ただいま答弁をさせていただいたとおり、今般の最高裁判決について精査をし、対応を検討する必要があるということ、そして、国においては、地方自治法上の代執行の訴訟を提起したということから、沖縄県がそれに応訴するということが認められているということでもあります。

○末松文信委員 知事、現実的に国が代執行することになっていて、今後それに基づいて現場は進んでいくと思うんですね。これ以上、知事がどういう対応をされようとしておられるんですか。何か知事にそういう権限が発生するんですか。

○玉城デニー知事 今後もこの工事が進められた場合、仮に進められるということが続けられた場合には、恐らくその工事の進捗上必要な変更申請が行われるものというように思います。その際には、沖縄県知事として、公有水面埋立法上に適合しているかどうかということについての審査を行わなければならないものというように思料いたします。

○末松文信委員 知事は想定されることについて答えられないと言いながら、なぜそういうことを想定するのですか。

○玉城デニー知事 公有水面埋立法が都道府県知事に事務を委ねたその趣旨は、まさしく地域の環境の保全を図り、災害を防止し、国土の適正な利用を図り、住民の権利を保護するためであるというところから、公有水面埋立法の事務は、知事による団体自治が保障されるべき事務であるというように考えるからであります。

○末松文信委員 知事、それは代執行以前の話であってね。代執行が決定されてから、こういうのはあまり意味がないことだと思うんですが、いかがですか。

○玉城デニー知事 例えば那覇空港の工事についても、幾度かの変更承認が提出され、それを審査をしたという経緯があります。

今般、我々が公有水面埋立法に基づいて不承認としたということについて、代執行がなされているということであり、今後工事が進められるということであれば、やはり公有水面埋立法にのっとって審査をするという規定はそのまま置かれているものというように思料いたします。

○末松文信委員 国は代執行で進めるわけであって、知事の見解を聞く余地はもうなくなっているわけで

すよ。もしもそういう事態が発生したらということなんですけれども、これはもう今後発生しませんよ。そんな仮定の話からやらないと、やるとするのは非常に矛盾しているんじゃないですか。

○玉城デニー知事 繰り返し申し上げますが、今般国の代執行訴訟は、いわゆる沖縄県が行った変更承認の不承認に係る手続上の国の対応だというように考えております。ですから今後工事が進められた場合でも、それが全て無許可で行われるということにはならないだろうというように、私たちは考えております。

○末松文信委員 ですから、この国からそういう変更申請が出なければどうするんですか。

○玉城デニー知事 辺野古代替施設建設工事は、非常に高度な技術を要し、その年数、工法など、あらゆる点において、これまで前例のない工事が行われるということが指摘されております。ですから、前例がないということは、その先に見通しがどのように立てられるかということについても、常に研究をし議論をしなければならぬ難工事であろうというように理解しているものであります。

○末松文信委員 まさに今、知事が難工事だと言いますが、日本の技術者はこういう難工事を完成させて初めて世界に誇る技術を確認するんですよ。何を訳の分からないことをおっしゃるんですか。技術は開発するものですよ。

○池田竹州副知事 おっしゃるとおり、技術的に様々な埋立事業がされております。ただ技術的にできる日本の技術力をもってすればそうなんですけれども、一方で、その進展に応じて工法の変更などがあれば、当然変更承認申請を事業者が行うことになっております。那覇空港でも5回から6回の変更承認、その他の我々のこれまでの埋立事業でも、変更承認が1回だけというような事例はほとんどないというふうに認識しております。ですから、今回の変更申請はあくまでも、当初の申請に基づく変更であって、例えば新たな対策が生じたら、当然国は法令に従って変更申請はこれまでも普通に行っていますので、そういったものが通常の埋立工事でもあるということで、辺野古でも恐らくそのようなことは今後起こり得るというふうに考えております。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から辺野古新基地ではなく普天間飛行場代替施設という表現に統一してほしいとの要望があり、土木建築部長から県の考え方の説明があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

末松文信委員。

○末松文信委員 それでは知事、去る17日に国土交通省の裁決に係る抗告訴訟で県は控訴理由書を提出したとの報道がありましたが、今回は訴訟の勝敗にかかわらず、判決を尊重されますか、伺います。

○玉城デニー知事 現在でも、この高裁判決における代執行が進められているという状況にありますが、なお最高裁判所において、そのような判決がなされた場合には、その代執行の状況が進んでいくものというように思います。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から今回は判決に従うのかについて答弁するよう指摘があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

池田竹州副知事。

○池田竹州副知事 代執行訴訟につきましては、さきの高裁判決で国側が勝ったということで、私どもは最高裁に上告をしております。一方で、高裁判決で上告した場合でも、その高裁の変更承認申請を国土交通大臣がやったという、変更承認が生きているという状況は継続しております。私どもは、代執行訴訟上、最高裁のほうには、その代執行訴訟を認めないよというか、取り消すような形で訴えておりますが、法律上今でも変更承認が有効という形ですので、仮のちょっと答えはやりにくいんですけども、仮に負けた場合には、その状態が法的に確定をするという、変更承認が有効であるという形になるかと思っております。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から判決に従うか、従わないかについて答弁するよう指摘があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

池田竹州副知事。

○池田竹州副知事 変更承認申請は、代執行の国土交通大臣の手続により、法的には有効であります。ですから、今県として留意事項に基づく防衛局からの協議事項について審査をしているところでございます。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、末松委員から質疑に対して答弁するよう指摘があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

玉城デニー知事。

○玉城デニー知事 この点については先ほど来、答

弁を繰り返しておりますが、現在も代執行訴訟が行われ、最高裁判決で仮に県が敗訴となった場合には、この状態が継続されるということでもあります。

ただ我々は、今回の最高裁への申立てについても、高裁における判決の内容に、なお不服があるという点で、幾つかの指摘をさせていただいていることありまして、この点についてどのような結論が導き出されるかということについては、最高裁の判断を見て検討せねばならないのではないかと考えています。

○末松文信委員 代執行については、もうこれ揺るぎないことでありますので、そこでいいとして。

次に3番目の設計変更承認申請を国が代執行によって承認し、工事に着手する中で、今後知事はこの問題の着地点をどのように考えておられるのか、伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

先ほど副知事からもお話があったところですけれども、令和5年12月28日に国土交通大臣が知事に代わって、沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認したことから、現在県は留意事項に基づく事前協議に応じているというところがございます。

また、県は知事に対して埋立変更承認申請を承認するよう命じた高裁判決に不服があるとして、上告受理申立てを行っております。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されます。このため県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないというふうに考えております。県はかねてから辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、今後も対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○末松文信委員 知事は今おっしゃったように、常に対話による解決を政府に求めていると発言されておりますが、話し合う用意はあるんですか。

○玉城デニー知事 県としては、そのような機会が設けられた場合には、できる限り胸襟を開いて話し合いをするというように対応してまいりたいと考えております。

○末松文信委員 具体的にどのような解決策をお持ちですか、伺います。

○玉城デニー知事 解決策は対話によって導き出せ

るものだというように思料いたしますが、やはり普天間基地の一日も早い危険性除去のために、どのような努力をなし得るべきかということについては、双方で意見を述べ合い、解決に向けて迅速に取り組むことは十分可能であると考えております。

○末松文信委員 私が伺っているのは、知事がどういう用意があって、臨むのかと聞いているんです。

○玉城デニー知事 まさに一から対話によってつくり上げることも可能ですし、必要であれば、そのような条件を提示して、対話に応じるということも可能だと思います。

○末松文信委員 知事のこれまでの発言を聞いていると、対話の道は閉ざされているんじゃないかと思えますけれども。

知事はですね、一つには普天間の辺野古移設について、これを阻止するとの一点張りの態度で、閉塞状況にあると私は思います。2番目に沖縄における米軍専用施設を50%にすると言われておりましたけれども、自ら具体策を示すかと思えば、政府に求める他力本願的な態度であります。3つ目に、沖縄における米軍施設と自衛隊施設を共同使用することで、基地の機能及び規模を検討して、再編の将来ビジョンを策定してはどうかとの提案についても、反応はありません。

知事は自ら対話の道を閉ざしているのではないのでしょうか、伺います。

○玉城デニー知事 これまでも今の委員の御意見の内容については、議会でも答弁をさせていただいておりますが、例えば50%に基地を減らすということについては、沖縄における70.3%の過重な基地負担を政府が政治の責任としてどのように受け止めていただくかということの数値をお示しをさせていただきました。50%ですから、ゼロになるわけではありません。当面50%にするべく努力を見せていただきたいということ。恐らく今沖縄県内には1万8000ヘクタール余りの米軍専用施設面積がありますので、それを仮に1万ヘクタール、さらに減らすことができれば、50%にすることも可能であるということは、具体的にどのようにしてその1万ヘクタールを国が応分の負担として求めていくかということの考え方にもよると思います。

ですから、県としては、そのような状況で十分対話をする機会は設けられるべきであろうというように求めているわけです。

○末松文信委員 知事がおっしゃるようなエンドレスの裁判一辺倒では、対話の道は開かれませんか。

どんな形でやるんですか。その道を探すんですか。

○玉城デニー知事 その努力は、国、県双方に求められていると思いますので、我々としては懸命にその対話の糸口をつくっていききたいというように要請をさせていただいております。

○末松文信委員 これまでどういう努力をされましたか。

○玉城デニー知事 累次にわたる要請においても、国に対しては沖縄県との対話による解決策をぜひ講じていただきたいということをお願いしてまいりました。

○末松文信委員 ですから、今みたいにエンドレスの裁判をやっているようでは、そういう議論はできないんじゃないですか。

○玉城デニー知事 繰り返しになりますけれども、政府に対しては沖縄の過重な基地負担を軽減させるための努力を講じていただきたいということで、沖縄県民の多くの願いでありますことを、これまでも繰り返し申し述べてきております。我々としては、そのための対話を行う準備を常に持っておきたいという思いで、要請を重ねてきたものであります。

○末松文信委員 最後に、知事のそうした姿勢がこの10年という歳月と、2億4000万円の血税を費やして、何の成果もなく、普天間の危険性は置き去りにされている。その責任は重いと思いますけれども、知事は今後これについてどういう対応されるのですか。

○玉城デニー知事 沖縄県知事として、県民の福祉の向上、県政の発展、その中においても、過重な基地負担の軽減については、やはり政府においても努力をしていただくことであろうと思います。我々はその健全なる均衡ある県土の発展のためには、基地の跡地利用についても、各市町村、関係団体とも真摯に協議をしながら、さらにその振興発展に尽くしてまいりたいというように考えております。

○國仲昌二委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 どうも知事、出席ありがとうございます。

私のほうはワシントン駐在の在り方、今後の方向性、今年のアメリカ大統領選挙を踏まえて、共和党、民主党に対してどのような働きかけをするのかについて、お伺いします。

今まで我が会派自民党は、このワシントン事務所に関しまして、いろんな提言、また廃止すべきではないかという質問等をしてきたんですけれども、今回、決算審査ですので、いま一度立ち止まって、ワ

シントン事務所の在り方、また将来どのようなビジョンを持っているのかということについてお聞きします。明確に御答弁をお願いいたします。

まず1番、これまでのワシントン事務所設置費用、約8億円の費用対効果について、どうお考えでしょうか。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

ワシントン駐在は、これまで政治情勢や米軍の動向など、沖縄に関連する情報を収集するとともに、平成27年度から令和4年度までの約8年間で、累計4447名の米国政府や連邦議会関係者等と面談を行っており、沖縄の基地問題の情報発信とその解決についての働きかけを精力的に行ってきております。

これまでの駐在の働きかけの結果、辺野古新基地建設問題に関しては、令和2年6月、下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性など、4つの懸念事項と建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されました。この記載は、後に下院の軍事委員会においては削除されましたが、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、駐在の成果の一つと考えております。さらに、令和4年6月及び11月においては、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米戦略予算評価センターの報告書に、普天間基地代替施設計画への懸念等が示されています。

このことは米国において、沖縄の基地問題が正確な理解へとつながることが期待できるものであると考えております。

なお、これらはワシントン駐在のこれまでの活動の成果であり、米国内において沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

以上です。

○仲村家治委員 この件はですね、後で実績の中でお聞きします。

2番目、令和3年度沖縄県P D C A報告書の成果指標の達成状況についてお伺いをします。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

令和3年度沖縄県P D C A報告書においては、ワシントン駐在員の配置についての成果指標の達成状況は記載しておりません。ワシントン駐在においては、様々な団体等に沖縄の基地問題に関する情報を発信し、働きかけているところですが、このような取組は効果が直ちに現れるものではなく、また定量的数値ではかることは非常に難しいというふうに考

えております。

以上です。

○仲村家治委員 この報告書の268ページを見ますと、進捗状況は100%。びっくりしたのがですね、達成状況がスラッシュというのかな、数字が表示されていないんですけれども、こういう報告というのは成り立つんですか。

○溜政仁知事公室長 先ほども御説明したところですけれども、駐在の活動等はなかなか数値的に表すことが難しいということで、このような表記にしているというところでございます。

○仲村家治委員 知事公室長、このP D C A報告書というのは、ほかの項目を見ているとほぼ数字が出てくるんだけど、数字に表せない活動をこのワシントン事務所がやっているというふうにしかな理解できないんですけれども、何らかの評価をしないとイケないんじゃないですかね。というか、もしかするとこの報告書、一般県民は見ないからこんなことやっているのですか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在の活動にかかわらず、基地問題全般について、どのような成果指標にするかというのはこれまでもずっと議論はしているところでございます。

ですので、例えば令和4年度につきましては、ワシントン駐在という項目ではなくて米軍の演習等に関する事件・事故数ということで、米軍基地から発生する事件・事故の防止という観点から、基地問題全体で事件・事故数を、令和2年を35件として、それを可能な限り減少させるというような目標値を立てているところでございます。

以上です。

○仲村家治委員 その答弁しかできないでしょうね。

だったらこのワシントン事務所の項目、わざわざ作成する必要はないんじゃないですか。達成状況が表示できないんだったら、最初から載せるべきじゃないんじゃないですか。基地問題の中にくくったらいんじゃないのですか。

○溜政仁知事公室長 御指摘のようにですね、令和3年度P D C A報告書については、ワシントン駐在という項目を立てていたところなんですけれども、達成状況、基準値等の設定が難しいということもありまして、令和4年度の報告書においては、その基地問題を総括する指標の一つとして、事件・事故数というものを立てまして、それを基準値で表していると。令和4年度からはワシントン駐在という項目は入れていないというところでございます。

○仲村家治委員 たまたま私が令和3年度を見たから、しようがないのかということなので、皆さんそれを分かって削除したのであれば、もうしようがないですけれども。

じゃ、次に移ります。基地問題の解決に向けて目に見える形の実績があるか伺いたいですけれども、先ほど知事の答弁によりますと、5000人近くの人と面談し、また下院ではこういうことが取り上げられたとおっしゃったんですけれども、それはあくまでもふだんの活動の中から、また現状を述べたにすぎません。私が問うているのは、見える形の実績があるかということをお伺いをいたします。

○溜政仁知事公室長 まずワシントン駐在の大きな活動目標としましては、沖縄県の基地問題等について、正しい情報を米国、特に米国政府や議会関係者、あるいは有識者等に正しい情報を伝える。あるいは米側の生の情報をいち早く沖縄県に伝えるということが、大きな目的の一つとなっています。そのため、4400名余りの方と面談をしたということを申し上げているところです。

そのほか、知事が申し上げたもの以外につきましても、例えばC S I S——戦略国際問題研究所の報告書に辺野古新基地の完成は困難であると記載されたほか、連邦議会調査局——C R Sの報告書には沖縄の基地問題に関する正確な情報が、米政府監査院——G A O報告書には辺野古新基地建設の懸念事項が、米戦略予算評価センター——C S B A報告書には辺野古新基地の課題や基地の脆弱性がそれぞれ記載されていて、先ほどもクインシー研究所の報告の発言もあったところです。

このようにワシントン駐在の活動によって、米国における沖縄の基地問題に対する認識が深まりつつあるというふうに考えております。これらのことは米国において、沖縄の基地問題が正確な理解へとつながることが期待できるものであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○仲村家治委員 当然、職員はそういうふうな活動をしますよ。予算もついているし、手当もついているし、それが仕事だから当たり前の話を報告なさっているにすぎない。ワシントンに事務所を置くという所期の目的は、沖縄県のそういう状況を知らしめるというのがあったかもしれないんですけれども、こんな御時世にですよ、まるで成果のないものに対して予算を投入して、目に見えるような実績がない状況であるのであれば、僕は今の事務所の在り方と

というのは検討すべき時期に来ているのではないかと
いう思いで質問をしています。

次に移ります。4番目ですね。年内にアメリカ大統領選挙がスタートしますが、仮に政権交代が起こった場合、基地問題はどのように変化していくのか、調査研究し把握しているのか、お聞きします。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

沖縄県としましては選挙の結果にかかわらず、沖縄の基地問題の現状を米国内に発信し続け、米国政府関係者等の理解を得ることが重要だと考えております。いずれにしましても、大統領選挙をはじめ、米国内の動向につきましては、引き続きワシントン駐在を活用し情報収集に取り組んでまいります。また、米国の政策決定に重要な役割を果たしているシンクタンクの有識者との面談やシンポジウム等における議論などを通じ、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲村家治委員 一見、当たり障りのないような答弁なんですけれども、実際に民主党政権と共和党政権は、特にこの国防とか、防衛とか、そういったものに大変差があるわけですから、この辺ですね、逆にもう少し踏み込んだ形で、現地のワシントン事務所の皆さんに指示して、この動向も含めて、探って戦略を持つべきだと思いますので、ぜひその辺のビジョンを持っていただきたいなと思っております。

次に、事務所設置は沖縄の現状を訴えることが精一杯であり、基地問題解決に向けた成果は期待できないと考えますが、期待するならどのような成果等があるか、伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

先ほど知事からもございましたように、ワシントン駐在による働きかけの結果、令和2年には下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法案に辺野古への懸念及び報告を求める文言が記載されたところがございます。また、令和5年4月の国防権限法案の審議の過程で、下院軍事委員会全体公聴会において、県系のジル・トクダ議員が普天間代替施設と沖縄のPFAS問題に関し発言しております。

このように、辺野古新基地建設問題をはじめPFAS等の沖縄の米軍基地問題につきましては、国防権限法案に沖縄県の意見が反映されるよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さらに、同年8月には米国の市民団体である、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合——APALA

が、辺野古新基地建設への反対や米軍由来の環境問題に取り組む、沖縄県民への支持と連帯を表明する決議を同団体の総会で採択しております。

沖縄県の基地問題の解決促進を図るには関係者の理解と協力が必要不可欠でございます。今後も継続して取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○仲村家治委員 次に、これは知事に答弁していただきたいんですけども、ワシントン事務所の設置で、国レベルの安全保障問題、交渉などの取組を地方自治の長ができるかと認識しているのかお伺いします。

○玉城デニー知事 沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置したものであります。米側に沖縄の実情を正確に伝えることで、理解を深めていただくことは、基地問題の解決促進を図るためにもやはり重要なことであるというように考えている次第です。

以上です。

○仲村家治委員 ですから、地方自治の長が国レベルの安全保障とか交渉に関与できるかということは、できるんでしょうけれども、それが動くかというのは別問題だと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○玉城デニー知事 沖縄県としましては、やはり日米両政府がこの安全保障については一義的に取決めを進めていかれるものというように思いますが、やはり地方自治体として、この米軍基地に関する諸問題の解決のためには、やはり積極的に情報発信をし、関係者の方々にその努力をぜひ講じていくようを求めていくことは、やはりこの地方自治体としての責任の一端でもあるというように認識いたします。

○仲村家治委員 知事は、日米安保を認めておりますか。

○玉城デニー知事 はい。日米安保を認めている立場です。

○仲村家治委員 最後に、ワシントン事務所設置により、県内の基地問題をいつまでに解決していきたいか、知事のビジョンをお聞かせください。

○玉城デニー知事 県政の長年の課題であります基地問題につきましては、一朝一夕に解決することは非常に困難であります。県民の目に見える形で、

過重な基地負担の軽減が図られるよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○**仲村家治委員** 総務企画委員会の決算調査の中で、私はワシントン事務所の活動について質問したんですけど、その中でアメリカの映画監督オリバー・ストーンさんが、辺野古新基地に反対をするという表明があったんだけど、その情報収集をしたかということ、していませんと言いましたけれども、知事、指示してオリバー・ストーンさんに会うようにしたらどうですかね。

○**溜政仁知事公室長** 今月6日に映画監督のオリバー・ストーン氏をはじめとする世界各国の識者ら400人以上が、米国と日本は沖縄の軍事植民地支配をやめよとする声明を連名で発表したということにつきましては、ちょっと決算調査の委員会の当日の経緯は申し訳ないです。承知していないところなんですけれども、ワシントン駐在のほうからも1月8日付で報告が来ております。詳細な内容、あるいは400名の学者やジャーナリスト等のリスト等が県のほうに来ております。引き続きこのような方々とどのような連携ができるかというのは、また検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**國仲昌二委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から知事に対する総括質疑なので、知事が答弁するよう要望があった。)

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

玉城デニー知事。

○**玉城デニー知事** オリバー・ストーン監督をはじめとする著名な方々が、この沖縄の状況について、両国首脳及び両国民に対して沖縄の軍事植民地化に終止符を打つよう求めるとともに、その第一歩として新基地建設の中止を訴えているということがございます。この声明に世界の多くの方々が賛同したことは、やはり沖縄の過重な基地負担が沖縄だけの問題ではなく、国内外を問わず多くの皆様がしっかりと受け止めて発言をしていただいていることというように受け止めております。

○**國仲昌二委員長** 西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** お願いします。辺野古新基地問題について。最初に辺野古新基地反対の沖縄県民の民意は明白です。9月4日の最高裁判決はどのような内容でしたか。また知事の見解を伺います。

○**玉城デニー知事** 最高裁判所は昨年9月4日、沖縄県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足

性について、何ら判断せずに沖縄県の訴えを退けました。今回の最高裁判決は、県民投票で示された辺野古新基地建設のための埋立てに反対する県民の意思や県の主体的な判断を無にし、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨もないがしろにしかねないものであると考えております。

最高裁判所には、憲法が託した法の番人としての矜持と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待をしていただけて極めて残念であると言わざるを得ないと思います。

○**西銘純恵委員** その不当判決に対して、知事が設計変更申請を認めない不承認を貫いて、国が提訴した代執行裁判。12月20日に福岡高裁那覇支部で判決が出され、12月25日までに埋立承認を命じました。判決の内容と知事の見解、対応を伺います。

○**玉城デニー知事** 沖縄防衛局の埋立変更承認申請を承認せよとの判決を求め、国が提起した代執行訴訟について、福岡高等裁判所那覇支部は、昨年12月20日、沖縄県に対して同年12月25日までに承認することを命ずる判決を言い渡しました。同判決は、9月4日の最高裁判決で、公有水面埋立法違反が確定したと、具体的審議もせずに断定をし、代執行以外に取り得る方法についても、国と県との対話を通じた抜本的解決を付言しておきながら、要件の判断に何ら反映しておりません。また、公益侵害の要件については、辺野古新基地建設を進めようとする国側の公益に偏って容認しており、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの沖縄県民の民意という真の公益を顧みなかったことは、司法自ら辺野古が唯一との固定観念に陥ったものと言わざるを得ないと思います。

沖縄県は昨年12月20日の高裁判決に不服があるとして、同月21日上告受理申立てを行ったところであり、今後最高裁判所において、高裁判決の問題点を明らかにし、多くの県民の願いをしっかりと訴えてまいりたいと思います。

○**西銘純恵委員** それでは、当初と変更された辺野古新基地建設の総事業費、工事期間を伺います。

○**前川智宏土木建築部長** 普天間飛行場代替施設建設事業等の総事業費については、平成26年に小野寺防衛大臣が普天間飛行場の移設に関する経費としましては少なくとも3500億円以上と見込んでおります、と発言しております。

また、令和2年に変更承認申請書が提出された際に、沖縄防衛局が公表した資料では、総事業費は約

9300億円となっております。

工事期間については、埋立承認願書、埋立てに関する工事の施工に要する期間は5年と記載されておりますが、防衛省ホームページ公表資料では、変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3か月、提供手続完了までに約12年と記載されているところでございます。

○西銘純恵委員 現在までにかかった費用、総埋立面積に占める割合をお尋ねします。

○前川智宏土木建築部長 沖縄防衛局によると、令和4年度末までの支出済額は約4312億円との回答がありました。

一方、投入土砂量を確認したところ、令和5年11月末時点における埋立ての進捗は、埋立承認願書の埋立全体に必要な土砂量に対して約15.4%と推計されます。

○西銘純恵委員 警備費用がとてもかかっているという指摘があります。工事開始からの県民を排除するための警備費用、どれだけですか。

○前川智宏土木建築部長 沖縄防衛局によると、平成26年7月から令和5年12月末までの普天間飛行場代替施設建設事業の警備業務として発注した契約金額は、陸上警備業務が約373億円、海上警備業務が約375億円とのことであります。合計いたしますと約748億円でございます。

○西銘純恵委員 警備費用だけで1日2155万円になる、こんなべらぼうな税金をつぎ込んでいます。

次、お尋ねします。オスプレイが墜落して普天間基地のオスプレイは飛行停止しています。騒音はどれだけ減っていますか。普天間基地を運用停止、返還すれば、辺野古新基地を造らなくて済むではありませんか。直ちに危険性が除去できるものではありませんか。

○溜政仁知事公室長 まずオスプレイの飛行停止についてお答えします。

県が市町村と連携して実施している、普天間飛行場周辺の航空機騒音測定の速報値によれば、測定12局における騒音発生回数の合計は、飛行停止後の12月7日から1月5日までの30日間で5981回であるのに対し、前年の同期間の回数は8954回となっており、2973回、約33%減少しております。

今後継続した分析が必要と考えておりますが、県としては、同機の運用停止による影響は大きいと考えており、引き続き米軍及び日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、運用停止等についてお答えします。

市街地の中心にあって、住民生活に深刻な影響を与えている普天間飛行場の危険性の除去は、辺野古移設に関わりなく実施されるべき喫緊の課題であります。このため沖縄県は政府に対し、同飛行場の速やかな運用停止を含む、一日も早い危険性の除去、県外国外移設及び早期閉鎖返還を求めています。

また、膨大な費用を要し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらない辺野古新基地建設は直ちに断念すべきであるというふうを考えているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 自民会派からですね、これまでの辺野古新基地問題で血税を使って裁判を繰り返すのは無駄遣いだと言いました。辺野古新基地建設を強行することが、私は最大の税金の無駄遣いだと思っていますが、どうでしょうか。

軟弱地盤は底なしに日本国民の税金を、血税をつぎ込む工事になるのではないですか。

○溜政仁知事公室長 辺野古新基地建設の総事業費について、当初は約3500億円と説明されていたところ、その後政府は大浦湾の水域において地盤改良工事を行う必要が確認されたことなどを踏まえ、経費を見直し、現時点において、当該経費は約9300億円と見積もられていると説明しております。

また、令和2年4月の埋立変更承認申請以降の建設工事費の急激な上昇、あるいは埋立工事の進捗状況等も踏まえ、大浦湾側の軟弱地盤の改良工事についても、多額の費用を要するものと認識しております。

以上です。

○西銘純恵委員 当初の3500億円から既に9300億円と変更されたけれども、それ以上にもっとかかっていくという、数兆円規模になるのではないかというのが辺野古工事だと私は思っているんですね。政府がですね、辺野古新基地を強行するのをやめたら裁判費用もかからない——2億4000万円かかったと言っていますけれど、そもそもの裁判というのは辺野古基地を強行しているからでしょう。裁判費用がかからないと私は言いたい。そして、90メートルの軟弱地盤工事は不可能だと言われているんですね。莫大な税金の無駄遣い、辺野古の代執行工事をやめて、能登半島の被災者の支援に使うべきだと、私は皆さんにも言いたいけれども、自民会派の皆さんにも言いたいけれども、政府に強く言いたいです。

次の質問です。共同通信の直近の世論調査で辺野古代執行に対する結果と知事の受け止めに伺います。

また、オリバー・ストーン映画監督などの海外の識者400人以上のデニー県政を支持する声明への見解、また辺野古新基地を断念させる知事の決意を伺います。

○溜政仁知事公室長 私のほうから共同通信の世論調査についてお答えいたします。

国の代執行に基づく工事に着手した政府の姿勢について、53.3%が指示しないと回答する共同通信の世論調査については、報道により承知しております。

この調査結果は、代執行によって選挙で県民の付託を受けた知事の処分権限を一方的に奪い、辺野古新基地建設を進める国の姿勢を容認できないという県民や国民の意思の表れであるというふうに考えております。

○玉城デニー知事 私からは、オリバー・ストーン監督など海外の識者の声明についてお答えしたいと思います。

今月6日、映画監督のオリバー・ストーン氏をはじめとする世界各国の識者ら400人以上が、米国と日本は沖縄の軍事植民地支配をやめよとする声明を連名で発表したことは、ワシントン駐在からの報告や報道等により承知をしております。

なお、この声明では沖縄の自己決定権、民主主義、自治権を支持すると表明し、沖縄のさらなる軍事化を拒否する県民への支持を新たにしています。その上で、異例であり、初めての行使となる代執行に至った日本の状況を植民地主義的無関心と形容し、両国首脳、両国民に対しては、沖縄差別をやめ、沖縄の軍事植民地化に終止符を打つよう求めています。

やはりこのように、多くの識者の方々が、いわゆる自分ごととして受け止めているということの表れだと、我々は受け取っておりますので、大変沖縄県としても意を強くしているというところであります。

○西銘純恵委員 今朝の地元紙の県民の声で、軟弱地盤に注ぎ込む予算を能登半島の復興にと訴えています。政府が辺野古工事をやめて、能登半島の救援、復旧・復興に最大の予算を投入することこそ、人間の安全保障になると私は思います。普天間基地の即時運用停止、返還、辺野古新基地断念をするまで、県民とともにデニー知事を支えて頑張り抜くことを表明して、質疑を終わります。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から、西銘委員の沖縄・自民党会派への挑発的な発言は問題ではないかとの意見があった。これに対し、西銘委員から先ほどの発言を取り下げたいと

の申出があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 さっきの裁判費用の件で、自民会派に言いたいという発言したことを、その部分を取下げをいたします。

○國仲昌二委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 ワシントン駐在活動について、何点か伺います。

まず、ワシントン沖縄事務所を設置したのはなぜか。オスプレイ配備計画など沖縄に情報が正確に伝わらず、沖縄の基地問題、県民の民意が米国に伝わらない状況を認識したからではないか、伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

沖縄県では辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置したものです。米側に沖縄の実情を正しく伝えることで理解を深めていただくことは、基地問題の解決促進を図るためにも重要なことと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ワシントン事務所設置からの実績、成果を伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

ワシントン駐在は、これまで政治情勢や米軍の動向など、沖縄に関連する情報を収集するとともに、平成27年度から令和4年度までの約8年間で累計4447名の米国政府や連邦議会関係者等と面談等を行っており、沖縄の基地問題の情報発信とその解決についての働きかけを精力的に行っております。

これまでの駐在の働きかけの結果、辺野古新基地建設問題に関しては、令和2年6月下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性など、4つの懸念事項と建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されています。この記載は後に下院軍事委員会において削除されましたが、軟弱地盤等を理由に、辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたことは、駐在の成果の一つと考えております。

さらに、令和4年6月及び11月においては、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米戦略予算評価センターの報告書に普天間代替施設計画への

懸念等が示されています。このことは、米国において、沖縄の基地問題が正確な理解へとつながることが期待できるものであると考えております。

なお、これらはワシントン駐在のこれまでの活動の成果であり、米国内において、沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 米国におけるオスプレイの生産ラインの停止の可能性をホームページで公表して、これについてはワシントン駐在の調査活動の結果なのか。情報収集、情報発信の役割について、知事の認識と今後の取組を伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

オスプレイの生産ライン停止に関する情報について、ワシントン駐在は米国の複数のメディア情報や関連する予算に係る連邦議会の動きなど、米国政府等の各種情報を確認して、内容を把握し、知事に報告したものです。これは実際に現地において情報収集を行うことができるワシントン駐在の成果であり、今後も米軍の動向、政治情勢に関する最新情報を収集することが重要であると考えております。

沖縄県としては基地問題の解決を図るためには、日本国内のみならず、米国における理解と協力を得ることが重要と考えていることから、引き続きワシントン駐在による情報収集及び情報発信が必要と考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 米国及び連邦議会関係者への働きかけの状況、米軍基地問題に関する理解度が変化したのかどうか、認識を伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

ワシントン駐在は、連邦議会関係者を中心に沖縄への理解を深めていただくための働きかけに取り組んでいるところでございます。具体的には、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題に関する説明に加え、米軍基地周辺のPFOS等の問題、軍人・軍属による事件・事故などを説明し、国防権限法案に沖縄の基地問題に関する記述が反映されるよう協力を求めてきております。

また、PFOS等の問題は、在沖米軍人・軍属やその家族にも影響を及ぼすものであることから、連邦政府や連邦議会関係者とワシントン駐在との面談の中で、毎回のように取り上げ、立入調査の必要性等を強く訴えており、関係者からは大変関心があるので、関係資料を提出してほしい旨の反応がありました。このようにワシントン駐在の活動によって、

沖縄の米軍基地に関する連邦議会関係者の理解と関心は高まっていると考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 理解度が深まったと思います。

次に、米国及び連邦議会関係者以外にも、世界的な環境保護団体、あるいは米国の市民団体との連携などを求めてきましたが、成果と課題を伺います。

○溜政仁知事公室長 沖縄の基地問題を解決するためには、米国政府や連邦議会関係者以外の団体等にも働きかけることが重要であると考えております。そのため、国際的に生物多様性の保護に取り組み、沖縄の環境問題に取り組む生物多様性センターや、米軍の元軍人等で組織された国際的な平和団体であるベテランズ・フォー・ピースとも面談するなど、連携を図っているところでございます。

ワシントン駐在においては、様々な団体等に沖縄の基地問題に関する情報を発信し、働きかけているところですが、このような取組は効果が直ちに現れるものではないため、粘り強く取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ワシントン事務所の役割の一つですが、ウチナーンチュネットワークの構築、南米への展開、沖縄の魅力、ソフトパワー発信等の実績や計画について伺います。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在におきましては、米国駐在の強みを生かし、沖縄の歴史、自然、文化、経済等の実情を紹介し、理解を促す活動をはじめ、観光、物産の情報発信や国際交流促進等の様々な活動を行っております。

具体的には、米国沖縄県人会イベントへの参加、経済、文化等の多方面で活動する北米ウチナーンチュとの情報交換等のほか、日本政府観光局や日本大使館と連携し、沖縄の観光や食のPR、物産情報発信などを行っております。昨年4月に開催されたワシントンDCさくらまつりでは、沖縄の伝統文化などを紹介するブースを出展し、ワシントン駐在が沖縄県の窓口となって沖縄の文化や観光物産などの情報を発信しました。

引き続き基地問題への取組に加えて、文化や観光、物産に関する情報の提供も含め、米国民の沖縄への関心が高まるような活動を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 次に、米国市民団体等との共通理解の深化が重要だと思います。APALAですが、

米国政権党の有力支持労組ながら、辺野古新基地建設反対の総会決議を採択しており、今後とも連携強化が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○溜政仁知事公室長 沖縄の基地問題を解決するためには、米国政府や連邦議会関係者以外の団体にも働きかけることが重要であると考えております。米国の市民団体である、アジア太平洋系アメリカ人労働者連合——APALAは、ワシントン駐在の働きかけにより、昨年8月に辺野古新基地建設への反対や米軍由来の環境問題に取り組む沖縄県民への支持と連帯を表明する決議を、同団体の総会で採択しております。今後とも影響力のある団体等と連携し、沖縄の米軍基地の課題解決につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 沖縄の基地問題は何ら前進していないと野党議員の意見に対する所見を伺いたいのと、また国と県、自治体との協議機関の開催が重要ですが、対話による解決に努力してきた県の取組、国が開催を行わない現状をどう打開するのか伺います。

○玉城デニー知事 県政の長年の課題である基地問題については、一朝一夕に解決することは、やはり困難であります。県民の目に見える形で、過重な基地負担の軽減が図られるよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、私がかねてから辺野古新基地建設問題をはじめ、日米地位協定、基地から派生する事件・事故、PFOS等の環境問題などの基地問題については、対話によって解決策を求めていくことが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じ連携して取り組むことが重要であると考えております。

沖縄県はこれまで、辺野古新基地を含む基地問題について、普天間飛行場負担軽減推進会議などの既存の会議体に加え、私が総理と直接面談し、対話による解決を求めてまいりました。引き続き基地問題の解決を図るため、政府に対しては、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいりたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 昨年度、新・沖縄21世紀ビジョンがスタートし、SDGs、環境、平和分野など、その計画を推進する視点で、ワシントン事務所の発展が期待され、国連、国際機関、沖縄のネットワークなど、沖縄の強みを生かした平和構築について、

万国津梁会議からの地域外交に関する提言について、提言の受け止めと、地域外交基本方針策定に当たりワシントン事務所の位置づけ、国際社会へどのように働きかけ連携するのか、知事の所見を伺います。

○溜政仁知事公室長 沖縄県におきましては、沖縄県地域外交基本方針（仮称）を策定するに当たり、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議を設置し、経済、歴史学術、平和、国際協力、外交等の10名の専門家で御議論をいただきました。その内容を昨日、提言としまして、委員各位から知事に提出があり、それを受け取ったところでございます。同提言書では、ワシントン事務所について、主要業務である米軍基地問題分野のほか、商工、観光、歴史、文化、学術研究、県系人関係などの幅広い分野での活動が行われるとされ、海外現地の情報に精通し、人的ネットワークを有する海外事務所の重要性とその機能強化の必要性などの御提言をいただいております。

現在、作成を進めている地域外交基本方針（仮称）においては、ワシントン事務所を含む、海外事務所が現地地方政府や関係機関等のネットワークを構築する上で、重要な役割を担うことを踏まえ、さらなる充実を図るよう検討してまいります。

○瀬長美佐雄委員 ワシントン事務所設置の目的達成のためには、新建議書の実現が重要であり、新建議書に込めた知事の思いと、基地のない沖縄を展望する新建議書実現への知事の決意を伺います。

○玉城デニー知事 新たな建議書は昭和47年の復帰に当たって、基地のない平和の島を強く望んだ県民の思いなどを引き続き尊重する必要があるとの考えに立ったものであります。

復帰から50年以上が経過した現在、アジア太平洋地域の安全保障環境は厳しさを増しているものと認識しております。しかしながら、沖縄県としては、米軍基地が集中していることに加え、自衛隊の急激な配備拡張による抑止力の強化が、かえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標となることは決してあってはならないと考えております。このため、新たな建議書はこうした事態が生じることのないよう、最大限の努力を払うとともに、平和的な外交、対話による緊張緩和と信頼醸成に取り組むよう強く求めたところであります。

沖縄県としては、ワシントン事務所での活動なども通じて、沖縄を戦場にさせないとの県民の思いを積極的に発信し、基地のない平和で豊かな沖縄の実現につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○國仲昌二委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 知事よろしくお願ひします。辺野古問題から2点です。

1点目は、先ほど来ありますけれども、政府との対話は実施できていません。最高裁判決後、さらに難しくなっていると認識していますけれども、今後、対話実現に向けたきっかけや糸口をどうつくるのか、まずお願いいたします。

○玉城デニー知事 私はかねてから、この辺野古新基地建設問題は、やはり対応によって解決策を求めていくことが重要であると考えており、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対して、沖縄県の立場として申し上げるべきことは申し上げ、そして問題点を指摘しながらも必要に応じて国と連携して取り組むことが重要であると考えております。

沖縄県はこれまで、辺野古新基地を含む基地問題について、普天間飛行場負担軽減推進会議など、既存の会議体に加えて、私が総理とも直接面談し、対話による解決を求めてまいりました。

なお、林官房長官におかれては、1月下旬に来県する方向で調整中と伺っております。お会いした際には、沖縄県との対話の場を設けていただくよう求めてまいりたいと考えております。

引き続き辺野古新基地建設問題をはじめ、沖縄県としては、基地問題の解決を図るため政府に対し対話によって解決策を求める、民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいりたいと思います。

以上です。

○大城憲幸委員 確認ですけれども、これまでと同じ答弁なんですよね。政府は辺野古唯一という、県としては普天間は無条件返還、辺野古の工事は即時止めてくれと。これで対話を求めるというのは、知事はもう私の常識と言うかもしれませんが、我々政治家の常識から言うと、話合いの準備がある、対話の準備があるというときには、やはり一方的にこっちの考えを話しするのではなくて、全部我々が正しいではなくて、やはり落としどころを探ることが必要じゃないかというのは、前からも指摘したつもりなんですけれども。この最高裁判決を受けてもなお、その対話を求めるけれども、基本姿勢はそのままですと、というようなことでいいんですか。確認をお願いします。

○玉城デニー知事 司法における解決だけではなく、対話による解決を求めていくということは、民主主

義における、その真摯な問題解決のための方向性であることに間違いはないというふうに思います。

ですから、この司法での解決だけを求めているわけではなく、対話によって、双方が努力をするというそういう機会をぜひ設けていただきたい。特に普天間基地の一日も早い危険性の除去、沖縄県全体の基地負担の軽減については、少しでもその課題を掘り起こしていったら、双方で解決をするためのどのような取組がなされるかということについての、忌憚のない意見、対話が重要であるというふうに考えておりますので、今後とも引き続きその姿勢を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 基本的姿勢は変えないということで理解しました。

2番目、大浦湾の埋立てが始まりました。県が止める方法をお願いします。

○溜政仁知事公室長 国が提起した代執行訴訟について、代執行要件を満たさないと訴えた県の主張を退け、国の要請を認める福岡高等裁判所那覇支部の判決を受け、国は本年1月10日、大浦湾側の工事に着手しております。県は、昨年12月20日の高裁判決に不服があるとして、同月27日に上告受理申立てを行ったところであり、今後最高裁判所において、高裁判決の問題点を明らかにし、同判決の破棄を求めてまいります。

また県はかねてから、辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくことが重要であると考えており、政府においては、県との真摯な対話に応じていただくよう求めてまいります。あわせて県としては、引き続き全国知事会等と連携した働きかけによる国の裁定的関与の見直し、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成、国際社会への発信など、辺野古新基地建設問題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

○大城憲幸委員 もう今の答弁を聞いてもそう、先ほど来ありますけれども、止める方法というのは、もう——さっきもありました、那覇空港の第2滑走路のときにも変更申請五、六回出ていますよというものもありますし、当然これだけの工事ですから、私も今後普通に考えると変更申請が出てくると思います。だからそのときに知事も、その変更申請のたびにしっかりと審査をしていくと、というような答弁を先ほどしていましたが、結局もう変更申請のたびに審査をして、不承認にして、そして裁判をす

ると。今後また10年以上ももう裁判をするしか手がないという話になるわけですよ。その辺は、今言った認識でいいんですか。私の止めるすべというものに対して、知事公室長の今の答弁というのは、そういう認識ということでもいいですか。

○玉城デニー知事 この間の訴訟におきましては、公有水面埋立法の、例えば承認要件を何ら判断しないままの是正の指示が適法であるとしたことなどについて、それは問題があるということを我々は申し上げなければならぬと思っております。

ですから、このいわゆる法の整備やその内容について、多くの憲法学者、行政法学者の方々から、異議の声が表明されております。その異議について、真摯に国にその問題解決については求めていかなければならないということは、全国知事会などを通して、しっかり裁定的関与についての問題についても是正を図るよう取り組んでいきたいというように考えております。

○大城憲幸委員 前にもお話ししたと思えますけれども、専門の先生の言うことはそのとおりでと思えます。ただやっぱり専門家、あるいはそういう先生方と違って我々政治というのは県民生活ですから、そういう意味で、この辺野古の問題というのは、もうこれからあと十何年もずっと今みたいに対立になるのかなという、知事と私と一緒にするのはもう対話しかないんですよ。政治決着しかないんですよ。

ただ違うのは、それは知事はこれまでの答弁でも、ある意味政府がそのような機会を設けてくれば、我々言うべきことは言って、連携できることは連携しますよと言うけれども、ここまで来ると、やっぱりそのきっかけとか糸口をつかむのは、沖縄県のほうから提案をしないと、なかなかもう最高裁判決まで出た後ですね、もうずっと対話対話と言いながらずっと何年も実現できないというのを繰り返して

いるわけですから、これは沖縄県のほうからぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、もう時間がなくなっちゃいましたが、ぜひ県民のために、この対立を終わらす、その先頭に立ってもらいたいというのを要望して終わります。

以上です。

○國仲昌二委員長 以上で、知事等に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

これより、令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算20件は、これを認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件は認定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和5年第4回議会認定第1号	令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について	全会一致決可
令和5年第4回議会認定第2号	令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和5年 第4回議会 認定第3号	令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計 算認定について	全会一致 可決
令和5年 第4回議会 認定第4号	令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認 定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第5号	令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定につ いて	〃
令和5年 第4回議会 認定第6号	令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算 の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第7号	令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の 認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第8号	令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認 定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第9号	令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認 定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第10号	令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決 算の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第11号	令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造 成事業特別会計決算の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第12号	令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認 定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第13号	令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区 特別会計決算の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第14号	令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定に ついて	〃
令和5年 第4回議会 認定第15号	令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別 会計決算の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第16号	令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決 算の認定について	〃
令和5年 第4回議会 認定第17号	令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定につ いて	〃
令和5年 第4回議会 認定第18号	令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造 成事業特別会計決算の認定について	〃

認定番号	決算名	議決の結果
令和5年第4回議会認定第19号	令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	全会一致決可
令和5年第4回議会認定第20号	令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	〃

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 國 仲 昌 二

○総務企画委員会

令和6年1月16日

決算特別委員長
國 仲 昌 二 殿

総務企画委員長
又 吉 清 義

決 算 調 査 報 告 書

令和5年12月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
別紙1のとおり
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
なし

2 ワシントン駐在の在り方、今後の方向性、今年のアメリカ大統領選挙を踏まえて共和党、民主党に対してどのような働きかけをするのかについて（知事）

【速報版】1月11日 P17～18

（総括質疑の内容）

ワシントン駐在へ年間約1億円の予算を投じているが、沖縄の基地問題は何ら前進していない。ワシントン駐在の在り方、今後の方向性、今年のアメリカ大統領選挙を踏まえて共和党、民主党に対してどのような働きかけをするのかについて知事に聞きたい。

別紙1（総務企画委員会）

総 括 質 疑

1 辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢について（知事）

【速報版】1月11日 P14～15

（総括質疑の内容）

辺野古関連訴訟でこれまで約2億4000万円を支出しており、最高裁で判決が出たにもかかわらず、辺野古に代替施設を造らせないため、県はさらに裁判を提起している。政治的な判断で解決を図るのであれば血税を使って裁判闘争を繰り返すべきではない。これまでの辺野古関連訴訟の経緯と今後の基地問題に対する姿勢について知事に聞きたい。

○経済労働委員会

令和6年1月16日

決算特別委員長
國 仲 昌 二 殿

経済労働委員長
大 浜 一 郎

決 算 調 査 報 告 書

令和5年12月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
なし
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
なし

○土木環境委員会

令和6年1月16日

決算特別委員長
國 仲 昌 二 殿

土木環境委員長
呉 屋 宏

決 算 調 査 報 告 書

令和5年12月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
なし
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
なし

○文教厚生委員会

令和6年1月16日

決算特別委員長
國 仲 昌 二 殿

文教厚生委員長
末 松 文 信

決 算 調 査 報 告 書

令和5年12月12日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要
別紙議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
なし
- 3 その他委員から特に申出のあった事項
なし